

しんけん言うトピア

2015年度の活動



2016年7月20日

新聞労連 新聞研究部

目 次

2016年7月

1	発刊に寄せて 新聞労連新聞研究部長 大迫麻記子	2
2	第39回新聞研究部長会議（2015年12月13日）	
	①会議スケジュール	4
	②第一部	5
	・特別講演 講演「国家緊急権について」 弁護士 永井幸寿 さん	
	・質疑応答	16
	・プロフィール	20
	・資料	21
	③第二部	59
	・部会 今年度の活動テーマ、活動報告、「しんけん平和新聞」について	
	・資料 アンケート結果集約	86
	④第三部	90
	・SEALDs のメンバーを迎えて 矢野和葉 さん 千葉泰真 さん	
	⑤部長会議報告 新聞労連「機関紙」より	111
3	第59回新研中央集会 権力とメディア（2016年6月5日）	
	①スケジュール	113
	②ちらし	114
	③パネルディスカッション	115
	④集会報告 新聞労連「機関紙」より	157

2015年度（2014年7月～15年7月）の新聞研究部の活動

■ 総論

シンポジウムの開催や機関誌での連載を通じ、加盟各社の皆様の新聞作りの役に立つ情報の発信を目指しました。在京新聞研究部（朝日新聞▽共同通信▽時事通信▽新聞協会▽毎日新聞）のメンバーが月に一度、新聞労連に集まって企画を立案し、実施しました。具体的な活動は、以下の通りです。

■ 第39回全国新聞研究部長会議

- ・15年12月、新宿区で開催。
- ・テーマは「国家緊急権」「SEALDsと語る」
- ・講師は永井幸寿弁護士、SEALDsの千葉泰真さん（明大大学院）・矢野和葉さん（放送大学）
- ・参加者は、全国の加盟各社の新聞研究部員約20人。
- ・永井弁護士は、自民党が憲法改正草案に盛り込んでいる国家緊急権について、その危うさを指摘。SEALDsの2人からは、公正な情報をきちんと社会に届けるため新聞に対してネット戦略をより重視してほしいとの要望がありました。

■ 第59回新研中央集会シンポジウム

- ・16年6月、文京区で開催。
- ・テーマは「権力とメディア」。
- ・講師は岸井成格氏（「NEWS23」元アンカー、毎日新聞特別編集委員）▽青木理氏（ジャーナリスト、元共同通信記者）、楊井人文氏（マスコミ誤報検証サイト運営、弁護士）。コーディネーターは新崎盛吾委員長。
- ・参加者は、全国の加盟各社の新聞研究部員と一般の計約300人。
- ・安倍政権に厳しいコメントをしていた看板キャスターの相次ぐ交代や、高市総務相の「電波停止発言」など、テレビによる政権報道のあり方に注目が集まるなか、新聞にはどのような政権報道が期待されるのか。活発にご議論いただきました。

■ 「平和新聞」の見直し

・新研部が年1回発行していた「しんけん平和新聞」について、「節目に出す」ことに改めました。

■新聞労連新コーナー「こちら新研部です」がスタート

- ・「新聞労連」5月号より、新研部の新コーナー「こちら新研部です」をスタート。
- ・原則として毎号、平和やジャーナリズム論についての記事を、全国から出稿します。

<2015年度 在京新研部員>

部長	毎日新聞労組	大迫麻記子
副部長	朝日新聞労組	渡 義人
副部長	共同通信労組	木梨孝亮
部員	時事通信労組	中村進午
部員	新聞協会労組	斎藤甫
	東京新聞労組	未選出
	報知新聞労組	未選出

第 39 回新研部長会議

テーマ：SEALDs のメンバーと話してみよう

日時：2015 年 12 月 13 日（日） 13:00-19:00

場所：新宿区四谷区民センター 11F 区民集会室 2・3

東京都新宿区内藤町 87 番地 電話 03-3351-3314

<http://ycc.tokyo/about.html>

地下鉄 丸の内線「新宿御苑前」駅より徒歩 5 分

<スケジュール>

12月13日（日）

12:30～ 受け付け開始

13:00 主催者挨拶

13:05 講演「国家緊急権について」永井幸寿 弁護士

14:05 休憩

14:15 部会

2014年度活動報告

2015年在京新聞研究部員メンバー紹介

2015年度の活動方針について意見交換

各組合・地連の活動報告と参加者自己紹介

まとめ 確認

17:00 休憩

17:15 SEALDs のメンバーを迎えて ディスカッション

千葉泰真 さん 明治大学大学院修士課程1年目政治学専攻

矢野和葉 さん 放送大学4年生 社会学専攻

19:00 終了

19:30- 交流会

講演 「災害・テロと国家緊急権」 日弁連災害復興支援委員会前委員長 永井幸寿**■国家緊急権導入の動き**

自由民主党は憲法 9 条の改正を念願していますが、反対の強さを予想して、まず 96 条を改正して改憲しやすくし、次の段階で 9 条の改正を実現しようという 2 段階方式を模索しました。しかし、改憲そのものに未だ強い抵抗があることを考慮して、解釈改憲→明文改憲→9 条の改正という 3 段階方式を進行させています。そして今、安保関連法案を通して解釈改憲を成し遂げた自民党は、憲法改正推進本部長の船田元氏の「賛同を得やすいところから憲法改正の課題にする」という発言からもわかるように、明文改憲に手をつけ始めたのです。それが、災害を理由に憲法を改正して緊急事態条項、すなわち、「国家緊急権」を創設しようとする動きです。このことは、衆議院予算委員会での安倍首相の発言や、パリの同時多発テロで国家緊急権発動などで明らかですが、共産党を除く野党は明確にはこれに反対をしていません。本日は、①国家緊急権とは何か。②日本国憲法の趣旨は何か。③災害、テロのために国家緊急権は必要か。④自民党案の国家緊急権案はどのようなものか。これらについて述べたいと思います。

①国家緊急権とは何か。**■国家緊急権の定義**

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態が起きた時、国家権力が国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して非常措置を取る権限のことです。国家緊急権は、平常時と異なる行政権への権力の集中と、人権の強度の制約を容認することになります。

■近代憲法における基本的人権・国家の役割・権力分立

近代憲法における基本的人権は、「人が自律的な個人として、自由と生存を確保し、尊厳を持って生きるために不可欠な利益」と定義することができます。その性質は

- ①固有性：人権が憲法や天皇から恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有する権利であること
- ②不可侵性：原則として公権力（行政・立法・司法）によって侵されないこと
- ③普遍性：人種、性、身分などの区別に関係無く、人間であることに基づいて当然に享有できること
ということです。

基本的人権には幸福追求権、表現の自由、財産権等があります。その基本的人権を確実なものにするために、人は社会契約を結び、国家（政府・議会・裁判所）に権力の行使を委任しています。そのことに応えるのが国家の役割であり、国家の権力が強大になり権力を濫用して国民の人権を侵害しないように、国家を立法・行政・司法に分離独立させ、相互に牽制させるのが権力分立です。権力分立の趣旨（性質）は、権力の濫用から国民の自由を守る「自由主義」、権力が集中した方が効率が上がるがえて分離

摩擦を生じさせ国民を権力濫用から救うという「消極性」に加えて、最も重要なのは「懐疑性」だと考えます。どんなに立派な人でも、何時も権力を獲得したがる弱点があります。しかも権力を握ればそれを濫用する性向がある（ジョン・ロック）。つまり権力分立は、人間性への深い反省・政治の現実の認識による、いわば大人の制度なのです。そして、人権保障と権力分立を憲法で定めて、国家権力を縛り国民の権利・自由を守ったのが「立憲主義」です。

■近代憲法における人権思想と国家緊急権

上図の左側が人権思想です。その中で最も重要なものが人権であり、それを実現するために国家をつくり、国家が権力を濫用しないように、権力分立の制度を設けたのです。民主主義国家の憲法は、みんなこの構造を持っています。

それに対して、上図の右側が国家緊急権です。人権思想とは逆に、最も重要なのは国家なんです。そのために、「国家が一番大事なんだよ」「だから基本的人権は、そのために制約するんだよ」「だから権力も集中するんだよ」という構造なんですね。上の図の右側の構造は、実はフランス革命の前の、絶対王政の構造と同じなんですね。この“国家”のところに“国王”と入れてみればわかるわけです。こういうものが国家緊急権なんです。そうすると、なぜ人権思想が生まれているにもかかわらず、こういう国家緊急権が出てきたのでしょうか。

国家緊急権が生まれた法律についての系譜は二つあって、英米法型と大陸法型（ドイツ・フランス系のもの）があります。英米法型のもの、マーシャル・ローという戦時法規で発達しました。「戦争があった時は、その地域の統治権（立法、行政、司法権）は司令官に帰属する」というのが戦時法規（マーシャル・ロー）です。その時は通常の裁判所の裁判権が排除されます。英米法の場合には、個人の権利がどう保障されるかという視点で考えられています。

それに対して大陸型がどのように誕生したかと言うと、民主主義が出てきた時それに対抗するために、国王の権力を保留するために生まれたんです。ですから民主主義とは生まれが全く逆なんですね。それがずっと残って、現在まで引き継がれているわけなんです。ですからこれは、統治する側（政府側）の発想でモノを見ます。この大陸法型の国家緊急権が引き継がれたのがワイマール憲法の国家緊急権であり、大日本帝国憲法の国家緊急権であり、その影響をすごく受けているのが自民党の国家緊急権なんです。

■国家緊急権の危険性

国家緊急権は諸刃の剣だといわれています。つまり便利なところもあるけども、危険なところの方がむちゃくちゃ多いんです。これは過去に野心的な政治が軍人によって濫用され、クーデターを起こす時などにも使われてきました。

これには4つの危険性があります。一番目は《不当な目的》で、緊急時じゃないのに、緊急時だと言って使ってしまう。二番目が《期間延長》。一旦権力を握ったら離さない。三番目が《過度な人権制限》。人権をむちゃくちゃ制限してしまう。そして四番目が《司法の抑制》です。政府がこのように国家緊急権を使うと、裁判所というのは、どこの国でも抑制するようになってしまうんですね。

例えばワイマール憲法下で国家緊急権を使ったナチスドイツの場合です。第一次世界大戦でドイツが負けて、平和的でない憲法を作ろうとワイマール憲法が出来ました。それは大統領公選制や普通選挙権

(20歳以上の男女)などが盛り込まれ、最も民主的でいい憲法だと言われていたのですが、そこには恐るべき国家緊急権(ワイマール憲法48条)がありました。「緊急事態があったときは、大統領は人身の自由や意見表明の自由等、7ヶ条の基本権を一時的に停止できる」というものです。

それでナチスが合法的に政権を取ってヒトラーが総理大臣になったとき、ちょうど国会議事堂が燃えたんです。誰が燃やしたのかは未だにわからないのですが、それを共産党のせいであるとヒトラーは断定。この国家緊急権を適用して、言論・報道・集会及び結社の自由や通信の秘密を制限し、令状によらない逮捕拘束を可能にしました。それで西ヨーロッパで一番大きかった共産党のドイツ共産党は一瞬にしてなくなってしまったんです。

その後、かなり干渉した形で選挙が行われました。それでナチスは第一党になったのですが、ただ国民はおかしいなと思ったんでしょうね。過半数いなくて共産党の議員も81人が当選しました。ところが身柄を拘束されているから登院できない状態で、全権委任法が強行採決されたわけです。全権委任法というのは、国会の立法権が全部政府にいくという法律です。これでナチスの独裁が確立してしまいました。

- ①不当な目的：ナチスに反対する政治勢力弾圧のためにできた
- ②期間延長：授権法の制定によって緊急措置が固定された
- ③人身の自由：表現の自由及び政治活動の自由等の人権が過度に制約された

ということです。

日本でも大日本国帝国憲法の時に国家緊急権が4つありました。そのうち主なものは緊急勅令(8条)といって、緊急事態(議会閉会)の場合、政府は法律に変わる勅令を出すことが出来ました。あるいは戒厳です。これは、緊急事態の時は国の統治作用(立法・行政・司法)が軍隊に移るというものです。

この緊急勅令に関しても、平常時なのに緊急時だと言って濫発されたわけですね。治安維持法厳罰化法という最高刑を死刑にする法律案が議会で廃案になった後に、緊急事態だといって勅令で通してしまっただけです。あるいは戒厳ですけど、これは憲法と戒厳令によって、戦争と内乱の時しか使えないはずなのに、これも濫用して災害時にも拡大されて、関東大震災にも適用されてしまった。その時、軍が自警団へ指示権を付与して、それによって、一般の市民が武器を使ってたくさんの在日朝鮮人を殺してしまったんです。よく「在日朝鮮人はパニックで殺された」と言われますが、そうじゃなくて、戒厳が濫用されたから殺されてしまったわけなんです。

②日本国憲法の趣旨は何か

日本国憲法はこれらの経験から、国家緊急権の規定はあえて設けませんでした。但し緊急時にどうするかというと、二つの制度を作ったのです。一つが参議院の緊急集会です。衆議院が解散された時に大災害が起きたらどうなるかというと、衆議院がないので参議院が国会の代わりに召集されて、予算及び法律を議決する。それで直ちに国会が召集されてその承諾を得る。得られない場合は効力を失う。それが緊急集会です。

もう一つが政令の罰則の話です。これは永田町の直下型地震のように、参議院の緊急集会さえも召集できない時はどうなるのかという問題です。そういう時は政府は政令で対処する。それで政令には罰則が

ないと実効性がないのですが、罰則をつけると濫用の危険があるので、特に法律の委任がある場合のみ罰則がつけられるという制度が出来たんです。この考え方に基づいて生まれたのが、災害対策基本法の緊急政令ですがこれは後でまた説明します。

国家緊急権を日本国憲法が設けなかった理由をまとめるとどういうことか。これは帝国議会の議事録にちゃんと載っています。理由は四つあります。

第一は民主主義。民主政治を徹底させて国民の権利を充分擁護するためには、政府の一存で行う措置はなるべくやめなければいけない。

第二は立憲主義。非常という口実で政府の権限を大幅に認めると、どんなに精緻な憲法でも破壊されてしまう。

第三が憲法の制度です。必要があれば臨時国会を召集、あるいは参議院の緊急集会を召集すればいいでしょう。

第四が法律等による準備です。こういう事に関しては、事前に法律等で準備しておくことで対処すべきだということです。

このように日本国憲法では、濫用の危険性から国家緊急権を憲法には設けなくて事前に法律で準備しておく。厳重な要件で法律で整備する、という考え方をとっているわけです。

■国家緊急権の学説・意見

憲法審査会で近藤三津枝衆議院議員（自民）が「大災害が国政選挙の公示日直前に発生した場合、法律で選挙期日の延長と議員の任期延長はできますか」と聞いたことがあります。政府（野田佳彦首相当時）は「できません」と答えました。そしたら「選挙の実施一つを見ても非常事態の想定が現行憲法でなされていない」「だから国家緊急権が必要なんだ」と言っているんですが、これは間違いです。国はちゃんと機能するんです。第一に衆議院の解散後総選挙前に衆議院議員を欠いていても、参議院の緊急集会を求めることはできるのです。

それでは、第二に参議院議員の任期満了の選挙の直前に大災害が起きたらどうするか。その時は参議院議員の半数が改選になってますから、残りの半数がいるんです。定足数は1/3ですからこれによって参議院は機能するし、衆議院は存在しています。第三にダブル選挙の時はどうなのか。衆議院が解散して参議院議員も任期満了の時に大災害が起きた場合です。その時は衆議院はありませんが、非改選参議院議員が半分いますので、これによって参議院の緊急集会の召集が可能なんです。

そして今政府がよく言っているのは、衆議院議員の任期満了による選挙直前の場合です。衆議院の任期満了による選挙は、実は、憲法を作ってから68年間で1回しかないんです。だからほとんど起きない希な事情の時です。これについてどういう風に対処するのか。これは空白が出ないように公選法で任期満了の30日以内に選挙することになっており、前の議員が退任すると同時に新しい議員が選任されるようになっています。あるいはこの時、参議院の緊急集会というのは本来は衆議院の解散時の規定なんですけど、任期満了の時にも使ってかまわないという風に考えられます。なぜなら、国会が機能しない時に国会に代替するというのが、参議院の緊急集会の趣旨だからです。これは私の意見ではなくて憲法学者の意見なんです。ですから、現行憲法ですべて対処できてしまうわけなんです。

■法律による制度（災害の場合）

それでは先程言いましたが、災害に関して法律の制度はちゃんとあるのかと言うと、ものすごく完備しています。大災害が起きて非常事態の布告を内閣が宣言すると、立法権に関して四つの事項が国会から内閣に移ります。それは衆議院が解散中で参議院の緊急集会も要求できない場合なのですが、①生活必需物資の配給とか、②物の価格の決定、③金銭債務の支払いの延期、④外国からの救助の受け入れ、この四つは直ちに政府で立法できてしまうんです。但し、直ちに国会を召集して承認を得なければならないし、そうしないと効力を失ってしまいます。

あるいは、内閣総理大臣に権限が集中する制度があります。国民に物資をみだりに購入しないことを要求したり、関係指定行政機関や地方公共団体の長に対して必要な指示が出せる。あるいは防衛大臣や警察庁長官に帰属する権限が内閣総理大臣に集中します。それから都道府県知事にある権限が内閣総理大臣に集中します。こういう形で集中する規定があります。

そして都道府県知事には、災害時の強制権というのが認められています。例えば、医療・土木に関しては、都道府県知事がお医者さんに対して「被災地で医療に従事なさい」と命令することができます。これは罰則がありますから、拒否すると処罰されます。あるいは病院や診療所など、土地・建物の使用が強制的にできるし収容もできる。これにも罰則が付いています。あるいは、職員に土地・建物などの保管場所への立ち入り権限を認める。これも罰則による強制があります。このような形で、日本の災害に関する制度というのは、他の国に比べるとかなり整備されています。

■外国の国家緊急権との比較

なぜそういう事が言えるのかということ、外国と比較してみました。まずアメリカには、国家緊急権はありますが災害に関しての国家緊急権はありません。イギリスに関して同様です。まあイギリスという国は災害が発生しないのか、イギリスには災害関連法規もありませんけどね。

ドイツには災害に関する国家緊急権、憲法（基本法）があるんですが、そこで定められているのは、「州は他の州の警察力、行政機関、連邦国境警備隊、軍隊の人員、物的手段を要請できる」と書いてあります。被害が広域の場合は「危険が1州の領域を超える場合は、連邦政府は他の州の警察力を使用するように指示し、警察を支援するために連邦国境警備隊及び軍隊を投入できる」と。つまり、被災地の州は他の州に対して応援してくれと要請できて、広域の場合は、連邦政府が他の州に応援させることができるという事です。これは日本の国内法に全部書いてあることです。災害対策基本法、自衛隊法、警察法、災害救助法ですね。

よく言われていることですが、「1990年～2008年に制定された93カ国の憲法の全てに国家緊急権が定められてるが、日本には国家緊急権がない」という見解があります。これは西修さんという憲法学者のご意見なんですが、日本では先程言ったように、日本の法律制度の中に権力の集中とか人権の制限の規定があって、災害時の対処できる制度が存在するわけです。アメリカ・イギリスでは、そもそも憲法上に国家緊急権はないわけだし、ドイツの制度よりも勝る制度が日本にはすでにあるわけなんです。

③災害、テロのために国家緊急権は必要か

■災害と国家緊急権

それでは、国家緊急権が災害時に必要なものなのかということです。災害時の原則というものがありまして、これは災害の専門家が言っていることですが、「準備してないことは出来ない」ということです。要するに災害対策というのは、「過去の災害を検証し、それに基づいて将来の災害を予想し、その効果的な対策を準備すること」なんです。国家緊急権というのは災害が起きた後に権力を集中してしまう制度で、一種の泥縄式に権力を集中してそこでどうしようかと考える制度なんです。それでは想定していない事象に対しては、もはや対処できないわけなんです。

そんなことがいえるのかということで東日本大震災の実例を見てみましょう。東日本大震災では、法律上の制度はあるけども、それがきちんと運営されなかったということで対処できなかった、ということがほとんどなんです。例えば双葉病院事件というのがあって、福島第1原発のすぐそば（4.5 km）にある双葉病院と、その経営する介護老人保健施設にいた寝たきり高齢者 180 人の方々が、震災の直後に 50 人亡くなってしまったんです。事実関係を簡単にまとめると、

- ・3月11日に震災が発生して、停電断水や原発事故が起きる。
- ・3月12日には水蒸気爆発が起きて、内閣総理大臣が20 km圏内の人に、屋内・屋外待避指示を出した。でも寝たきり老人は動けない。
- ・3月14日までに4人が亡くなった。

もうこれ以上は危険だということで、寝たきりの高齢者を運ぶことに決めて運んだのですが、どこに運ばばいいかわからないような大変な混乱だったので、最初に行ったのが放射線物質のスクリーニング会場だったんです。そこではこの高齢者の方々を収容できないということで、原発の20 km圏外を迂回走行すること6時間をかけて、いわき市の光洋高校体育館に到着しました。そこは医療施設ではなく器材も薬品もなく、移動中・移動後に寝たきりの高齢者46人が亡くなってしまいました。

なぜこういう事が起きたかと言うと、法律では国は防災基本計画を作り、都道府県や市町村は地域防災計画を作るという規定があります。そして避難訓練や避難教育を実施しなければいけないという事になっているんですが、地震では原発事故が起きないということになっていたんです。ですから事前の段階で原発事故に対処するために、原発事故が起きた時には車両やドライバーをどう確保するのか、避難ルートはどうするのか、避難した先で高齢者や障害者の収容施設はどうするのか。そういうことは計画に全くなかったんです。

こういう計画を作って、県境を越えて連携して計画を策定する、あるいは避難訓練をする。そういう事がなかったことから、双葉病院事件のようなことが起きた。つまり法律や制度は完備しているんですが、適正に運用されなかったことが原因になるわけで、憲法を停止して権力を集中しても何にもならないんです。

あるいは、釜石の悲劇といわれるものがあります。これは、釜石市の鶴住居（うのすまい）防災センターに推定244人が避難し、全員が死亡した事件なんです。釜石市の死者・行方不明者は約1000人ですから、その1/4という沢山の方が亡くなってしまったことになります。

そのことを理解するには避難場所と避難所の違いを知る必要があります。避難場所とは“場所”なんです。災害時に危難を避けるための避難先のことです。津波の避難先には高台が指定されます。避難所というのは、危難が去った後の生活の場です。ですから平地にあたりします。この鶴住居防災センターは平地にあって、避難所ではありましたが避難場所ではなかったんです。現実の避難場所は高台に

ある福祉施設だったのですが、避難訓練をやっていると避難場所が高台にあるので人が集まらない。そこで自治会長が釜石市の防災課長に、「鶴住居防災センターを避難場所にして防災訓練をやっているんですか」と聞いたら「いいですよ」とOKを出したんですね。ところが釜石市はそこが避難場所ではないことを十分に告知していませんでした。

そして大震災が起きる8日前に訓練をやったところ、このセンターに101人が集まった。その8日後の3月11日に東日本大震災が発生して、推計244人がここに集まったのですが、避難場所ではありませんから津波に襲われて、みんな流されてしまった。結局、不適切な訓練によって多数の命が失われたわけで、法律や制度の適正な運用がなされなかったことが原因になるわけです。

同じ釜石市でも「釜石の奇跡」と呼ばれるものもあります。釜石市では小中学生2921人が生き残りました（生存率99.8%）。なぜこういうことが起きたかと言うと、釜石東中学の生徒は、地震後すぐに「津波が来るぞ」と叫びながら避難場所に逃げて、逃げる中学生の姿を見た鶴住居小学校の児童もその後を追いかけた。子供達は一旦高台にある避難場所の福祉施設に逃げたのですが、ここも危ないと判断して更に高台に逃げたんです。大津波は小学校も中学校も襲ったし、更に避難場所だった福祉施設も流してしまいましたが、子供達は助かったんです。なぜこういうことが起きたのか。

平成20年に市教育委員会がアンケートを取ったら、先生たちが津波教育をほとんど実施していないことがわかった。そのことに危機感を持った先生たちは、群馬大学片田敏孝教授（災害社会工学）の講演などを通じて、その意識も変わりました。それで先生たちによる津波教育の手引きが平成22年3月に完成。翌年の3月に東日本大震災が発生したわけです。

片田教授による津波避難の三原則というものがあります。

- ①想定にとらわれるな。ハザードマップも信じるな。
- ②最善を尽くせ。津波が来たら最善を尽くす。
- ③率先避難者たれ。一生懸命逃げる姿が周囲の命を救う。

①に関して、釜石東中学校はハザードマップでは浸水区域にはなっていませんでした。子供達は信じなかったんですね。②に関しては、子供達は一旦避難場所まで逃げたのですが更に上まで逃げたんです。③に関して、中学生の避難する姿が他の人を避難させることになった。このように子供達は、教わったことをそのままやっただけなんです。「奇跡」でもなんでもありません。つまり命を救うのは、法律や制度（防災教育・避難訓練）の適正な運用による事前の準備であって、災害後に憲法を停止しても対処できないと考えられるわけです。

衆議院の憲法審査会で、山尾志桜里衆議院議員（民主・元検事）が「3・11を経験し、いかなる努力をもっても防ぎきれない非常事態が現に起きることを目の当たりにした。非常事態に危機にさらされる国民の生命財産等の人権を守るため、内閣総理大臣に権限を集中して人権を制約することが必要だ」と言っているんですが、これは明らかに間違いです。まず「いかなる努力」もやったのかどうか。法律の適正な運用による事前の準備を怠ったことが原因であり、準備していれば充分対処できた。そして国家緊急権は人権を守るための制度ではなく、国家を守るために人権を制限する制度です。このレトリック、この理屈には、惑わされないようにして頂きたいと思います。

■テロと国家緊急権

これまでの話を前提にすると、テロを理由にした国家緊急権は創設すべきではないということになります。まず憲法政策の問題ですが、テロは自然災害と異なり、必ず起こるものではなくて政策によって対処することは可能なわけです。例えば、中立性を維持して紛争当事者の何れの側にも立たないとか、紛争の平和的な解決への時間をかけた努力をする。当事者をわが国に呼んで話し合いの場を設定するとか、そういうことをすれば政策的に回避する可能性もあるわけです。そして日本国憲法の趣旨は、濫用の危険性から国家緊急権は憲法に規定しませんが、非常時への対処の必要性から、平常時から厳重な要件で法律に定める、ということになっています。

それからテロ対策については、私はテロの専門家ではないのでこれが正しいのかどうかわかりませんが、普通に考えると、災害と同じように事前の予防と直後の応急対応、それに事後の復旧ということが考えられるわけです。たぶん最も重要なのは事前の予防ではないでしょうか。国家緊急権でテロが発生した後に権力を集中しても、治安維持にはなるけれどもテロの被害は回復できないと思うんです。

法律の制度はどうなっているかと言うと、実は国民保護法と武力攻撃事態国民安全確保法というのがある、この国民保護法が実質的にはテロ対策基本法の性質を持っています。これは災害救助法と災害対策基本法を手本に作った法律であり、それに合ったような規定が並んでいます。

統治機構に関して言えば、災害対策本部長（内閣総理大臣）は都道府県知事に措置をとることを指示できるとか、情報が全部総理大臣に集まるようになっていたりとか、自衛隊の派遣を求める権限が総理大臣に帰属する、などがあります。また災害時の誘導に関して言うと、職員、消防職員、自衛官等は車両などの通行の禁止とか誘導ができるし、運送事業者に対して運送を求める強制権が出てくる。さらに知事の強制権としては、物資等の売り渡しや収用ができるし、収容施設のために土地・建物を同意の有無なく使用でき、その為の立ち入り検査も出来る。そして医師、看護師等に対して医療の実施を要請できます。これは命令ではないのですが、指示権という形で出ていきます。国民保護法に関して言うと、直後の対応と復旧・復旧は良くできているんですけど、事前の予防がないんですね。ですからもし作るのであれば、その部分を作れば対処できると思います。

そもそもテロが国家緊急権を発動すべき場なのかと言うと、最初に定義したように、「平常時の統治機構」が機能しない時に国家緊急権というのが適用されるんです。「平常時の統治機構」は何かと言うと、国民が国会議員を選出して、国会が法律を作って、内閣が法律の執行を行って、裁判所が法律で裁判をすることですね。テロというのは単なる犯罪ですから、これによって平常時の統治機構が機能しなくなることはないわけなんです。ですから、そもそも国家緊急権の適用場面では無いんです。はじめに言った国家緊急権の中にも「テロ」という言葉は出てきません。

ついでにフランスの制度について言うと、フランスの国家緊急権は憲法上と法律上があります。その国家緊急権については、車両の通行禁止や滞在の禁止などいろいろな権限があります。日本でも「令状なしの捜索や集会の禁止をすべきだ」という意見があるんですが、今回フランスで適用されたのは法律による国家緊急権（緊急状態法）によるものです。緊急事態法はテロだけを対象にしているわけじゃなくて、暴動や大きな混乱状態も入りますので、集会禁止や令状なしの捜索とか、そういうものが対象になっているわけです。それからテロの場合には、集会禁止にする立法事実、要するにニーズが存在しないと考えられるわけなんです。あるいは、令状なしの捜索も必要がなくて、普通と同じような手続きで何も問題ないんじゃないかと考えられます。

今回フランスは軍隊を派遣していますが、あれは大統領が止められなかったということを誤魔化すために、ああいうデモンストレーションをしたような感じがあると考えられるんですね。本来、事後的にあそこまでする必要があったのか、ですね。それに人身の自由とか表現の自由に関しては、本来の趣旨からすれば、安易にフランスの真似をしたらいいのか、という風に考えられます。

④自民党案の国家緊急権案はどのようなものか。

自民党の国家緊急権案は、「大災害が起きた時などに緊急事態の宣言をすると、内閣が法律と同等の政令を制定できる」ということです。まずどういう場合にそういう事ができるかと言うと、「要件を憲法に書かないで法律で定められる」となっている。そうすると、国会の過半数で法律を通せば「どういう場合に憲法が停止できるかが決められる」ということになるんです。例えば「戦争や内乱の時などはできる」とか憲法で限定しているのならまだわかるんですが、「法律で定める場合には憲法を停止できる」という事になると、その中にテロの場合やデモが起きた時とか、あるいは大規模なストが起きた時に、国家緊急権を行使できるように定めることができるわけです。いま私が言っている事は、本日の資料の「憲法をダシにした改憲は誤りである」の中（75 ページ）に書いてありますので、そこを読んでおいてください。

もう一つ、自民党案には期間についての制限規定がないんですね。つまり、そのようにして立法権が国会から内閣に移ってしまう場合、それは期間を限定しなければいけないわけなんですけど、その期間の限定がないのです。例えば5日とか6日とかの限定が全くありません。むしろ100日を基準にして更新するような規定になっているんですけど、先程言った参議院の緊急集会というのは、過去に2回召集されたことがあるんですが、それでも内閣が請求してから4日目と5日目にもう召集されているんですね。ですから本来、その参議院の緊急集会さえ召集できない時にこの国家緊急権が使えるという限定になるべきですから、100日という期間はあまりにも長すぎるのではないのでしょうか。

もう一つは、内閣が作った法律は、後に国会の承認を得ないと効力を失うと書かれるべきなんですが、その規定が自民党案にはないんです。大日本国憲法の緊急勅令でさえ、帝国議会の承認を得られない場合は効力を失うと書いてあるんですね。ところが自民党案にはそれがありません。つまり国会の承認がなくても法的には効力を失わない、ということになってしまうわけです。

それと「政令で規定できる対象に限定がない」ということは、なんでも規定出来ちゃうということです。全ての人権を制限できる。おそらく権力を集中したい時に一番最初に制約するのは報道の自由ですね。それに選挙制度も変えてしまうことが出来るし、災害時には治安目的で、戒厳を実施する戒厳令を作ることも出来るようになる。例えば戒厳令を作った場合、「自衛隊を災害とかテロなどの場合に治安目的で出動できる」というのも作れるわけですね。自衛隊が治安出動した時は武器が使えますので大変危険なわけです。あるいは、流言飛語が飛ばないようにということで報道制限をする、という危険はあると思います。ナチスの授権法というのは、国家緊急権を使って全権委任法を強行採決してできたものなんですけど、自民党の国家緊急権案は、すでに国家緊急権の中に全権委任規定があるんです。ですからナチスのものより危険な規定である独裁条項だと思います。

■厳格な要件での国家緊急権

「国家緊急権はできるようにしておかないと暴走するから、むしろ、『国家緊急権はこういう具合に作る』という厳格な要件のもとに作っておけばいいんじゃないの」という意見があります。どんな要件かと聞くと「緊急権の始期・終期は発動時に明定する」とか「緊急権の行使した後に責任追及の制度を設ける」などと言われるのですが、最初に始期・終期を定めても、権力者が無視してしまえば効果は同じですし、政治家がそれによって、民事上の賠償責任や刑事上の犯罪としての責任を負わされる事は普通ありません。ですから責任を負うと言っても政治責任に過ぎないわけですから、「あなた総理大臣を辞めなさいよ」「いや、辞めません」というレベルの話になってしまいます。

あるいは、仮に法律を作って責任を負うという規定を作ったにしても、日本の裁判所がそれについて追求する判決を書くかどうかですね。今までの日本の裁判所では、憲法判断などはなかなかしない。つまり、国家緊急権を設定したら、なおさらそういうことはなくなるんじゃないかと考えられます。

ある憲法学者（小林直樹）が「復元のシステムがあって、これを支える主権者である国民の意識がきちんとしていれば、国家緊急権は日本にも設けられますよ」と言っていました。彼はアメリカと日本を比較しています。

■厳格な要件での国家緊急権 アメリカと日本の比較

アメリカの場合は復元のシステムがある。厳格な権力の分立（議会と大統領）があって、大統領は議会に法案提出権もありません。司法審査権に関しては、ミリガン事件の違憲判決があります。これは南北戦争の時、リンカーン大統領が国家緊急権を適用した地域があるのですが、そこはまだ戦争が始まっていなかったので、連邦裁判所はこのミリガン事件については、軍事法廷で処罰された人に関して憲法違反であるという判決を出した、という事件です。あるいはルーズベルト大統領が世界大恐慌の時に「これは戦争だ」と言って国家緊急権を発動し、大統領令をたくさん出してニューディール政策をやったのですが、アメリカの連邦最高裁は片っ端から違憲判決を出していきました。そういうところがアメリカにはあるわけです。

国民の意識は、イギリスから血を流して独立し、自分たちで憲法を制定した歴史があるので、権力に対する警戒心や人権尊重の度合いが一般に強いと言われています。だから立憲的コントロールによる復元力はあるんじゃないかと考えられていますが、日本の場合はどうでしょうか。

日本の国会は議院内閣制をとっています。国会の多数派が政府を作る、ということになっていますから、国会が政府をコントロールするということはまず難しい。司法について言えば、先ほども言いましたが、現在でも政府の行為を追認したり、憲法判断を回避してますから、国家緊急権が作られたら、もう判断はたぶんしなくなると思います。

それでは主権者である国民の意識はどうなのか。文化程度は高いのは確かですけど、独立とか革命の歴史はないわけですね。それに日本では縦社会とか中央集権に馴染みやすい面があって、人権意識が高いとは言えないということで、立憲的コントロールによる復元力はあまり期待できないのではないかと、いう風に思っています。

■被災地弁護士会等の反対

この頃はまだテロのことがありませんでしたので、「災害を理由に国家緊急権を憲法に創設することに反対の声明」というのを18の弁護士会が反対声明を出しています。災害で一番大事なのは、被災の現場に行き現場の被災者の話を聞いて、被災地を見て次の対策を考えること。だから災害が起きた時は、被災現場にいちばん近い自治体に権限を持たせ、そこで対処させるのが一番大事だと思います。

日弁連は被災三県の市町村全部にアンケートを取り、ヒヤリングもやりました。そこで「国と市町村の役割分担として、災害時はどちらに権限を集中すべきですか」と聞いたら、ほとんど全部が「自治体に権限を持たせて欲しい」ということでした。じゃあ国にはどうして欲しいかを聞くと、「自治体を信頼して予算を出して欲しい」と。後方支援ですね。あるいは「人を出して欲しい」「物資を出して欲しい」という答えでした。「災害で憲法が障害になったことがありますか」という設問には、「ありません」が96%「あります」が4%という答えでした。おそらくそれは勘違いなんですけどね。ですから、障害になったという事は基本的にはないと思っていましたね。逆に、「被災者の人権が保障されていません」というところがいくつかありました。

それで「憲法が障害になった」との返答がなぜ勘違いかというと、ガレキの撤去について所有者不明の車はできない、財産権が憲法で保障されているから、それに対して手がつけられないという意味だと思うのですが、憲法29条の財産権は表現の自由などと違って、その29条の中に「公共の福祉による制限が出来る」と書いてあるんですね。憲法21条の表現の自由には書いてありません。それは人権の総則規定に「公共の福祉による制約」が書いてあるわけで、個々の人権条項には書いてないのです。でも財産権には書いてあるんですね。しかも「法律の範囲内で」と。

だから財産権に関する制約は法律でできるわけで、憲法をいじる必要はないんです。そして災害対策基本法64条2項で所有者の同意なくガレキも車も撤去できるのです。これが財産価値がなければ廃棄できます。だから勘違いだと申し上げたということです。

質 疑 応 答

【進行】

永井先生、どうもありがとうございました。ご質問等があれば挙手をお願いします。さっき岩手の話などが出てきましたが、岩手日報の鹿糠さんはどうですか？

【岩手日報労組・鹿糠敏和】

私も震災の時は大船渡にいまして、同席している川端は釜石にいて、まさに釜石の悲劇と奇跡を取材している者ですが、先生がお話の通り、憲法が障害になったと思った事はありません。ただ一点気になったのは、18の被災地弁護士会の方々が「災害を理由に国家緊急権を憲法に創設することに反対」という声明を出されたのですが、これって災害地はどこでも起こりうるものだし、そういった認識を皆さんが持つ必要があると思うのですが、正直我々も、国家緊急権という発想と災害が直接結びついていなかったの、そういう意味では、こうした弁護士会の動きを、全国的にどんどん広げていった方がいいと思うし、我々報道もそれを伝える必要があると思いますが、そこら辺の動きというのは、どのようになっているんでしょうか。

【永井】

すごくいい質問で、私はいま仰った通りだと思います。ところが日弁連が動いてないんですよ。これを言うと…いろいろと内部的にアレなので…今日ね、宴会で隣に座ったらお話ししますが（笑）。少なくともこれに関しては、私はずっと前からやっていますし、中でいろいろ言っているんですが、なかなか…まあ、次の会長にも期待していますけど（笑）。以上です。

【進行】

一番遠い、沖縄から来た滝本さん、どうですか？

【琉球新報労組・滝本 匠】

沖縄では基地の問題とかでよく見ている、共同通信の配信とかで、国家緊急権が安倍政権の改憲の流れの…ということではあるんですけど、引きつけて自分たちの問題として応じるということ、少なくとも私自身には欠けていましたので、今日お話をお聞きして、自分の地域と言うか自分の立っているところでどうなのかというところを、我々地方の新聞としてはやっていかなければならないと考えさせられました。感想めいたことになりましたが…

【永井】

私は琉球新報を毎日とっていて、勉強させていただいています。それでね、沖縄こそ国家緊急権のテーマとして一番の焦点になるところなんです。というのは、戦前の大日本帝国は国家緊急権を行使してどこに行ったのか。軍隊が暴走して行って、最後に大戦を招き、行き着いた先は沖縄戦がその典型です。つまり国家緊急権というのは、国民の人権を守るためではなくて、国家を守るために人権を制限し、あるいは犠牲にする制度なんです。沖縄は最後の時に捨て石にされたわけですね。沖縄の日本軍は「本土防衛のための盾になれ」ということで、住民を守るという事はしなかった。彼らは住民を守っ

てはいけなかったんです。なるべくアメリカ軍を消耗させるだけになったんです。そこで住民に関して言えばどういうことになったのか。それは、日本軍を消耗させないために、あそこで臨時に徴集されて、ろくな訓練も受けなくて、武器もないまま軍隊より危険なところに行かされたんです。住民は何も身を守るものがないところでどんどん死んでいったんです。だからあの沖縄戦を見れば、国家緊急権がどういう使われ方をするのかははっきりわかると思います。

だからよく「国民の人権のために国家緊急権を使わなければいけない」と使われますが、そんなものは嘘っぱちです。国家を守るために、国民の人権を制限し犠牲にするのが国家緊急権です。

【神戸デイリー労組・武藤邦生】

私も勉強不足で理解が不十分なところがあったんですけど、先生のお話をお伺いして、国家緊急権の危険性というものはよく理解できたんですけど、もし国家緊急権があることのメリットが、万が一でも考えられるとすれば、それはどういうことでしょうか。

【永井】

最初に「国家緊急権は諸刃の剣だ」言いましたけど、使い方によっては便利と言うか、いいところがあるものなんです。例えば一応正常に使われているというアメリカの場合でも、1929年の大恐慌で失業者が大量に溢れた時、ルーズベルト大統領は「これは戦争だ」と言って、マーシャル・ルールを使ったわけですよ。それで大統領令をバンバン出した。それによってニューディール政策が実施されてうまく軌道に乗っていったわけですが、ただその面だけを見るといいようですが、その後ルーズベルト大統領が何をやったかと言うと、第二次世界大戦のとき、在米の日本人を日本人だという理由で、大統領令で強制的に収容所に送って、財産を全部没収したんです。アメリカでは憲法上そんなことはできないんですよ。しかも訴訟が起きた時、連邦最高裁はそれを認めてしまったんです。基本的には人種差別の発想があったと思います。

だから同じ人が同じような時期に行使しても、やっぱり権力の濫用というのは出てくるんです。みんな戦争の時はイケイケの方向ですから。だからメリットと言っても…一時的だとは思いますがね。

ついでに言うと、アメリカは国家緊急権が正常に機能していると言いますが、あのアメリカでさえ、その後国家緊急権が解除されたのかと言うと、冷戦を通じてずっと続いているんですよ。要するにソ連とは“冷戦”という戦争状態だとして、第二次大戦の後も国家緊急権はずっと行使されているんです。アメリカの憲法では、宣戦の布告と軍隊の組織と軍事予算に関しては議会の権限で、軍隊の指揮権は大統領の権限、という風に分離しているんですけど、第二次大戦の後、大統領はやりたい時に戦争をやるようになったんです。ベトナム戦争だって宣戦布告はしていません。だからあのアメリカだってそうになってしまう。日本だったらもう、大変だと思いますよ。

【進行】

すみません、私から聞いてもよろしいでしょうか。確かに、災害対策として国家緊急権と言われてもピンとこないのが、先生のおっしゃる事はすごく納得できるんですけど。そうすると、国がこじつけのように災害対策で国家緊急権を…というその心は、先生はどこにあるとお思いですか。例えば、単純な言い方すぎるかも知れませんが、「戦争をするためにこれをやろうとしているのだ」みたいな、その心がど

ここにあるのかを教えてくださいませんか。

【永井】

その心は、最初に「権力分立の趣旨」ということで言いましたけど、「懐疑性」ということですね。「人は何時も権力を獲得したがる弱点があり、しかも権力を握ればそれを濫用する性向がある」これは歴史的にそうなんです。その歴史から学んで、人間が少しずつシステムを作ってきたのが権力分立なんですよ。人間というのはそういうものなんです。だから今、たとえば安倍さんがどういうことを考えているか。そこから先は私も言う立場にはないけれど、基本的にはコレなんですね。こういうものなんです。だから権力はくっつけた方が効率はいいはずなんですけど、それをわざと三つに分割してお互い牽制できるようにしているんです。

【進行】

とても大事なことなのに“うねり”にならないのは、そこがわかりにくくて抽象的なので、「ヤバそうだけど、なんだかよくワカンナイな」ということで、なかなか盛り上がりにくいのかなと思っちゃったりするんですけど、そこは何か戦争をやろうとしているというわけでは…先生もそこまではお思いではないということですか？

【永井】

思ってますけどね（笑）。ナチス・ドイツの例をあげても昔の話で…ヒトラーみたいな人はいないでしょう。大日本帝国の頃なんてみんな生まれてないしね、難しいんだけど…例えば韓国の場合とかで、軍事政権になった時とかあるんですけど…実は韓国でクーデターを起こして、朴正熙という人が軍事政権をやったことがあるんです。それで大統領令を出して…あの頃は学生運動があって、それに対するものすごい縛りをかけて、軍事法廷でいきなり死刑判決を出したりとかいろんなことをやっています。ただね、韓国というのは隣の国ですよ。だからナチス・ドイツほどボロカスに言っていないかわかりませんが、一応そう言って考えます、はい。

【中国新聞労組・金崎由美】

今日お話を聞きながら、些細なことではありますが、麻生さんがワイマール憲法下のナチスの手口を学んだらいい、と言った発言がやはり意味があることだったんだなあ、ということを思い出しながらお聞きしていました。

それで話が外れるかもしれませんが、一点教えていただきたいことがあります。国民保護法ができる時も、国民の権利を制限するものであるという記事を書いた記憶があるんですけど、今日のお話だと、どちらかと言うと「国民保護法がすでにあるじゃん」というような印象を持ったのですが、その点を国民保護法との関連で、先生としてはどのようにお考えかを教えてくださいませんか。

【永井】

実は気付かれてないんですけど、さっきも言いましたけど、国民保護法というのは災害対策基本法とか災害救助法を参考にしていて、災害対策基本法自体がものすごい法律なんですね。先程もここで話しまし

たが、内閣だけでできる立法権が4つですけど、こんな法律はないし憲法違反じゃないかと大問題になりました。だからこの法律を作るときも、1回では国会を通らなくて、2回目に憲法学者を3人呼んだら3人とも合憲だと言ったんです。

その一つで、これは医師などに従事命令を出して罰則で強制しているものですが、これも憲法18条で禁止している「奴隷的拘束及び苦役」の苦役に当たるのではないかという議論がありました。「苦役というのは苦痛をとまなう労役であってこれには当たらない」という考え方でクリアされています。あるいは、土地などの使用や収容ができるというものですが、これに関しても濫用の危険があるんじゃないかということで、衆議院の厚生委員会の中で、付帯決議として「これについては濫用してはいけない」ということが書かれています。ですから国民保護法の前になつた法律があつて、かなり議論されているわけなんですけど、国民保護法でも国民保護法自体が問題になるのであれば、私は場合によっては体でも張った可能性はあるんだけど、いまはそれよりもデカイ憲法の話になってますので…ですから「まだこれがあるじゃない」という言い方を今は使っているわけなんで、それは時代が変ればしょうがないんですね。今は憲法の破壊を止めなくてははいけないという面がありますからね。反対！反対！だけでは説得力がないという面はあると思いますね。

【中国新聞労組・金崎由美】

ありがとうございました。私達も過去の報道との整合性というか、読者に訴えていこうかという時に、自分達もちゃんと整理して、その経緯も既存法律の解釈等も、ある程度整理しなくてはと思ったものですからお聞きしました。

【永井】

さっきのところで「現行法は応急対応と復旧に対処するが、予防は不十分だとすれば、むしろ国民保護法を積極的に修正せよ」と書いてますが、こんなことは昔だったら絶対に書かないですが…むしろ「これで対処できるんじゃない」という、そういう事なんですね。時代が変れば言うことも変わってくるんですね。(笑)

【進行】

どうもありがとうございました。先生は夜の交流会にも参加くださいますので、その時にまた質問等をしていただけたらと思います。それでは休憩をはさんで部会に入りたいと思います。

講師プロフィール

氏名 永井幸寿（ながいこうじゅ）1955年（昭和30年）7月27日生

事務所 アンサー法律事務所

経歴 2002年（平成14年）兵庫県弁護士会副会長
2007年（平成19年）日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員長
2008年（平成20年）日本災害復興学会理事
2011年（平成23年）日本弁護士連合会東日本大震災及び
原子力発電所事故等対策本部副本部長
（現在）
日本弁護士連合会災害復興支援委員会緊急事態法制PT座長
関西学院大学災害復興制度研究所客員研究員
NPO法人災害看護支援機構監事
アンサー法律事務所所長

著書 「震災復興のまちづくりと法」三省堂（共著）
「大震災10年と災害列島」クリエイツかもがわ（共著）
「災害時のヘルスプロモーション」荘道社（共著）
「論 被災からの再生」関西学院大学出版会（共著）
「災害看護」メディカ出版（共著）
「災害看護」ヌーヴェルヒロカワ（共著）
「災害対策マニュアル」商事法務（共著）
「災害救助法徹底活用」クリエイツかもがわ（共著）
「Q&A震災と相続の法律相談」商事法務（共著）
「3.11大震災の記録」震災対応セミナー実行委員会（共著）

論文掲載誌 「NBL」(株)商事法務
「自由と正義」日本弁護士連合会
「世界」岩波書店

災害・テロと国家緊急権

日弁連災害復興支援委員会前委員長 永井幸寿

1 国家緊急権導入の動き

- ▶ 与党自由民主党
 - ▶ 9条の改正・・・出来ず
 - ▶ 2段階方式 96条の改正→9条の改正・・・出来ず
 - ▶ 3段階方式 解釈改憲→明文改憲→9条の改正・・・進行中
 - ▶ 明文改憲 同意できるところから改正する
 - ▶ →緊急事態条項の創設
 - ▶ ①衆議院予算委員会での安倍首相の発言（11/10, 11/11）
 - ▶ ②パリの同時多発テロで国家緊急権発動（11/13）
 - ▶ 共産党を除く野党は明確にはこれに反対をしていない。
 - ▶ ①国家緊急権とは何か。②日本国憲法の趣旨は何か。③災害、テロのために国家緊急権は必要か、④自民党案の国家緊急権案はどのようなものか。

2 国家緊急権の定義

- ▶ 国家緊急権とは戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して非常措置を取る権限をいう。
- ▶ 国家緊急権は平常時と異なる行政権への権力の集中及び人権の強度の制約を容認する。

3 近代憲法

（1）基本的人権

- ▶ ア 定義
- ▶ 人が自律的な個人として、自由と生存を確保し、尊厳を持って生きるために不可欠な利益
- ▶ イ 性質
- ▶ ①人権が憲法や天皇から恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有する権利であること（固有性）。
- ▶ ②原則として公権力（行政・立法・司法）によって侵されないこと（不可侵性）。
- ▶ ③人種、性、身分などの区別に関係無く、人間であることに基づいて当然に享有できること（普遍性）。

3 近代憲法

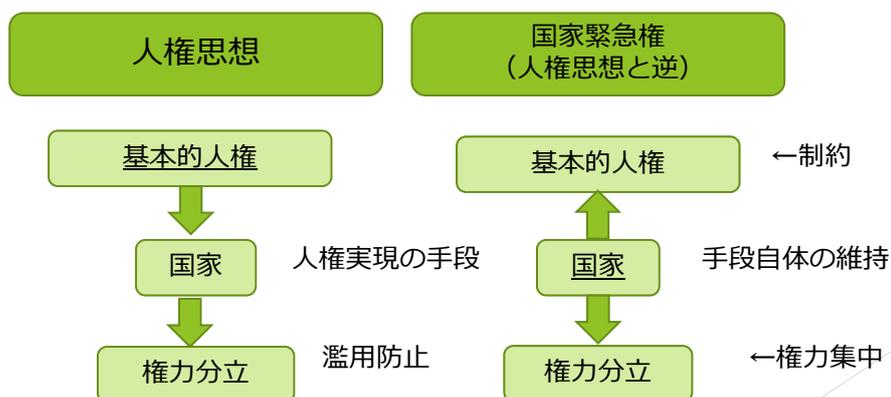
(2) 国家の役割

- ▶ ①人は生まれながら自由かつ平等であり、生来の権利を持っている（基本的人権）。
- ▶ ②その権利を確実なものとするために社会契約を結び政府に権力の行使を委任（国家の役割）。
- ▶ ③国家の権力が強大になり権力を濫用して国民の人権を侵害しないように、国家を立法、行政、司法に分離独立させ相互に牽制させた（権力分立）。

3 近代憲法

- ▶ (3) 権力分立
- ▶ 趣旨は
 - ▶ ①自由主義 権力の濫用から国民の自由を守る。
 - ▶ ②消極性 権力が集中した方が効率が上がるが、あえて分離摩擦を生じさせ国民を権力濫用から救う。
 - ▶ ③懐疑性 人は何時も権力を獲得したがる弱点があり、しかも権力を握ればそれを濫用する性向がある（ジョン・ロック）。
- ▶ →人間性への深い反省・政治の現実の認識による。
- ▶ (4) 立憲主義
- ▶ 憲法で国家権力を制限して、国民の権利自由を守ること。

3 近代憲法 (5) 人権思想と国家緊急権



4 系譜

- ▶ (1) 英米法型
- ▶ マーシャル・ロー（戦時法規）という不文法が適用される。非常時に、国民が軍の法規命令、刑罰権に服して、通常の裁判権が排除される。
- ▶ →法の支配の停止（個人の権利の尊重）
- ▶ (2) 大陸法型
- ▶ 国民主権の原理に対抗して国王の権力を例外的に保留するために生まれた。元々人権思想の対極にある。
- ▶ →公共の秩序安全の脅威（国家重視）
- ▶ この系統が
- ▶ ①ワイマール憲法の国家緊急権
- ▶ ②大日本帝国憲法の国家緊急権
- ▶ ③自民党の国家緊急権案

5 危険性

- ▶ (1) 性質（諸刃の剣）
 - ▶ a 平時の制度では対処出来ない非常事態に対処するためのもの（必要性）
 - ▶ b 立憲的憲法秩序（人権保障と権力分立）を一時的に停止する（危険性）

- ▶ (2) 濫用の危険
 - ▶ 国家緊急権は、歴史的に多くの国で軍人や政治家に濫用されてきた。
 - ▶ ①不当な目的：政府は緊急事態の宣告が正当化されない場合も宣言しがち。
 - ▶ ②期間延長：政府は、戦争その他の危難が去った後も緊急措置を延長しがち。
 - ▶ ③過度な人権制限：政府は緊急事態に対処するため人権を過度に制限しがち。
 - ▶ ④司法の抑制：緊急状態に裁判所は政府の判断を尊重し、平時に比して市民の権利保護を抑制する傾向があり、緊急権に対する司法統制が充分行われない。

6 歴史

(1) ナチスドイツ

- ▶ 最も民主的だったワイマール憲法下のドイツでナチスが合法的に独裁権取得。ワイマール憲法48条。大統領に公共の安全・秩序に重大な障害が生じるおそれがあるとき、人身の自由、意見表明の自由等7ヶ条の基本権の全部又は一部を一時的に停止できる（緊急大統領令）
- ▶ 1934年2月ナチスの政権下で国会議事堂が放火された。翌日共産党の犯行によるとして緊急大統領令により言論・報道・集会及び結社の自由、通信の秘密を制限し、令状によらない逮捕拘束を可能にした。
- ▶ 多数の共産党員・社会民主党員が逮捕・拘束され、その後の選挙で共産党員等は議席を得るも登院できない状態で、授権法（全権委任法）が強行採決されナチスの独裁が確立した。
- ▶ ①不当な目的、ナチスに反対する政治勢力弾圧、②期間延長、授権法の制定によって緊急措置が固定された。③人身の自由、表現の自由及び政治活動の自由等の人権が過度に制約された。

6 歴史

(2) 日本の大日本帝国憲法

- ▶ ア 制度
- ▶ 国家権力が過度に強く人権保障の充分でなかったところ，国家緊急権が加わり濫用された。
- ▶ ①緊急勅令（8条），公共の安全保持，災厄を避けるため緊急の必要，議会閉会の場合，法律に変わる勅令を発す。勅令は次の会期の議会の承認が無いときは将来に向かって効力を失う。
- ▶ ②緊急財政処分（70条）公共の安全を保持するため緊急の需要，議会を招集できないとき，財産処分ができる。次の会期に議会の承認を要するが承認が無いときの効力規定無し。
- ▶ ③戒厳 天皇は戒厳を宣告する。国の統治作用の相当部分が軍事官憲に移されること。
- ▶ ④非常大権 戒厳を超える国の非常権（通説）。
- ▶ イ 濫用
- ▶ ①の緊急勅令→治安維持法の重罰化改正法案が審議未了で廃案。緊急勅令で法案通り改正。
- ▶ ③の戒厳→要件効果は法律で定める。法律は戒厳令とされ「戦争若しくは事変」を要件としたが，これが脱法的に拡大され，天災等にも緊急勅令によって戒厳を実施。関東大震災に戒厳が実施され，軍の自警団への指示権の付与等で，市民が組織した自警団で朝鮮人の大量虐殺。

7 日本国憲法

(1) 災害の憲法体系

- ▶ **あえて国家緊急権の規定は設けなかった。**
- ▶ ①参議院の緊急集会
- ▶ 衆議院が解散されたときで，国の緊急の必要があるとき，内閣は参議院の緊急集会を求められる。緊急集会で採られた措置は，次の国会開会の後10日以内に衆議院の同意が無い場合は効力を失う（憲法54条2項但書，3項）。
- ▶ ②政令の罰則
- ▶ 永田町の直下型等で，緊急集会が求められない時。政令で対処する。政令には特に法律の委任がある場合を除いては，罰則を設けることはできない（憲法73条6号）
- ▶ ③災害対策基本法の緊急政令（109条の2）

7 日本国憲法

(2) 設けない趣旨【昭和21年7月15日第13回 帝国憲法改正案委員会議録・金森國務大臣答弁】

- ▶ ①民主主義：民主政治を徹底させて国民の権利を充分擁護するためには、非常事態に政府の一存で行う措置は極力防止しなければならない
- ▶ ②立憲主義：非常という言葉を口実に政府の自由判断を大幅に残しておくとの様な精緻な憲法でも破壊される可能性がある
- ▶ ③憲法の制度：特殊の必要があれば臨時国会を召集し、衆議院が解散中であれば参議院の緊急集会を召集して対処できる
- ▶ ④法律等による準備：特殊な事態には平常時から法令等の制定によって濫用されない形式で完備しておくことが出来る
- ▶ →濫用の危険性から国家緊急権は憲法には規定しない。
しかし非常事態への対処の必要性から平常時から嚴重な要件で法律で整備する。

8 学説・意見

(2) 憲法審査会

- ▶ H23・11・2
- ▶ 近藤三津枝衆議院議員（自民）「大災害が国政選挙の公示日直前に発生した場合、法律で選挙期日の延長と、議員の任期延長ができるか」
- ▶ 政府（野田佳彦首相当時）「できない。」
- ▶ H23・11・17
- ▶ 近藤「選挙の実施一つを見ても非常事態の想定が現行憲法でなされていない。」
- ▶ しかし、国会は機能する。①衆議院の総選挙直前で衆議院議員を欠いても参議院の緊急集会を求められる。②参議院の通常選挙直前でも衆議院議員、非改選参議院議員（定足数は1/3で足りる）がおり国会開会可能。③衆・参のダブル選挙直前でも非改選参議院議員の緊急集会可能。④衆議院の任期満了による選挙直前でも（衆議院の任期満了による選挙は68年間で1回）公選法の改正で早めに選挙実施して任期満了と就任を同時にする、又は、衆議院が機能しない時に国会に代替するという参議院の緊急集会の趣旨から緊急集会の請求が可能。

9 法律による制度（災害の場合）

（1）統治機構

ア 災害が異常・激甚などで災害非常事態等の布告、宣言が行われた場合

▶ （ア）内閣の立法権

- ▶ 内閣は、国会閉会中、衆議院解散中、臨時会の招集及び参議院緊急集会の請求を求めるとまが無い場合緊急政令を制定出来る。

- ▶ ①生活必需物資の配給，譲渡，引渡しの制限禁止，
- ▶ ②物の価格，役務その他の給付の対価の最高額の決定，
- ▶ ③金銭債務の支払いの延期，権利保存期間の延長。
- ▶ ④被災者の支援にかかる外国からの救助の受け入れ

- ▶ （災害対策基本法109条の2）

- ▶ 政令には刑罰を付せる。

- ▶ 直ちに国会の臨時会を召集し，又は参議院緊急集会を求め，国会の承認が無ければ政令は効力を失う（同法109条の2，1項2項，4項，5項）。

9 法律による制度（災害の場合）

（1）統治機構

ア 災害が異常・激甚などで災害非常事態等の布告、宣言が行われた場合

▶ （イ）内閣総理大臣の権限集中

- ▶ ①国民に物資をみだりに購入しないことの協力要求

- ▶ （同法108条の3）。

- ▶ ②関係指定行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，関係指定公
公 共機関・関係指定地方公共に必要な指示

- ▶ （大規模地震対策特別措置法13条1項）。

- ▶ ③防衛大臣に自衛隊法8条に規定する部隊等の派遣を要請

- ▶ （同法13条2項）。

- ▶ ④警察庁長官を直接指揮監督し，一時的に警察を統制

- ▶ （警察法72条）。

- ▶ ⑤市町村長，都道府県知事に対し，居住者等に対し避難の為の立ち退き又は
屋内退避のための勧告・指示を指示することが出来る

- ▶ （原子力災害対策特別措置法15条，16条）。

9 法律による制度（災害の場合）

（1）統治機構

イ 非常事態の布告等が無い場合

- ▶ 防衛大臣は、災害で都道府県知事の部隊等の派遣要請があった場合派遣することが出来る。但し要請をまついとまが無い場合は、要請を待たないで部隊を派遣できる
- ▶ （自衛隊法 83 条 1 項， 2 項）。

9 法律による制度（災害の場合）

（2）人権制限に関する法制度

- ▶ ア 都道府県知事の強制権
- ▶ ① 医療，土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させる（災害救助法 7 条 1 項）。これには罰則がある（同法 31 条）。
- ▶ ② 救助を要する者その近隣の者を救助に関する業務に協力させることが出来る（同法 8 条）。
- ▶ ③ 病院，診療所，旅館等を管理し，土地家屋物資を使用し，物資の生産，集荷，販売，配給，保管若しくは輸送を業とする者に物資の保管を命じ，収用できる（同法 9 条 1 項）。これには罰則がある（同法 31 条）。
- ▶ ④ 職員に施設，土地，家屋，物資の所在場所，保管場所に立ち入り検査させることが出来る（同法 10 条 1 項）。これには罰則がある（同法 33 条 1 項）

9 法律による制度（災害の場合）

（2）人権制限に関する法制度

▶ イ 市町村長の強制権

- ▶ ①設備物件の占有者、所有者又は管理者に対して当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を取ることを指示できる（災害対策基本法59条1項）
- ▶ ②居住者等に対し避難のための立ち退きを勧告し、立ち退きを指示することができる（同法60条1項）。
- ▶ ③居住者等に対し、屋内待避その他屋内における避難のための安全確保措置を指示できる（同法60条3項）。
- ▶ ④警戒区域を設定し、立ち入りを制限、禁止、退去を命ずることができる（同法63条1項）
- ▶ ⑤他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、土石竹木その他の物件を一時使用し、若しくは収用できる（同法64条1項）。
- ▶ ⑥現場の災害を受けた工作物又は物件の除去その他必要な措置を執ることが出来る（同法64条2項）。
- ▶ ⑦住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させることが出来る（同法65条1項）。

10 外国の国家緊急権

- ▶ ドイツ基本法の国家緊急権は「自然災害・特に重大な災害事故」
- ▶ ア 州は他の州の警察力、行政機関、連邦国境警備隊、軍隊の人員、物的手段を要請できる（35条2項）。
- ▶ イ 危険が1州の領域を超える場合は、連邦政府は、他の州の警察力を使用するように指示し、警察を支援するために連邦国境警備隊及び軍隊を投入できると定める。
- ▶ これらの制度は、日本では災害対策基本法（30条2項、31条、74条1項、74条の2、1項2項、75条）、自衛隊法（83条1項）、警察法（59条、60条）、災害救助法（14条）に規定されていることである。

1 1 見解

- ▶ 1990年～2008年制定の93カ国の憲法の全てに国家緊急権があるが、日本は国家緊急権がないという見解。
- ▶ →日本では憲法との関係を充分審議し、厳格な要件の下に、実質的には災害時の国家緊急権に相当する制度を法律で制定している。

1 2 災害と国家緊急権

- ▶ 災害対策の原則
- ▶ 災害対策 = 事前の予防対策, 直後の応急対策, 事後の復旧対策
- ▶ 国家緊急権が問題になるのは直後の応急対策
- ▶ 災害対策の原則 = 「準備していないことは出来ない」
- ▶ 災害対策は過去の災害を検証しこれに基づいて将来の災害を予想しその効果的な対策を準備すること。国家緊急権は非常事態が発生した後に、言わば泥縄式に強力な権力で対処する制度。想定していない事象に対してはいかなる強力な権力を持ってしても対処しえない。

1 3 東日本大震災

(1) 双葉病院事件

▶ ア 事案の概要

- ▶ 福島第1原発4.5 kmの双葉病院・その経営する介護老人保健施設
- ▶ 高齢患者の440人のうち、寝たきり高齢者180人中避難等で50人死亡。
- ▶ 3/11 震災発生、停電断水
- ▶ 3/12 バス到着、寝たきり老人は移動不可能。バス発進後、1号機水蒸気爆発。内閣総理大臣20 km圏内に屋内・屋外待避指示を指示
- ▶ 3/14 未明までに4人死亡。寝たきり高齢者のバス移動を決断、行く先不明で発進→病院より30 kmの保健福祉事務所（スクリーニング会場）→いわき市の光洋高校体育館へ。20 km圏外を迂回走行6時間。医療施設ではなく器材・薬品無し。移動中、移動後に46人死亡。

1 3 東日本大震災

(1) 双葉病院事件

▶ イ 原因

- ▶ ① 国は防災基本計画（災害対策基本法34条）の策定義務、指定行政機関（省庁等）指定公共機関（日本赤十字社等）はこれに従い防災業務計画（36条、39条）の策定義務。都道府県、市町村はこれに従い地域防災計画（同法40条42条）の策定義務。原子力事業者はこれに従い原子力事業者防災業務計画（原子力災害特別措置法7条）の策定義務。
- ▶ ② 指定行政機関、自治体の長は、防災教育の実施に務め（47条の2）、防災訓練の実施義務がある（48条）。
- ▶ ③ 地震では原発事故が起きないことを前提にして、病院では屋外に出る計画
- ▶ 自治体、国及び事業者、原発事故が発生した場合の避難ルートの策定、車両ドライバーの確保、スクリーニング会場、避難所、高齢者障害者の収容所避難所の確保これらについて、市町村や都道府県にまたがる連携と住民参加による防災計画の策定、避難訓練無し。
- ▶ **法律や制度の適正な運用による事前の準備が全くなされなかったことが原因。災害が起こった後に憲法を停止しても対処できない。**

1 3 東日本大震災

(2) 釜石の悲劇・釜石の奇跡

▶ ア 「釜石の悲劇」

- ▶ 釜石市鶴住居（うのすまい）防災センターに推定244人が避難し、全員が死亡した事件。釜石市の死者行方不明者約1000人の1/4。
- ▶ 原因 避難場所＝災害時に危難を避けるための避難先，避難所＝危難が去った後の仮の生活の場。同センターは平地に有り避難所だが避難場所ではない。避難場所は高台にあり高齢者が多く訓練への参加率が低下。町内会長が同センターを訓練で使用することを市に求め防災課長が了承。参加率が増加。市は避難場所ではないことを告知せず。
- ▶ 平成22年2/1 防災センター設置
- ▶ 平成23年3/3 釜石市津波訓練で同センターに101人集まる。
- ▶ 3/11 東日本大震災発生 推計244人が避難
- ▶ →不適切な訓練によって多数の命が失われた。法律や制度の適正な運用がなされなかったことが原因

1 3 東日本大震災

(2) 釜石の悲劇・釜石の奇跡

▶ イ 「釜石の奇跡」

- ▶ 同じ釜石市で、小中学生2921人が津波から逃れた（生存率99.8%）。釜石東中学の生徒、地震後すぐに「津波が来るぞ」と叫びながら避難場所の介護施設に走る。逃げる中学生を見て鶴住居小学校の児童も後を追って避難場所に行き走る。ここも危ないと判断した子供らは更に高台に避難。津波は小中学校・介護施設を襲うが子供達は助かる。
- ▶ 原因
- ▶ 平成20年 市教育委員会がアンケートで津波教育が実施されていないことに危機感を持つ。群馬大学片田敏孝教授（災害社会学）の講演の熱い呼びかけに教師の意識が変わる。
- ▶ 平成22年3月 教師による津波教育の手引きが完成。防災教育に取り入れ。
- ▶ 平成23年3月 東日本大震災

1 3 東日本大震災

(2) 釜石の悲劇・釜石の奇跡

- ▶ 片田教授の津波避難の三原則
- ▶ ①想定にとらわれるな。 ハザードマップも信じるな。
- ▶ ②最善を尽くせ。 津波が来たら最善を尽くす。
- ▶ ③率先避難者たれ。 一生懸命逃げる姿が周囲の命を救う。
- ▶ 釜石東中学の生徒は、教えを忠実に実行したものであり「奇跡」ではない。
- ▶ **ウ 命を救うのは、法律や制度（防災教育・避難訓練）の適正な運用による事前の準備。災害後に憲法を停止しても対処できない。**

1 4 議論

(1) 衆議院憲法審査会 (平成23年12月1日)

- ▶ 山尾志桜里衆議院議員 (民主・元検事)
- ▶ 「3・11を経験し、いかなる努力をもっても防ぎきれない非常事態が現に起きることを目の当たりにした。非常事態に危機にさらされる国民の生命財産等の人権を守るため内閣総理大臣に権限を集中して人権を制約することが必要だ。」
- ▶ 抽象的に「災害では常に予想できない事態が生じる」→国家緊急権を導入せよ。
- ▶ ①法律の適正な運用による事前の準備を怠った。準備していれば充分対処できた。②国家緊急権は人権を守るための制度ではなく、国家を守るために人権を制限する制度。

1 5 テロと国家緊急権

- ▶ ・テロを理由にした国家緊急権は創設すべきではない。
- ▶ 1. 憲法政策 テロは自然災害と異なり、当然に発生するものではなく政策によって予防できる。①中立性の維持・紛争当事者の何れの側にも立たない。②紛争の平和的な解決への時間をかけた努力。
- ▶ 2. 日本国憲法の趣旨 濫用の危険性から国家緊急権は憲法に規定しないが、非常時への対処の必要性から、平常時から厳重な要件で法律で準備しておく。
- ▶ 3. テロの対策 テロ対策は、事前の予防、直後の応急対応、事後の復旧。最も重要なのは事前の予防ではないか。国家緊急権は、テロが発生した後に権力を集中するが治安維持にはなるもテロの被害は回復できない。

1 5 テロと国家緊急権

- ▶ 3. 法律の制度
- ▶ ・国民保護法（テロ対策基本法の性質）+ 武力攻撃事態国民安全確保法・・・「緊急対処事態」
- ▶ （1）統治機構
- ▶ ①災害対策本部長（内閣総理大臣）は、都道府県知事に措置をとることを指示できる（国民保護法3項）。
- ▶ ②市町村長及び指定公共機関は、被災情報を速やかに都道府県知事に報告し、都道府県知事は被災情報を速やかに総務大臣に報告し、総務大臣は被災情報を速やかに対策本部長に報告する（126条）。
- ▶ ③対策本部長は、緊急の必要があると認めるときは防衛大臣に自衛隊の派遣を求めることができる（15条2項）

1 5 テロと国家緊急権

- ▶ 3. 法律の制度
- ▶ (2) 人権制限に関する強制権
- ▶ ア 避難・誘導・交通
- ▶ ①都道府県公安委員会は緊急車両等の以外の車両の道路の通行を禁止し、又は制限することが出来る(155条)。
- ▶ ②避難住民を誘導する者(職員, 消防職員, 自衛官等)は, 必要な指示又は警告が出来る(66条1項)。また, 危険な場所への立ち入りを禁止し, 退去させ, 車両その他の物件の除去等をする事が出来る(66条2項)。
- ▶ ③都道府県知事又は市町村長は, 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に避難住民の運送を求める事が出来る(71条1項)。

1 5 テロと国家緊急権

- ▶ 3. 法律の制度
- ▶ イ 知事の強制権
- ▶ ①救援の実施に必要な物資(医薬品, 食品等)で生産, 販売, 輸送等を業とする者の取扱品は所有者に売り渡しを要請し, 収用し, 保管を命じることが出来る(国81条)。
- ▶ ②避難住民等の収容施設又は医療施設のため土地, 家屋等を所有者, 占有者の同意を得て使用し, または一定の場合同意を得ずに使用出来る(国82条)。
- ▶ ③ ①の収用, 保管命令, ②の土地等の使用のため職員を立ち入り検査をさせる事が出来る(国84条)。
- ▶ ④医師, 看護師等の医療関係者に医療の実施を要請出来る(85条1項)。一定の場合は指示できる(85条2項)。

1 5 テロと国家緊急権

- ▶ 3. 法律の制度
 - ▶ ・ 刑罰法規 爆発物取締規則, 刑法, ハイジャック防止法, テロ資金提供処罰法, 組織犯罪処罰犯罪収益規制法
 - ▶ ・ 現行法は, 応急対応, 復旧には対処するが予防は充分といえるか。
- ▶ 4. 国家緊急権の定義
 - ▶ 平常時の統治機構では対処できない非常事態
 - ▶ 平常時の統治機構 = 国民が国会議員を選挙 → 国会が立法 → 内閣が法律の執行 → 裁判所が法律で裁判すること。
 - ▶ テロは単なる犯罪であり, 平常時の統治機構は機能している。国家緊急権の適用場面では無い。

1 5 テロと国家緊急権

- ▶ 5. フランスの制度
 - ▶ 憲法上の国家緊急権 ・ ・ 大統領非常措置権, 合囲状態
 - ▶ 法律による国家緊急権 ・ ・ 緊急状態法 (今回)
 - ▶ 公の秩序に対する重大な脅威の急迫した危険, 公の災害の性質の事件の場合に大臣会議のデクレ (執行決定) で宣言。
 - ▶ 車両の通行禁止, 滞在が規制される安全地帯の設定, 滞在の禁止, 居所指定, 一定の集会禁止。デクレ又は法律で家宅搜索, 新聞, 出版, 放送の規制可能。
 - ▶ 日本でも, 令状なしの搜索, 集会の禁止の意見, しかし, ①緊急事態法は暴動なども含み異議申立手続有り, ②テロでは令状無し of 搜索, 集会禁止の立法事実がない, ③人身の自由, 表現の自由の趣旨, →安易に制限すべきではない。

1 6 自民党の国家緊急権案

- ▶ ア 内閣は法律と同等の効力を有する政令を制定でき、これには事後に国会の承認を必要とする。しかし承認が得られない場合に効力を失う旨の規定がない（99条1項2項）。財政処分についても同じ規定。
- ▶ 旧憲法でさえ緊急勅令が事後に議会の承認を得られない場合は将来に向かって効力を失う旨の規定があった（8条2項）。政府の立法と財政処分に対して国会の統制が全く及ばない。
- ▶ イ 政令で規定できる対象の限定がない。全ての人権を制限でき、また全ての事項について政令を制定出来る。全ての事項について政令を制定出来るので国会の立法権を内閣に移譲するもの。
- ▶ 災害時に治安目的で「戒厳」を実施することも政令で制定出来ることになる。
- ▶ ナチスと同様の「授權法」（全権委任法）で政府の独裁を容認するものであり極めて危険。

1 6 自民党の国家緊急権案

- ▶ ウ なお、「第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。」の文言。
- ▶ 事前の内閣の自己抑制で機能するか→憲法を軽視して（閣議・立法による解釈改憲）、人権を極度に制約する法律を制定する（特定秘密保護法の制定）内閣に期待困難。
- ▶ 事後の司法審査で機能するか→通常、政府の行為の追認や憲法判断の回避をしている。憲法が改正されれば更に抑制し統制は期待できない。
- ▶ 上記条項は機能しない。

1 7 厳格な要件での国家緊急権

- ▶ 立憲主義からすれば、厳格な要件のもとで国家緊急権を設けるべきだという見解（ある政党）。
- ▶ ・例えば、a 緊急権の終期は発動時に明定する、b 緊急権の行使に調査・責任追及の制度を設ける。
- ▶ しかし、国家緊急権には5（1）①～④の危険。a → 権力者が無視すれば効果無し。b → 通常は政治責任で終わる・法的責任は裁判所が抑制する・いずれも事後的である。
- ▶ 仮に設けるなら、立憲的コントロールによる復元力がある場合（ある学者）。
- ▶ →①復元のシステム、②①を支える国民の意識

1 7 厳格な要件での国家緊急権

- ▶ （2）アメリカの場合
- ▶ 不文の国家緊急権 一応適正に行使
- ▶ ①復元のシステム
- ▶ 厳格な権力分立 議会と大統領
- ▶ 司法審査権 e x . ミリガン事件の違憲判決
ニューディール政策での違憲判決の連発
- ▶ ②国民の意識
- ▶ イギリスから独立し・憲法制定した歴史
- ▶ 権力に対する警戒心、人権尊重の度合いが一般に高い
- ▶ 立憲的コントロールによる復元力有り。

1 7 厳格な要件での国家緊急権

- ▶ (3) 日本
- ▶ ①統制システム
- ▶ 国会の統制 議院内閣制 国会の多数派が政府形成
- ▶ 司法の統制 現在でも政府追認, 判断回避, 公共の福祉による人権制約大→国家緊急権創設で統制機能は喪失
- ▶ ②人権意識
- ▶ 文化程度は高いが, 独立・革命の歴史無し。
- ▶ 縦社会・中央集権に馴染み, 人権意識は高いとは言えない。
- ▶ →立憲的コントロールによる復元力は期待しがたい。

1 8 被災地弁護士会等の反対

- ▶ 災害を理由に国家緊急権を憲法に創設することに反対の声明
- ▶ 平成27年, 兵庫県(阪神・淡路), 新潟県(新潟県中越, 新潟県中越沖), 岩手・仙台・福島県・東北弁連(東日本), 広島(26年土砂災害), 埼玉, 千葉県, 茨城県, 栃木県, 群馬, 静岡県, 山梨県, 長野県, 青森県, 埼玉, 徳島の18会
- ▶ ①法律が整備されているので必要ない
- ▶ ②災害には全く役に立たない
- ▶ ③憲法に入れることは危険である又は危険性の議論が充分ない
- ▶ ・災害で重要なのは現場。個々の被災者を救済するためにどうすべきかが全ての出発点。災害対策は, 現場で被災者の話を聞き, 被災状況を調査して, 課題究明, 将来の対策策定。
- ▶ ・災害直後はこの準備の下で, 現場に近い自治体に強い権限を持たせることで, 迅速・効果的な支援が可能。
- ▶ →災害やテロをダシにして憲法を改正してはならない

2015年(平成27年)4月10日

兵庫県弁護士会
会長 幸寺 寛

〈声明の趣旨〉

当会は、災害対策を理由にした「国家緊急権」の創設は不要であると考える。

〈声明の理由〉

与党自由民主党は、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設を含む改憲の国会発議を行う方針を固め、準備と議論を進めている。当会は、阪神・淡路大震災の被災地の弁護士会として、20年にわたる復興支援活動を行ってきた経験と教訓に基づき、声明の趣旨のとおり考えるものである。

そもそも「国家緊急権」とは戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限を言う。自民党の憲法改正草案には、98条及び99条において緊急事態宣言という名称で「国家緊急権」が明記されている。

しかし、災害対策についてみれば、既に日本の災害法制は精緻に整備されている。たとえば、非常災害が発生して国に重大な影響を及ぼすような場合、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し(災害対策基本法105条)、生活必需品等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定できるほか(同法109条)、必要に応じて地方公共団体等に必要な指示もできる(大規模地震対策特別措置法13条1項)など、内閣総理大臣の権限集中の規定がある。また、防衛大臣が災害時に部隊を派遣できる規定もある(自衛隊法83条)。さらに、都道府県知事の強制権(災害救助法7~10条等)、市町村長の強制権(災害対策基本法59、60条、63~65条等)など、私人の権利を一定範囲で制限する規定も設けられている。このように諸外国に見られる程度の「国家緊急権」の内容は、我が国では既に法律により十分に定められているのである。

そもそも、災害対策については、事前に準備していないことは緊急時にはできないというのが鉄則であり、それゆえ、事前の準備を尽くすことが鉄則である。阪神・淡路大震災、東日本大震災のいずれにおいても政府の初動対応は極めて不十分であったが、それは既存の法制度の不備によるものではなく、災害対策に関する事前の備えを怠り、災害法制を十分に活用できなかったところに最大の原因がある。また、福島第一原発事故に適切な対処ができなかったのも、原発事故は決して起こらないという安全神話の下、事故に備えた事前の準備をことさらに怠ってきたことによるものである。

「国家緊急権」を憲法に新設することは、立憲主義や人権に与える深刻な影響が懸念されるとの指摘もあるが、その点に関する国民的議論も熟しているとはいえない。当会としては、災害対策に対する基本的理解を基にすれば、災害対策を理由にした「国家緊急権」の創設は不要であるといわざるを得ない。

以上

政府は、日本国憲法に国家緊急権の新設を含む憲法改正案の国会発議を行う方針を固めたと報道されている。

一般に、国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限を言うとされる。自民党の憲法改正草案には、第98条及び第99条において国家緊急権の規定が定められている。

国家緊急権は、立憲的な憲法秩序を一時的にせよ停止し、行政府への強度の権力集中と人権制約を伴うものであることから、行政府による濫用の危険性が高く、人権保障と権力分立を旨とする立憲主義に抵触するおそれがある。これまでの歴史を振り返ってみても、非常事態の宣告が正当化され得ないような場合であっても非常事態が宣告されたり、非常事態が去った後も憲法秩序を回復させることなく人権侵害がなされてきた例は枚挙にいとまがない。そのため、日本国憲法は、国家緊急権の規定をあえて置かず、災害等の非常事態については、平時からこれに対応するための法制度を整備している。

政府は、国家緊急権の新設を必要とする根拠として、災害対策をあげている。しかし、日本の災害法制は精緻に整備されている。たとえば、大規模災害が発生し、国に重大な影響を及ぼすような場合、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し(災害対策基本法105条)、生活必需品等の授受の制限、価格統制、債務支払の延期等を決定できる(同法109条)ほか、必要に応じて地方公共団体等に必要な指示もできる(大規模地震対策特別措置法13条1項)など、政府への権限集中の規定が存在する。また、防衛大臣が災害時に自衛隊を派遣できる規定(自衛隊法83条)や、都道府県知事の強制権(災害救助法7条乃至10条等)など、私権を制限する規定も設けられている。諸外国に見られるような国家緊急権の内容は、わが国においては、憲法に規定を設けなくても、すでに法律により定められているのである。

そもそも、災害対策について言えば、事前に準備していない措置は、災害発

災害対策を理由とする「国家緊急権」の創設に反対する会長声明

報道によれば、与党である自由民主党は、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設を含む憲法改正案の国会発議をめざす方針を固め、他の複数の政党もこれに同調することである。そして、国家緊急権を新設する理由の一つとして災害対策が挙げられているようである。

一般に国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限を言う。自由民主党の憲法改正草案には、98条及び99条において国家緊急事態宣言という名称で国家緊急権の規定が定められている。

国家緊急権は、一時的にせよ立憲的な憲法秩序を停止し、行政府への強度の権力集中と人権の制限を図るものであるから、行政府による様々な形での濫用の危険性が高い。例えば、行政府は緊急事態宣言が正当化されないような場合でも宣言を行ったり、戦争その他の危機が去った後も緊急措置を延長したりすることがある。また、行政府は一般市民の人権を過度に制限しがちであり、かつ、裁判所は緊急状態において行政府の判断を尊重し、平時に比して権利保障を抑制する傾向があつて、緊急権に対する司法統制は十分行われない。

こうした事態は、基本的人権の尊重と権力分立を旨とする立憲体制の破壊であり、国家緊急権は、立憲主義に抵触するおそれ強いものである。

そのため、日本国憲法は、あえて国家緊急権の規定を設けず、非常事態への対処の必要性から、厳重な要件を課したうえで、法律により整備することにしたのである。

これを災害についてみれば、災害が発生し、国に重大な影響を及ぼすような場合には、内閣総理大臣が緊急事態を布告し(災害対策基本法105条)、生活必需品等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定することができる(同109条)こととなっているほか、必要に応じて地方公共団体に必要な指示をすることもできる(大規模地震対策特別措置法13条1項)。加えて、防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができ(自衛隊法13条)、警察庁長官を直接指揮監督し、一時的に警察を統制する(警察法72条)など、内閣総理大臣への権限集中の規定が存在する。また、都道府県知事の強制権(災害救助法7条~10条)、市町村長の強制権(災害対策基本法59、60、63~65条)など、私人の権利を一定の範囲で制限する規定も設けられている。

その他にも、緊急事態に対応するための規定が多数存在し、諸外国に見られる程度の国家緊急権の内容は、わが国においては法律で十分に整備されている

生時には十分に軌ることができないのであり、それゆえ、平時に事前準備を十分に行っておくことが大原則である。東日本大震災において、政府の初動対応は極めて不十分だったと評価されているが、それは、法制度に問題があったからではなく、事前の対策が不足し、法制度を十分に活用できなかったからである。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に適切な対処ができなかったのは、いわゆる「安全神話」の下、大規模な事故が発生することをそもそも想定してこなかったという事故対策の怠りによるものであることは明らかである。

当会は、東日本大震災及び原発事故の被災地に所在する弁護士会として、被災者支援活動等を行ってきたが、支援活動を通じて、被災者の救済と被災地の復興のために何より必要なのは、政府に権力を集中させるための法制度を新設することよりも、むしろ、事前の災害・事故対策を十分に行うとともに、既存の法制度を最大限に活用することであると理解している。

憲法を改正して国家緊急権を新設することが人権保障と権力分立を旨とする立憲主義の立場に照らして妥当かどうかについては、いまだ国民的議論が十分に尽くされたとは言えない状況にある。しかも、上に述べたように、災害対策を理由として国家緊急権を創設することは、既存の災害法制に対する理解を著しく欠くものであり、かつ、災害対策としての有効性も疑問である。

したがって、当会は、災害対策を理由として憲法を改正し、国家緊急権を創設することには、強く反対するものである。

2015(平成27)年4月17日

兵庫県弁護士会
会長 大峰 仁

のである。

そもそも、災害対策についていえば、事前に準備していないことは災害発生時にはできないのであり、それゆえ、平常時に、事前の準備を十分に尽くしておくことが大原則である。東日本大震災において、政府の初動対応は極めて不十分であったと評されるが、それは既存の法制度に不備があったのではなく、災害への事前の対策が不足し、法制度を十分に活用することができなかったからである。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に適切な対応ができなかったのも、原発事故は決して起こらないという、いわゆる「安全神話」のもと、事故に備えた事前の準備をことさらに怠ってきたことによるものである。

東日本大震災においては、いくつもの命が失われた一方、早期の避難により助かった例も多い。「地震が来たら何を置いても安全な高台に避難する。」との意識が、平常時から保たれていたからこそ、大地震が生じた際に速やかに行動をとることができ、そうした避難が可能だったのであり、非常時になってから国家緊急権に基づき避難を命じたとしても、その命令によって多数の命を救うことなどできない。

被災者に対して、多くの救援物資が寄せられたにもかかわらず、その整理ができないために、被災者には届かずに破棄される事態が生じたが、事前に救援物資をどのように受け付け、どうやって現地に届けるのかという点を検討し、準備していれば、円滑に被災地に届けることができる。

援助が必要な被災者について、早期に安全な場所へ移動させ、治療の継続や十分な投薬等を行うためには、平常時から、そうした要援助者を把握し、被災後直ちに必要な措置を執る準備をしておく必要があるものであり、災害発生後に国家緊急権により十分な援助が可能となるわけではない。

東日本大震災への対応については、このほかにも多数の不備が指摘されているが、いずれも、広域災害に対する事前の計画、訓練が不十分であったことに起因するのである。

当会は、東日本大震災の被災地に所在する弁護士会として、被災者支援活動を行ってきたが、そうした活動を通じて、被災者の救済、支援と被災地の復興のために必要なことは、発生した混乱や被害の原因を検証し、その対策を策定して事前の準備を進めていくことであり、こうした努力もせずに、政府に権力を集中させるための法制度を新設することではないと理解している。

以上に加えて、国家緊急権を憲法に新設することには、立憲主義や人権に与える深刻な影響が懸念されることはすでに述べたところであるが、国家緊急権の創設が立憲主義の立場から妥当かどうかについては未だ国民的な議論が十分尽くされているとは言いがたい状況にある。

当会が、東日本大震災の被災地の弁護士会として、4年に亘る復旧・復興支

援活動を行ってきた経験と教訓にもとづいて検討した結論としては、災害対策を理由とした国家緊急権の創設は不要であると言わざるを得ない。災害対策を理由として国家緊急権を創設しようとするのは、災害法制についての理解を著しく欠くものであり、かつ、災害対策としての実効性も甚だ疑問である。

よって、当会は、災害対策を理由として憲法を改正し、国家緊急権を創設することについて、断固として反対するものである。

以上

2015（平成27）年4月23日

岩手弁護士会
会長 藤田 裕彦



災害対策を理由とする国家緊急権の創設に反対する会長声明

与党自由民主党は、東日本大震災時の災害対応不備を理由に、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設を含む憲法改正の国会発議を行う方針を固め、準備と議論を進めている。

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐乱・大規模な自然災害など平時の統治機構をもっては対応できない非常事態において、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置を容れる権限と解され、行政への強度の権力集中と基本的人権の制限を内容とするため、立憲主義を破壊する大きな危険性を孕んでいる。現憲法も、かかる危険性を意識して、国家緊急権を規定していない。従って、国家緊急権の創設については極めて慎重な検討を要するところ、東日本大震災時の災害対応について国家緊急権規定が存在すれば適切な対応ができたという事実は全く認められず、国家緊急権創設の必要性を見出すことはできない。

そもそも、国家緊急権の有無にかかわらず、災害対策においては「事前に準備していないことは緊急時にはできない」という大原則が存在し、事前の計画策定、訓練、法制度への理解といった事前準備こそがもっとも重視されるべき鉄則である。

例えば、震災直後に被災者に食料等の物資が届かなかったこと、医療が充分に行き届かなかったことなどは、既存の災害法制としては十分整備されていたにもかかわらず、避難所等の運営の仕組みにつき事前の準備が不足していたことが主な原因である。また、当会が被災各自治体に行った調査でも、大規模災害の発生を想定した行政職員の人員確保の仕組みが事前に構築されていなかったこと、必要な財政支出や復興計画策定の方法につき既存の制度を前提とした緊急時のための準備が欠け、また震災後の中央省庁・被災自治体の連絡・調整が必ずしも円滑に進められなかったこと（いわゆる縦割り行政の弊害）等が混乱及び復旧の遅れを招いたという結果が出ている。更に福島第一原発事故に伴う避難指示においても、行政は、災害対策基本法や原子力災害特別措置法上防災計画の策定義務があるにもかかわらず「原発事故は起こらない」と油断し、何ら準備をしなかったため、多大な混乱と被害の拡大が生じた。このように東日本大震災において明らかとなった様々な問題のほとんどは、既存の法制度に基づく事前準備が不十分であったことに起因しており、事前準備の不足は国家緊急権を創設すれば克服できるというものではない。

以上のとおり、災害対策は国家緊急権規定が存在せずとも十分になしうるのであり、かえって国家緊急権を創設することは被災者・被害者を含む国民の基本的人権を不当に制限することになりかねない。従って、国家緊急権を設ける必要性・正当性は認められない。

よって、当会は、東日本大震災において甚大な被害を受けた被災地の弁護士会として、災害対策を理由とする国家緊急権創設のための憲法改正に強く反対する。

2015年（平成27年）4月24日

仙台弁護士会
会長 岩淵 健



平成27年5月1日

市民の皆様へ

災害対策と「国家緊急権」に関する会長声明

新潟県弁護士会
会長 平 哲

第1 声明の趣旨

災害対策を理由とした「国家緊急権」は不要です。

第2 声明の理由

1 「国家緊急権」をご存じですか？

現在、憲法改正による国家緊急権の導入が、超党派で議論されています。

「国家緊急権」とは、戦争、内乱、大規模自然災害などの非常事態の際に、通常の憲法秩序を変更し、政府が「緊急事態宣言」をすることで、政府に権力を集中させて、その行使を可能にすることを意味します。

具体的には、政府が緊急事態を宣言した後、政府が法律と同じ効力の政令を定めることができるといった条文を、憲法に設けることが考えられています。これによれば、国会で議論することなく、政府の意思決定のみで、市民の権利を制限し、義務を課すことが可能になります。

今、東日本大震災を契機に、「災害対策」に必要なからという名目で、憲法にこのような「国家緊急権」を加えることが検討されています。

2 本当に災害対策のために「国家緊急権」は必要なのでしょうか、今の法制度では不十分なのでしょうか。

新潟県弁護士会は、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震における復興支援活動に、また、東日本大震災の被災者の皆さんへの支援活動に携わってきました。

その活動の経験から、「準備していないことはできない」、被災して不自由な生活を強いられる人達にこそ、人権が守られる必要があることを学びました。

災害対策として必要なのは、「事前の準備」と「市民に寄り添い、その人権を

守ること」だと考えます。市民の権利を制限し、義務を課すことではありません。

これまでの大規模災害の際に、政府の対応が不十分であった例があるとすれば、それは事前の準備が不十分であったか、災害時に活用すべき法律を十分に活用できなかったか、あるいは、被災した人達の人権を守る意識に欠けていたことが原因ではないでしょうか。

今の法制度でも、内閣総理大臣は、必要な指示をすることができ、災害救助のために防衛大臣は自衛隊を派遣できます。都道府県知事や市町村長も、市民の皆衆に対して必要な措置を講じることができます。これらの法制度を十分活かすことこそ重要であり、現に、新潟県内の各自治体においても、準備や訓練が進められているところです。

3 「国家緊急権」によって政府に権力が集中したらどうなるでしょうか。

憲法は、市民の自由を守るため、政府を含む権力に対し、人権を保障すべき義務を課し、権力を抑制する法です。我々市民に義務を課す法ではありません（このような考え方を「立憲主義」といいます）。

大規模災害など、市民の自由が危ない状態にあるときこそ、最大限、人権を保障しなければなりません。まさに憲法の出番です。

「国家緊急権」が導入され、たとえ一時的でも、本来的な憲法の機能を停止し、権力への抑制が不十分となってしまうと、かえって、我々市民の自由が侵されかねません。これは非常に危険です。

4 このような「国家緊急権」の危険性、及び、災害対策は、事前の準備こそ重要であることから、新潟県弁護士会は、災害対策を理由にした「国家緊急権」は不要であると考えます。

以上

報道によれば、与党自由民主党は、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」を新設する憲法改正案の国会発議を行う方針を固め、他の複数政党もこれに同調するとのことである。

そもそも「国家緊急権」とは戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限を言う。自由民主党の憲法改正草案には、98条及び99条において緊急事態宣言という名称で「国家緊急権」が明記されている。

しかし、国家緊急権は、一時的にせよ、行政への権力集中と国民の人権の制限を図るものであるから、行政による濫用の危険性が高く、基本的人権の尊重と権力分立を旨とする立憲体制を破壊するものと言わざるを得ない。そこで日本国憲法は、あえて国家緊急権の規定を設けていないものであり、非常事態への対処については、厳重な要件を課したうえで、これを法律により整備した。

災害対策についてみれば、国に重大な影響を及ぼすような異常かつ激甚な災害が発生した場合には、内閣総理大臣は、緊急事態を布告し（災害対策基本法105条）、国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、生活必需品等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定することができる（同109条）こととなっているほか、必要に応じて地方公共団体に指示をすることができるにとどまらず（大規模地震対策特別措置法13条1項）、最高指揮監督者として防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請することができる（自衛隊法7条、13条）、また、警察庁長官を直接指揮監督して一時的に警察を統制することもできる（警察法72条）。また、都道府県知事の強制権（災害救助法7条～10条）、市町村長の強制権（災害対策基本法59条、60条、63条～65条）など、私人の権利を一定の範囲で制限する規定も設けられている。その他にも緊急事態に対応するための規定は、立憲主義の下、法律で十分に整備されているのであり、憲外図に見られる程度の「国家緊急権」の内容は、我が国では既に法律により精緻かつ十分に定められているのである。

今般、与党自由民主党が国家緊急権の議論を具体化させた投票の1つは、東日本大震

災害対策を理由とする国家緊急権の創設に反対する会長声明

災において政府の初動に不備があったが、その原因は、既存の法制度の不十分さ、権力集中の不足にあるという理屈と見られる。当会は、東日本大震災及びこれに起因する福島第一原子力発電所事故の被災者や被害者救済のため、被災地での法律相談や県内避難者等の支援活動を継続して行ってきたが、その活動を通じて得た教訓は、東日本大震災における初動の不備は、法制度の不備や権力集中不足の問題ではなく、防災意識、減災策の徹底、それに起因する防災・減災対策の対策不足であるということである。東日本大震災の教訓を活かすべきは、自然災害に対する事前準備の促進であり、権力集中は方向性を大きく見誤っている。

以上のとおり、災害対策を理由として国家緊急権を憲法上創設することは間違っており、かつ、災害対策のために国家緊急権を憲法上創設することは、明らかに不要である。

以上

平成27年5月15日
新潟県弁護士会会長 橘 爪 健

現在、与党自由民主党において、東日本大震災時の災害対応が十分にできなかったことなどを理由として、日本国憲法に「国家緊急権」の新設を含む改正を行うことが議論されている。国家緊急権とは、戦争や内乱、大災害などの非常事態において、国民の基本的な人権などの憲法秩序を一時停止して、権限を国に集中させる制度を言う。この制度ができると国は強大な権限を掌握することができるのに対し、国民は強い人権制約を強いられることになる。災害対応の名目の下に、国家緊急権が創設されることは、非常に危険なことと言わざるを得ない。

そもそも、日本国憲法の重要な原理として、権力分立と基本的な人権の保障が定められたのは、国家に権力が集中することによって濫用されることを防ぎ、自由・財産・身体の安全など、国民にとって重要な権利を守るためである。大日本帝国憲法（以下「旧憲法」という）時代には国民の人権が不当に侵害され、戦争につながった経験に鑑みて、日本国憲法はかかる原理を採用している。また、旧憲法には国家緊急権の規定があったが、それが濫用された反省を踏まえて、日本国憲法には国家緊急権の規定はあえて設けていない。

確かに、東日本大震災では行政による初動対応の遅れが指摘された事例が少なくない。しかし、その原因は行政による事前の防災計画策定、避難などの訓練、法制度への理解といった「備え」の不十分さにあるとされている。例えば、震災直後に被災者に食料などの物資が届かなかったこと、医療が十分に行き渡らなかったことなどは、既存の法制度で対応可能だったはずなのに、避難所の運営の仕組みや関係機関相互の連絡調整などについての事前の準備が不足していたことに原因があるのである。東京電力福島第一原子力発電所事故に適切な対応ができなかったのも、いわゆる「安全神話」の下、大規模な事故が発生することをそもそも想定してなかったという事故対策の怠りによるものである。つまり、災害対策においては「準備してないことはできない」が大原則であり、これは被災者自身が身にしみて感じているところである。

そもそも、日本の災害法制は既に法律で十分に整備されている。例えば、災害非常事態等の布告・宣言が行われた場合には、内閣の立法権を認め（災害対策基本法109条の2）、内閣総理大臣に権限を集中させるための規定（災害対策基本法108条の3、大規模地震対策特別措置法13条1項等）、非常事態の布告等がない場合でも、防衛大臣が部隊を派遣できる規定（自衛隊法83条）など、災害時の権限集中に関する法制度がある。また、都道府県知事の強制権（災害救助法7～10条等）、市町村長の強制権（災害対策基本法59、60、63～65条等）など私人の権利を一定範囲で制限する法制度も存在する。

従って、国家緊急権は、災害対策を理由としてもその必要性を見出すことはできない。他方で、国家緊急権はひとたび創設されてしまえば、大災害時（またはそれに匹敵する緊急時）だけに発動されるとは限らない。時の政府にとって絶対的な権力を掌握できることは極めて魅力的なことであり、非常事態という口実で濫用されやすいことは過去の歴史や他国の例を見て明らかである。国民の基本的な人権の保障がひとたび後退すると、それを回復させるのが容易でないこともまた歴史が示すとおりである。

よって、当連合会は、東日本大震災において甚大な被害を受けた被災地の弁護士会連合会として、災害対策を理由とする国家緊急権創設は、理由がないことを強く指摘し、さらに国家緊急権そのものが国民に対し回復しがたい重大な人権侵害の危険性が高いことから、国家緊急権創設の憲法改正に強く反対する。

2015年（平成27年）5月16日

東北弁護士会連合会
会長 宮本多可夫

2015年(平成27年)5月18日

広島弁護士会
会長 木村 豊

第1 声明の趣旨

当会は、災害対策を理由とした「国家緊急権」の創設に反対する。

第2 声明の理由

- 現在、災害対策を理由のひとつとして、憲法改正による緊急事態条項、すなわち「国家緊急権」の新設が、超党派で議論されている。
ここに「国家緊急権」とは、「戦争、内乱、恐慌、大規模な自然災害など平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限」とされる。
国家緊急権は、行政への強度の権力集中と基本的人権の制限を内容とするため、政府は「緊急事態宣言」の旗印の下に、国会での議論を経ることなく市民の権利を制限し、義務を課すことが可能になるのであって、国家権力を抑制して、市民の自由を保障する立憲主義を破壊する大きな危険性を孕んでいる。
- 災害対策についてみれば、現行法制の下で、以下のとおり対応が可能である。
まず、内閣総理大臣は、非常災害が発生した際、災害緊急事態を布告し(災害対策基本法105条)、生活必需物資等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定できる(同法109条1項)ほか、必要に応じて地方公共団体等に必要な指示ができるなど(大規模地震対策特別措置法13条1項)、内閣総理大臣への権限集中を定めた規定が既に存在する。
また、防衛大臣が、災害に際して部隊を派遣できる規定もある(自衛隊法83条)。さらに、都道府県知事の強制権(災害救助法7~10条等)、市町村長の強制権(災害対策基本法59、60条、63~65条等)など、地方自治体においても、私人の権利を一定範囲で制限する規定も設けられている。
以上からすれば、あえて立憲主義を脅かすような「国家緊急権」を新たに創設しなくても、既に制定されている法律を正しく適用することによって、災害に対応することが十分可能である。
- むしろ、災害発生のような緊急時における対応として必要なのは、憲法秩序を一時停止して非常措置を採ることを内容とする「国家緊急権の制定」などではなく、災害に対する地に足を付けた事前準備を日頃から十分しておくことである。
我々は、このことを、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする多くの災害から経験として学んできた。
当会も、豪雨災害としては未曾有の被害をもたらした平成26年8月発生の広島市豪雨災害において、事前準備の重要性を痛感した。同災害では、事後の検証において、地域防災計画の不備及び地域防災計画どおりに対応できなかったことに基づく避難勧告の遅れ、さらには災害警戒区域の設定等に問題があったことなどが指摘されている。これらの指摘は、災害への対策として必要なのは、憲法秩序を一時停

止して非常措置を採ることではなく、既存の法制度に基づいて、平時よりこれに対する準備を十分に行うことであることを物語っている。

4 したがって、豪雨災害を経験した当会は、憲法秩序を一時停止して非常措置を採ることを内容とする「国家緊急権」は、災害対策として必要ないことをここに確認し、緊急事態の名のもとに、市民の権利を安易に制限する「国家緊急権」の創設に反対するものである。

以上

現在、災害対策を理由の一つとして、憲法改正によって緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設することが、与党自由民主党をはじめとする超党派で議論されている。

ここに「国家緊急権」とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限のことである。

国家緊急権は、立憲的な憲法秩序を一時的にせよ停止し、権力集中と強化を図って危機を乗り切ろうとするものであるから、立憲主義を破壊する大きな危険性をもつものである。

ところで、現行法制における災害対策についてみると、既に日本の災害法制は精緻に整備されている。例えば、非常災害が発生した場合、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し(災害対策基本法105条)、生活必需物資等の授受の制限、価格統制等を決定できるほか(同法109条)、地方公共団体等に必要な指示ができるなど(大規模地震対策特別措置法13条1項)、内閣総理大臣への権限集中を定めた規定が既に存在する。また、防衛大臣が災害に際して部隊を派遣できる規定もある(自衛隊法83条)。

東日本大震災の政府の初動対応は極めて不十分であったが、それは既存の法制の不備によるものではなく、災害対策に関する事前の備えを怠り、上記の法律を十分に活用できなかったところに最大の原因がある。福島第一原発事故とその後の対応についても、安全神話のもと、事故に備えた事前の準備がなされていなかったことによるものである。

以上からすれば、既に制定されている法律を適切に用いることで災害に対処することは十分可能であり、あえて立憲主義を脅かす「国家緊急権」を新たに創設する必要は全くない。

当会は、2011年の東日本大震災、2012年のつくば市北条地区を中心とする竜巻被害等、死者を伴った災害に見舞われた被災地の弁護士会として、これまで法律相談をはじめとする被災者支援活動を行ってきた。その中で、被災者の救済と被災地の復興のために何よりも必要なのは、憲法改正によって政府に権力を集中させる制度を創設することではなく、むしろ事前の災害対策と人権保障を最優先とした救済であり、地域の実情等に応じたきめ細かな対応であることを実感している。それにもかかわらず、国家緊急権の創設によって権力を集中させようとするのは、大きく方向性を見誤っている。ましてや、国会議員の任

期延長などというのは、この改正を発議するのが国会であることからすると、お手盛りの感が否めないし、また、我が国が議院内閣制を採用していることからすると、時の政府において、政権維持のために濫用されかねない。

そもそも、明治憲法において存在した国家緊急権に関する規定を、我が憲法が全く置いていないのは、眼前に濫用されたことへの反省等に基づくものである。「国家緊急権」の創設は、このような歴史的経緯をも無視するもので、到底受け入れることはできない。

よって、当会は、災害対策を理由として憲法を改正し、「国家緊急権」を創設することに強く反対するものである。

2015(平成27)年6月10日

茨城県弁護士会
会長 木島 千華夫

災害対策を理由の一つとして、憲法改正による緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の創設が超党派で議論されていると報道されている。

「国家緊急権」とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限とされている。自由民主党の憲法改正草案には、98条及び99条において緊急事態の宣言という名称で「国家緊急権」が明記されている。

しかしながら、国家緊急権は、行政府への権力集中と国民の人権の制限を図るものであるから、行政府による恣意の危険性が高く、国家権力を抑制して基本的人権を保障しようとする立憲主義を破壊する危険性を含んでいる。

災害対策についての現行法制は、内閣総理大臣は、国に重大な影響を及ぼすような異常かつ激甚な災害が発生した場合には、災害緊急事態を布告し（災害対策基本法105条）、また、内閣は、国の経済の秩序を維持し、公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつとできないときは、生活必需物資等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等について必要な措置をとるため、政令を制定することができることとしている（同109条）。さらに、内閣総理大臣は、必要に応じて地方公共団体に指示をすることができる（大規模地震対策特別措置法13条1項）、警察官長官を直接指揮監督して一時的に警察を統制することもできる（警察法72条）。また、防衛大臣が災害に際して部隊等を派遣することができる規定（自衛隊法83条）や、都道府県知事の強制権（災害救助法7条～10条）及び市町村長の強制権（災害対策基本法59条、60条、63条～65条）など、私人の権利を一定の範囲で制限する規定も設けられている。

このように、現行法制において緊急事態に対応するための制度は十分に整備されているのであり、立憲主義を脅かすような「国家緊急権」を新たに創設する必要性は認められない。

超党派で国家緊急権の議論を始めた理由として、東日本大震災における政府の初動の不備が挙げられているが、この原因は、国家緊急権の制度がなかったためではなく、既存の法制に基づいて平時よりこれに対する準備を十分に行ってこなかったという防災・減災対策の不足である。東日本大震災の教訓は、自然災害に対する平時からの準備や対策を進めていくことに活かされるべきであって、「国家緊急権」を創設する理由とすべきではない。

以上、災害対策を理由として「国家緊急権」を創設することには理由がないことを確認するとともに、緊急事態の名の下に基本的人権を安易に制限する「国家緊急権」の創設に反対するものである。

2015（平成27）年7月4日

長野県弁護士会 会長 高橋 壺



災害対策を理由とする国家緊急権の創設に反対する会長声明

報道によれば、自由民主党は、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」を創設する改憲の国会発議を行う方針を固め、他の複数の改憲もこれに河野する動きをみせている。

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限をいう。自由民主党の憲法改正草案には、98条99条において、緊急事態宣言という名称で国家緊急権が明記されている。

しかし、国家緊急権は、人権保障の停止及び権力分立の停止をもたらすものであり、基本的人権の尊重及び権力分立を旨とする立憲体制を破壊するものである。このような国家緊急権が濫用される危険性が高いことは過去の歴史からも明らかであるため、日本国憲法では国家緊急権に関する規定は設けず、非常事態への対処については、厳重な要件を課したうえで、法律により整備することとしている。

災害対策についてみれば、現行法制の下で、以下の対応が可能である。

まず、内閣総理大臣は、非常災害が発生した際、災害緊急事態を布告し（災害対策基本法105条）、生活必需物資等の授受の制限、価格統制及び債務支払の延期等を決定できる（同法109条1項）ほか、必要に応じて地方公共団体に必要な指示ができるなど（大規模地震対策特別措置法13条1項）、内閣総理大臣への権限集中を定めた規定が既に存在する。

また、防衛大臣が、災害に際して部隊を派遣できる規定もある（自衛隊法83条）。

さらに、都道府県知事の強制権（災害救助法7～10条等）、市町村長の強制権（災害対策基本法59条、60条、63～65条等）など、地方自治

現在、与党自民党において、東日本大震災時の政府の対応の反省、すなわち災害対策を理由として、日本国憲法の改正に「緊急事態（国家緊急権）」の規定の新設について議論がなされている。

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限を指す。この権限が発動された場合、国は強大な権限を掌握することができるのに対し、国民は強い人権制約を強いられることになる。災害対策の名目のもとに、国家緊急権が創設されることは、非常に危険と言わざるを得ない。

そもそも、大日本帝国憲法には、国家緊急権の規定（戒厳令（14条）など）があり、これにより、権力分立が形骸化し、あるいは基本的人権に重大な制約が課されたことから、日本国憲法には、国家緊急権の規定をあえて設けていないのである。

確かに、東日本大震災では、行政による初動対応の遅れが指摘されていた。しかし、それは、現行の災害法制の不備のためではなく、既存の法制で対応可能であったにもかかわらず、事前の準備が不足していたために生じた事態に過ぎない。

そもそも、既に日本の災害法制は、諸外国と比較しても遜色のない程度に整備されている。例えば、災害非常事態の布告が行われた場合には、内閣の政令制定権を認めているし、内閣総理大臣に国民への協力要求を認める規定もある（災害対策基本法）。また、災害に限らず、緊急事態時において、内閣総理大臣は、警察官長官を指揮し、警察官を管轄区域外に派遣させる規定（警察法72条、73条）もあるし、災害非常事態の布告がなくとも、防衛大臣は部隊を派遣できる規定（自衛隊法83条）もあり、災害時の対応は、既存法制でも対応が可能である。

従って、国家緊急権は、災害対策を理由としてもその必要性を見出すことはできない。他方、国家緊急権はひとたび創設されてしまえば、大災害時だけに発動されるとは限らない。時の政府にとって、絶対的な権力を掌握できることは極めて魅力的であり、非常事態という口実により、国家緊急権は濫用されやすい。国民の基本的人権の保障がひとたび後退すると、それを回復させるのが容易でないことは歴史が示すとおりである。

よって、当会は、東日本大震災における被災地の弁護士会として、災害対策を理由とする国家緊急権の創設に理由がないことを強く指摘し、さらに国家緊急権そのものが、国民に対し回復しがたい重大な人権侵害となる危険性が高いことから、国家緊急権創設の憲法改正に強く反対するものである。

2015年（平成27年）7月13日

長野県弁護士会

会長 竹本 真



体においても、私人の権利を一定範囲で制限する規定も設けられている。

以上からすれば、あえて立憲主義を破壊する国家緊急権を新たに創設しなくとも、既に制定されている法律を正しく適用することで、災害に対応することは可能である。

当会は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による被災者支援活動を行ってきたが、その活動を通して得た教訓は、災害対策に必要なことは、国家緊急権の創設ではなく事前の準備、すなわち事前の計画策定、訓練、法制度への理解等であるということである。自由民主党は、東日本大震災における政府の初動対応の不備を国家緊急権の創設の根拠としてあげているが、これは既存の法制の不備によるものではなく、災害対策に関する事前の準備を怠り、既存の法制を十分に活用できなかったところに最大の原因がある。

以上のとおり、事前の準備を怠らず、かつ既存の法制を活用及び拡充することで十分に災害に対応することは可能であり、立憲主義を破壊し、国民の人権を不当に制約する危険を孕む国家緊急権を災害対策として憲法に創設するべきではない。

よって、当会は災害対策を理由とする国家緊急権創設のための憲法改正に強く反対する。

以上

2015年（平成27年）7月23日

栃木県弁護士会

会長 若狭 昌彦

災害対策を理由とする「国家緊急権」導入の動きに反対する会長声明

与党自由民主党（以下「自民党」という）は、災害対策に必要なとして、日本国憲法に「国家緊急権」を導入する準備をしています。

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害などの非常事態において、憲法秩序を一時停止して非常措置をとることのできる国家の権限と解されています。

自民党の案では、内閣総理大臣が緊急事態を宣言すると、内閣が法令と同一の効力を持つ政令を制定することができることとされています。つまり、国会で議論することなく、内閣の意思決定のみで、国民の自由や権利を制限し、義務を課すことが可能になるのです。

権力は常に濫用の危険をはらんでいます。そのため、近代立憲国家はすべて、三権分立を定め、司法、立法、行政に権力を分経し、それにより権力の濫用を防いでいます。一時的とはいえ、三権分立を停止し、内閣に権力を集中させることは、権力が濫用される危険性を高めるものなのです。

また、日本国憲法には、国民の自由や権利を保障する憲法を国の最高法規とし、憲法に反する国家権力の行使を否定することで、国民の自由や権利を確保する役割があります。国家緊急権は一時的とはいえ、この憲法秩序を停止するものですから、人権が不当に制約される危険性が生じることとなります。

実際に、国家緊急権は歴史上、濫用され国民の自由や権利を不当に制限するための道具として使われてきました。もっとも民主的な憲法と言われたワイマール憲法下のドイツにおいて、ヒトラーが権力を握ることが出来たのも国家緊急権を利用した事が大きかったとされています。

日本国憲法は、あえてそのような規定を置いてはいません。しかし、災害等の非常事態に備えて、日本国は詳細に法律を整えています。

たとえば、大規模災害が発生し、国に重大な影響を及ぼすような場合、内閣総理大臣は、生活必需品等の受け渡し制限や、価格統制、債務支払の延期を決定することができます。防衛大臣は、災害救助のために自衛隊を派遣できます。都道府県知事や市町村長も、住民の皆さんに対して必要な措置を講じることができます。

これらの法律をきちんと使うことが出来れば、わざわざ憲法に国家緊急権の規定を設けなくても十分なのです。

静岡県弁護士会は、南海トラフ地震（特に東海地震）の発生が近い将来に予測され、甚大な被害が想定される地域に所在する弁護士会として、自治体との災害協定を締結し、連携体制を強化するなど、近年特に災害対策に力を入れてきました。その中で、災害対策には、国家緊急権の創設ではなく、これらの法

制度を生かすことが重要だと理解する様になりました。

災害対策においては「事前に準備していないことは緊急時にはできない」という大原則があります。事前の計画策定、訓練、法制度への理解といった事前準備こそがもっとも重視されるべき契機です。

東日本大震災において、政府の初動対応は極めて不十分だったと評価されていますが、それは、法制度に問題があったからではなく、事前の対策が不足し、法制度を十分に活用できなかったからです。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に適切な対応ができなかったのは、いわゆる「安全神話」の下、大規模な事故が発生することを想定してこなかったという事故対策の怠りによるものです。

大規模災害が発生したときなど、国民の生活が危機に瀕している状態にあるときこそ、最大限、国民の自由や人権を保障しなければなりません。たとえ一時的でも、本来的な憲法の機能を停止し、権力への抑制が不十分となってしまうと、我々国民の自由や権利が侵されかねません。

以上のとおり、自民党が必要とする災害対策は今の法制度の下で十分対応可能であり、国家緊急権は必要ありません。かえって国家緊急権を創設することは、被災者の自由や人権が不当に制限される危険性があります。

静岡県弁護士会は、災害対策を口実に憲法を改正し、国家緊急権を創設することには、強く反対します。

2015年7月24日

静岡県弁護士会
会長 大石 康智

「国家緊急権」の創設に反対する会長声明

災害対策を理由とする「国家緊急権」の創設に反対する会長声明

与党自由民主党は、大規模な災害時に個人の権利を制限することなどを定めた緊急事態条項すなわち「国家緊急権」を創設する憲法改正を目指しており、災害対策を理由とする国会議員の任期延長の必要性については賛成の政党の意見が一致したとの報道がなされた。

そもそも「国家緊急権」とは、戦争、内乱、恐慌、大規模な自然災害など平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家権力が国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限を言う。自民党の憲法改正草案には、内閣総理大臣は、大規模災害等の際に緊急事態を宣言した場合、法律と同一の効力を有する政令を発令し、財政上の処分や地方自治体の長への指示を行うことができ、これらに対して国会の承認は事後でもよく、何人も政府の措置に従わなければならないとされる（自民党憲法改正草案第9条第8条、第9条）。このように「国家緊急権」は一時的にせよ強度の行政への権力集中と基本的人権の制限を伴うものである。したがって、民主主義及び基本的人権の尊重に反し、立憲主義を破壊する「国家緊急権」について、その濫用の危険性に鑑み、日本国憲法はあえて規定を置かなかったものである。

また、災害対策は、「備えあれば憂いなし」の言葉のとおり、平時の事前準備を十分に行っておくことが大原則である。阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする多くの災害の教訓である。山梨県も、首都直下地震、南海トラフ地震及び富士山火山の対策地域であることから、これらの大規模災害に対しては、既存の法制度に基づき平時より十分な準備を行うことによって、災害時の市民の生命、身体及び財産が守られるものである。

そして、現在、大規模災害時などの非常事態への対処の必要性から、現憲法のもと法律により精緻な整備がなされている。例えば、大規模災害が発生し国に重大な影響を及ぼすような場合には、内閣総理大臣は、災害緊急事態を布告し（災害対策基本法第105条）、生活必需品等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定できる（同法第109条）ほか、必要に応じて地方公共団体等に指示もできる（大規模地震対策特別措置法第13条1項）など、政府への権限集中を定めた規定が存在する。また、防衛大臣が災害時に自衛隊を派遣できる規定（自衛隊法第83条）もある。さらに、都道府県知事の強制権（災害救助法第7条ないし第10条等）、市町村長の強制権（災害対策基本法第59条、第60条、第63条ないし第65条）など、個人の権利を一定の範囲で制限する規定も設けられている。

したがって、憲法秩序を一時停止して非常措置を取ることを内容とする「国家緊急権」は、災害対策として必要でないことはもちろん、いったん創設されれば非常事態という口実で濫用される恐れが強く、回復しがたい重大な人権侵害の危険性が極めて高いことから、その創設を行う憲法改正に強く反対するものである。

自由民主党は、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設を含む憲法改正案の国会発議をめざす方針を固め、他の賛成の政党もこれに同調することが伝えられている。これは、憲法第9条の改訂を目指しつつも、国民から比較的理解を得られやすい環境整備規定、災害対策を理由とした国家緊急権の創設を先に行い、国民に憲法改正を経験させようとのことと見られる。

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対応できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限である。自由民主党が2012年4月に発議した日本国憲法改正草案にも、98条及び99条において国家緊急事態宣言という名称で国家緊急権が規定されている。

国家緊急権は、一時的にせよ憲法秩序を停止し、行政への強度の権限集中と人権制約を伴うものであることから、行政による濫用の危険性が高い。これまでの歴史を振り返ってみても、非常事態の宣告が正当化されないような場合であっても非常事態が宣告されたり、戦争その他の非常事態が去った後も速やかに憲法秩序を回復させることなく人権侵害がなされてきた例は枚挙にいとまがない。こうした事態は、基本的人権の尊重と権力分立を旨とする立憲体制の破壊であり、立憲主義に抵触するおそれ強いから、日本国憲法は、国家緊急権の規定をあえて設けず、非常事態に対しては、厳格な要件を課した上で法律により対処することになっているのである。

自由民主党が国家緊急権創設の必要性にあげている災害対策についてみれば、既に日本の災害対策法制は精緻に整備されている。非常災害が発生して国に重大な影響を及ぼすような場合、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し（災害対策基本法106条）、生活必需品等の授受の制限、価格統制、債務支払の延期等を決定できる（同法109条）ほか、必要に応じて地方公共団体等に必要な指示もできる（大規模地震対策特別措置法13条1項）など、内閣総理大臣への権限集中の規定がある。また、防衛大臣が災害時に部隊を派遣できる規定もある（自衛隊法83条）。さらに、都道府県知事の強制権（災害救助法7~10条）、市町村長の強制権（災害対策基本法59、60条、

2015年(平成27年)7月29日
山梨県弁護士会
会長 関本 喜



63～65条等)など、国民の権利を一定範囲で制限する規定も設けられている。

その他にも、緊急事態に対応するための規定は多数存在し、諸外国に見られる程度の「国家緊急権」の内容は、我が国では既に法律により十分に整備されており、災害対策を理由としても国家緊急権を創設する必要性は認められない。

国家緊急権はひとたび創設されてしまえば、大災害時・緊急時だけに発動されるとは限らない。時の政府にとって、絶対的な権力を掌握できることは極めて魅力的なことであり、非常事態という口実で国家緊急権が濫用されやすいことは過去の歴史や他国の例を見ても明らかである。国民の基本的人権の保障がひとたび後退すると、その回復が容易でないこともまた歴史の示すとおりである。

よって、当会は、災害対策を名目として国家緊急権の規定を憲法に創設することに強く反対する。

2015年8月25日

千葉県弁護士会
会長 山本 宏



緊急事態条項(国家緊急権)を新設する憲法改正に反対する会長声明

2012(平成24)年4月に自民党が公表した日本国憲法改正草案(以下「自民党改憲案」という。)には、国家緊急権(戦争・内乱・大規模自然災害などの緊急事態の際、政府が平時の統治機構では対処できないと判断した場合に、憲法秩序を一時停止して非常措置を行う権限)を具体化した緊急事態条項(第98、99条)が盛り込まれている。

そして、本年5月7日、衆議院の憲法審査会は、今後議論すべきことについて自由討論を行い、実質審議に入った。その中で自民党は、優先的に議論すべき事項として緊急事態条項を挙げ、民主党、維新の党、公明党などもこれに言及した。

たしかに、「現行憲法には緊急事態条項がないため東日本大震災の際に迅速な対応ができなかった」「自然災害に迅速に対応するために緊急事態条項が必要である」と言えば、聞こえはよい。

しかし、大規模な自然災害に対しては、現行の災害対策基本法、自衛隊法、警察法などによって十分に対処できる。東日本大震災での対応が不十分だったとすれば、それは憲法に緊急事態条項がないからではなく、準備不足など運用の問題である。

近代国家において、国民の権利・自由に対する最大の侵害主体は国家である。憲法は、国家権力を制限して、国民の権利・自由を守ることを目的として存在する。これに対し、国家緊急権は、国家権力から国民の基本的権利を擁護するための憲法秩序を一時停止させる権限を国家権力自身に与えるものであるから、立憲主義を破壊する大きな危険性を孕んでいる。事実、国家緊急権は歴史上も国民の権利・自由を制限するための道具として使用されてきた。例えば、ドイツのヴァイマル憲法48条の大統領非常権限は14年間に250回以上行使され、ヒトラーの独裁へとつながっていった。フランス第五共和国制憲法16条の緊急権もド・ゴール大統領により濫用され、アルジェリアをめぐる反乱を1週間も経たずに鎮圧したにもかかわらず、その後5か月にわたり適用され続けた。

ところで、自民党改憲案98条1項は、「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱」を緊急事態の宣言を発する一場面として明記している。そして、自民党改憲案99条1項は、内閣総理大臣が緊急事態を宣言した場合に、内閣に法律と同一の効力を有する政令の制定権を、内閣総理大臣に財政の支出権と地方自治体の長に対する指示権を与えている。内閣に国会と同様の立法権を与え、財政国会中心主義や租税法律主義といった財政面の民主的規律を弱めることで、戦争遂行のための租税徴収や財政執行が可能とな

災害対策を理由とする国家緊急権の創設に反対する会長声明

る。地方自治体に対する指示権により、例えば地方自治体が管理する空港や港湾を政府の意のままに使用することも可能となり、このことも戦争遂行を容易にする。

また、自民党改憲案99条3項は、緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、国その他公の機関の指示に従わなければならないと規定している。この場合においても、第14条(法の下の平等)、第18条(奴隷的拘束及び苦役からの自由)、第19条(思想及び良心の自由)、第21条(表現の自由)その他の基本的権利に関する規定は「最大限に尊重されなければならない」とされているが、「侵害してはならない」とは規定されていない。そのため、本条項を根拠に政府に反対する勢力の表現の自由や集会の自由などの規制が正当化される危険性が高い。また、国民の意に反した徴兵制が創設されるおそれもないとは言いがたい。

現在の安倍政権は、憲法学者の大多数が**譴責**と指摘し、国民の理解や承認が得られていない安全保障関連法案を参議院で強行採決し、本年9月19日未明に同法案を成立させた。国会を軽視し、国民に対する十分な説明をしないうちに、我が国を戦争しやすい国へと変えようとしている。

本年10月1日付け東京新聞によると、自民党の古屋圭司憲法改正推進本部長代理が本年9月30日に東京都内で開かれた会合で、「憲法改正の本音は9条だが、まずは国民の理解を得られやすい緊急事態条項から着手したい」意向を示したとの報道がされている。災害対策は緊急事態条項を新設する名目にすぎないことがわかる。

以上より、緊急事態条項は災害対策にはまったく必要ではなく、立法事実が存在しないばかりか、むしろ立憲主義を破壊し、憲法が国民に保障する基本的権利を**蹂躞**する可能性も帯びており、さらには戦争遂行を容易にする危険性が高いから、当会は、緊急事態条項(国家緊急権)を新設する憲法改正に反対する。

2015(平成27)年10月14日
埼玉弁護士会会長 石河秀夫

1 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災後、災害対策を理由として、憲法に国家緊急権を創設しようとする議論が憲法審査会でも行われている。国家緊急権とは、一般に、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限をいう。

2 しかし、憲法は、国家権力の濫用を防止し、国民の自由と権利を保障するために国家権力を制約するという立憲主義の理念を**基盤**として成立しているから、たとえ一時的であっても、国家緊急権の発動により憲法秩序が停止され、行政に権限が集中することは、国家権力への制約が不十分となり、国家権力の濫用によって国民の自由や権利が不当に奪われる危険性が高い。また、発災時には、中央の政府よりも被災自治体の方が刻々と変化する被災現場に臨機応変に対応することができ、東日本大震災で被災した陸前高田市市長も、「首相に権限を一元化しても、被災現場の実情が分からなければうまく判断できないだろう。逆に緊急時には地元自治体に権限を与えてほしい。」と述べているところ、中央の政府への権限集中を図ることは、災害対策の方向性を見誤っていると看做されるを得ない。

3 災害対策の基本原則は、「事前に準備していなければ緊急時には対応できない」ということである。この点、日本の災害法制は、例えば、災害非常事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が開会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないとき、内閣が、生活必需物資の授受の制限、価格統制、金融債務の支払延期等について、政令を制定すること(災害対策基本法109条1項)、内閣総理大臣が必要に応じて地方公共団体に指示すること(大規模地震対策特別措置法13条1項)、防衛大臣が災害救助のために自衛隊を派遣すること(自衛隊法83条)、都道府県知事の強制

権（災害救助法7条～10条）や市町村長の強制権（災害対策基本法59条、60条、63条～65条）等既に十分精確に整備されており、国家緊急権を創設する必要はない。東日本大震災においては、精緻な災害法制が整備されていたにもかかわらず、事前準備の不足によって、政府の初動の不備や福島第一原子力発電所の深刻な事故を招いたことが指摘されており、災害対策として行うべきは、こうした災害法制を発災時に適切・迅速に活用できるよう、防災・減災対策を充実させることである。

4. ここ徳島県においても、100年から150年周期で発生するといわれる南海地震が次にいつ発生してもおかしくない状況にある。徳島県は、地震への備えとして、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑えて「地震に強いとくしま」を実現するため、2012（平成24）年3月に「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画を策定した。当会も、2015（平成27）年2月9日に徳島県社会福祉協議会との間で大規模災害時における被災者支援活動等の協力に関する協定を締結し、同年7月8日には海陽町、牟岐町及び美波町と大規模災害時における相談業務の支援に関する協定を締結するなどして事前準備を進めている。
5. 以上のとおり、災害対策を理由として国家緊急権を創設することは、必要性がないばかりか、かえって国民の自由や権利を不当に奪う危険性があり、当会は、災害対策を理由とする国家緊急権の創設に反対する。

2015（平成27）年10月19日

徳島弁護士会

会 長 上 地 大 三 郎

災害対策を理由とする国家緊急権の創設に
反対する声明執行会

兵庫県弁護士会

福島県弁護士会

岩手県弁護士会

仙台県弁護士会

新潟県弁護士会

群馬県弁護士会

東北弁護士会連合会

広島県弁護士会

茨城県弁護士会

長野県弁護士会

青森県弁護士会

栃木県弁護士会

静岡県弁護士会

山梨県弁護士会

千葉県弁護士会

埼玉県弁護士会

徳島県弁護士会

(合計 17 会, 執行日順)

日本国憲法改正草案（自由民主党 平成24年4月27日決定）

第九章 緊急事態

第98条（緊急事態の宣言）

- 1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
- 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
- 4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

第99条（緊急事態の宣言の効果）

- 1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。
- 4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

「災害をタシにした改憲」は間違いである

永井幸寿

ながい・こうじゅ 一九五五年生まれ。弁護士。日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員。関西学院大学災害復興制度研究所委員研究員。NPO法人災害看護支援機構監事。著書に「災害救済法、権限運用」、「O&A震災と相続の法律相談」ほか多数。

1 はじめに

与党自由民主党・憲法改正推進本部長の船田元氏は、「賛同を得やすいところから憲法改正の課題にする」として、災害を理由に憲法を改正して緊急事態条項、すなわち「国家緊急権」を創設しようとしている。そして、共産党を除く野党七党は現時点では明確にこれに反対をしていないようである。筆者は阪神・淡路大震災を経験して以来二〇年間、災害関連法規に関わってきた。この経験から、以下に意見を述べさせていただきます。

2 国家緊急権の定義

国家緊急権とは戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して非常措置を取る権限をいう。すなわち、非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法の定める人権保障と権力分立を停止する制度である。人権保障と、権力分立とは何だろうか。ここでおさらいしてみよう。

3 近代憲法の柱

近代憲法では、基本的人権と権力分立は以下のように考えられている。

基本的人権 「基本的人権」とは人が自立的な個人として、自由と生存を確保し、尊厳を持って生きるために不可欠な利益を言う。人としてのプライドを持って生きるために必要な利益である。基本的人権には幸福追求権、表現の自由、財産権等がある。

人権の性質は、憲法や天皇に恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有する権利であること（固有性）。したがって、原則として公権力（行政・立法・司法）によって侵されないこと（不可侵性）。また、人種、性、身分などの区別に関係なく、人間であることに基いて当然に享有できること（普遍性）である。

権力分立 そして、人権を確実なものとするために人は社会契約を結び、国家（政府、議会、裁判所）に権力の行使を委任した（社会契約論）。さらに、この国家の権力が強大にならないようにするため、立法、行政、司法に分離独立させて異なる機関に担当させ、相互に他を抑制させることにした。これが「権力分立」である。

権力分立の性質として、権力の濫用から国民の自由を守る「自由主義」、権力が集中した方が効率は高まるが、あえて分



離し摩擦を生じさせ、国民を権力濫用から救うという「消極性」に加えて、最も重要なのは「懐疑性」であると考える。

どんなに立派な人でも、人は何時も権力を獲得したがるという弱点がある。しかも権力を握ると、それを濫用する性向があるということである（ジョン・ロック）。権力分立は、人間性への深い反省と政治の現実の認識による、いわば「大人の制度」なのである。

そして、人権保障と権力分立を憲法で定めて、国家権力を縛り国民の権利・自由を守ったのが「立憲主義」で

ある。図(前頁)の左が人権思想である。最も重要なのが人権であり、これを表現するために国家をつくり、国家が権力を濫用しないように、権力分立の制度を設けたのである。民主主義国の憲法は皆この構造を持っている。

これに対して図の右側は国家緊急権である。人権思想と逆であり、最も重要なのが国家であり、そのために権力分立を止めて権力を集中し、人権を制約するのである。これは、人権思想が生まれるフランス革命前の絶対王政の構造である。「国家」に「国王」を入れればわかりやすい。

4 歴史は警告する——なぜ危険なのか

したがって、国家緊急権は極めて危険な制度である。その性質は諸刃の剣と言われており、平時の制度では対処できない非常事態に対処するものであるから、必要性があるとも考えられるが、他方で立憲的な憲法秩序、つまり人権保障と権力分立を一時的にせよ停止するという危険性がある。すなわち、極度に権力を集中し、過度に人権を制限することを認めるのである。

実際に国家緊急権は、歴史的に多くの野心的な軍人や政治家に濫用されてきた。世界で最も民主的だったワイマール憲法下のドイツで、ナチスが合法的に独裁権を取得できた理由は、同憲法に強力な国家緊急権があり、これを使って反対党員を令状なしに逮捕拘束して登院できない状態で授權法(国

会から内閣に立法権を移譲する)を強行採決したからである。

国家緊急権には、四つの内在する危険性がある。第一に不当な目的である。政府は緊急事態の宣言が正当化されない場合でも宣言を行う傾向にある。第二に期間延長である。政府は、戦争その他の危難が去った後も緊急措置を延長しがちである。第三に過度な人権制限である。政府は緊急事態に対処するため、一般市民の人権を過度に制限しがちである。第四に司法の抑制である。緊急状態に裁判所は政府の判断を尊重し、平時に比して市民の権利保護を抑制する傾向があり、緊急権に対する司法統制が充分行われない。

5 日本の旧憲法

旧憲法下の日本では国家権力が過度に強く、人権の保障が充分でなかったところに、さらに国家緊急権が加わり濫用された。国家緊急権の一つである緊急勅令は、緊急の必要があり議会閉会の場合に政府は法律に代わる勅令を制定することができた。政府は議会を軽視して平常時にも緊急勅令を乱発し、たとえば、治安維持法に死刑を設けた重罰化法案は議会で廃案となったが、政府は緊急勅令を発して法案通り改正してしまった。

また、戒厳は、国の統治作用(立法・司法・行政)の大部分を軍事官憲(司令官等)に移す国家緊急権である。戒厳の要件は憲法と法令(戒厳令)によって戦争や内乱などの非常時に

限定されたが、既法的に拡大され、天災時等にも戒厳を実施した。そのため、関東大震災にもこれが行われ、軍隊の検閲・武器使用の許可、自警団への指示権の付与等を通して、軍隊や一般市民が組織した自警団による朝鮮人の大量虐殺に到ったのである。

6 日本国憲法の趣旨

旧憲法の反省から、日本国憲法には、あえて国家緊急権の規定を設けなかった。そして緊急時用の制度を二つ設けた。これは、国家緊急権ではなく平常時の制度である。

第一が参議院の緊急集会である。国会は衆議院と参議院が法律や予算を審議し議決する。そして衆議院が解散されたとき(つまり衆議院がないとき)で、大地震等が発生して国に緊急の必要があるとき、参議院の緊急集会が召集され国会の代わりに活動する。そして、緊急集会で採られた措置は、次の国会開会の後一〇日以内に衆議院の同意がない場合は効力を失う。第二が政令の罰則である。内閣が制定する政令には、法律の委任がある場合は罰則を設けることができる。内閣が政令の制定で柔軟な対応をする制度である。

日本国憲法はなぜ国家緊急権を設けていないのか。それは、一九四六(昭和二一)年七月一五日の第二三回帝国憲法改正案委員会議録に金森国務大臣の答弁として明らかにされている。

第一が民主主義である。民主政治を徹底させて国民の権利

を充分擁護するためには、非常事態に政府の一存で行う措置は極力防止しなければならない。第二が立憲主義である。非常時という言葉は口実に政府の自由判断を大幅に残しておくどのような精緻な憲法でも破壊される可能性がある。第三が憲法上の制度である。特殊の必要があれば臨時国会を召集し、衆議院が解散中であれば参議院の緊急集会を召集して対処できる。第四が法律等による準備である。特殊な事態には平常時から法令等の制定によって濫用されない形式で完備しておくことができる。

このように、日本国憲法は、濫用の危険性から国家緊急権は憲法に規定しないが、他方で非常事態への対処の必要性から、平常時から厳重な要件で法律を整備するという立場を取っている。こうした日本国憲法の趣旨は明らかであるにもかかわらず、残念ながら充分に知られていない。読者の皆さんには是非知っていただきたい。

二〇一一(平成三三)年一月二日、第二七九回国会で、近藤三津枝衆議院議員(自民)は趣意書を提出し、「大災害が国政選挙の公示日直前に発生した場合、法律で選挙期日の延長と、議員の任期延長ができるか」という質問を行い、政府は「できない」と答弁書を提出した。同年同月一七日、近藤議員は「選挙の実施一つを見ても非常事態の想定が憲法でなされていない」として国家緊急権の必要性を述べている。だが、

① 衆議院の解散後、総選挙直前に大災害があっても、上

記の通り参議院の緊急集会を求められる。

② 参議院の通常選挙直前に大災害があっても、衆議院議員と非改選参議院議員が二分の一あり、定足数は議員の三分の一なので国会は開会できる。

③ 衆議院と参議院のダブル選挙の直前でも、非改選の参議院議員が二分の一いるので、参議院の緊急集会が求められる。

④ 衆議院の任期満了による選挙直前に大災害が起きた場合は(衆議院の任期満了による選挙は日本国憲法制定後六八年間で一回しかなく、極めてまれなケースであるが)公選法の改正で、早めに選挙を実施できるようにすれば任期満了と同時に新議員が就任できるし、また衆議院が機能しない場合に参議院が国会に代わって活動するという緊急集会の趣旨からすれば緊急集会を求めることは憲法に適合する。いずれも、日本の有力な憲法学者が認めている考えである。

このように、いずれの場合も日本国憲法で対応可能である。

7 法律による制度 (災害の場合)

前記の通り、日本国憲法の趣旨は、濫用の危険から国家緊急権は憲法に規定しないが、厳格な要件で法律を制定して非常時に準備するというものである。そして、災害についての法制度は制定されている。しかも、極めて精緻に制定されている。

道府県知事に対し、また居住者等に対し避難の為の立ち退き又は屋内退避のための勧告・指示をできる(原子力災害対策特別措置法)。本来は市町村長・都道府県知事に勧告権がある。

非常事態等の布告等がない場合でも、防衛大臣は、災害で都道府県知事から自衛隊の派遣要請があった場合、派遣することができる。但し要請を待ついとまがない場合は、要請を待たないで部隊を派遣できる。

また、人権制限に関する法制度を見ると、まず、都道府県知事の強制権として災害救助法に、①医療、土木建築工事、輸送関係者を救助の業務に従事させることができ、これには罰則がある(従事命令・災害救助法)。たとえば医師に被災地での医療活動を命じ医師がこれを拒否すれば処罰される。この規定は憲法一八条の禁止する「苦役」に当たるのではないかという意見があったが、政府は「苦役」は苦痛の伴う労役でありこれに当たらないとした。②現場にいる者を救助に関する業務に協力させることができる。③病院、診療所、旅館等を管理し、土地家屋物資を使用し、物資の生産等の業者に物資の保管命令を発し、収用もでき、これには罰則がある。④職員に施設、土地等に立ち入り検査させることができ、これには罰則がある。⑤④は人権が侵害されないように考慮するよう衆議院厚生委員会の付帯決議がある。

次に、市町村長の強制権として、①設備物件の所有者等に対して除去等を指示できる。道路を塞ぐ船等である。②居住

まず統治機構について見てみる。異常・激甚な災害等の場合は、内閣総理大臣は災害非常事態等の布告、宣言を行う。この場合、第一に、災害対策基本法によって立法権は厳格な要件で一時的に内閣に帰属する。すなわち、内閣は、国会閉会中、衆議院解散中、臨時会の召集及び参議院緊急集会の請求を求めるいとまがない場合、「緊急政令」を制定できる。

制定できる事項は①生活必需物資の配給等、②物の価格、サービスの価格の最高額、③金銭債務の支払いの延期等、④外国からの救助の受け入れの四つに限定されている。この政令には刑罰を付すことができる。そして、内閣は直ちに国会の臨時会を召集し、又は参議院緊急集会を求め、国会の承認がなければ緊急政令は効力を失う。この制度は立法権が国会に帰属するという憲法に反するという意見から、国会で二度審議して専門家の公述の後に議決された。

第二に、内閣総理大臣に権力が集中する。内閣総理大臣は①国民に物資をみだりに購入しないことの協力要求が行える(災害対策基本法)。②関係指定行政機関(省庁等)の長、地方公共団体(都道府県・市町村)の長その他の執行機関、関係指定公共機関(日本赤十字・NHK等)、関係指定地方公共機関等に必要な指示ができる。すなわち内閣総理大臣を頂点とした権力体制になる(大規模地震対策特別措置法)。③防衛大臣に部隊等の派遣を要請できる(自衛隊法)。④警察庁長官を直接指揮監督し、一時的に警察を統制する(警察法)。⑤市町村長、都

府等への立ち退き勧告等ができる。⑥居住者等に、屋内待避等を指示できる。⑦警戒区域の設定、立ち入り禁止、退去命令等ができる。⑧他人の土地等の一時使用、土石等の収用等ができる。⑨災害を受けた工作物等の除去等ができる。⑩現場にいる者等を業務に従事させることができる。

外国の国家緊急権はどのようなものだろうか。ドイツ基本法(憲法)の国家緊急権は「自然災害・特に重大な災害事故」について規定している。州は他の州の警察力、行政機関(消防)、連邦国境警備隊、軍隊の人員、物的手段を要請できる。州を越える広域の災害では、連邦政府は、他の州の警察力を使用するように指示し、警察を支援するために連邦国境警備隊及び軍隊を投入できると定めている。これだけであり、立法権の移転や人権の制限の規定はない。これらの制度は、日本では災害対策基本法、自衛隊法、警察法、災害救助法に規定されていることである。

以上の通り、日本では実質的には災害時の国家緊急権に相当する制度は法律で充分整備されており、これは憲法との関係も充分審議されているのである。一九九〇〜二〇〇八年制定の九三万国の憲法の全てに国家緊急権があるとされ(西修『現代世界の憲法動向』)、日本には国家緊急権がないという見解が自民党議員にもあるが、正当な意見とは言えない。

8 災害と国家緊急権

次に災害対策のために国家緊急権が必要か否か検討する。

災害対策は、事前の災害予防対策、直後の応急対策、事後の復旧対策の三種がある。このうち、国家緊急権が問題になるのは直後の応急対策である。そして、災害対策の原則は「準備していないことはできない」というものである。

災害対策とは過去の災害を検証し、これに基づいて将来の災害を予想し、その効果的な対策を準備することをいう。国家緊急権は非常事態が発生した後に、言わば泥縄式に強力な権力で対処する制度である。しかし、想定していない事象に対しては、いかなる強力な権力をもってしても対処しえないのである。

これを東日本大震災について見てみると、国や自治体が迅速かつ適切な対処ができなかった例があるが、これらは法律制度の適正な運用による事前の準備がなかったことが原因である。

たとえば、福島第一原発から四・五キロの双葉病院とその病院が経営する介護老人保健施設で、高齢患者四四〇人のうち、避難等で寝たきりの高齢者一八〇人中、五〇人が死亡した。二〇一一年（平成三）年三月一日に震災が発生し、四日後に寝たきりの高齢者をバスで搬送したが混乱状態で行先不明のまま発進し、保健福祉事務所を経て、原発を避けるため

この原因を理解するには避難所と避難場所の違いを知る必要がある。避難場所は災害時に危険を避けるための避難先であり、津波災害では高台にある。避難所は、危険が去った後の仮の生活の場であり、利便のために平地にあることもある。幌住居防災センターは平地にあり、避難所ではあったが避難場所ではなかった。しかし、釜石市では高齢者が多く、高台に避難場所があり訓練の参加率が低下したので、町内会長が平地にある同センターを訓練で使用することを同市に求め、了承を得て参加率が増加した。そして市は、避難場所でないことを市民に告知していなかった。

二〇一〇（平成三）年二月一日にセンターを設置し、翌年三月三日に防災訓練を行った際はセンターに一〇一人集まった。その八日後の三月一日に東日本大震災が発生して、推定二四四人が避難したのである。不適切な訓練によって多数の生命が失われたのであり、事前に法や制度の適正な運用が

迂回走行し長時間かけて高校の体育館に到着したが、医療施設ではなく、医療器材も薬品もなかったので、あわせて五〇人ものが死亡したという。

この原因は何だろうか。法律の制度を見ると、災害対策基本法によって、国には防災基本計画の策定義務があり、指定行政機関、指定公共機関はこれにしたがって防災業務計画の策定義務があり、都道府県、市町村はこれにしたがって地域防災計画の策定義務がある。原子力事業者もこれにしたがって原子力事業者防災業務計画の策定義務がある（原子力災害特措法）。また、災害対策基本法で、指定行政機関、自治体の長は、防災教育の実施に努め、防災訓練の実施義務がある。

しかし、地震による原発事故は起きないことが前提になっていた。自治体、国及び事業者は原発事故が発生した場合の、自治体を越えた避難ルートの策定、車両ドライバーの確保、スクリーニング会場、避難した後の生活の場である避難所、高齢者・障害者のための福祉避難所の確保等の防災計画は策定していなかった。まして、市町村や都道府県にまたがる連携や住民参加もなく、そのような避難訓練なども全く行っていなかった。これが原因である。事前の準備のない状態で憲法を停止しても何の役にも立たないのである。

また、釜石市の幌住居防災センターには推定二四四人が避難し、全員が津波で死亡した。釜石市の死者行方不明者の約四分の一という多数である。

なされなかったことが原因である。災害発生後に憲法を停止しても何の役にも立たないことは明らかである。

9 自民党の国家緊急権案

自由民主党は、二〇一三（平成二五）年の憲法改正案の中に国家緊急権案を提案している。しかしこの案は前記の国家緊急権の危険性や日本の旧憲法の経緯及び日本国憲法の趣旨からすれば以下の問題がある。

- ① 緊急事態の発動要件を法律で定められる（九八条一項）。法律で定められるなら、国会の過半数の決議で要件が拡大できる。たとえば、テロ、大規模な労働争議、集団示威運動等の場合も国家緊急権が発動できることになるが、これらは現行の法律や、法律の制定によって充分対処できることである。
- ② 緊急事態の期間に制限がない（九八条三項）。例外措置

周防正行

それでもボクは会議で闘う

―ドキュメント刑事司法改革―

四六判・並製カハ・256頁 本体1700円税別

映画『それでもボクはやってない』で日本の刑事裁判の不条理を描いた監督が、思わぬ縁で法制審議会・特別部会の委員に。えん罪をなくすための改革を求めて闘った、葛藤の日々を自らつづる。異色のノンフィクション。

岩波書店

なので、緊急事態の期間が厳格に定められなければ、濫用の危険性が高い。

③ 内閣は法律と同等の効力を有する政令を制定でき、これには事後に国会の承認を必要とするが、承認が得られない場合に効力を失う旨の規定がない(九九条二項二項)。財政処分についても同じ規定である。旧憲法でさえ緊急勅令が事後に議会の承認を得られない場合は将来に向かって効力を失う旨の規定があったのと比較して、政府の立法と財政処分に対して国会の統制が全く及ばないこととなる。

④ 政令で規定できる対象に限定がなく、全ての人権を制限でき、また全ての事項について政令を制定できる。当然、災害時に治安目的で「戒厳」を実施することも政令で制定できることになる。

このように、すべての事項について政令を制定できるということは、国会の立法権を内閣に移譲するものである。ナチスと同様の「授権法」(委任立法)であって政府の独裁を容認するものと言わざるを得ない。

10 被災地弁護士会の反対

本年四月から五月にかけて、被災地の弁護士会は、災害を理由に国家緊急権を憲法に創設することに反対する旨又はそれが不要である旨の会長声明を相次いで発表している。阪神・淡路大震災を経験した兵庫、新潟県中越地震及び新潟県

中越沖地震を経験した新潟、東日本大震災を経験した岩手、宮城、福島及び東北弁護士会連合会、二〇一四(平成二六)年豪雨災害を経験した広島及び被災地を支援する群馬の七弁護士会及び一弁護士会連合会である。

その理由は、現に災害を体験した経験から、①国家緊急権は法律が整備されているので必要ないこと、②国家緊急権は災害には全く役に立たないこと、③国家緊急権を憲法に入れることは危険である又は憲法に入れる危険性について充分議論がなされていないことである。

被災地が最も言いたいのは、「災害をタシにして憲法を改正してはならない」ということである。すなわち、災害において最も重要なのは現場であり、個々の被災者を救済するにはどうすべきかということが、すべての出発点である。災害対策は、災害の現場で被災者の話を聞き被災状況を調査して課題を究明し、将来の災害を予測して対策を講じるものである。災害直後は、かかる準備の下で、現場に最も近い自治体に強い権限をもたせることにより、迅速で効果的な支援が可能となる。

権力者が災害の現場も知らず、永田町で強大な権力を振るうために、災害対策を口実として憲法を改正することなどというい許されるものではない。国会、そして国民はこの被災地の声を真摯に受け止めなければならない。

論点整理

安全保障法制の焦点2

集团的自衛権問題研究会

昨年七月の憲法九条の解釈変更の閣議決定を実行に移すための安保関連法案が、五月一四日、閣議決定された。

「我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備」とされる一連の法案の国会審議は五月二六日にスタートした。これは戦後日本の安保政策を大転換させる法制であり、憲法に抵触する可能性すらあるにもかかわらず、政府・与党の説明はあまりにも粗雑で乱暴だ。

戦争をしている他国軍を支援することを定める法案であるにもかかわらず、「戦争法案」と呼ぶ野党を糾弾し「平和

安全法制」だと聞き直る。中谷防衛大臣が「自衛隊員のリスクが増大することはない」という驚きの発言をして非難を浴びると、安倍首相は「木を見て森を見ない議論」と反論。リスクは「国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、自衛隊員に負ってもらうものだ」という。国民の命が「森」で自衛隊員の命が「木」だというのなら、まるで戦時中の論法である。さらに、海外での武力行使が許されるのか、機雷掃海は認められるのか、ホルムズ海峡封鎖は存立事態にあたるのかといった基本的な論点さえ、昨年来、政府・与党の説明はぶれ続けている。

当研究会は本誌先月号で、三月の与党合意の時点における五つの論点を提示した。それは与党が「歯止め」として設定した国際法上の正当性、民主的統制、自衛隊員の安全に関する批判的検討などであった。続く今号では、法案が出されたことを踏まえて六つの論点を提示する。国会の内外での議論の活性化につながることを期待する。

(研究会代表 川崎哲)

■集团的自衛権問題研究会

<http://www.sjmk.org>

1946年8月26日 第3社審判部認可
2015年7月1日発行 (毎月1回1日発行)

SEKAI
岩波書店
2015
July
no.871

世界

特集

戦争立法を問う

植村秀樹 梅林宏道 永井幸寿 集团的自衛権問題研究会

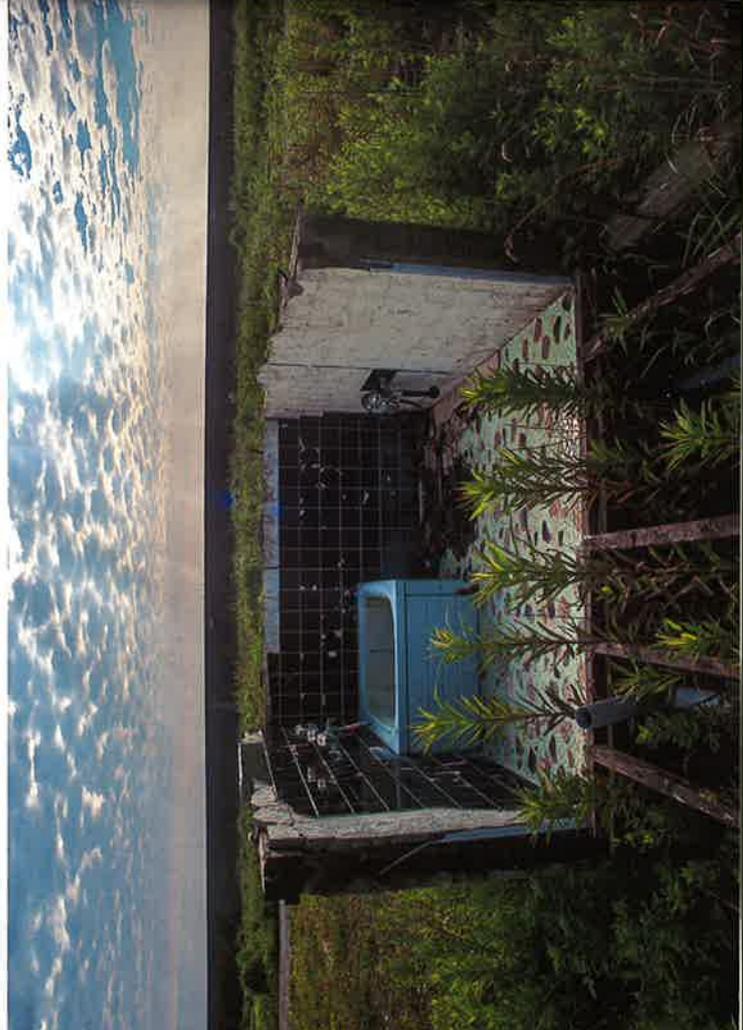
特集 2

日韓国交正常化50年

——突きつけられる課題

宮田節子 和田春樹 李鍾元 梁澄子 金昌祿 玄武岩 中村一成
坪井善明 シーモア・ハーシュ

戦後40年のベトナム

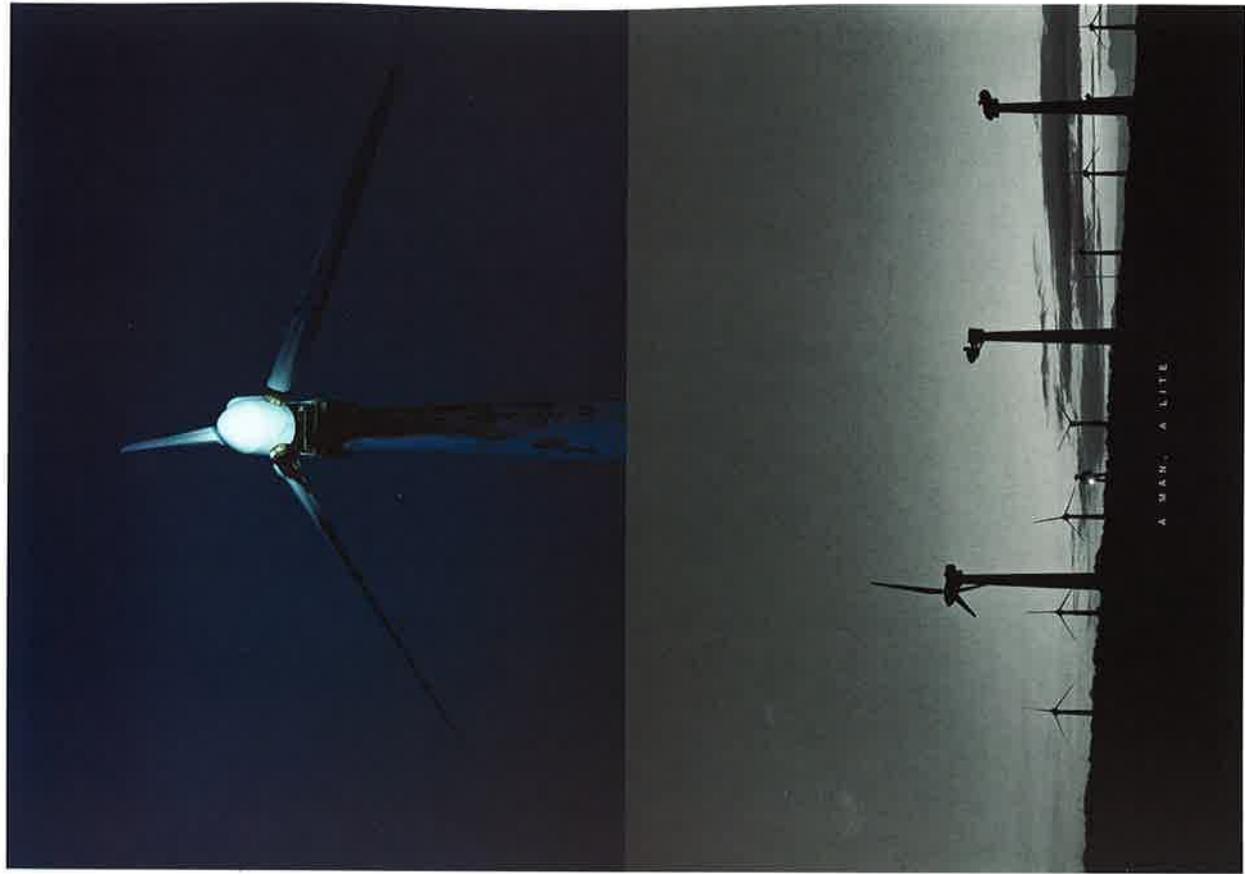


一九四六年八月二十六日第三社審判部認可
二〇一五年七月一日発行 (毎月一回一日発行)

世界 第八七二号 二〇一五年七月

定価(本体八〇〇円+税)(送料一〇〇円)

© 岩波書店 2015年 本誌掲載の記事は無断転載をお断りします。
編集・発行 岩波書店 印刷所 凸版印刷株式会社
発行所 〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 (株) 岩波書店 本誌編集部電話 03(5210)4141 FAX 03(5210)4144



THE MAGNETIC HEAD OF THE MAGNETIC TAPE REPRODUCER, MODEL 100, IS A TRADEMARK OF THE MAGNETIC TAPE REPRODUCER COMPANY, INC., 100 WEST 42ND STREET, NEW YORK, N.Y. 10018, U.S.A.
MAGNETIC TAPE REPRODUCER COMPANY, INC. IS A TRADEMARK OF THE MAGNETIC TAPE REPRODUCER COMPANY, INC., 100 WEST 42ND STREET, NEW YORK, N.Y. 10018, U.S.A.
MAGNETIC TAPE REPRODUCER COMPANY, INC. IS A TRADEMARK OF THE MAGNETIC TAPE REPRODUCER COMPANY, INC., 100 WEST 42ND STREET, NEW YORK, N.Y. 10018, U.S.A.

雑誌 05501-07
ISSN 0582-4532
Printed in Japan



4910055010755
00800



記事検索

クエ!

シニア 弁護士ドットコム 民事・その他 法律全般 憲法 自民党の憲法改正草案「国家緊急権」は導入すべきか——弁護士が「危険性」を指摘

憲法

2015年10月23日 11時55分



自民党の憲法改正草案「国家緊急権」は導入すべきか——弁護士が「危険性」を指摘

弁護士を探す 憲法 法律 選挙

大災害や戦争などの非常事態が起きた際、総理大臣に権力を集中させる「国家緊急権」。現在の憲法では認められていないこの制度を、憲法改正によって導入すべきなのか。そんな問題を考える意見交換会が10月21日、東京都内で開かれた。

意見交換会は、震災などの被災者支援の経験から、国家緊急権の創設に反対している弁護士たちが、条件つきで国家緊急権の導入を支持する小林節慶大名誉教授を招くという形で行われた。

国家緊急権は、自民党が公表した改憲草案に含まれており、「憲法改正」をめぐる今後の議論で注目を集める可能性がある。

●緊急事態に国家に権限を集中させる理由とは？

国家緊急権は、アメリカの憲法などで認められているが、なぜなのか。その理由について、憲法学者の小林氏は次のように説明する。

「大災害などの際には、法律がないからといって、すったもんだやってる場合じゃなくなる。内閣総理大臣に大権を集中してスピーディに動くことが大事だ。非常事態が去った時点で、総選挙をして民意を仰ぎ、補償をすればいい。ただ、国家緊急権はある意味危険なので、憲法上の根拠が必要だ」

小林氏は「もし私に白紙から憲法を書かせてもらえるなら、人権を制限された人への補償や、非常事態が終わった後に解散総選挙をすることなどを盛り込んだ、世界に比類なき、安全な緊急事態条項を書きたいと思っている」と話した。

●日本には緊急災害に対応する制度がすでにある

一方で、阪神大震災で被災した兵庫県弁護士の永井幸寿弁護士は「災害をダシにして、憲法を改正してはならない」と強調。「災害への対策は『事前に準備していないことは、できない』というのが原則。国家緊急権は『事後の応急対策』にすぎない。災害がおきた後に、憲法を停止しても何もならない」と話した。

英語は81文で何でも話せて、聞けるの？

英語のしくみは単純だ

Simple English®
Magic 81



男女問題 家族 仕事のトラブル

女性が抱えるリアルなお悩みに

弁護士が

イラスト&図で

わかりやすく回答



LIFE



「いいね！」した友達はまだいません



NEWS 弁護士ドットコムニュース 20分前

もしも夫が収入を偽っていたら・・・。さらに隠している借金まで発覚したらどうしますか？

https://www.bengo4.com/c_3/c_1023/n_3848/



年収500万円のはずが手取り月18万円、しかも借金まで——嘘つき夫と離婚で...

永井弁護士は「災害への緊急対策は、現場に近い市町村が主体的に動くべきで、国家はあくまでそれをサポートする役割だ」と指摘。仮設住宅の用地をめぐる交渉でも、住民に顔がきく市町村職員が頼んだほうが、国から他事を請け負った業者が頼むよりもずっとスムーズにいくと説明した。

また、緊急災害に対処する仕組みとしては、すでに「災害対策基本法」がある。さらに万が一の際には、「参議院の緊急集会」といって、衆議院が開催できない場合に、参議院が国会機能を代行する制度が、憲法に盛り込まれているとした。

●「アメリカと日本では状況が違う」

だが、海外には、アメリカのように国家緊急権を認めている国もある。日本もそれにならうべきではないのか。

その点について、永井弁護士は「アメリカでは、国家緊急権が憲法上認められ、何度も行使されているが、あの国は大統領と議会の権力がハッキリ分立し、司法が違憲判決をバンバン出す国だ。日本とは状況が違う」と指摘。アメリカと違って議院内閣制をとっているうえ、司法も違憲判決に消極的な日本で、国家緊急権を導入することは、「危険性がかなり高い」と主張した。

実際、自民党の憲法改正草案にある「国家緊急権」には次のような問題点があると、永井弁護士は指摘した。(1) 緊急事態の発動要件を法律で定められること。(2) 緊急事態の期間に制限がないこと。(3) 内閣の承認が得られない場合の規定がないこと。(4) できる範囲に限定がないこと。

一方、小林教授は「国家緊急権の概念は、理論的に不要とは言い切れない」としながらも、「非常時に、権力側が一方的に『国を預かりました』とするだけなら、私も賛成できない」と意見を表明。「災害が起きたあと、総理大臣が大元帥みたいになって、突然何かしようとしてもどうなるものでもない。すでに法律が整っている今の日本で、国家緊急権の議論をする必要はないだろう」と締めくくっていた。

(弁護士ドットコムニュース)

シェア 89 ツイート 28 ブクマ 2

SNSでいつでも最新記事をチェック!

Facebook Twitter

いま狙うべき急騰株 3選

まだ間に合う実績あるプロ推奨黄金株 厳選3銘柄を無料で お受け取り下さい

ST-TUS
משרדים להשכרה
בנת"מ, ר"ג, הרצליה, ובני ברק,
במגדלי היוקרה והפאר
!!! מ"ר מדהים 100-5000
!!! מ 50 בלבד !!!
03-5624433

あなたにオススメの記事

Recommended by Yahoo! JAPAN

ほぼ全損のフェラーリ、1000万円で販売…正常なら3730万円
スポーツニュースCYCLE

被災地の弁護士会が「国家緊急権」創設に反対表明——自民党「憲法改正草案」に懸念

「自民党議員は『保守』ではなく『ネトウヨ』」安保法案・小林よしのり氏に聞く (上)

PCのエラーを修正しました

飲食店が儲からない理由

兵庫県内の美味しいお店が満載
年6.1%の高金利な貯蓄手段

これから騰がる5銘柄

注文殺到中の熊本馬刺し

株儲けの仕組み、教えませ
郊外型駐車場/スペース24

ふるさと納税人気商品ランキング

納税先に迷ったらランキングをチェック! 欲しい商品が簡単に見つかる! ふるほ

今週の注目3銘柄を公開

- 「避妊してる」と彼女がワソをついで妊娠・・・産まれた子は「認知」しないとダメ?
- 少女「着工口」販売業者が逮捕——水着姿なのに「児童ポルノ」になるのはなぜか?
- ラーメン屋で「1杯130円」のライスだけ注文する客・・・店は断ることができる?
- 新宿駅前の「ラーメン屋台」が道交法違反で「逮捕」なぜ摘発されてしまったのか?
- JKビジネスと子どもの着工口「児童福祉法で禁止して」NPOなど11団体が国に要望

もっと見る

新着みんなの法律相談

10年前の有料ダイヤルの督促状は払う必要がありますか?
民事・その他

個人病院などでの院内販売について
民事・その他

飲食店の出来事です。
民事・その他

小学校の時の教師の暴言によりトラウマに
民事・その他

専門学校の先生の発言について
民事・その他

もっと見る

第 39 回新研部長会議

■第二部 部会

■2014 年度活動報告

【司会者】

お待たせしました。それでは第二部を始めたいと思います。それでは、新崎委員長から 2014 年度の活動報告をしていただきます。

【新崎盛吾】

冒頭の挨拶でも出しましたが、新聞労連の新聞研究部は、基本的には在京新聞研究部のメンバーが中心になって活動しています。昨年は共同通信から選出されていた本間麻衣さんが部長として、毎日新聞と朝日新聞のお二人が副部長。そして時事通信、新聞協会労組が部員として活動しておりました。

当初、共同通信労組からは桜山さんという方が部長として 7 月から活動していたのですが、途中で特派員としてベルリン支局への赴任が決まりましたので、11 月にハノイ支局から戻ったばかりの本間さんに、急遽新研部長が代わるということがございました。そのため活動の立ち上がりが少し遅くなって、例年 12 月に開催している新聞研究部長会議が 2 月にずれ込む形になりました。

それで 2 月に新聞研究部長会議を開催して、その年の活動方針等を話し合い、6 月には組合員向けだけではなくて一般にも開放する形で全国新聞研究集会を開催。その後、今日の議題にもなりますけど平和新聞…これは毎年 8 月の夏の時期に、新聞労連として毎年発行してきたわけですけど、その 11 年目の年に当たりまして、当初は 10 号で 10 年間という一つの区切りを迎えようという話だったのですが、昨年は戦後 70 年という節目の年だったこともあり、「その年に平和新聞を出さないというのは方針としていかがなものか」という話が、前回の新聞研究部長会議の席で出されたこともあって、平和新聞の作成に着手し、8 月 6 日に広島平和フォーラムの時に 11 号の発刊をいたしました。新聞労連のホームページからダウンロードできるようになっていますので、それを見ていただいている方も多いかと思います。

先程申し上げた新研集会は、ちょうど安倍政権が 8 月に戦後 70 年の談話を出すという話があったものですから、それに向けた新研集会という形になりました。それで言論 NPO の工藤泰志代表と東京外語大学の伊勢崎賢治教授をお招きして、元朝日新聞記者で今は専修大学教授をされていますが、元新聞労連の委員長でもあった藤森研さんにコーディネーターを務めていただきました。過去の新研部長会や新研集会について、お渡しした資料の後半にどういう内容でやってきたかが簡単にまとめられています。

昨今、この新研部長会や新研集会の参加人数が、以前に比べるとやや落ちてきているところが気になるところです。今日もスタッフと在京新研部を除くと 17 人の参加ですけども、昨年よりも 10 人ほど減り、その前の年に比べるとさらに 10 人減っています。そういうことですから、今日ここに参加されている方は各地連に戻って、それぞれ横の関係で、この新聞研究活動について参加を呼びかけていただければと思います。よろしくお願ひします。

■2015 年在京新聞研究部員メンバー自己紹介

【司会者】

そうしましたら、今年の在京新聞研究部員の自己紹介を簡単にさせていただきます。私は今期の部長を務めさせていただき毎日新聞労組出身の大迫麻記子です。一応社会部の所属で東京都内のアレコレを書いていました。今日も至らないところが多いとは思いますが、よろしくお願いします。

言うまでもないことですが、新聞業界を取り巻く環境がいろいろ変わってきていますが、個人的にはすごくその変化が楽しくて、これからどういう風になっていくか、新聞社としてどのように貢献できるのかを考えるのが好きで、会社でもいろいろ提案して、通らない事も多いですけど、そういったことを楽しくやっています。

新研部としても、今は人数が減ってきているというお話もありましたけど、これは完全に個人的な考えですが…もうちょっとあり方とかもいろいろ検討して、今の課題にあったものに答えられるような活動は何か、というのを考えながら、一年間部長を務められたらなと思っております。

【労連新研副部長・渡 義人】

朝日新聞労組出身の渡と申します。在京新研部という名前なんですけど、私は大阪本社生活文化部の記者をしています。副部長ということなんですけど、弊社は昨年一連の報道問題などでいろいろありまして、今もかなり厳しい状況です。でもそういう時こそ「新聞の原点とはどういうことか」「新聞の役割はどういうことか」というようなことを考えながら、この新聞労連の活動をやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

【労連新研副部長・木梨孝亮】

共同通信労組出身の木梨です。今は本社外信部で海外ニュースを担当しています。ちょうどパリの同時多発テロとかイスラム国とかの問題を追っていて、海外では人権を無視したような捜査が多発していて、自分自身も人権意識とかの低下を感じて、いま先生のお話を聞きながら反省していた次第です。

今年の新研部ですが、私は各新聞社の労組さんが開くイベントに参加する機会が多くて、広島・長崎・沖縄に行ったりする機会もありました。それが勉強の機会になっていると思います。

【労連新研部員・斎藤 甫】

新聞協会労組の斎藤と申します。普段は新聞協会報という機関紙の記者をしていまして、新聞各社さん取材させていただいています。不勉強なところもたくさんあるんですけど、積極的に携わっていきたいと思っています。

■参加者自己紹介

【司会者】

それではまず、きょう参加していただいている皆様に、お一人ずつ自己紹介をしていただきたいと思います。

【宮崎日日新聞労組・成田和実】

私はいま文化部の記者をしまして、労組では執行副委員長を務めています。新研部長は執行副委員長も含めて初めてですので、今日は勉強させていただくつもりでまいりました。

【愛媛新聞労組・渡部竜太郎】

普段は政治・経済部の記者をしております。今日はよろしくをお願いします。

【北海道新聞労組・小川正成】

私は入社以来、一貫して編集局の写真部に所属するカメラマンをしております。それでやや外野的なところから記者や編集局などを見ている感じになっています。単組では副委員長を仰せつかっておりまして、編集系の副委員長が弊社労組の紙面対策部長を兼ねているところから、本日参加させていただきました。

【中国新聞労組・金崎由美】

単組では執行委員と新研部長をやっています。もう一人編集外勤の記者を勉強を兼ねて連れてこようと思ったのですが、今は正月紙面の取材ですごく忙しくて、人数を増やすことができなくて申し訳ありませんでした。

私の仕事の方は、いわゆる原爆・平和報道をやっています。まあ、一年の半分以上はそうした関係の重点企画の専従になって、ウチには中高生の子供記者がいますので、残りの半年あたりは、そういう子供達が記事を書くお世話などをしています。

【琉球新報労組・滝本 匠】

単組では一組員ですが、新研部の部長という肩書きが何年か続いておりまして、まだ世代交代できていないところが今の課題です。今日は皆さんといろいろ意見交換も含めて、親交を深めさせていただきたいと思います。

【岩手日報労組・鹿糠敏和】

今日は単組の新研部副部長という立場で来ましたが、3年連続でお邪魔させていただいています。私も何とか世代交代を図ろうと思って、今回、川端をつれてきたのですが、徐々に新研部の活動を次の世代につなげていくのが、今の僕の役目かなと思ってやっております。今日はいろいろと勉強させてもらいたいと思います。

【岩手日報労組・川端章子】

執行委員と新研部長ということで参加させていただきます。本当に勉強させていただく機会として、このような場に来て非常に良かったなと思っています。戻ってからこの経験をどのように伝えるかを考えながら、今日は勉強したいなと思っています。

【全下野新聞労組・吉田隆則】

入社10年目で執行委員に入るのも新研部長も初めてでございます。今日は多めの人数で参加しますが、

それぞれ勉強させて頂こうと思っています。

【全下野新聞労組・井上裕史】

入社3年目の若手でこのような場に参加していいのかと、最初は戸惑いもありましたが、話を聞かせていただく中で、勉強し吸収したものを原稿に活かしたいと思っています。

【全下野新聞労組・岩崎俊祐】

私は井上よりもさらに若くて入社2年目の記者をしています。いろいろ勉強させていただきますので、よろしくをお願いします。

【京都新聞労組・高元昭典】

この秋から新聞研究部長という役割を頂いています。私は外勤を7年ぐらいたった後に、ここ2年は整理の方になるので内勤ではあるんですが、なかなか外に出る機会がないので今日も来させていただきました。いろいろ話を聞いて帰りたいと思います。

【神戸デイリー労組・武藤邦生】

組合の方では執行委員で、教育宣伝部長と新研部長を兼務するという形になってはいますが、頭の中は97%ぐらいまで教育宣伝部長でありまして、恥ずかしながら新研活動はなかなか出来ていないところがあります。この機会をきっかけに、単組の新研活動も考えていきたいと思っています。

【山形新聞労組・秋葉宏介】

東北地連の新研部事務局長をしています。普段の職場では災害報道等を担当しています。今日はよろしくをお願いします。

【信濃毎日新聞労組・関 誠】

この秋から執行委員を務めておりまして、新研部長も初めてです。信毎労組の場合は新研部の活動もないような感じなんですけど、今日はいろいろ勉強させていただきたいと思っています。

【新潟日報労組・黒島亮】

この夏から、単組の方で報道職場の執行委員と新研部長をしています。新研部の活性化というのは、単組の中でもひとつテーマになっているので、今日は皆さんの状況やご意見も参考にさせていただければと思います。普段は、報道部で県政を担当しています。

【労連副委員長・奥田孝吉】

出身は山形新聞労組で、入社28年ぐらいです。最初は報道部で外に出ていましたが、直前の16年は整理部におりました。それほど活発な活動をしている組合ではないのですが、そこから東北地連の枠ということで選出されて、4ヶ月ほど経っています。新聞研究の仕事は、労連の中でも非常に重要な位置を占めておりまして、私も同時に勉強させていただきます。

【労連書記長・塚田朋弘】

新潟日報労組の出身で、入社 22 年目になります。そのうち 15 年ぐらいがライターで 5 年ぐらいが整理部です。ライターの頃は東日本大震災の取材とか、中越地震の時は被災地の支局長で取材活動をしていました。あと新潟水俣病の担当などもしていました。今日出席の黒島さんとは、2011 年の大震災以降の通年企画を一緒にやったりもしていました。

新聞労連としても新研部活動はもちろんのこと、例えば今年は震災から 5 年を迎えるという中で何か出来ないか、自分のフィールドでもある新潟水俣病の原点、熊本水俣病の公式確認から 60 年ということなので、我々としても何か出来ないのかなという風に考えております。皆さんにご協力をお願いすることもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

【労連委員長・新崎盛吾】

共同通信労組の出身で、90 年の入社で山形、千葉、成田の支局にそれぞれ 3 年間おりました。それから社会部で警視庁公安担当。それから羽田、国土交通省など社会部で 10 年過ごして、埼玉支局デスク、千葉支局デスク、東京編集部デスクをやって 6 年が過ぎ、そろそろ人の原稿を見るのが疲れたなと思う頃に、新聞労連の委員長の話が来たので、思わず受けてしまいました。でも楽しい日々を過ごさせていただいております。

■平和新聞についての意見交換

【司会者】

それでは、事前アンケートに沿って意見交換をしてみたいと思います。まずは先ほど新崎委員長の方からも話がありましたが、2005 年から毎年発行している平和新聞についてです。「10 年で一区切りにしよう」という話が当初からあったようですが、去年は 11 年目を出されました。それで今後どうしていくかについて話し合いたいのので、皆様のご意見をいただけたらと思います。アンケートでは、「これからも毎年出した方がいい」が 3、「節目に出してはどうか」が 10、その他が 2 になっています。毎号、労力や費用をかけてやっているようなのですが、そこらあたりも踏まえてご意見を頂きたいと思います。

【神戸デイリー労組・武藤邦生】

毎年見せていただいていた平和新聞は、ずいぶん中身が濃いというのは思っていたのですが、取材というのは手間隙かかっているのでしょうか。

【労連委員長・新崎盛吾】

前回の活動状況を横で見えておりましたので、私の方からお答えさせていただきます。基本的には 6 月頃までに、在京新研部の方で、どういう方針でやるのかという紙面会議みたいなものを継続的にやりながら、5 月から 6 月ぐらいに各労組に「こういう記事が欲しい」という形で発注するんですね。今年の場合は、まずどういうテーマで今の時代から見た戦争のテーマが拾えるのか…ということで、例えば「特攻」とか「空襲」「疎開」「言論弾圧」など、そういうテーマに沿ったものを出して、各労組の新研部にどのテーマに協力できるか、どのテーマだったら自分達の足元にあるのか、アンケートをしました。そしてそ

それぞれの、まあ北海道新聞労組であれば「従軍の中での経験談が書ける」とか、愛媛新聞労組からは「人間魚雷の取材が出来ます」とか、そういう形でいろいろ上がってきた中で、ある程度そこで何を書いてもらうかの調整をして、そして原稿を発注し、7月ぐらいまでに原稿をあげてもらってまとめる。そういう作業になりました。

それで、実際に各単組で書いてもらう方は年齢の幅もかなりあって、例えば北海道新聞労組は委員長が自ら書いて頂いたり、実際に現場で取材をしている2・3年生の記者が書いたケースもありましたし、新研部長が書いたケースもあります。そういうものを集めて、それを在京新研部がデスクとしていろいろやりとりをして、そういう中で記事が出来上がってきたということです。その原稿を合わせて、見開きのまん中にあるいろんなデータをどういう風に載せたらいいのか、写真はどこから持ってきたらいいのか。あるいはこの年表などは、たまたま新聞協会労組の部員が、新聞博物館で仕事をしている人だったので、その協力を得ながら作成しました。

【中国新聞労組・金崎由美】

この件に関しては、単組の中の何人かとアンケートにどう答えようかと話し合ったのですが、そこから一つ質問が出たのでお聞きします。私達は「毎年出す」と書きましたが、それはやはり広島の新聞社なので、普段から被爆者の体験の聞き書きを、仕事でも単組の活動としても行っているんですが、戦争の体験者に話を聞くとすれば、実際に紙面に出不すとすると、それまでにみんな亡くなってしまおうと言うとアレなんですけど・・・。空襲の被害者もそうだと思いますが、被爆者で自分の体験を語れるのは当時6歳くらいからだと言われ、一番若くても76歳以上ということになります。これは私自身の体験なんですけど、被爆者の聞き書きの記事を出すために、ウチの本紙で「そこで語ってくれる方を募集します」と出すんですけど、そうすると「わしも話したくなった」と意を決して電話してくるおじいちゃん・おばあちゃんがいて、ふと気付くと90歳オーバーが増えているんですね。そういう方々が、いま話したくないことに、私個人も興味深く思っていたところでした。それで逆に言うと、戦争体験という狭くくりで言えば、10年後はもうできなくなっています。なので、節目に出すという事になればフェイドアウトしてしまいそうだという意見もあって、私達は「毎年出す」ということにしました。

一方で手間隙がかかるというのもわかりますし、そこでひとつ技術的なことなんですけど、この新聞というのは4ページですよ。例えば「2ページのペラという形でページ数を減らして、もう細々とでも続けていくというのもありかねえ」という意見も出ました。ウチの輪転（印刷部？）で話を聞いたら「意外と難しい」と言われたんですけど、中途半端ですがそういった選択肢はあり得るのかと。そこをお聞きします。

【労連委員長・新崎盛吾】

印刷という意味では、今回の11号を作った時は朝日新聞の整理の方が副部長だったので、その方にいろいろ印刷的な事は手配をお願いしました。技術的に可能なのかと言われればたぶん可能なんだろうけれども、私も通信社で紙面をつくるということは専門外なので、すぐに答えられませんが可能は可能だと思います。

もうひとつは、琉球新報の滝本さんにもご意見をお伺いしたいのですが、滝本さんの書かれたこの記事は一面の左下にありますが、今年は戦後70年ということがあったので沖縄がメインテーマとなり、ワ

シントン支局駐在経験のある共同通信の記者が初めて沖縄に行ってどう考えたか、というのが一面トップ記事となり、その下の二つというのが、沖縄タイムスと琉球新報という形になっています。まあ正直申し上げると、どうしても平和を扱うとなると沖縄の記事がないと成り立たないみたいなところがあったりして…もちろん広島・長崎もそうなんですけど…その負担は結構大きいのかなと思いつつ、毎年横で見たりします。

【琉球新報労組・滝本 匠】

私の個人的な話をすると、今は社会部のデスクということで、人の原稿を見ることがこの4月からずっと続いていて、非常にフラストレーションが溜まっていて、私にとっては原稿が書けるということで、取材をして記事を書くことに改めて喜びを感じた仕事でした。ただ右の沖縄タイムスさんの記事は、日々の取材活動をしている記者の方が担当されたということで、非常に忙しい中で書いてもらっていたことだと思います。さらに沖縄においては、6月というのは6.23（沖縄慰霊の日）というのがあって、沖縄戦の慰霊の記事を書くにあたっての頂点と言うか、そこに向かって本土での8.15のような盛り上がりを見せている中で、このような原稿を出すということは、私はデスクをやっていたから比較的出来たのかもしれませんが、これまでいつもいただいていた中では、やはり他の記者に振ろうと思っても、なかなか忙しくて引き受け手がいないというところが実情でした。

なので、いつもこうした形で沖縄に焦点をあてて書かせていただくということは、私は有難いなと思っていますけど、毎回沖縄が当たって書かなければいけない…と言うか書かせていただくと言うべきか、そこの相克もあるんですが、ウチの単組の中でも「毎年じゃなくてもいいんじゃない？」という意見もあることはあります。それで申し訳ありませんが、アンケートのお答えが遅れて琉球新報労組の統一見解というものは出ていませんが、隔年発行かな…というところですよ。

ただ去年の11号を出すか出さないかという時の議論の時にも、私の個人的な思いで言わせていただいたのは、「この平和新聞を誰に向けて何のために出すのか」というところでした。先程の中国新聞さんの話にもありましたが、「証言を取る」「それを本紙に出す」。それが通常のルーチンであると思うんですけど、それ以外にも平和新聞を出していく意味というのを改めて考えると、細々でも出していくべき…まあ去年なんかは、そもそも「もう止めようか」という議論もあった中で、「継続すべきだ」と私もあの時は申し上げましたし、そういう思いはございます。

【司会者】

アンケートで「その他」とお答えいただいたところがあったと思うのですが…

【労連新研副部長・渡 義人】

私は朝日新聞労組として「その他」を選んで、「各新聞が毎年取り上げているテーマを、新聞労連で重複してやる必要性をあまり感じない」と回答させてもらいました。もちろん、出した方がいいというのは当たり前のことで、しないよりはした方がいいと、それは私も思います。ただ先程も出たように、この平和についての記事というのは、本紙に出すというのが当たり前のことで、おそらくそれと重複するものだろうと思います。そう考えると、新聞労連の新聞研究部としてあえて出す必要がどこにあるのかと言うと、ちょっと理由としては弱いかなと。それならば…平和というテーマじゃなければ、たぶんい

ろいろとあると思うのですが、それだとこの8月にあわせて出すという理由が弱まりますので、私は新聞研究部という本来の姿というか、新聞がどうあるべきかというテーマ。例えば編集権の問題とか、そうした個別テーマを作って、そのつどそのテーマごとに何らかの形で出すと。平和という一つのテーマにこだわらず新聞についての何かのテーマ、というのをやっていくべきではないかなと思って、「その他」にさせてもらいました。決して廃止がいいと言っているわけではないです。

【北海道新聞労組・小川正成】

私のところも「その他」としました。中国新聞の金崎さんが、全く同じようなことを話されたので驚いたのですが、北海道という日本の端っこにいと、沖縄の事とかはっきり言えば外国のこのような感覚がありまして、なかなかこういうような機会でもないと、北海道新聞には載りにくいというようなこともありまして、そういう意味では、こういったもので出て行くと頭の隅に残ると言うか、そういうところもあるのでぜひ続けて欲しいと思っています。ただ滝本さんが仰ったように、作るのには労力も要ると思いますので、一般の新聞形態じゃなくてもいいと思うので、なんとか体裁を考えてもう少し簡素な形で出すこともあり得るのかなと思っています。

それから金崎さんと同じで、どこの新聞社もそうだと思うのですが、戦争を直接体験した方とか被爆者の方というのは、節目の年…つまり次の5年後になると、話が聞ける人は今の5分の1かそれ以下ぐらいになってくるんじゃないかと。仮にご存命でももう話は聞けない状況が出てくると思うんです。なので、節目に出すということにしても、あと5年ぐらいまでは引っ張ってもいいのかなと感じています。

【京都新聞労組・高元昭典】

私は「節目に出す」と考えて、「武器輸出など既に行動を伴って国が変質している事例について知りたい」と書いたのですが、武器輸出に特別こだわっているわけではありません。今は皆さんが仰られているように、確かに体験者の声を聞いて載せていきたいというのは、非常に大事なことですし真っ当なことだと思います。でもそれぞれの本紙で展開をしていることも事実ですので、本来の紙面では大きくは書ききれないようなことに、あえて目を向けることもひとつかなと思える一例として書いたわけです。そういう意味では、今日の講演で国家緊急権を取り上げていただいたのは、日々の紙面づくりでいち早く気付ければいいのですが、なかなか目が向かない中で今日の講演は印象に残りましたし、これからはより国家緊急権のアンテナも張れますし意識も持てるようになったと思います。そういう意味で、より技術が上がってしまうのかもしれませんが、ひとつの提案として角度を変えて作ってみるのもいいのかなと。節目として、それが何年スパンかというところまでは考えていないのですが、毎年ではなくても何かそういう切り口のものを、実際に取材が出来て記事が書けるという時に出していくのはどうかという提案です。

【新潟日報労組・黒島亮】

ウチは委員長名で「毎年出す」と回答したのですが、ただ平和新聞といっても必ずしも太平洋戦争の関連だけではなくて、例えば「東日本大震災5年」とかからでも、そこから平和とのつながりが…今日の講演の観点もあると思うし、いろいろな観点で出来ると思います。そこで一つ確認なんですけど、今までの平和新聞は8月15日に合わせて出してましたが、テーマによって節目の日が変わって8月以外で出す

となると、作業上で何か支障が出たりすることがあるのでしょうか。

【労連委員長・新崎盛吾】

特に支障はないと思います。ただ、毎年スケジュール的に言うと、12月にこういう新研部長会議があって、そこでその年の方針みたいなことを話し合っていくと、それで3月に出すというのは厳しいのではないかと。そういう準備期間とかを考えると、だいたい皆さんの任期が終わり頃になる8月に出す形が、これまで定着しているということです。

【事務局】

今まではずっと定期大会で出していて、8月15日というのは例外的です。

【労連委員長・新崎盛吾】

だそうです。

【信濃毎日新聞労組・関 誠】

私は勉強不足で申し訳ないのですが、この平和新聞が「誰に向けて何のために」という話がありましたが、そもそもこれは組合員の方が目を通されるかと思うのですが、組合員以外の人というのはどうの方が…ホームページでやっているの、一般の人も見れると思うのですが、その辺がどうなっているのかを教えてくださいたいのですが。

【労連委員長・新崎盛吾】

基本的に作るころまでは新研部がやるのですが、過去の10号までは、何万部という単位で新聞の形で印刷していました。それを販売する形をとっていて、その販売先では、「学校が教育のために生徒に配って平和教育に使う」というパターンが一番多かったように思います。あとは新聞博物館で配ってもらったりというようなこともあります。基本的には希望者に一部100円（初年度は100円で古くなると50円）で売っていくことが多かったですね。それから、例えば広島であれば8月6日にフォーラムがありますので、そうした機会に参加者に配ることもありました。まあ10年もやっていると、結構いろんなところで取り上げられるケースがあったので、「個別に買いたい」とか「1号から10号までセットで欲しい」とか、そういう依頼もあったそうです。

ただ、今まで何万部単位で刷ると、それが売れ残ると保管料がかかってきたりもするので、それもあって基本的に11号からは「ホームページからダウンロードして、それで自分で印刷してください」ということになりました。11号自体は一部100円ではなくて、見本紙として紙面だけ作るということが決まって、去年はそういう形で平和新聞の作成をしました。ですから、費用面では10号までと比べるとかなり安くあがっています。

【信濃毎日新聞労組・関 誠】

ありがとうございました。ウチは書記長と話をしたうえで「節目に出す」と回答したのですが、それぞれの新聞が平和に関して、毎年何かしらのテーマで紙面を作っているなかで、在京の皆さんも含めて負

担も多くあると思います。それで毎年出せれば一番いいとは思いますが、果たしてそういう形がいいのかがわからないということもあって、「節目に出す」と回答した次第です。

【岩手日報労組・川端章子】

アンケートには「毎年出す」と回答させてもらったのですが、「毎年出す」というのは□□を先延ばしにするという考え方もいいのかなという…まあ取材など…戦後70年を担当したということもあって、□□話できる方のこともすごく考えましたし、それにあと、来年の3月で震災から5年ですけども、常に風化ということが言われている中で、タイミングを合わせてそのことを継続して報道していくというところは非常に重要なというのと、本紙で…というのはもちろんそうなんですけど、こういう形で…岩手で知りえない情報というのは、こういう新聞で組合員は知ることが出来るという意味では、継続というのはあるのかなと。ただ時間と労力というところもあるので、そこをどうしていくのがいいのか。具体的には挙げられませんが、いい方法があればなと思っています。

【司会者】

この際ですから、皆さん全員にお伺いしてもよろしいでしょうか。発言がまだの方はいらっしゃいませんか？

【全下野新聞労組・吉田隆則】

書記長とも検討した結果、「節目に出す」というところで回答させていただきました。こういう風なところまで…と具体的な検討をしたわけではないのですが、労力と時間との兼合いというところで、毎年出すということより節目に出すという回答をしたということです。

【岩手日報労組・鹿糠敏和】

先ほど川端が言った通りなんですけど、ただ私個人的には、去年「言うトピア」の方を電子化したということもあったので…確かに私も一昨年書かせてもらったのですが、当時は私も整理部で書く機会がなかったもので、その時は嬉々として書いたのですが、実際に報道の立場にいてそれを書くとなると、それは厳しいのかなとは思っています。なので、ウチの単組としては「毎年出す」という見解にしていますが、これほど立派なものにこだわることもないのかなと正直思うので、「節目に出す」ということになると、今度は「いつの節目」ということが難しくなってくる。そうだとすればレビュー版とか電子版でもいいので、タブロイドとか半ぺらでもいいと思うのですが、そういう形で続けていきながら、本当に節目となる年…例えば安保法が実際に動き始めた時とかに大展開すると。そういったことのために、毎年細々でも続けていった方がいいのかなと思って、この回答にしております。

【愛媛新聞労組・渡部竜太郎】

ウチらは「節目に出す」と回答させてもらいました。紙面製作上で負担がかかるというのが主な理由です。まあ、大きなニュースとかがあった時などに備えておいて、その時に集中的に分量も多く投入できる方がいいのかなと思っています。

【宮崎日日新聞労組・成田和実】

私は今年新研部長になりまして、新研部長会議に出席し「平和新聞についての意見を」ということでインターネットを検索し、大変なご苦勞をされて素晴らしい紙面を作っているのを 2 週間前に知ったところです。勉強不足で申し訳ありません。労組の活動報告にも書いておりますが、ウチは数年前から組合内部がゴチャついて、いろいろ活動を控えておりまして、昨年は新研部長も作りませんでした。それで今年私が新研部長になったのですが、特に引継ぎもなく活動を始め、委員長と話をするなかで出た話は「全国紙、地方紙、ブロック紙がそれぞれ掘り起こして戦争報道をやっている中で、労組がこうした新聞を出す意味は何か」ということです。“しんけん”というのが新聞研究という名前のままであれば、新聞の内容を研究するのかというのが、名前を聞いた時の率直な感想でした。そうならば、例えば各紙の報道内容をまとめたりするようなことがあってもいいのではないかと。どちらにしても、労連がする意味は何かを委員長と話したところで結論には至れませんでした。

【山形新聞労組・秋葉宏介】

私も出来れば毎年出せればと思うのですが、各紙で終戦企画等をやっていますから、取材対象者を探すだけでも大変だと思うし、宮崎の成田さんが仰っていたように、各紙がやっていることの紹介コーナーを設けたりすれば、これだけの分量を改めて取材しなくても済むし、そういうものがあるといいのかなと。北海道と沖縄、山形と広島など、それぞれが違った見方をしていると思うので、そうした地方紙ならではの取り上げ方も共有できる紙面づくりをすれば、労力も軽減できるのではないかと思います。そういう形で続けられるのなら、毎年すればいいのではないかと思います。

【労連新研副部長・木梨孝亮】

仮に「毎年出す」とか「節目に出す」とかにしても、そもそも新聞研究部がなぜ存在しているのかという観点から考えて、平和にこだわらなくて別のテーマを扱ってもいいのではないかと個人的には思っています。それから発行の形態なんですけど、私自身も、共同労組で新聞研究部長になって新聞労連の副部長になってから、平和新聞の存在を知ったような次第で、この平和新聞が各労組の組合員の方にどれほど読まれているのか、という問題があると思います。組合員に対するリーチがどれほどあるのか。そこも考えた方がいいのではないかと思います。

【労連新研部員・斎藤 甫】

私もいろいろな紙面が出せればいいとは思いますが、負担感というのがある中で、私も協会報の記者をしまして、戦後 70 年とかの節目では各社の取り組みをまとめる機会もあります。でも、各労組のそれぞれの方々が自身で取材して書くということは、それはそれで別の意味があるのかなとも思いますので、この平和新聞も考えながら続けられればいいのかと思います。

【中国新聞労組・金崎由美】

ウチの単組は、「来年は東日本大震災から 5 年でその年によってテーマは必ずある」という意見を出したのですが、平和新聞としても平和をどう捉えるかによって…名前を変えて出すというのであればそれでもいいですし…ただ平和という概念は結構広くて「人々が暴力に恐れることなく生きていけること」

と考えたら、震災だってそうですから入れました。なので、「戦争体験者の聞き書きだけを毎年やろうと言ってるわけではない」ということを付け加えさせていただきます。

あとひとつ、ウェブ版などに特化すると、経費等がかからなかったり紙面整理の手間もなくなるとは思いますが、私たち自身が紙の新聞を発行している新聞社なので、あまり安易にウェブにしたいとはちょっと言いにくくて、紙にこだわりたいというのもあります。そのところは私達としても答えはまだ出ていません。

【琉球新報労組・滝本 匠】

まさに去年と同じ話が出てると。まあ面子が変ればそうなのでしょうが、私が去年も驚いたのは、平和新聞を今回始めて見たという方が結構多かったことです。というのは10号まで紙で出ていた頃、ウチの単組では全職場で全組合員に配布して否が応でも目に触れる状態で、読まない奴は読まないのですが、職場には必ず置いてあるものでした。なので昨年も紙にこだわるという議論もありましたし、紙でなければなかなか手にとっては…つまり新聞も「毎日投函されるから毎日読む」ということがあるのと同じような感じです。

振り返って今年ですが、来る前に書記長とも「ウェブがあったら誰がそこにアクセスして、それを印刷してまで読むのかな」と話し合ったのですが、確か去年の話で、保管するだけで50万円かかるというような話もあって、そもそもこれは新聞労連本体の経費削減の流れからきているところが出発点であるはずで、そのお金が全く問題なければ当然出したらいいわけなんですけど、そこをどうするかという議論から、ウェブでということに去年なったと思います。そうしてみると、ウチでは「ウェブでどれだけアクセスするのか」という話が出ていますので、因みにお伺いしたいのですが、ウェブになってさらに閲覧が減っているのではないかと。もしそうなら、「誰のため何のために書いているのか」ということになって、自己満足というか新聞社の出したいものが、読者の読みたいものを提供するというものと、ズレが生じてはいないかと感じているところです。

【司会者】

ウェブ版は、どういったところの人が、どれだけ反応したかはわかっているんじゃないかね。

【労連委員長・新崎盛吾】

わからない。ウェブ版の使い方は、関知しようがありません。

【琉球新報労組・滝本 匠】

ウェブのアクセス数とかでの…ダウンロードとかなんか…

【事務局】

新聞労連に何回アクセスがあった…というカウントはしているんですけど、平和新聞へのアクセスカウントというのはやってないです。

【不明・男性】

新聞労連へのカウント自体はどれくらいあるんですか？

【労連委員長・新崎盛吾】

342789 です。

【不明・男性】

それは通算？

【労連委員長・新崎盛吾】

通算です。

【不明・男性】

この月にいくらか？

【労連委員長・新崎盛吾】

新聞労連のホームページ自体、見てもらえればわかるんですけど、ほとんど更新がうまく出来ていない。これはもう、マンパワーの不足ということになるんですけど、新聞労連が皆さんにお伝えする媒体として、どうしても毎月の機関紙が機能しているので、なかなか一般の人も見るホームページまで手が回らないというのが実情ではあります。ですから今回の 11 号も、基本的にウェブでという形で作ってはいるんですけど、この見本紙自体も印刷したのは 300 部でしたかね。

【事務局】

はい。集会で配る分と、広島・長崎で配る分。残りは若干ですが購入希望者用です。

【司会者】

制作にかけている労力だけの価値があるかどうかははっきりしないですね。なので、皆さんの言っている意見はあんまり違いがないような気がします。つまり、「意味のあることだけでも、ものすごい労力をかけてまでやることかどうか」というのと、「平和以外にも何かを取り上げることは出来るのだけど、それはやらずに平和だけを毎年やっているだけでいいのか」という論点もありますね。

それから、私がちょっと思ったのは、先ほど「他の新聞がどのような紹介をしているか」というようなことがある」という意見が出ましたが、それは本当にそうだなと思います。今までのやり方が皆さんの仕事の役に立っているのかというと、ちょっと不十分かなという気もしています。

それで貴重なご意見をたくさん頂戴してまとまっていないものですから、ちょっと休憩を入れさせていただいて議論を続けさせていただいてよろしいでしょうか。すみません。

休憩

【司会者】

新聞労連機関紙は、組合員の人数分配するものなので、この機関紙の中に、新研部のコーナーというものを設けて、そこで様々なテーマについて、組合員の皆さんの役に立つような情報を載せていったらどうかなど。その中で、平和というのは大変に重要なテーマなので、例えばそういう夏の時期には平和のテーマをとりあげる…そういう重要なテーマの一つとして平和をとりあげたらどうか、という意見が私達の中でまとまってきたのですが、この一件についてはいかがでしょうか。

それに、例えば去年のように戦後 70 年とかそういう節目の時には、改めて広く読んでいただくために、今まで通りのような平和新聞を作ってはどうかとも考えています。これについて、ご意見がございましたらぜひお聞かせください。

【神戸デイリー労組・武藤邦生】

その提案については、賛成できるところがあるかと思います。内部機関紙でのコーナーとなりますと、年に一回とかよりもタイムリーに対応しやすく、いいのではないかと感じました。ひとつ質問なんですけど、そのコーナーというのは常設なんでしょうか。毎月設けるのか、それとも、随時設けるのか。そこらの話はこれからでしょうが、もしイメージされているところがありましたら教えてください。

【司会者】

それは随時とかではなくて、毎月とか隔月になるかもしれませんが、定期的なイメージで考えています。

【全下野新聞労組・吉田隆則】

そのコーナーというのは、大きさと言うかボリュームと言うか、どれくらいのものを想定されているのか。そういった構想はございますか？

【司会者】

そこまではまだ構想もありません。ぜひご意見があればお聞かせください。

【全下野新聞労組・吉田隆則】

全くありませんね（笑）。皆さんのご意見を聞きながら検討させていただきたいと思います。

【全下野新聞労組・井上裕史】

コーナーに関する具体的なイメージというわけではないのですが、いま回ってきた過去の平和新聞を見て、個人的に感じた事があります。栃木県の地方紙ということで、戦争ということより東日本大震災の方に…実体験しているので、なんとなく巻き込まれている感というか、自分たちに近い話題がとりあげられているので目が行くのかなど。それに諸先輩方のご意見もそうでしたけど、「今回初めて見た」とか「このタイミングで初めて見た」というのが、平和新聞というか機関紙の現実だと思うので、なるべく若い世代の意見もホントに一言二言でも取り入れて欲しい。例えば 47 都道府県の意見が 30 字程度で一気に載っているだけで、こういうことを同じ世代の人が探しているんだなというのを若い人が見るきっかけになるし、そのきっかけ作りが大事なのかなと思います。自分自身も 26 歳で 3 年目なんですけど、そういう置き換えがこういう場合と同じような世代の人が出てくるのであれば、こういう出張にも出て

くる意味と言うか、何となく他に仲間がいるという思いが具体的に変わってくるきっかけができるのかなと思いました。

【京都新聞労組・高元昭典】

確かに機関紙のコーナーとかがあれば、常に書けるところがある、その都度。今はやはり一部の単組さんに負担が集中している現状もありますし、実際にウチは平和新聞作りになかなか貢献できていないという反省もあります。運用が始まって、各単組からいろんなテーマが出て、あまりハードルを上げずに、「ウチではこんなことが問題になっています」というようなことが、そのコーナーで定着すれば面白いかなと思います。

それと平和新聞の方で、当事者に直接会って得た情報というのはもちろん大事にしながら、さっきも出てきたように、各社がどんな戦争特集をやっていたとか、安保法案の強行採決はどんな扱いだったとか、そんな中でこんなにも目を引く記者コラムがあったとか。そういったことが、新聞労連という目線でピックアップして紹介できたりしたら面白いなと思うし、そういうのは在京のメンバーに任せるだけじゃなくて、僕らもこういう記事を推薦するとか、こういう話題の扱い方を推薦するとか、そういうコーナーの使い方もできるのかなと、ちょっと思いました。

【山形新聞労組・秋葉宏介】

先ほど私の言った意見もそうなんですけど、各社も8月15日に合わせて企画をしているかと思いますが、実は山形の場合は特段…唯一、沖縄戦で亡くなっている人が多いという話があって、それを取材することは出来たのですが、だんだんテーマがなくなっていった。沖縄・広島・長崎といった場所に関連付けた企画もしたのですが、テーマを探すことが難しくなっているのが現状です。私も5年間ほど終戦企画に携わっていたのですが、10年ぐらい前に思いついたテーマをやっていたりして、「各社はどうやっているんだろう」というのが率直な疑問で、東北の近県を参考にしながら毎年やっているのが現状です。たぶんそれはウチだけではなくて、地方紙各社も偏りがあると思うんです。それで生き残りの人の聞き書きもどんどんできなくなっていくし、「これがおそらく最後だな」というのが今年の紙面でもあったんです。今後、そうしたことを伝えていく活動をしている人や疎開を体験した人など、次の世代のことを取り上げていくようなときに、どういう切り口でやればいいのかというのがなかなかアイデアが出てこなかったりするんで、そういう意味もあって、各社がどうやっているのかを知る場があると、非常に役に立つのではないかと思います。なので、この平和新聞特集を出すにしても、8月15日にこだわらず、1ヶ月でも遅らせれば、その年各社がやったことも紹介できるし、来年はそれを参考にして、各紙でやってみることができるのではないかなと思います。

【信濃毎日新聞労組・関 誠】

機関紙の中でコーナーを設けるというご提案については、大いに賛同いたします。そのコーナーでどんな切り口でとりあげるのかという、具合的な提案ができず恐縮なんですけど、いまご発言いただいた通り、他の新聞社さんが平和とか何らかのテーマをどんな切り口でとりあげているか。そこを紹介するだけでも、それぞれの記者にとっては参考になると思うので、そういう形でコーナーを活用できるような方向にもっていければいいなと思います。

もうひとつ、節目で平和新聞という形で発行するというご提案もあったのですが、そうした時、次の節目はいつなのかということがまた議論になってくると思うので、そこは引き続き考えていかなければならないなと思いました。

【新潟日報労組・黒島亮】

いまご提案のあった機関紙の中にコーナーを設けるという案には賛成です。毎月がいいのか隔月がいいのか、これからの検討が必要だと思うのですが、基本的に機関紙だと組合員のほとんどが目を通すというメリットもあるので、いいアイデアだと思います。中身についてもご意見が出たように、「平和とは何か」「記者としてそれをどう報じるべきか」ということはもちろん大事ですが、各社がどう向き合っているかという情報も参考になるでしょうし、ある意味それも新研部の大事な役割だと思うので、そういった観点でコーナーを…実際に誰が書くかなども、これから考えなければならないですけど、やっていくというのはいいと思います。

あと、コーナーにどれだけのスペースを割くかということもあると思うのですが、それはテーマによって必要なスペースも違うと思うので、固定的な枠を作ることよりも、その号によってフレキシブルに調整できるようにした方がいいんじゃないかと思います。

【岩手日報労組・川端章子】

提案いただいたコーナーについてはいいのではないかなと思うのと、先程もお話のあった節目をどう捉えるかというところが本当に難しいなというところで、まだ意見がまとまっていない部分はあるんですが、続けていくという意味でそのコーナーを設けることはいいのかなと。中途半端な意見ですがそう思っています。

【岩手日報労組・鹿糠敏和】

機関紙の中にコーナーを設けるというのは、すごく建設的な考え方だと思います。やはり何人かの人が仰ってましたけど、どの節目で出すのかというところが、労力のことだけ考えていると、おそらく出さない方向に流されかねないなと思っていて、やはりこれを出すという意味をもう一度ちゃんと捉えて、その時に平和新聞として出すのか、機関紙内での労連の紙面を大きく出すという形にするのか。そこあたりは大事かなと思います。ただ、このような形でも残って、在京のメンバーでも我々地方の方でも、「いつでも何かあったら載せますよ」という体制を作っていくという事では、前向きな提案かなと思います。

【琉球新報労組・滝本 匠】

ご提案ありがとうございます。「そういう手があるのか」という感じでした。そもそも新聞労連の機関紙のコンテンツとしては、いつもいっぱい溢れているようなものなのではないでしょうか？

【労連委員長・新崎盛吾】

機関紙は、毎月1日に出して、私が編集担当と言うか責任者のような形になっているんですが、毎年必ず載せているものは、沖縄とか広島・長崎とか、だいたいその時期によって決まり物は確かにあります

が、争議が解決した時など突発的な事例も出てきます。それで、1回で入りきれないキツイ時もあれば、ちょっと緩いという時も確かにあります。ですからはっきり言えませんが、例えばそのコーナーを定期的にスペースを確保していくというようなことがあれば、何もない生ニュースだけで埋めるよりはスペースが確保しやすいとか、見当はつけやすいですね。それでもし突発的に何かあれば、申し訳ないけども外すという手もあると思うので、それはまあフレキシブルに使う事はできると思います。少なくとも「いつもいつもきつくてどうしようもない」という状況ではないということです。

【琉球新報労組・滝本 匠】

ありがとうございます。たぶん、固定的にハコを決めていた方が、制作上もやりやすいのではないかと予想しますが…。それで先程からの話では、これまでの平和新聞の内容よりは、各紙の取り組みとかネタ探しじゃないけどヒントとか、それも広い新研部の活動のあり方としては非常に有益なんだろうなと思いますし、そういうトーンなのかなと思ったりしましたけど、やはり定期的に証言を紡ぐという事は外さない方がいいのかなと。労力の問題で4ページ立てで作り上げることは大変だと思うけど、それが機関紙中のひとつのコーナーという形のスペース、あるいは8月の節目の特集にするみたいだったら、機関紙の中のふだんのカッコ書きよりもちょっと大きめに証言で作るとか、そういう部分は毎年出来るのじゃないかと思います。この4ページ立てじゃなければ、それをやる人は大変かもしれませんが、割り当てられる人が少なくなる分、また不満が高まっていくんでしょうかね。特に沖縄の新聞では、広島・長崎もそうだと思いますが、「証言というのは今取っておかない」ということで、「取れるものはもうちょっとでも取って載せる」というのが新聞本紙の方の指針でもあるので、そういう姿勢を示すということでも意味はあるのかなと思いました。

【中国新聞労組・金崎由美】

私は「節目に」ということになるかなと思っていたので、非常に柔軟な提案かなと思いました。先ほど「細々とでも続けていく」と話しましたが、継続は力なりというのがあってすごく・・・戦争のことを考える上では、一旦止めてしまうと世代も断絶してしまうこともあるし。これも私個人の意見なので、単組で聞けば「紙でドンと作れ」「何でこんなのOKしたんや」と、古参の組合員から怒られそうですが、諸般の現実的な問題を考えると、やむを得ないと言うのは変ですけどその案もあるのかなと思いました。いま滝本さんがおっしゃった様に、どこの単組もできるわけじゃないのかもしれませんが、体験の継承というところは外さないでいきたいというがあるので、ともすれば通して読んだ時には、結構バラバラ感が出るかなという懸念も持ちつつ、そこをどう考えるか。

それに節目と言うと、だんだん腰が重くなってフェイドアウトしかねないということもあるので、節目に出すための力をためるとか、そういう意味での機関紙に載せていくということで、私達も受け止めていきたいなと思いました。

【北海道新聞労組・小川正成】

私達がアンケートで話したときに、この平和新聞をどうするかという感じで捉えており、私達も形を変えてでも続けた方がいいんじゃないかということで話していましたので、先ほどのご提案はウルトラCだなと思って聞いていました。私が今の理解としては、平和だけのことではなくて、いろいろ幅広い内

容で、各社の取り上げ方などを連載しようということでしょうか？

【司会者】

はい。テーマは平和だけというわけではなくて、幅広くとりあげたいなと思って…

【北海道新聞労組・小川正成】

はい。すごくいいと思います。というのは、後で報告のところでも出てきますが、北海道地連は東北地連や関東地連と集まって四地連共闘会議というのをやってまして、その時のテーマがT P Pにしたんですよね。それぞれ各紙がT P Pについて、どういうとりあげ方をしたのかというのを持ち寄って話をしたことがあります。結構、お互いに参考になったようなこともありますので、そういう取り組みというのは、日頃の取材とか仕事に参考になるなと思いますので、こういうコーナーが出来れば参考になると思いますので、もし北海道から発信するようなことがあればご協力したいなと思います。

【愛媛新聞労組・渡部竜太郎】

機関紙にコーナーを設ける事は賛成です。各社の取り組みや考え方などを参考に、各社の横のつながりが生まれてくるのではないかなと思ってます。また、平和について大きくとりあげる時にもそのつながりが活かされて、よりいいものになるのではないかなと思っています。

【宮崎日日新聞労組・成田和実】

機関紙にコーナーを設けるということは私も賛成で素晴らしい考えだと思います。また先ほどから話がありました、どんどん証言者が亡くなっていく中では、その証言を労連としてはどう扱うのか。残すべきだという考えは私も変わりませんので、もちろん平和を扱うだけじゃないんだけど、6月の沖縄とか8月の長崎・広島とか、そういった節目では各地方から出てくると思うんですよね。そういった部分で出していくというのはあるのかなと。ただ、新聞労連の機関紙であるということは、一般の方は見れなくなりますかね？

【司会者】

そうなんです。見れなくなるので、例えばそのコーナーを、一般の方にも読んで欲しいなという平和などのテーマの時には、今でも平和新聞はウェブ版になっているので、そこだけ取り出してウェブにアップすることは可能なので、そういうことをしていこうかと話し合っています。

【宮崎日日新聞労組・成田和実】

対外的に出していった方がいいというのは、そういった形でウェブ版にアップする形になるんでしょうかね。ただまあ、紙にこだわるべきということもあるかも知れませんが、そういったものは情報発信が出来るのかなと感じます。

【司会者】

皆さんありがとうございました。全員の皆さんにお伺いしましたが、賛成いただいたと理解しましたの

で、この方向で進めさせていただけたらと思います。それから節目についてご懸念の声がありましたので、これについても引き継げるように検討したいと思います。また改めてご報告できればと思いますので、これについてはもうちょっとお時間を頂けたらと思います。

■新聞研究集会のテーマについて

【司会者】

毎年6月に開催している新聞研究集会。このテーマについてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

【全下野新聞労組・吉田隆則】

市民の方々と一緒に検討していくという部分で、「秘密保護法」というテーマが、市民の関心というか触れやすい部分なのかなというところを感じました。まあ新聞離れという言葉もありますけど、どういうきっかけでもいいので、新聞に一般の方が触れていただいて一緒に物事を考えていただくということの意味合いが、これだとより効果的なのかなとの思いでテーマには「秘密保護法」を選びました。

【司会者】

「集団的自衛権」についてはいかがでしょうか。そうお答えいただいた単組の方に趣旨をご説明いただけたらと思います。

【労連新研副部長・木梨孝亮】

共同通信労組が集団的自衛権と回答したのはすごく単純で、「井上達夫という東大教授の話を聞いたら面白いかなと思った」という、それだけなんです。この人は『リベラルのことは嫌いでも、リベラリズムのことは嫌いにならないでください』という本を出してしまっていて、「護憲派・改憲派ともに欺瞞に満ちている」という批判を展開している人で、たまたまその本が毎日新聞出版から出ていて、新研部長が毎日新聞出身なので、これはイケルんじゃないかなとったりしました、という流れです。

まあテーマを集団的自衛権にしたことについても、成立した毎月19日には、集団抗議行動をやったりということもあって、考える機会になるといいのかなとの思いで選択しました。

【司会者】

講師のご希望とかありますか？なければ無理には結構ですけど。

【労連新研副部長・木梨孝亮】

まあ特段には…

【司会者】

わかりました。集団的自衛権は他にもいらっしゃいませんか？

【愛媛新聞労組・渡部竜太郎】

安保法案は成立していますけど、成立後でも愛媛県内ではさかんに運動してまして、終りではなくて始まったのかなあという印象を受けます。だから今後も議論していくことが重要だと考えていますので、テーマとして取り扱ってはどうかと思っています。講師の希望は特にはありません。

【岩手日報労組・川端章子】

何よりも来年が震災5年というところで「原発」をテーマとするべきではないか、というのが大きな理由です。いろいろと問題がある中でもう一度テーマにあげて考えるべきタイミングとしてもいいと。それに、先程の永井先生のお話にありましたが、双葉病院の話の中でもあった、国家緊急権とかにも触れられるかもしれないなど、ちょっと思っているところです。

【司会者】

皆さんの中で、こういう人の話が聞きたいというようなことがあれば、ぜひ教えてください。

【岩手日報労組・鹿糠敏和】

推薦講師は九州大学の吉岡斉教授をあげているんですけど、正直、震災のことばかりが頭にあって。東北地連で新研部会した時の心のケアをやっている専門家の人くらいしか浮かばなかったもので、特にこの人というわけではありません。

【京都新聞労組・高元昭典】

やはり震災から5年というところで「原発」って書いたんですけど、京都では福井県の高浜原発が再稼働寸前の状況なので、来年にはウチの新聞でも大きなテーマになるというのが一つ。それから、先に川内原発が再稼働していますが、これからも続いていくと思いますので、もう一度福島や関東地区で…心の問題も含めた健康問題で何が起きているのか。当然、各新聞社でも取り上げと思うのですが、研究集会でまた新しい話が聞ければ嬉しいかなということで書きました。推薦する講師は今のところは思いついていません。

【労連新研副部長・渡 義人】

すみません。SEALsの方を迎えに行かなくてはならないので、先に発言させてください。朝日新聞労組はまた「その他」ということで、「社会運動について」ということをあげさせてもらいました。前提として講師がやりたがっているということがあるんですが、先日、社会学者の小熊英二さんとお会いする機会があって、最近作られた『首相官邸の前で』という原発反対デモを取り上げた映画なんですけど、その映画が終わった後に会場の方々と議論をするというようなことをされてまして、普段は一般の方対象なんですけど、小熊さん自体が「新聞記者に見てもらってその感想を言って欲しい」とおっしゃっていたのでここに書かせてもらいました。おそらく来年の参議院選に向けてSEALsも活動しようとしていますし、社会運動（デモ）について我々がどう考えるか…というところを勉強したいという個人的な思いから、これを提案させてもらいました。別にクローズでもオープンでも、どちらでもいいですが、あちらの希望は新聞記者と話したいということでした。

【宮崎日日新聞労組・成田和実】

私は「ジャーナリズムと国家権力」を選びました。ウチとしては、講師の主義主張だけ書きましたが、特定秘密保護法施行から1年というところがポイントではないかと思っています。私は文化部なので直接そういった秘密などは扱わない部署なんですけど、報道部の警察担当などから聞くと、そこを気にする声をかなり聞きますので。ですから「我々の立ち位置とは何なのか」といった部分に関しては、理解をすることが我々にとって大事なのかなと思っていますので、そういったお話が聞ければと思っています。それで講師についての希望は別にはないのですが、海外の事例を聞いてみたい。海外特派員の方々はどういう立場で、どういう心持で取材をされているか。そして改めて母国ではどうなっているのか…その様なことを聞いてみたいと思います。

講師の希望とかはありませんが、アンケートには講師について「主義・主張・立場の異なる数人を選出して欲しい」と書きましたが、2年ほど前に行った憲法改正は是か非かという講演会での出来事なんですけど、明らかに是だろうと思われる人が6人、憲法学者が1人というパネリスト構成で、憲法学者には全く質問も振られなくて、6人の方がワルノリ状態でふざけあうような講演会でした。ですから、どちらの側の立場でも不愉快な講演会だったので、その印象が強かったのでそう書かせてもらいました。

【新潟日報労組・黒島亮】

ウチも「ジャーナリズムと国家権力」を選びましたが、その理由に書いた、いわゆる嫌がらせや圧力というのは、今に始まったことではなくて昔からあったと思うのですが、特定秘密保護法が出来たりして、今までは非合法に行なわれていたものがいつのまにか合法になって、嫌がらせが合法になってしまうような事態になっては、取材も出来なくなるし、社会にとっても大変危機的な状況だと思っているので、これについて考えてみたらいいのではないかなと思いました。講師の方のお話もちろんですけど、全国の各新聞社で具体的にそう思われるような事例がないかという情報も交換できればいいかなと思っています。

具体的な講師の方については、特に考えていません。ここからは単組ではなくて私の意見なんですけど、オープンかクローズかというのは、オープンにして一般の方が多く来過ぎても運営上難しいとも思うのですが、かといっても、クローズでやることもないと思うので、そこはどちらでもいいと言いますか、どちらかでないとダメということはないと思います。

【司会者】

あと、5番の「ジャーナリズムと国家権力」とお答えいただいた単組は…

【中国新聞労組・金崎由美】

ウチの労組として「ジャーナリズムと国家権力」を推そうと決めた時の、私自身の思いを言いますと、例えばNSCが官邸に設置された時とか、特定秘密保護法が通った時もそうですけど、集団的自衛権行使解禁の動きというのが、多少はみんな頭ではわかっているけど、ひとつの実は連続した動きであったということが、報道する側としても、しっかりつけてなかったところが非常にあるなというのは思っています。そういう風につなげて考える・・権力側が何を思ってどういう筋書きでやっているのかということのを、きちんと読者に伝えるためには、ここで原点に帰ってもいいのかなと。国家緊急権も非常に大切な問題

だけど、じゃあその意味するところは何かという所も考えると、もうちょっとザックリと言うか、「ジャーナリズムと国家権力」という、ある程度いろんなものを包含するタイトルで、次の6月までのいろんな状況を考えながらとすると、力点の置き方というのはいろんな幅が出てくるので・・・という、ちょっと便宜的な考えでもあるんですが、なので5番にしました。

ただ申し訳ないのですが、これ以上に具体的なところは考えてないので、「この人を呼んだら絶対面白いよ」というような提案とかは書いていません。

【北海道新聞労組・小川正成】

「選挙権」としましたが、これは営業的な観点もあって、今年に限って言えば、18歳選挙権なんじゃないのかというのがありました。選挙権が広がって18歳になるタイミングで7月に参議院戦があるということ。またひょっとしたら衆参同一選挙かもと言われているので、どこの新聞社もそうだと思うのですが、若い方になかなか新聞を読んでいただけないという中で、高校生もしくは大学生に新聞を読んでもらえるチャンスと捉え、学校現場や学生さんに新聞をPRする機会に、この新研集会とかも使ってはどうかということです。具体的な運営のやり方とかは全くないのですが、例えば、学校の先生とかをお呼びする集会のようなものをしてみたらどうかという話が出ていました。

【神戸デイリー労組・武藤邦生】

ご提示されたテーマ案について、どれがいいかと委員長と相談しながら今年は「選挙権」だろうと。まあ、今年を逃したら選挙権というテーマはなかなかあげにくいのではないかと、ということもありました。今回の資料を見ていると、近年は新研中央集会の参加者がかなり少ないと。講師などはなかなかいいと思うのですが、ちょっと残念な結果かなという感じがするなかで、わかりやすいテーマといたらアレなんでしょうけど、門戸を広くと言うか、新研中央集会の盛り上げも必要かなと思うので、選挙権だったら先ほども出たように高校生とか若い人も参加しやすいのではないのでしょうか。例えばタイトルのつけ方とか、そういうことでも注目を引いたりもしないかなと思って「選挙権」とさせてもらいました。

【労連委員長・新崎盛吾】

去年の話を少しさせていただきます。去年は安倍政権の戦後70年談話ということで、ちょうどこの話し合いが始まった頃が、安倍首相が村上談話とか河野談話を書き換えるような談話を計画しているだろうということで、じゃあどうしているのか、その談話の選考委員に聞いてみようということで話が始まったのですが、その委員にことごとく断られてしまって、それではっきり言って、安倍政権を動かそうとしている人達から聞きたいところが全然聞けなくなってしまい…という形で、ちょっと本来の趣旨に沿った形のシンポになりづらくなってしまったんですね。だからそういうこともあって参加者が少なかったという印象がありました。それで70年談話に向けて最初は氣勢を上げていた安倍政権が、どんどんトーンダウンして行って世間的な注目度がも下がってしまって、結果的にお茶を濁したような70年談話になってしまったわけで、そういう意味では、ちょっとテーマを誤ってしまったかなという印象を、横から見てて思ったような次第でした。

【司会者】

ご意見ありがとうございました。皆様からいただいたご意見をもとに、先ほど中国新聞から出たように、まだ時間があったりして何がタイムリーかということも動く可能性がありますので、それも踏まえてこちらで検討させていただきたいと思っておりますし、これからも随時ご意見をいただけたらと思っております。

■活動報告

【司会者】

それではこれより各単組での新研部活動報告をお願いします。

【宮崎日日新聞労組・成田和実】

先ほども言いましたように、去年は新研部がありませんでしたので活動はございませんでした。その前も、特段の活動はしていないと聞いています。九州地連においても新研部はないということなので、各地連がやっているイベントに参加する程度だと聞いています。がんばります。

【愛媛新聞労組・渡部竜太郎】

新研部としては目立った活動はないのですが、四国地連の方が活発にやってみて、2014年度は「新人記者をいかに育てるか」をテーマにした話をしたり、3月には共同通信の石山編集委員をお呼びして、講演会と学習会をやりました。今年度は、伊方原発3号機が来年にも再稼動するということで、原発再稼動をテーマをやっていくのではないかと考えています。

【北海道新聞労組・小川正成】

式次第によると地連報告とあるんですけど、これは一緒に？はい。それでは地連の方から。北海道地連がホスト役になりまして、四地連会議というのを先日やりました。関東、東北、北海道、北信という所から、各労組さんをお招きして、札幌で1泊2日で行いました。その中ではTPPをテーマに、北海道地連に入っている道内地域紙からTPPの記事を持ち寄ってもらって、各地方でどういう観点で紙面を作っているかを話し合いました。北海道は広いものですから、ほぼ地域の基幹産業が農業だけというところもあれば、世界中の原発の釜を作っているような工場とか大企業の大きな工場があったりする地域もあって、それぞれで扱い方も異なるんですね。それに全国紙でも朝日・毎日と読売・日経とはTPPの取り上げ方がかなり違うものですから、そのあたりを話してかなり参考になったというご意見をいただきました。

それから単組の方に移りますと、1978年くらいから“青新聞”と俗称で言っているものを出してまして、それが4年間止まっていたんです。それを本年度から復活することにして出しました。もともとその内容は、新聞に掲載された記事の内容について、組合員が実名で「あの記事はどうだった、こうだった」というような事を書いていたものです。そもそもは「編集局長が書いたインタビューをケチョンケチョンにしてやろう」という、ややよこしまな所から始まった企画だったのですが、それが組合員どうしの記事について「こういう書き方もあったのではないか」というような議論があったり、紙面全体の論議とかに使って使っていました。

それが今回復活したのは、実は沖縄の滝本さんにご紹介いただいたことがきっかけで、我々の組合員がティーチインで沖縄に行った際に、例の“沖縄を潰してやる発言”の報道を沖縄タイムスと琉球新報がどう取り上げたのかを取材させてもらって、それでこういった紙面を作りました。こうして4年ぶりに復活させて、今まで三回出して組合員の皆さんにお配りしています。それは執行部だけではなくて、組合員の方からも書きたいテーマがあったらお寄せくださいということで、今後も発行していく予定にしています。

【中国新聞労組・金崎由美】

被爆70年の事業として行ったことを報告します。正確には新研部の活動というより単組全体の活動なんですけど、前書記長からぜひ新研部の活動として報告するよう言われたものですから報告します。

1945年当時は300人ぐらいの社員がいたのですが、原爆で114人が亡くなって、社員の3分の1を一気に失った新聞社となりました。そこで原爆の被害者であるという意味で、遺族や生き延びた人々の話を聞くことにしました。実は広島の新聞社でも、被爆者の取材経験者はそんなに多くいないので、経験のため若い記者達15人ぐらいが中心となってその聞き書きをまとめました。実際には1985年にも行っているんですけど、その後アップデートが全然行われてなかったので、遺族名簿並びに犠牲者の名簿を、個々に話を聞きながら新しいものにしていって、なお且つ当時の社員や亡くなった方の奥さんなどから話を聞きました。実は、私はこれには全くからんでいなくて、前の執行部が非常に労力を割いて25人に膝詰めじっくり何時間か話を聞いて、43ページの組合ニュースにまとめるという事にしました。

そこからひとつの成果が生まれました。広島には“不戦の碑”というのがあって、中国新聞だけではなくて、当時の朝日新聞、毎日新聞、山陽新聞、共同通信などの、原爆で犠牲になった新聞労働者の名前を刻んでいるんですけど、私達の活動を通じて、毎日新聞と朝日新聞の原爆犠牲者が新たに見つかって、その不戦の碑にその名前が新たに刻まれました。それと共に中国新聞の若い記者が、毎日新聞と山陽新聞の遺族の方にも取材をして、大きな一塊の数字で表されがちな戦争の犠牲者の、一人一人の苦しみを忘れてはいけないということで、それぞれ写真入りの名簿も作ったりしました。そして私達はそうした原爆の被害者である新聞社の人間であると同時に、戦争に加担した側でもあった私達のかつての姿を思っ、て、“戦争のために再びペンは取らない”というテーマのもと、原爆の体験者や遺族の聞き書きを進めてきました。

それからこれは課題なのですが、非常に一生懸命やったのはいいのですが、来年以降どうする？というのがあって、これも一過性に終らせてはいけないと思いますが、人繰りにも予算にも限りがあるということで、何らかの形で75年80年と、組合の活動として続けていくことを考えようと話をしています。

あと経緯がよくわからないんですけど、中国地連の活動というのは実質的にあまりないらしくて、ご報告することはほとんどありません。

【琉球新報労組・滝本 匠】

琉球新報単組としては、毎年のことですが“戦没新聞人の碑”という沖縄戦で亡くなった新聞関係者の名前を刻んだ碑があって、そちらに新人組合員を毎年連れていって、改めて、沖縄の新聞も戦意高揚に携わったという反省からスタートしていることを話しています。そういうことを踏まえて基地めぐりとかの活動をしています。それから沖縄の場合は、地連の活動よりもマスコミ労協という、テレビもラジ

オも含めた沖縄のマスコミ全体の労組の団体がありますが、そちらの方で個人情報保護法の時にもデモ行進とかやったのですが、それ以来の安保法制定反対と辺野古新基地建設反対などの抗議デモを行いました。

【岩手日報労組・鹿糠敏和】

三年連続で出席していて、やっと三年目で報告が出来ることになりました。震災の記録誌を作っていましたがようやく出来上がりました。回答率は決して高くないのですが、組合員一人一人の動きを残しておこうという事で、証言集という形で記録を作らせてもらいました。中身は総論としてのウチの教訓…以前の失敗が活かされて今回対応が出来たという部分と、そのほか、心のケアの問題とか、人員体制、販売の本も含めた配達の強化、それから加盟単組をはじめいろんなところからの支援の記録なども残しました。

それで4年経ってからまとめたので、結構みんなの記憶が美化されるものだなと感じました。記録として残っているものを見ると、こんなことがあったとか、あの時上司がひどいことをしたとか、管理職がかなり理不尽なことを言ったという事も書面に残っているんですが、結構記憶は美化されていて、「我々はよくやった」という感じになっていることがすごく怖い事だなあと感じまして、将来次の災害があった時にこの…これは個人的な話もたくさん入っているので外部には出していません。組合員の中だけに止めていて、見たいという方にはお見せしていいのですが、これ自体を外に出す事はしないようにしています。ただ次の震災があった時、確実に津波はまたやってきますし、それ以外に火山も抱えていますので、「あの時はどのように動いたのか」というのは、僕らが会社を辞めてしまってから何らかの災害があった時に、これを引っ張り出して欲しいということがあります。というのは我々も震災にあった時、最初は神戸新聞の記録を教科書にして始めました。その前には新潟新聞の講師をお呼びして勉強したということもあったのですが、すぐに教科書がなくなってしまいました。やはり災害は場所によって違いますので、そういった意味で将来はこれを引っ張り出して参考にしてもらえればということで作りました。

【全下野新聞労組・吉田隆則】

御巢鷹山での学習会を関東地連と上毛新聞との共催でやりました。ウチからは10人が現地に向って。私達の世代だとあまりいないのですが、若い世代の記者が増えてきたので、若手を積極的にJTCなどに派遣したりするようになってきました。単組として何かが出来ているかというのは厳しいところがあって、仕事をするうえで何か問題があって、研修等が必要かどうかについては、これから単組内での議論になってくるかと思います。そのことがもし必要だということであれば、開催に向けて検討していきたいと考えています。

【京都新聞労組・高元昭典】

私が新聞研究部の部長をしています。基本的には新聞労連やMICや他の単組がやっている勉強会などに積極的に参加して、それを“新聞研究”という題字で、組合内でニュースにして起こして報告しています。ただ案内をいただいた勉強会などには、出来る限り行くような方針だけは保っているところが、新研部の活動としてギリギリ残っているということと、昨年の松本サリン事件の冤罪防止の時

の新聞研究の内容などは、ほぼ全文を掲載して、来ていない人にも広げるということをやっています。

【神戸デイリー労組・武藤邦生】

私達も新研部の活動はあまり活発ではないのですが、ひとつは‘15 秋年末に「秘密保護法について、独自の対応策は設けないのか」という説明要求を掲げました。地方紙でも独自のマニュアルを作成しているところがいくつかあったものですから、ウチはどうなのかというところで要求を出しました。そもそもは、共同通信の対応方針に沿って準拠して対応するとしていたのですが、私は出身が報道部なんです、報道部でデスクとかに「マニュアルはどこにありますか？」と聞いても、なかなか見つからなかったというところで、これではまずいなということになりました。「やはり自分で汗をかかないと、いざという時に対応出来ないのではないか」というところで意を決して要求しました。独自対応策を設けるという回答までは得られなかったのですが、情報の取り扱い方とかも含めて、研修とか勉強会を開くという回答は得られたので、ある程度の前進があったのではないかと感じています。

もう一つは、こういうところで馴染むのかどうかはわからないのですが、当社もデジタル事業に力を注いでいまして、神戸新聞NEXTというのを設けているんですが、ネットニュースなどではどうしても下世話な話題にアクセスが集中する傾向がありまして、自分の経験で言いますと、福原のソーランド爆発事故には爆発的にアクセスが伸びた記憶があります。まあ紙面には載せないけれどもNEXT用に書いておけ、というようなケースが増えてきています。特に、ワイセツ事件系というところでは、どうせ匿名でいくようなケースで「紙面には載せないけど、ネットでは入れておこう。アクセス稼げるぞ」というようなところがありまして、これまではそれは労働時間の問題だったんですね。「紙面に載せない記事を、わざわざプラスして書かなくてはいけないのか」ということだったんですけど、警察担当の方から、「これは神戸新聞として報道すべきことなのか」という声がポツポツ出始めていて、新聞の事件報道のあり方、新聞のネットサイトの報道あり方など、新聞研究的なところにも問題が広がっているのかなという印象を持っています。まだ具体的なアクションにはなっていませんが、そういう芽が出かかっているのではないかと感じています。

【労連新研副部長・木梨孝亮】

共同通信労組では、前期は本間という者が労連の新研部長を務めていました。基本的に労連やMICが主催しているイベントに参加して、共同労組内の労組ニュースに原稿を書くというのが新研部長の仕事です。前期は3年ぶりに単組で憲法学者の樋口陽一を招いて新研集会を開きました。今期どうするかというのは、私と委員長の話し合いの末に決めるということなんです、まだ話も出来ていません。

【山形新聞労組・秋葉宏介】

単組の中では、新研部としての活動はないのですが、私はいま地連の新研の事務局長なんですけど、2月の8日・9日に、産研集会というのを開きまして、東北地連の新研部の中の部会として、“伝え続ける震災報道”というテーマで講演も含めたシンポジウムを企画しているところです。

【信濃毎日新聞労組・関 誠】

単組としての新研部の活動は、何もしていないのが実情です。委員長からは、今日の部長会議に出席し

て、「他の単組の方々がどんなことをやっているのかをよく勉強して来い」と言われていまして、弊社では、若い記者が辞めてしまったり体調を崩してしまうということが大きな課題になっていまして、新研部としてどんなことが出来るのか、ということも考えていかなければいけないと思っています。

【新潟日報労組・黒島亮】

私達は特定秘密保護法や長岡空襲体験などをテーマに講演会などを開きました。まだ初歩的な内容の段階なので、今後どう掘り下げていけたらということを今考えています。もうひとつの取り組みとして、この秋から真面目な飲み会をうたった“組合バル”を始めたのですが、どういうものかと言うと、本社の近くの居酒屋さんを借りて、お酒も囲んで話し合おうという会です。どうして始まったかと言うと、特に若い社員の間で、会議だとなかなか発言がしにくいし、飲み会になってしまうとまさに飲み会になってしまって、あまり真面目な話が出来ないということで、その中間みたいなことが出来ないか、ということで始めました。この秋に「安保平和報道」というテーマで1回目をやって、2回目はちょうど先週の金曜日にあって、各社でも議論されていると思いますが、「夕刊のあり方」というテーマで話し合いました。どうしても新研部主催ということになると、編集系の人に参加が偏ってしまうと思うのですが、これに関しては広く声をかけて、広告や販売の方にも来てもらっています。印刷関係はなかなか難しいのですが、少人数でありながらいろんな人に来てもらえるようにしたいと考えて、また3回目もやりたいなと思っています。

あと地連の活動報告なんですけど、特にないというのが現状で、ここは考えていかなければならないと思っています。

【司会者】

皆さんありがとうございました。大変参考になられたのではないかと思います。在京新研部の方でも、皆様のご意見を参考にいろいろなことを決めていきたいと思っています。これからもご意見がありましたら、いろんな形でお寄せいただけたらと思います。

それでは長時間お疲れ様でした。それでは少し休憩して次の SEALDs さんとのディスカッションに入ってくださいと思います。

第39回新研部長会議 事前アンケート

回答組合	15	組合
------	----	----

平和新聞について

設問A 平和新聞の今後の発行(労連HP上)に関して **設問B** 次回発行する場合、取り上げたいテーマや年がございましたらご記入下さい

1 毎年出す	3	来年は「東日本大震災5年」などその年によってテーマは必ずある
		戦争中の体験と合わせ安保の変遷などを扱ってもいいと思う
		安保、海外派兵など
2 節目に出す	10	憲法70年、海外紛争
		1990-1991湾岸戦争と日本
		特定秘密保護法
		戦後75年に当たる2020年が妥当かと思えます
3 その他	2	武器輸出など既に行動を伴って国が変質している事例について知りたい
		各新聞が毎年取り上げているテーマを、新聞労連で重複してやる必要性をあまり感じない。 毎年出しつつ、体裁を再考して作成に時間と労力をかけないで作る。その心は、戦争体験者や被爆者から直接話を聞くことが年々難しくなるから。

第59回新聞研究集会について

設問C 集会のテーマはどれがいいとお考えですか

設問D 推薦講師、テーマ設定の理由、場所クローズドetc

1 秘密保護法	1	個人的な意見ですが、新聞に関心を持っていただく市民の方との貴重な機会と考えておりますので、こうした機会は今後も継続して設けていくことが大切ではないかと考えます。
2 国家緊急権	0	
3 集団的自衛権	4	推薦講師:井上達夫・東大教授(法哲学)、似たような考え方の講師ばかりではつまらないから。 安保法制は成立しているが、今後も議論していくことが重要だと考えるからです。また、貴重な市民読者との対話の機会を保つため、集会はオープンの方が良いと思います。
		オープンがいいかと思えます
4 原発	2	来年3月で震災から5年。古里に帰りたくても帰ることができない被災者が多くいる中で、福島原発は解決されていない課題も多く、テーマとすべきと考える。推薦講師は九州大学の吉岡齊教授
		市民の声を聞く場は、耳が痛い場面があったとしても必要なもので、オープンで。原発の再稼働が進んでいる。本当に必要なのか。現状を許容していいのか。

5 ジャーナリズムと国家権力	5	特定秘密保護法施行1年。「国家緊急権」などの上京辛いmでジャーナリズムの原点から見つめ直すべきタイミングだと思う。オープンでもクローズでもどちらでも構いません	
		講師は主義・主張、立場の異なる数人を選出してほしい。海外との比較のため、例えば特派員ら海外のジャーナリストからも話を聞いてみたい。オープンとする場合は、冒頭で述べたように講師の主義・主張、立場に偏りが無いことが前提であろう	
		貴重な機会なので、市民読者を交えた公開形式がいいと思います。	
		国家によるメディアへの嫌がらせや圧力は日常的にあると思う。エスカレートさせないため、事例の共有やシミュレーションを話し合ってみたらどうか	
		政権がメディアへの圧力を強めている。地方でも行政や警察で同様の傾向が見られる	
6 選挙権	2	今年に限って言えば、18歳選挙権が大きなテーマ。学校現場を含む若者の世界に新聞が入っていく大きなチャンスでもある。ぜひ、政治や選挙に目を向けてもらうツールとしての新聞のPRを。	
7 その他	1	社会運動について	小熊英二さんの映画「首相官邸の前で」を自主上映したあと、小熊さんと議論をする会を希望。先日、小熊さんとお会いした時、「新聞記者と映画を見たあと、討論するような場を希望している」と話しておられたため。今後の社会の動きを考えるうえでも、デモについて理解を深めておく価値はあると思う。少人数のほうが議論が進むと思うのでクローズドがいいと思うが、オープンであってもまったく問題ない。

記入無し 特段の理由がない限りオープンの方がよいと思います

各地連の活動報告

地連名	活動内容
北海道	四地連共闘会議で、道内各紙と全国紙のTPP報道についての視点の差を取り上げ、道内紙では報道の際にどこに力点を置いているかを報告しあった。
北信越	特になし
中国	特になし。(活動があまりないのが課題)
四国	2014年度は「新人記者をいかに育てるか」がテーマになり、新人記者を育てるのが難しい、育たないという話で持ちきりだった。3月6日には合同学習会「新・戦争と平和」を愛媛新聞社本社で開催。、共同通信社の石山永一郎編集委員を講師に招き、「安倍政権と集団的自衛権行使容認」と「イスラム国と紛争地取材」について学んだ。

各労組の活動報告

労組名	活動内容
北海道	組合員による紙面議論の場となる機関紙の「しんぶん」を2年ぶりに復刊予定。

岩手	巨大地震、大津波の教訓を共有、未来につなぐため、東日本大震災の組合員の記録をまとめた「未来編お提言」を発行した。全組合員を対象に▽発災時の状況▽安否確認や人員配置などの課題▽本紙報道のありかたーなどについてアンケート調査を行い、まとめた。震災から数年、数十年経ったときに、社内で意識や感覚に佐賀でないよういするため、未来の岩手錆んっぽう社員に向けたメッセージとしている
全下野	関東地連が主催した御巢鷹山学習会のほか、新聞労連主催のJTCに積極的に記者を派遣した。今後もこの流れを継続していきたいと考えている。
朝日	前期は、朝日新聞の報道をめぐる一連の問題に対処する活動が中心。組合員の声を会社につづける広報をこまめに発行し、再生を考える識者インタビューなども実施。今期も9月に池上彰さんへのインタビューを広報に掲載するなど、引き続き活動は継続している。また、朝日新聞阪神支局襲撃事件(1987・5・3)の発生日にあわせて毎年開催している「言論の自由を考える5・3集会」を今期も開催する予定で、今年はテーマを「デモ」とし、準備をすすめている段階です。
毎日	2016年1月11日(祝)に「編集綱領制定祈念のつどい」(公開シンポジウム)を開く予定で現在準備中です。
共同	前任の共同労組新聞研究部長が新聞労連の新研部長を担当。労連などが主催する各イベントに参加したほか、戦後70年の節目となる年の平和新聞発行に尽力。単組では、憲法学者の樋口陽一東大名誉教授を招いて3年ぶりとなる新研修会を開いた。今期執行部で新研集会を開催するか否か。結論は出ていない。
新潟	特定秘密保護法や長岡空襲体験などをテーマに講演会を開催。初歩的な内容なので、今後も掘り下げていけたらと思う。「まじめな飲み会」をうたった「組合バル」を企画。業務上の課題を話し合っている。
福井	2月下旬に組合員全体を対象にした部会を開きました。福井新聞社の有料デジタルコンテンツ「D刊」の編集長を講師に、機能や使い方をあらためて学んだほか、魅力アップ、加入者増に向けたアイデアを探りました。
北日本	働き方見直し研究会を労使で作り長時間労働改善に向けた具体策を研究、検討してる。
信毎	新研部としての活動は何もしていないのが現状。若手記者の退職や休職が課題となっており、取材の意義や楽しさを伝えられるか、新研部としてできることを考えていく必要があると感じている。
京都	年間の活動報告＝単組 MIC主催の勉強会(例えば、沖縄ティーチン、全国整理・制作職場集会)には可能な限り、遠方であっても参加し、組合員に報告している。2、課題・問題は単組 自らの単組発のイベントなど対外的なことを行えていない。専従期間もなく、実質的にも難しい。3、会議日程、その他連絡事項＝特になし

神戸デイリー	<p>●15秋年末に「秘密保護法について、独自の対応策は設けないのか」との説明要求に掲げた。現状、会社は、共同通信の方針に準拠して対応するとしている。共同の対応方針は具体的な内容で、マニュアルとしては有用とは考えるが、みずから「汗をかく」作業を抜きにしては、万が一の際、適切な対応ができない—との趣旨だ。回答で会社は、独自の対応策には踏み込まなかったが、勉強会、研修の開催を前向きに検討するとの回答を得た。やりとりの中で、会社は「通常の取材で記者が逮捕されることはない」と強調したが、組合は「通常の取材」に基づく報道であっても、ネタ元が不利益を受ける可能性は十分あり、記者個人レベルでも、会社レベルでも「情報の取り扱い方」の重要性が高まっていることを指摘した。</p> <p>●神戸新聞は、デジタル事業の推進に力を入れている。ネットでは、「下世話」なニュースにはアクセスが集まりやすい傾向があることから、紙面には掲載をしないレベルの事件であっても、ネット用に原稿の執筆を求められるケースが少なくない。現時点で大きな問題にはなっていないが、新聞社としてどこまでが報道すべきラインなのか、課題として提起する組合員も出てきている。</p>
中国	<p>被爆70年事業「原爆と新聞労働者」を立ち上げ組合ニュースなどで体験者や井ぞうからの聞き取り記事を掲載。毎日新聞と朝日新聞の原爆犠牲者の掘り起こしにもつながった。今後細々とでもいいので継続的な活動にしていこうと課題です。、今後の会議などの日程は未定です。</p>
愛媛	<p>新聞研究部長が沖縄と福島に出張し、辺野古基地新設や原発事故などを勉強した。</p>
宮日	<p>去年は新研部はなかったため、活動はしていない。</p>

■第三部 SEALDs のメンバーを迎えてディスカッション

【労連新研副部長・渡 義人】

それでは第三部ということでディスカッションを始めさせていただきます。このディスカッションでは、今年国会前のデモなどの活動が注目されて、新語流行語大賞のベストテンにも選ばれました SEALDs から、千葉泰真さんと矢野和葉さんのお二人にお越しいただきました。本日はよろしく申し上げます。

このディスカッションの進め方ですが、参加者の皆さんからのご質問もいろいろとお受けしたいと思いますので、前半は私の方から何点か質問する形で始めまして、休憩を挟んで後半に皆さんからのご質問をしていただくという流れでいきたいと思います。

それではお二人に自己紹介からお願いします。

【千葉泰真】

ご紹介いただいた千葉^{やすまさ}泰真です。現在、明治大学の大学院修士課程の1年目で政治学を専攻しています。出身は宮城県で現在24歳です。紹介に“講師”という肩書きがついていますが、まだまだ学生で、皆さんからメディアのことやいろいろなことを教えていただければと思っています。本日はよろしく申し上げます。

【矢野和葉】

矢野^{かずは}和葉です。放送大学4年生で専門は社会学です。私の専門分野というのは人身売買と児童労働になります。SEALDs の中では、コールセンター班と広報戦略班を担当しています。どうぞよろしく申し上げます。

【労連新研副部長・渡 義人】

因みになんですけど、千葉さんは今月の弊社のジャーナリズムという本で、巻頭原稿を書いていただきましたが、非常にいい内容なので、よろしければ書店にてお買い上げください(笑)。それでは大きく四つほど伺っていききたいと思っています。

まず一つは、SEALDs ってそもそも何なんだろう。

二つ目が、デモの持つ力について。

三つ目が、マスコミと SEALDs のような社会活動とのあり方。

四つ目が、これからの SEALDs の将来について。

というような感じで進めていきたいと思いますが、時間がなかつたらバツサリ切るかも知れません。それでは最初に、SEALDs がこれまでどんな活動をしてきたのか、ということから伺っていききたいと思いますが、その前に、SEALDs がどんな組織なのか、ということについてお答えいただきますでしょうか。

【千葉泰真】

はい。すごくいろんな事をやっております、まず SEALDs というのは、Students Emergency Action for Liberal Democracy-s ということで、日本語にすると「自由と民主主義のための学生緊急行動」というカタチで、今年の5

月3日に立ち上がった学生団体です。基本的な理念としては、この国の戦後70年、守り通してきた憲法の理念というものを守り通すということです。大きなところで言えば、この国の民主主義や立憲主義といった概念が危機に瀕しているということで立ち上がった学生の団体で、その全身団体としてサスプル(SASPL)という、これは「特定秘密保護法に反対する学生有志の会」という学生団体ですが、そのSASPLは2014年12月10日の特定秘密保護法が施行される瞬間まで、特定秘密保護法というワンイシューに対して反対の声をあげていたのですが、実際に施行されてしまった後、「これで声をあげるのを止めてしまっているのか」「よりこの社会には大きな問題がまだまだあるんじゃないのか」「僕達は学生として声をあげ続けなければいけないのではないのか」といった問題意識から、2015年にSEALDsが発足しました。

組織としてどう成立しているかということですが、基本はやっぱり学生団体で、学生緊急行動という名前は付けていますが、昨年まで学生だった人やSASPLの時まで大学生だった人で、今年は社会人1年目2年目みたいな人もメンバーの中で10%前後ぐらいはいます。

SEALDsという名前がつく団体は全国に5箇所あって、東京のSEALDsと、SEALDs関西、SEALDs琉球、SEALDs東北、SEALDs東海が立ち上がっています。それぞれ別団体として動いていて、僕は東京のSEALDsとして活動していますが、東京のSEALDsはメンバーがほしい180人位います。そのメンバーはどう把握しているかというと、完全にLINEのグループの人数なんです。「SEALDsというLINEグループでメンバーは180人いるから、SEALDsのメンバーは180人だ」みたいなことを言っているだけなんです。

いろんなところで「緩やかにSNSを使ってつながっている」と言っているんですけど、本当にその通りで、メールで「SEALDsと一緒にやりたいんですけど」と言ってくる事も多くて、それ以外にもデモの現場などで「じゃあ一緒にやろうよ」と言って繋がっていくこともあります。

【矢野和葉】

そうですね。そういうカタチで緩やかに繋がっているんですけど、本当に参加している学生というのは多様な人が多くて、「“議員”というのは国会議員しかいないと思っていた」とか、政治に今まで関心を持ってこなかった人というのも結構います。それから、大学に所属していない学生もいますし、よく60年代70年代の学生運動と違うと言われるのは、それぞれが所属している大学を拠点としていないということで、「いろんな大学の学生がメンバーになっている点が新しい」という指摘をいただいたりもします。

SEALDsの関東に私達は所属しているので、その中のことをお話しますと、“それぞれにやりたいことをやる”ということが基本で、誰かのリーダーシップでやるということが基本にないので、みんな自分がやりたい班に所属しています。いま私が持っているこのペンとかもそうなんですけど、デザインをする専門の班があって、パソコンに貼るステッカーをデザインしていたりします。デモや街頭宣伝の機材を準備する班、取材や依頼を受け付けるコールセンター班などもあります。

ですから、意思決定も個人単位なので、うまくいったりいかなかったりいろいろなんですけど、そこは試行錯誤しながら進めています。

【千葉泰真】

それに関して、代表がいらないというのがすごく僕たちの特徴で、奥田愛基という目立ちたがり屋がいますが、彼がさも代表であるかのように、国会などで喋ったりしていますが、彼も目立つ存在ではありますが、メンバーの一人ということで、「奥田が言ったからこうだ」というような意思決定は全くなくて、みんなで「それはダサいでしょう」と言いあったりとか、「夜2時以降はLINEを動かさない」とか「みんな寝る」とか「ポジティブに」とか、

それぐらいの検索でみんなやっています。

ホントに一人一人が主体性を持って、誰かに頼って誰かの指示を仰ぐのではなくて、自分がどうしたいか、自分がどういうデモをやりたいか、自分がどういうデザインをしたいか…・そういうことを、一人一人が自分の頭で考えて、主体性を持って SEALDs にかかわる。そのことを大事にしています。

【労連新研副部長・渡 義人】

今のところでいくつか伺いたかったのですが、リーダーがいなくてというところに一番興味があって、例えば新聞労連であれば、新崎委員長がガンといて、我々が何と言おうと、新崎さんが決めればそれが決定とか。そういう風に、我々は会社員で必ずトップがいる組織に慣れているので、リーダーがいなくてどうやって意思決定しているのかがよくわからないと言うか、話が実際それでまとまるんですか？

【矢野和葉】

まとまらないですね。ただ、“リーダーがいて言うことを聞く”というカタチに慣れてないメンバーが多いので、実際問題、誰かが「こうしよう」「こうしたい」と言っても、言うことは聞かないですよ。なので、リーダーがいてもうまくいく面もあればいかない面もある。リーダーがいなくて何が問題かと言うと、特に問題はないですね。もちろん、なかなか物事が決まりにくいとか、決定に時間がかかるというデメリットはあるのですが、そもそもそんなにスピードを必要としていなかったり、話し合っただけの方が結果的にデザインが良くなるという実体験があるので、それでなんとかなっています。うまくいかないプロジェクトもいくつかあったのですが、それはそれで、“出来ることを出来るだけやっていく”というカタチで活動を続けています。

【労連新研副部長・渡 義人】

例えば矢野さんが来ている、おしゃれな SEALDs の T シャツですが、例えばそれを作ろうとして、「俺はそんなの嫌だ」と言えば、着なくてもいいということですか？

【矢野和葉】

もちろんです、もちろんです。こっちの方がいいと思えば、違うデザインのものを作るとか。ステッカーとかもあるんですけど、それを携帯に貼る人もいれば、「それはちょっとダサいんじゃないの」と言って貼らない人もいます。

【千葉泰真】

みんな各セッションごとに、デザインとか班ミーティングみたいなことをするんですけど、顔をあわせて話すこともあるけど、夜とかに LINE とかの SNS を使って連絡を取り合うことの方が多くて、「どんなデザインにする？」となってファイルやデザインを送りあうやりとりがあって、「どうしよう」「それ違ってない？」「柔らかすぎる」「硬すぎる」そして今まで黙っていたヤツが急に出てきて「これどう？」「それっていいじゃん」「それでいこうよ」と。ホントにそれぐらいの意思決定なんですよ。

ただリーダーがいなくてという事に関して、責任を誰かに負わせたくないということがひとつあって、こういった政治的な活動をしていると、もし社会的に良くないことが起こってしまった時に、仮にリーダーがいたりすると、本当はみんなが悪いはずなのに、その人に一生を左右してしまうほどの責任を負わせてしまう。そのリスクを誰にも負わせたくないというのが SASPL ではそんなことがひとつあって…みんなやりたくないんですよ、自分の名

前を使って何かやるなんて。デモ申請ひとつにしても、名前は必要かもしれないけど、それで何かあるとその人に全部責任が行くみたいなことはしたくないし。だから、あえてリーダーを置かずに、全体は合議で決めよう。もしかしてそれは理想かもしれないけれど、でも、誰かに何かを負わせてしまうのは、その人はそればかりになって、単純に言えば忙しくなってしまう。そうじゃなくて、みんな一人一人が「私は今日バイトだから無理」とか、「家の手伝いがあるから打ち合わせに参加出来ない」とか、全然そういうのでいいと思うし、それくらい緩く政治と向き合ってもいいんじゃないかと。デモやアクションに対して、それぞれの距離感があると思うので、それを大事に出来るような空間を作りたいと思って SEALDs を立ち上げたわけで、それは今でも続いています。

【労連新研副部長・渡 義人】

そうなる、ここでデモをやりたいという時に、皆さんで多数決をして決めるとかはない？

【千葉泰真】

全然ないです(笑)。「どこかでデモでもやりたい」ということを決定したら、次はどこでやるかが問題になって、「渋谷か新宿か」「でもこないだ新宿でやったし」「じゃあどこ?」「休みの日に人が集まる場所は渋谷かな」「でも原宿とかはやったことないからいいかもね」みたいな。そういう意見が LINE でプワッと広がって、「じゃあやっぱり新宿か原宿だね」みたいな雰囲気になって、でもそれは常に流動的で、誰かが「渋谷でいいんじゃないかな。この間とは違う映画が撮れそうだし」みたいにも言ってくる。それで「じゃあ新宿にしようか。原宿がまだいい人いる?」みたいな感じの投げかけがあって、「大丈夫」「大丈夫」「大丈夫」「大丈夫」…みたいな感じかな。

【矢野和葉】

そうですね。基本的に参加したくない人は参加しなくてもいいということになっているので。もちろん人手が足りないから手伝って欲しいのですが、やりたくないことを無理してまでやらない。そうしないと長く続かないですね。お金をもらっているわけでもないし、自分達に何か個人的な見返りがあるというわけでもないで、そうであれば、やりたいことをやっていく。話し合いはできるだけ納得するまでやる、というのが基本です。

【千葉泰真】

前提としては、まあ、みんな仲がいいんですよね。なので、ミーティングだけど実際は「ご飯食べに行こう」みたいな。その中で何かいろんなことが決まってくみたいなことが多くて、それでいいんじゃないかなと僕は思っています。それがもし…ならないとは思いますが、仮に SEALDs が株式会社とか党とかになったら、それならこうした決定機関ではいけないと思いますが、現状は学生緊急行動をする有志として動いている以上、それでいいのではないかと思っています。

【労連新研副部長・渡 義人】

すごく面白いですね。皆さんが同じ方向を向いているから、たぶん成立しているのかなという気がしますが、それでいろんな物事が前に進んでいるというのが、すごい興味があると言うか面白いです。

ところで順番がアレかもしれませんが、SEALDs がこれまでどんな活動をしてきたのかということ、簡単にご説明していただけませんか。

【千葉泰真】

そうですね、単純にデモはやってきましたね。特に夏は、毎週金曜日に国会前で抗議行動をするというのは皆さんもご存知の通りだと思います。さらに毎週金曜日だけじゃなくて、「この週は何か決定されそうだから、毎日行った方がいいよね」とか、カレンダーとかもみんなでも共有して、そこに「出日」とだけ書いてたりして。

まあそういったデモンストレーションだけではなくて、“サロン”と僕達は呼んでいるんですけど、例えば学者の方とかをお招きして、クラブを貸切ってお酒とかも飲みながら、もちろん成人している学生とエントランスの大人の方々が、結構ざっくばらんにいろんな話が出来る場を提供したり、講師の先生に専門的な話…例えば安保法制の問題点などの解説をしてもらった後に、トークタイムというか、近くの人同士で思った事を話し合ったりとか…まあそれだけでは面白くないので、音楽をかけたりとかDJを呼んで回してもらったりとか、自分達がやっていて楽しいことを演出したりしています。

そのほか、本も出してみたりとか…この本です。こちらの黒い本は『民主主義ってこれだ！』で白い本が『民主主義ってなんだ？』ですが、違う出版社から出ているんですね。いろいろと面倒くさかったです。ホントに「あっちの本が売れてる」とか「こっちが早く出したかった」とか、そんな話はいろいろあるんですが、何とか出せました。特に黒い本に関しては、デザインから写真から構成からメンバーがすべてやっていて、本当に僕達の手作りの本になっています。

他には、グッズを作ってみたり、選書プロジェクトというのが一時期、良くも悪くも話題になったことがありました。“自由と民主主義の選書フェア”みたいなのを僕たちが推薦するブックリストを作って、その本を書店に置いてもらったらいいのではないかというプロジェクトなんですけど、それが夏の間立ち上がって、全国の書店からすごい数の問い合わせが来て、すごくポジティブにやってもらったんですけど、一方で「偏っている」というような批判もあって、いろいろ問題もありました。

そんな感じで、デモ、サロン、選書、本づくり、グッズ作り…あとは何をやってきましたかね。

【矢野和葉】

まずSEALDsが立ち上がったのが、2015年5月3日の憲法記念日だったのですが、その日にサロンという集まりをやって、その後から毎週国会前で金曜日のデモを始めました。そのあいだあいだには、国会前だけでなく街の中に出て街頭宣伝もするし、その中で、野党共闘を呼びかけていくということもやっていて、野党5党の方にはなんとか集まってもらいました。ただ自民党、公明党へのお声がけというの、もちろんしています。本当は全党の皆さんに集まっていたら一番よかったんですけどね。

それから映像を作ったり写真を撮ったりする班があります。その本の中の写真とか、ツイッターのつぶやきなんかでもメンバーが撮ったものを使っていたりします。メンバー個人のつぶやきもそのままとめられています。

私たちは基本的に誰でもできることをやっています。デモの申請についても、サロン、勉強会にしても、デザインにしても、本人が出来ることをやる。それは必ずしも特別なことではなくて、皆さんが出来ること誰でもできることを、とりあえず私たちもやっているんです。なのでサロンに関しても、勉強会というのがメインにはなるんですが、そのほかに直接話をさせていただいて、私たちはホントに普通の学生で特別の存在ではない、ということを知りていく活動も同時にやっていました。

【労連新研副部長・渡 義人】

ありがとうございます。自分が大学生だった頃を振り返ると、バイトしたいし遊びたいし、いま話を聞くとお金がないし。正直、そういうことがやれるというモチベーションが、なかなか出てこないと思うのですが、お二人がそういう活動をしようと思ったモチベーションは、どうやって保っていたらっしゃったのですか？

【矢野和葉】

それはもう全体というか個人の話になってしまうんですが、私個人はあまり楽しいとか思ったことはなくて「誰かがやらなきゃいけないからやる」そういう義務感というか責任感というか、そっちの方が先にきてしまって。SEALDs のデモというのは気分のいい音楽がかかるし、友達がすごくいいスピーチをしたりして、楽しい事はもちろん楽しいんです。だけど、それをなぜやるかと言うと、自分が自分の社会を守りたいからという…自分のためというか、自己満足と言ったら変ですけど、そういう気持が私の場合は強かったですね。

この8月もなぜ続けられたかと言うと、どんどん政権の側が無茶苦茶をやってくださったおかげで、危機感が途切れなかったというのもあるんですけど、誰かがやってくれるからと言って自分が休んでしまうと、その分誰かの負担になるというのが目に見えてわかっていたので、お互いに手伝ったりとか、自分から積極的に参加していったということが多かったです。

【千葉泰真】

目に見えて誰かが倒れていく。順番に誰かがダウンして行って、胃に穴が開いたりとか。ホントにそういう目にあいました。なんで SEALDs が続けられているのかとか、どうやってモチベーションが保たれているのかというのは、ホントに一人一人違うと思いますが、僕の場合は何なのかなあ…ひとつは、僕は高校を卒業するまでは、全く政治的な問題とかには全く興味はなかったし、高校を卒業した後も大学に入る前までは、自分は20歳になれば選挙権はもらえるけれど、実際に政治を動かすのは政治家と呼ばれるあの人達だし、ある種盲目的にあの人達が決める事は正しいことだと信じていたところが漠然とありました。

それが自分の中で崩れたのは、3.11 が自分の中では大きくて、特に僕が宮城出身だということもあって、今まで当たり前だと思い込んでいたもの。例えば豊かさというのは何なのかとか、原発は何で欲しいんだろうとか、でもやっぱり必要かもしれないとか、そういったものを漠然と考えていく中で、ホントにいろんなものが不安になってきました。

それまで政治の決定というものは、他人が決めて与えてくれるものだと思っていました。でも少し、自分の持っていた視点をそらしてみると、いろんな問題が世の中にはあるんだということに、大学1年生の頃に気付くんです。特に、実家に戻ってボランティアに行ったり、ホームレスの支援を試みたりとかすると、日本の社会のいろんな問題が、実際は僕が見ようとしていなかっただけで、すでに表面化している問題は本当にいろいろあったんです。それというのは、僕たちが政治を面倒くさいものだと思って、誰かがやってくれればいい、誰かが決めてくれればいいと思って、遠巻きにしか見てこなかったツケが回ってきたんだと。そう思った時に、いろんなモノが他人事ではなくなりました。少なくとも僕の中ではそうでした。

それでとりあえず二年生までは、学校の勉強と平行していろんなボランティアに行ったり本を読んだりしていましたが、三年生・四年生になって特定秘密保護法の問題が出てくると、表現の自由とかに大きく関係する問題でもありましたから、僕らとしてもちゃんとした情報が得られなければ、アカデミズムというか学問そのものも苛まれるのではないかと、という危機感から声をあげたわけです。

それで、「どうやって声をあげたらいいのか」「どうやって反対の意思をしめせばいいのか」ということになりましたが、「デモはちょっと過激だし、シュプレヒコールは恥ずかしいし」とか思っていたのですが、大学院入学直後に毎週金曜日の“官邸前の脱原発デモ”を見に行ったら、人が集まって何かを主張するということには意味があると感じたんです。それに人の力を感じる映像はあるし、じゃあどうやったらそういう主張ができるだろうと思いつつながら、「僕達がしたいような、僕達がカッコいいと思えるようなデモがいいんじゃないか」というところで、本

当に手作りから始めたんです。

でも今は若者がデモをするということも、それほど珍しいことではなくなってきました。それは今年に入ってから大きな進展のひとつだと思うのですが、そうやって少しずつ社会も前進しているというか、若者が声をあげるようになってきました。特にこの夏、政治的な抗議活動がこれだけ報じられ、今日もこの場に僕達が呼ばれて、学生という立場でありながらこうやって喋る機会を与えていただけるとか、そうした前進というか目に見える変化というものが、僕にとってのモチベーションになっているのかなと思います。まあ、社会に対する漠然とした不安とか怒りというのは、ずっと持ち続けているところではあるんですが。

【労連新研副部長・渡 義人】

自分が大学生だった頃を考えると、すごいと言うか、自分が恥ずかしくなってくるような話だったのですが、実際にそういう活動をされて、回りからの反応というのは、どういう感じでした？

【矢野和葉】

そうですね、メンバーのみんなからよく話が出るのは、友達に「なんか宗教に入ったの？」と言われること。これは良くあるパターンで、実際に私も言われました。家族からも「そんなこと無駄だから止めなよ」「危ないから止めなよ」というネガティブな反応を聞かされたメンバーというのも多くて、私は SEALDs のコールセンターという役割をしているので、メンバーと直接話す機会や相談を受ける機会が多いんですけど、もちろんそれで落ち込んでしまう人もいます。一方で、国会前に友達が会いに来てくれたとか、高校生の子がクラスの LINE のグループで、「あなたはこのクラスの名誉だね」みたいに言われて国会前で泣き出したりとか、そういうポジティブな面もあります。あとは、ツイッターとかフェイスブックとかで、「あなたのポストを見て、社会のことを無視してはいけないと思った」とか、そういうポジティブな意見をいただくことも多いです。どっちもよくあるんですよ。

【労連新研副部長・渡 義人】

半々ぐらいですかね。

【矢野和葉】

半々ぐらい反応があればいい方かなという感じで、7割、8割ぐらいは、特に何の反応もされないというのが、一番多い反応だと思います。

【千葉泰真】

SASPL の時とか、何をやっても誰も見てくれなかった時は、無反応の寂しさはありました。逆に相手にされてないという事に対して、フェイスブックで自分が何で反対するのかをあげても、友達は全然“いいね”にしてくれない。“いいね”にしてくれるのは、一緒にやっている友達とか大学の先生とかで、地元の友達とかは全然リアクションしてくれないみたいな寂しさはありましたけど、SEALDs になって、特に夏を経てこれだけ注目されるようになってからは、また違ったポジティブな面とネガティブな面が、先ほど和葉さんが言われたように現れました。

地元の友達からは「あいつもおかしくなった」みたいになるし、ちょっと世代が上の方からは、かつての学生運動とつなげて「あいつもそういう風になったのか」みたいな。親戚の人からは「共産党になったのか、お前は」みたいなことを言われたり、そういった反応はありました。

でも僕達を“ただ声をあげている珍しい学生”というだけで取り上げるフェーズが終って、僕たちが何を主張し

ているのかとか、特に夏、国会前で何を言ってきたのかということ、ある種の正当性をもって報道してもらったことで、前からの評価は間違いなく変わりました。それは回りからの反応でよくわかります。ツイッターのリプライとかフェイスブックで“いいね”してくれなかった友達が、「赤旗に載りました」とフェイスブックにアップしても、あまり“いいね”の数は多くないですけど、毎日新聞や朝日新聞でそれがすごい正当性があるかのように報じられたり、報道ステーションで使われたりすると、すごいみんな“いいね”してくれたり。そんなもんなんですよ。

だからこの夏大きく報じていただいて、僕達がどういう事を主張しているかとかを、ホントに全国紙とか地方紙とか関係なく報じていただいたことで、僕達が個人的にフェイスブックなどで伝えようとしても声が届かなかった人達にまで届けられたと思います。まあすぐそこにいる人に、なぜメディアを媒介しないと伝わらないのかというのはおかしな話なんですけど、ある種大きく報じられたことによって、ポジティブな声というのが増えたのもまた事実です。

【労連新研副部長・渡 義人】

SEALDs が注目された理由のひとつが、たぶんその活動スタイルというか、ラップ調のコールといわれるもの、というのがまあ特徴のひとつというか、それが目新しさというところもあったと思うのですが、そういうところはどのような風を考えて活動スタイルを作っていたのですか？

【千葉泰真】

ダサいから真似したくなかったというのが大きくひとつあって…今まで社会運動を頑張ってくださった先輩の方々は本当にリスペクトします。特に70年代や80年代は苦悶の時代があったんですよ。どんなに声を上げてても社会に目を向けてもらえなかったその時代にも、声を上げていた人達というのは間違いなく心からリスペクトするところはあります。

でもそうは言っても「この時代にそれか」みたいなところはあって、「それでは人は来ない」とか「行きたいと思えない」というものに対して、僕達はやるんだったら楽しくやりたいと思った。自分が行きたいと思わないデモとか抗議行動に対しては、誰も一緒には来てくれませんか。だったら、好きな音楽かけてとか、それにノッてコールしたっていいじゃないかというところがあって…

【矢野和葉】

そうですね、私たちの世代ではデモとかを実際に生で見たことはほとんどありません。イメージは在特会か、60年70年の安保みたいな、すごく極端なイメージしか持っていなかったんで、どうやってデモや抗議活動をやったらいいんだろうというところから始めました。脱原発のデモというのも、いろんなグループの方がいらっしゃるので、それぞれカラーが違うんですけど、なんとなくどれもいまいちすっきりしなかった。私たちがやるんだったら、自分たちの一番しっくりくる形にしたいというのはもちろんありました。

普段の日常生活の中で、“我々”という言葉は使わないので、“私たち”の方が日常的だよ、というような本当に地味な作り方をしていきました。それで、「せっかくメディアに取り上げてもらうんだったら、見え方を少し考えよう」とか、「フライヤー（手配りチラシ）を配るんだったら、受け取ってくれるデザインにしよう」とか、相手にどうやって伝えていくかということを考えて作っているんです。自分が街の中で受け取らないものは、基本的に誰にも受け取ってもらえないと思うという実体験と、デモというものを少しずつリンクさせていって出来上がったのが今のカタチだと思っています。

【千葉泰真】

SASPLの第一回目のデモは、「とにかくみんなお洒落して来い」って（笑）。普段ジャージしか着てないような奴は、すごいシャツにスーツ着てサングラスかけて来たりして…第1回目のデモはそういった思い出があります。

【矢野和葉】

ドレスコードがあったね。

【千葉泰真】

そうそう。「みんなとりあえず、取材とか来るかもしれないから、絶対お洒落して来なきゃダメだよ」ってね。懐かしいなあと思って聞いていたんですけど、SASPLを立ち上げて一番最初にデモしようとなった時に、デモを見たこともないし、やっている人とつながってもないし、「どうやってデモするの？」って。それでやり方をググったんですよ。そうしたら在特会のホームページに行きつきまして（笑）、在特会ホームページは丁寧にデモ申請の仕方とかも教えてくれた（笑）という面白い話も残っています。

【矢野和葉】

身近な社会の中に、そうした抗議の仕方を示してくれるものは本当になかったもので、特に私なんかはまだ60年代70年代安保の話などを、親戚のおじさんとかから聞けるんですけど、私より年下になると親も知らないみたいな、そういう世代なんですよ。それで「デモって何か怖い」とか「火炎瓶とか飛ぶんでしょ？」「火炎瓶って何？」みたいな、そういう会話が繰り返されるわけです。

それで出来上がったのが、やるんだったら安全で抗議もきちんとするんだけど、とにかく自分の友達も来て一緒にやってくれる方がいい、というスタイルです。

【千葉泰真】

そうね。僕らもやる前までは、学生が政治的な主張をするというのは、テレビで一年に1回ぐらいやるじゃないですか、「昭和を振り返る」みたいな。東大の上から火炎瓶を投げ込んだり、放水車で水浸しにされたり、最後は浅間山荘になってハイジャックもあつたりとか。それらは僕らも全然リンクしてましたし、やっぱりそれは僕らが育ってきた中で…何の話だったっけ。

【労連新研副部長・渡 義人】

やるならデモはカッコよく見せたいというところに…

【千葉泰真】

そうそう。

【矢野和葉】

自分たちの日常にあるものでデモをやるというのが基本で、ヘルメットとかどこで売っているのかもわからないし、初めはトラメガもどこで売っているんだとか。あれを専門に売っているショップがあるんだろうかという話から始まって、拡声器というのがデモ用のものではなかったということに、そこで初めて気付いたりとか。ホントに

そのレベルなんですよ。だから在特会のホームページが一番親切だったんですけど（笑）

【千葉泰真】

写真付で紹介していて、すごくわかりやすかったですよ。

【矢野和葉】

それを次の人達には同じ目にあって欲しくないの、私たちがまとめてやろうかという話にもなりますし、足りないところは自分で補うという私たちのスタイルになったんです。ですから国会前の抗議行動でも「これは一緒に出来ないな」となったら、「じゃあ自分がやり易いことをやりましょう」という風に作ってきました。

【労連新研副部長・渡 義人】

何か、参考にした海外のデモとか、そういうものがあつたわけではないのですか？

【矢野和葉】

もちろん海外のデモの映像とかは見て、コールなんかはそれを参考にしたというのもあります。ただ、真似できる所と出来ないところがあつて、東京だったら海外のデモで見るような、人がたくさん集まれる広場がないよねとか、物理的に不可能な面もあるし、果たして英語のコールと一緒にやって貰えるのだろうか、みたいな不安ももちろんあつて、SASPL の時は紙に書いて配つて、「このコールと一緒にやってください」みたいな、歌詞カードを配る感じでコールの歌詞カードを配ったりもしていました。

【労連新研副部長・渡 義人】

ホントにいろんないいものを取り入れていったら結果あつたあつたと？

【矢野和葉】

そうですね。寄せ集めと言うか、メンバーはいろんな人が集まっているので、自分にピッタリのスタイルというのは難しいけれども、とりあえず「ダサくない」「友達を呼べる」ことは徹底しようかなというカタチでやってきました。

【労連新研副部長・渡 義人】

ありがとうございます。デモについてということでお聞きしますが、SEALDs の活動には賞賛もあればネット上で批判もあつたと思うのです。単なる誹謗中傷はどうでもいいのですが、「デモで社会は変わらないのではないか」「デモに行くなら選挙に行こう」という、頷けるような意見もあつたと思うのですが、そういった声に対しては、どうお考えですか？

【千葉泰真】

選挙というものに対して、僕達は SEALDs を結成する前の 2014 年の選挙から、戦略的投票を呼びかけたりとか、あとは、胸に“VOTE”と書いてあるTシャツを作って、選挙の当日にみんなを着ようとか、そういう風にデモとかをする以前から「選挙に行こう」と呼びかけたりしていました。それだけじゃなくて、どこの政党に入れたらいいかを戦略的に考えようという、戦略的投票の動画を作ったりとかも SEALDs の前からやっていたいました。

やはりツイッターで100件リツイートしたら100人は見るかもしれないけど、“VOTE”と書いてあるTシャツを着て渋谷の街とかを歩いたら、特に投票日の当日とかはそれなりの人が見るわけじゃないですか。“VOTE”と書いてあることが“投票”とリンクしない人はいるかもしれないけど、「“投票”だとダサくて着れないけど“VOTE”ならいいし」みたいなことはあった。

そういう活動を前からしていて、特に僕達は今回“民主主義”という言葉を使っているんですけど、確かに投票行動というのは民主主義とすごく結びつく行動だとは思いますが、投票行動だけで民主主義を完結させることは出来ない。特に今の選挙制度を見ると、小選挙区制度の弊害で、絶対得票率25%前後の政党が70%以上の議席を占めているような選挙制度においては、やっぱり投票だけでは反映することが出来ていない民意というものが確かにあると思うし、そういったことがあるので民主主義はイコール投票だけではないと僕達は思っていて、それをどうやって補完していくかというところで、動画を用いた世論喚起であるとか、路上に出たのデモンストレーションとかで補完しようと考えています。

【矢野和葉】

デモ自体に意味があるかないかという質問を確かによく受けるのですが、その質問をしてくる時点で、その人もデモの効果というものに接触しているんですよね。デモに意味があるかないかを考える…その時点でその人も影響下にあるんだと思います。

【千葉泰真】

橋元さんかな。

【矢野和葉】

そうだね（微笑）。いろんな批判というのも受けてきましたし、それに対して、私たちが全く聞き入れないかと言うと、ホントにそうではなくて、例えばいろんな意見をメールでいただいたら、そのメールについてメンバー内でディスカッションをするということもありますし。ただ個別的なやりとりはほとんどしません。個人対個人の話にどうしてもなってしまうので、SEALDsとして何か意見を出す時には、公式のホームページでステートメントとして回答するというカタチにしました。

私たちがやっていることに意味がないと思った事はなくて、それは、映画の場面のように一気に社会が変わる事はないかもしれないけど、私が発言するという事で、それを聞いてくれている人との間の社会が変わる。その地味な積み重ねがこの社会を作っているし、そうしていくことで、社会全体が変わっていくこともあると思っています。

【千葉泰真】

少なくとも、特に3.11以降、こうやって僕たちが声をあげることによって、デモが全くない社会から、デモがある世の中になった。デモが出来る社会になったということは、僕だけではなくてメンバー全体も、もしかしたら皆さんもポジティブに受け取っているんじゃないかなと、僕は思っています。

【労連新研副部長・渡 義人】

そうですね。確かにデモに力がある。意味がないとは全くそうは思わないし、社会を変えるという意味では、たぶんすごい意味があったと思うのですが、ただSEALDsが今回の安保法制の戦略として、“本当に止める”と書いて実際には止まらなかった。それについて、結果は負けたのではないかという意見もあると思うのですが、その結

果についての受け止めはどうですか？

【千葉泰真】

まあ、本当に止めるとかは言っていましたけれど、そりゃ無視じゃないですか。だって与党で過半数取っているんですから。制度として無理なんですよ。だからまあみんな集まるかなあとと思ってそれくらい言ったら、実際あれもなんか、奥田が面白半分に“本当に止める”とかハッシュタグ使ったら、それがツイッターでちょっと流行ったりして、調子に乗ってそれを使い続けたらなんか…みたいなことはあるんですけど、「まあ言ったからには最後までやれよ」とか言ったら、本当にあいつは最後までああいうカタチを続けて、「ああ僕らも一緒にやらなきゃ」みたいな（笑）。

確かに、法案は止めることができずに安保法制が成立しましたけど、だからといって、この夏の意義というものがなくなるとか意味がなかったとか、それがイコールだとは思ってはいません。

特定秘密保護法が施行された夜、去年の12月10日ですけど、あの時僕達は国会前で声をあげていました。本当に12時ピッタリになるまで、この瞬間から特定秘密保護法が施行されますという瞬間まで…まあ完全施行は今年に入ってからでしたけど…法律が施行されるという瞬間まで反対の声をあげていて、その時は国会前でみんな泣いてました。「何で僕達の声が届かないんだろう」とか「これ絶対おかしいでしょう」とか、本当にみんな悔しくて…法案の中身も問題あるし、プロセスだって民主主義的じゃないし、近代国家としてこんなのが成り立っているのかという怒りから悲しさから、みんな泣いていたんです。

でも不思議なことに、今回の9月19日未明の国会前に関しては、全くそういう光景はなくて、みんな晴れやかだったんですよ。むしろ法案が通る前までの、特に夜中の12時とか1時とか2時までは、確かにみんな厳しい表情をしていました。でもそれ以降に関しては、法案が成立したのは3時だか4時だか、ちょっと明るくなりかけていましたが、ラジオとかで成立した事が報じられてからは、笑う人もいたぐらい不思議とみんな明るかったんです。それは何でかという、少なくともあそこにいた人達は共有しているかなと思うのですが、これだけ世の中が動いたと言うか、反対の声が上がって、今まで政治的な意見を表明したことのなかった人達でも声をあげたり、ママさん達と政治に対して声をあげるつながりができてきたり、全国各地の本当に小さな町で小さな集會が行われたり、市町村レベルで反対の意見書が出てきたりとか、本当にいろんな人が声をあげ始めたわけです。それまで見られなかった光景が、特にこの6月から9月にかけて急速に見られるようになった。そこに対して誰もがポジティブだったし、次に同じような不条理をやろうとしたら、またみんな立ち上がるし、「そうはいかないだろう」「いかせない」というポジティブな気持ちがあの場には溢れていました。

だから僕達はそう悲観していないというか、法案の成立までは「反対」というコールをしていましたが、成立した後は「デモに行こう」とか「選挙に行こう」とか、次のフェーズに切り替えて考えることが出来たのかなと思っています。

【矢野和葉】

“本当に止める”ということ掲げたことに、すごく驚きをもって迎えられたなど私自身は感じました。もちろん、奥田君とか千葉君とかね、柔らかい感じでハッシュタグを受けとめて使用していた人達もいたんですけど、一応、広報戦略班としては、今の社会に建前がすごく失われつつあると感じているんですね。社会という共同幻想は、建前で成立しているんですけど、その建前がだんだん損なわれていて、まるであたかも本音であるかのように過激なことを言えば、それがもてはやされる様な…そこを変えられないかという風にも思っていました。

それでハッシュタグというのを、実はいろんなハッシュタグを私達は使っていて、イベント毎のハッシュタグも

あれば、今回であれば“一緒に歩こう”というハッシュタグを使ったり、その都度、いろんなハッシュタグを使うのですが、“本当に止める”というハッシュタグを使い続けたのは、私たちがある意味での理想を掲げる、ある意味でポジティブなゴールを示すことによって引っ張られる人達がいる。本当に止められるんだという気持ちを持って訴えていく方が人が集まるという、戦略的な考えも一応あったんですよ。

【千葉泰真】

いやでも、ホントに止める気でした。ホントにホントにホントに。実際、採決が一日延びたりとか、いろんなフェーズがあって。でもホントにずるいと思うのは、後から「俺はアレには反対だった」とか言うやつが出てくるんですよ。いっぱい出てきましたよ。民主党の議員が裏で動いていて…とか内部事情を知ると、あ〜あってなるんですけど。でも少なくとも、国会前ではみんな本気だった。

正直言うと、少なくとも僕は、最初は止められるのかなと疑問に思っていましたけど、自分で言っている間に、ホントに止める、ホントに止めると言っている間に、ホントに止めるような気がしてきたというのは事実で、どうもそれは僕だけじゃなさそうで、和葉さんの広報戦略にまんまと乗せられたというところですかね。

【労連新研副部長・渡 義人】

まあホントに止めるという…まあ止められなかったですけど、たぶん違う社会の何かが動き出したんじゃないかというところは、僕は非常に良かったなと思っています。

ちょっと話は変わるんですが、ここは新聞労連ですので、新聞というかマスコミはお二人から見てどう見えたかというようなこともお聞きします。実際に活動されている中で、我々が力になったり、逆に邪魔されたりとか、そういう事例というものがありましたか？

【矢野和葉】

国会前で一番困ったのは、ほとんどの学生が今まで取材なんて受けたことがなくて、何をどこまで喋ったらいいかというのがわからなかったことです。信頼関係で…というか、取材を受ける側の勝手な希望とかを話していたと思うのですが、必要以上に個人情報が出てしまうというのが、私としては懸念材料としていつもありました。本人が希望してなくて「これは伏せてください」と言ったことが載ってしまったり。そうなるとうちでも萎縮してしまうようになるので、それが広報戦略班の一番の懸念材料としていつもあったことです。“どんなに信頼関係があっても、紙面に載って困る事は決して言わない”というルールが出来たのも大分後になってからだったので、それまでに関しては、「皆さん気を使って喋ってくださいね」と言うしかなかったんですね。それと、本人がもちろん載せて欲しくなかった情報が露出することもそうなんですけど、一方で、「こういうデモというのは、名前を明かして顔を出さないと参加できないんだ」と思われてしまうことも、私としては懸念をしていました。名前を出さなきゃいけないとか、顔をださなきゃいけないとか、そういう心配をあまりして欲しくなかった。でも取材を受けたりメディアに出たりすると、好意的にせよ好意的ではないにせよ、なぜかバイト先に急にメディアの人が現れてびっくりしたとか、そういう話もあったので、その辺がちょっと関係性として気をつけようと思ったことではあります。

ただもう一方で、良かった面というのも本当に多くて、今回の安保法制の反対行動の場合は、本当に早くからメディアが取り上げてくれましたし、へりを飛ばして下さったりとか、新聞の一面に載せて下さったりとか、一人一人の丁寧なインタビューを載せて下さったりとか、そういうことに私たち自身もとても励まされました。その記事を見て、今まで連絡を取ってなかった中学校の先生が「記事を見たわよ。あなた頑張ってるね」というメー

ルを送ってくださったりとか、そういう面もありましたし、そこで初めてデモの情報に触れるということも多かったと思うんですね。私たちにとって、新聞社の方の前でこんなことを言うのは何ですけど、新聞を取ってない学生も結構多くて、接するメディアも多様化している中で、私たちが使う SNS だけでは届かない層が必ずあります。そういうところをメディアが補完してくださったというのは、本当にありがたかったです。

【労連新研副部長・渡 義人】

その届かない部分というのは、やっぱり新聞の主な購読者層といと高齢者になっちゃうんですけど…

【矢野和葉】

そうですね。高齢者であったりとか、家族が新聞を取っていると SNS で政治的なことには目を瞑ってしまう若者も、家族から話を聞かされて、そうした情報に接する機会も出来てくると思います。

【千葉泰真】

今日は新聞労連というところに呼んでいただいて、どういうことを聞かれるのかなと昨夜寝る前に考えていて、偉そうに“ジャーナリズムとは”みたいな本とかを読んでみたんですけど、学生に過ぎない僕が新聞社の皆さんの前で、「本来ジャーナリズムというのはこういうことなんですよ、皆さん」みたいなことを言えるはずありません。それで僕達の立場で何が言えるのかなと考えるとすごく難しかったです。

特に、僕らとしてもメディアは大事にしたいというか、報じて欲しいと思う反面、やっぱり変に波をつけて報じられるのは困る。僕達はずっと緊急行動と言ってますけど、来年の参議院選までとりあえずやると表明しています。でもそれは、今の自公政権が行っているような政治に対するの対抗軸を作るという、その先のことも明確に意識してやっていることです。それはもちろん、1ヶ月、2ヶ月、半年、1年では出来ない大きなプロジェクトではありますが、それを意識しているからこそ一過性のものにはしたくなくて、夏取り上げてそれ以降終わりみたいな、いわゆる消費されるようなメディアからの扱われ方はしたくなかったです。その距離感というのはすごく難しかったです。

特に今の若い人達は、さっき和葉さんも新聞を取っていないと言っていましたけど、新聞に限らず紙媒体に触れなくなっていると思います。書籍の発行部数も減っています。その中で、大学生とか友達とかを見ていてすごく思うのが、みんなインターネットの情報には触れるわけですよ。2ch まとめサイトのアプリはみんなが持っています。それって政治的な性質とかはないと思っらっしゃるかもしれませんが、でも 2ch のまとめサイトというのは結構ポリティカルなんですよ。しかもどっちにポリティカルかと言うと、結構右寄りなんです。そのなかで間違いなく断言できるのは、インターネット上の言説空間というのは、かなり右傾化している傾向があるということです。それに対して、発行部数が減っている紙媒体メディア、特に新聞がそれにどうやって対抗していくのか。もっと言うならば、みんなインターネットに思考が乗っ取られているんですよ。朝起きて家族におはようとか言う前に、メールチェックしたり SNS をチェックする時代です、間違いなく。

だからこそ、もっとちゃんとした情報をどうやって、間違いなく皆さんはすごい志を持たれて、ちゃんと公正なジャーナリズム精神に則って、仕事にプライドを持ってされている方だとは思っています。だからこそ、どうやったらインターネット上の言説空間に対抗して、こっちこそが公正なメディアなんだと。しかしながらいま現在、例えば SEALDs で検索すると悪口ばかり出てくるんですよ。ちゃんとしたメディアの新聞社から取材を受けて僕達が発信している情報よりも、2ch まとめサイトの悪口ばかりがバアッと出てくるわけです。そういったものに対して、どうやって公平性をもって、ちゃんとしたオフィシャルなメディアなんだという、これがメディアなんだという

ころで、新聞というのはもっと力を持って欲しいなというのはすごく切に思っています。

例えばマスコミが僕達をちゃんとした理由で批判するのは全然いいと思うんですよ。でもインターネット上では、何の根拠もない情報が溢れてしまっているような状況なので、それに対してもう少し…確かに紙媒体も大事だと思いますけど、この社会に対するインターネット戦略というか、それを…これは僕達だけの問題だけではなくて、社会としてどうやってウェブインフォメーションに価値をつけていくかというところが課題じゃないかなと思います。

【労連新研副部長・渡 義人】

新聞もどうやればいいのかというのは試行錯誤している段階で、たぶんなかなか答えが見つかっていない状況ではあるんですが、まとめていらっしゃるのはやっぱり、紙だけではなくてウェブ空間でも言論機関としての力をもっと…存在感を出して欲しいということでしょうか？

【矢野和葉】

そうですね。読者の側のリテラシーをもっと整えなければいけないという事もあるんですけど、インターネットの構造というのは、優先順位がどのようにつくかというのが、ある程度グーグルならグーグルのアルゴリズムがあって、それに従って表示されるというのが公開情報ですので、ある程度だれでもコントロールできることです。どういものが見ている人に好まれるかという事に関して、ある程度までは把握できる情報なので、私たち SEALDs がそれを打ち出す時にもそれを意識していますし、そういうものが出来るだけ上にいくように情報コントロールというのをかけています。

何を作り出すかということに関してもそうで、私たちが広告を打ったのはインターネットの有料広告ではなくて新聞です。私たちが本を出版したのは電子書籍ではなく紙の本です。私たちの行動それ自体がこの社会に何を生み出していくか、何を残していくか…私たちが何を選ぶかというそれ自体が、ひとつのクリエイティブなアクションとしてあると思うんですね。

SEALDs が新聞に広告を出したとなれば、それを理由にその新聞を買う人がいる。SEALDs が選書のプロジェクトをやれば、それを理由に本屋に足を運ぶ人がいる。なぜ本屋で選書プロジェクトをやってもらうのか、なぜ私たちが本を紙で作ったのかというのは、私たち自身が 20 年後 30 年後の社会に“何を残したいかという気持”“何がより残って欲しいかという気持”を明確にそこで示しています。

【千葉泰真】

すごくいいことを言ったなと思う。

【矢野和葉】

ありがとう。

【千葉泰真】

僕は単純に悔しいんですね。僕自身、ジャーリズムにも書いていますが、将来は新聞記者になりたいと思っています。そうやって僕が得た経験というか、この社会に対してどうかかわれたらいいかところで、そういう夢を持っているんですけど、本当に新聞各社は、頑張っって当たり前のことを言っても波風の立つ時代なんですね。でも、本当にそういったものに負けずに、頑張っって仕事をされている新聞社の皆さんに対して、若者とか主にインターネ

ットを見るような人達は、本当に偏った主張の方に影響を受けるというのが、ホントに悔しくて。なんで当たり前のことを言って蔑まれなければいけないのか。なんでそんな「朝鮮人帰れ」みたいな罵詈雑言が、ひとつの市民権を得るような時代になってしまったことがすごく悔しくて。

だから今の既存メディアに対して、僕が頑張るといっことは大変だし、じゃあどうやって頑張るといっても何のアイデアもないんですけど、本当にそういったことが悔しいからこそ、僕達は今日ここで、何が出来るかわからないんですけど、僕達の方向性とかをお示しして、僕達はこういう思いを持ってやっているんだということを喋ることで、僕達を取り上げなくても SEALDs を使わなくてもいいですけども、こういった世の中になって欲しいというものは共有できるんじゃないかなと思って、お喋りさせていただいております。

【労連新研副部長・渡 義人】

ありがとうございます。てっきり「新聞なんて要らないよ」と言われるかと思っていました。でも応援していただいて、新聞が今後どうあるべきかということは、新聞労連としても考えていかなければいけないし、僕ら一人一人も考えていかなければいけないとは思っていますので、まだ答えは見つかっていないんですけど。時間がなくなってきたので、最後に、今後 SEALDs はどうしていくのかという事を、簡単に知りたいなと…

【千葉泰真】

SEALDs としては、来年の参議院選を最後に解散します。緊急行動とか言ってるので、そんなにダラダラやってもしょうがないし、「カッコいいうちに終わったらいいよね」みたいなのも少しあったりして、何よりも一人一人の生活とか、さっきも言いましたけど「バイトがあるから来れない」とかいうものを大事にする中で、一人一人の人生がありますし、就職したりとか進学したりとかいろんな事情があったりするので、SEALDs をひとつ終わりにして、それぞれのかかわり方で、また新しいグループを作りたい人は作って、それに集まる人はあつまるだろうし。とりあえず SEALDs というものに対して、来年の参議院選でひとつの区切りを打つことになっています。終わりは決まっているんですけど、その参議院選に対してどのようなアクションを働きかけていくかということについては、先月、外国特派員協会で記者会見させていただいたところが大きいんですけど、野党の結集を呼びかけるというところは大きく変わっていません。

先日の水曜日に民主党主催の意見交換会が開かれました。定期的に行われていて第3回目だったのですが、そこでNHKはじめ各社が放送していただいた内容をここでお話しすると、SEALDs とママの会、総がかり行動実行委員会、学者の会、立憲デモクラシーの会、この5団体の有志を呼びかけ人として、市民連合という形で野党の統一候補をバックアップしていくという枠組みを作ります。これについては、詳しくは20日の記者会見でお話できるかと思うのですが、それに準じて SEALDs としても活動していくつもりです。

SEALDs の強みというのは、デザインであったり絵の力であったり動画の力であったり、または、若者が路上に出るといふことの新鮮さの力だっと思います。それはこれからも継続していきますが、それにプラスして、次の参議院選において、自公政権がやっているような政治に反対する受け皿を作る準備というか、どこに票を入れたらいいかわからないから、とりあえず自民党…みたいなそういう人に対して、こっちはよという受け皿を作りたいというのをすごく思っています。

その中でも、月に1回路上に出て声をあげたりとか、イベントをやったりとか、そういう活動は継続して行って、さらに投票率を上げるプロジェクトも立ち上げるつもりです。それは投票所を駅だとか大学だとか、もっといろんな所に設置しようというプロジェクトなんですけど、そういったもので、どんどんこの国の民主主義をバージョンアップさせていこうというのを大きな柱にして、2016年の選挙に向けて走っていこうと思っています。

【矢野和葉】

今の“民主主義をバージョンアップさせていこう”というのが、SEALDs の目ざしている一つのカタチなんですけど、その中で、SEALDs が特別な団体であってはいけないと考えています。SEALDs だから出来たんだということを出る限り減らしていきたい。それは、SASPL が SEALDs になったように、一つの団体が長く継続していくために力を使うのではなくて、必要な時に必要だと思っている人が立ち上がってアクションをしていく。それが私たちにとってはすごく健全なカタチに思えるんですね。「SEALDs って特別な人がやっているんでしょ」となったら、また誰かに任せて終わってしまう。そういう社会のあり方は不健全だと思っています。なので、私たちの活動自体も健全な社会に寄与するカタチにしていきたいと思っていますし、それは政治というか選挙だけではないんですよね。基本的な情報を書籍や勉強会で提示していく。街頭宣伝というカタチで声をあげる機会をつくる。もちろん投票にも行く。だけどそれって、どれか一つだけやっていたらいいという話ではないので、私たちが出来ることは出来る限りやっつけていこうと思っています。

【労連新研副部長・渡 義人】

時間がなくなってしまったので、私からの質問はこれぐらいにして、皆さんからの質問を受けたいと思います。

【全下野新聞労組・井上裕史】

お二人から受けるメディアに対する見方は、非常に新鮮だなあと感じたんですけど、千葉さんは宮城県出身だということで、地元では河北新報という地方紙があると思うんですけど、お二人から見た地元紙の力というか、役割をこんな風にぎっくり捉えているというところと、あとは、もしかしたら受験で千葉さんは受けるかもしれないですけど、逆にこういうところはもっと頑張りたいと、エール的にあれば聞かせて欲しいと思うのですが。

【千葉泰真】

僕はすごく地方紙が好きなんですよね。なぜかと言うと、僕の地元では河北新報が大きくて、どこの家でも当たり前前に河北新報を取ってますよ。その中で、おばあちゃんとか既存メディアに触れる機会が多い人にはその影響力はすごく大きいし、やっぱり、特に地方では、知りたい情報のプライオリティとして高いのは、国際情勢というよりは“どこが埋め立てられてどういったショッピングモールが出来るか”みたいな情報の方であって、そういったものが掲載されているのが地方紙だと思います。

少なくとも僕は河北新報をよく読むし、ケータイとかでも毎朝読むようにしているんですけど、志をもって取り上げていて、ちゃんと報道の一貫性もあるし、ちゃんとした問題意識を持って地方紙が動いているというのは、すごくよく僕にはわかります。

安保法制をどう報じたかの一覧みたいなものがあるんですが、それを見ると明らかに地方紙の方がしっかりした報道をし意見を言っている。ズレずにちゃんと言っている地方紙が多いというのは、すごくポジティブだし、それは本当に嬉しいんですよね。嬉しいか悲しいかというような感情的な話をする場ではないとは思っていますが、この世の中で、僕にとっての数少ない希望の一つだなと本気で思っているんです。だからこそ、もっと地方紙が声をあげてもいいんじゃないかなと思ってます。ホントに…あのそうですね、世論喚起と言うとまたメディアとしてそれがどうなんだみたいなところがありますが、当たり前のことを当たり前、届く人に対して届けていくという事に関しては、地方紙も中央紙も関係ないと思うので、それに関しては本当にいま頑張っておられる記者の方に対して、本当に最大限のリスペクトを表したいと思っていますし、地方紙だからという境界線を設けずに、正しい情報というも

のを国民に対して届けるという、すごく大切な役割を担われている皆さんだと思うので、ホントに頑張っていたいただきたいなと思います。

【矢野和葉】

なんか、面接みたいだったね。

【千葉泰真】

そうそう。全然そういうの想定してなくて、地方紙が多いというのをさっき知って、ああそうなんだと…

【矢野和葉】

いやいや、メール送ったし、最初に。って、普段はこんな感じでやりとりしています。千葉君も言いましたけど、地方紙と中央紙における安保法制やデモの取り上げ方というのを、私たち自身で一応チェックはしていて、どういう風に届いているかをチェックしているんですけど、地方紙の方が詳細に、広く取り上げてくださっている傾向が強かったんです。

新聞の役割というのは、さっき千葉君が言いましたけど、世論の形成であるとか、基礎情報を与えるということもその中に入っているんだと思います。それで私自身が何を地方紙に求めるかということ、ひとつは、流行に流されないで欲しいと思います。これだけ情報がたくさん日常的に溢れている中で、それでも紙面に触れる時間を持つというのは、流行に流されないでひとつのことを丁寧に追っていくことができる作業だと思うんですね。なので、社の方針であるとか記者さん個人個人の思いなどはあると思いますけど、あんまり読者が何を求めているかということに流されないで欲しいなという気もしています。

あとは30代あたりをボーダーに、言葉の使い方というのが変わってきているのではないかと考えていて、それは伝わり易さが変わっているということなので、その辺にもうちょっと注目してもらえたらいいんじゃないかなという気がしています。

【労連新研副部長・木梨孝亮】

共同通信の木梨といいます。今年の夏のデモの時に、SEALDsの知名度が上がっていくにつれて、野党の人達が擦り寄ってくるようなことがあったと思うんですね。それで実際に、野党の人間と付き合ってみて、どういう風に評価しているのかというのが一点と、次の選挙に向けて、SEALDsとしてどこに投票した方がいいよとか、そういうことを活動としてやっていくという風な話がありましたけど、SEALDsとして「この党がいい」という風に推すのか、それとも「各党はこのように政策を考えていますよ」というのを示すのか。そこら辺をどういう風にやっていくのかを聞かせてください。

【千葉泰真】

いま選挙調整が各選挙区で行なわれたりしていますが、間違いなく来年のその選挙までは、例えば一人区で選挙調整された統一候補という構図が出来ている選挙区に対しては、野党候補を応援する姿勢をとります。

それでこの政党を推すというよりは、野党で反安保法制を軸にした候補というものを推す。それが公認というカタチにするかどうかというのはSEALDs内でもそういった議論は進めていますけど、この党だからいいとか民主党だからいいとか、そういう事はせずに、安保法制に反対しているとか、僕達が思っているようなビジョン…例えば、市民連合が掲げているような方針に沿うような議員を僕達は推す、というところで落ち着くのかなと思っています。

それで、野党議員といろいろお話させていただく機会は確かに最近多くあります。僕達としては、この夏が終って9月～11月あたりに、野党共闘の申入れ文を作成して、マスコミ各社に公開するカタチでその文章を各党の党首に渡すということをしたかったのですが、実際どういう体制で来年の選挙に向っていくか、というのがまだ見えなかったというところがあって、それは結果として出来なかったんですね。

次の選挙に関しては、理想よりも勝たなくてはいけない選挙だと僕達は思っていて、そのためにどうしたら勝てるのかが問題なんです。先日の意見交換会で決まったことは、政権の側としては、次の選挙の争点を間違いなく安保法制ではなく経済的なものを軸にして闘いたいと思っていますが、果たしてそれが問われる選挙なのかということです。僕達は今回の選挙を、例えば立憲主義であるとかを否定するような政治に対して、それはYESなのかNOなのか問われる選挙だと思っています。そして僕達は、安保法制を軸にして闘いたいと思っすし、それはぶれない軸なのかなと思っています。

でも本当にいろんなことがあって、今もまた動いているし難しいですけど、正直、なぜ学生がそれをしなくてはいけないのかと思いますよ。要は共産党が…まああれは確かに乗れなくはないけど、民主党が受け入れた体になると民主党内としてはかなりまずいからその間にSEALDsが入ってくれ…とか、なぜそんな事を僕らがしなくてはいけないのか、よくわかんないですよ。学校はあるし、面倒くさいし、別に赤坂のすっぽんがおいしいとも思いませんし。

でもそうは言っても、選挙というものからは逃げられないし、それに対して僕達が役割を果たせるためには、政党側に任せていても…もっと言えば民主党内の自浄効果を僕達は期待してはいたけど、そうはならなかったというか、少なくとも年内はまとまりそうにないというところで、シビレを切らして市民連合を立ち上げるというカタチに今回はなりました。それで市民連合とSEALDsはイコールではありませんが、その中で、共有できる理念をもって一緒にやっていくというところで、さっきも言った一人区32の選挙区がありますが、そこで少なくとも半分以上は絶対に勝つというところを目標にして、統一候補を後押ししていく。もしかしたらこれは20日の記者会見で言うのかもしれないけど、統一候補が立てられないような選挙区に関しては、市民側から統一候補を出してもいいんじゃないかという風にすら思っています。これはおいおい政党との選挙調整が必要なところだと思いますが、質問にお答えすると、「この党だから」「この党に入れろ」という風な統一性を示すのではなくて、あくまでも統一された候補に対して応援していく。それをバックアップしていく。また各政党に対してもその候補を公認候補と同様の支援をして欲しいと呼びかけていくということになると思います。

【矢野和葉】

千葉君、ストレス溜まっているんだね。大変だね。私自身、実際に政治家に触れる機会というのはSEALDsに入るまでなかった…まあないですよ。各政党の代表が5センチくらい先にいて雨に濡れているみたいな状況って、普通はないと思うんですけど、政治家というのも普通の人間なんだなということを当たり前に感じました。雨に濡れれば寒がっているし、一生懸命しゃべっていれば、途中で咬んで後で落ち込んでいたりとかするし、そういう当たり前に人間として政治家の人を見たのは、こういう活動に参加して初めて得たことだと思っています。それが、私が政治家の人と実際に会ったの印象です。おそらく自民党の人も野党の人も当たり前に人間なので、面倒くさいいろんなしがらみをいろいろ抱えてると思いますけどね。

私たちSEALDsというのは、ある意味では、市民が共闘するカタチのひとつだと思っています。SEALDsの中にも、いろんな意見を持っている人がいます。もちろん安保に反対しているということでは統一されていますが、9条をどう捉えるか、自衛隊をどう捉えるか、どこの政党が大多数を取ればいいのか。そういう事に関しては全く違います。集団的自衛権に関しても、国際法上の集団的自衛権と国内で今言われている集団的自衛権とは違

うものなので、そこを問題点にしている人もいれば、いろんな考えを持っているメンバーがいるんですね。だけど私たちは共闘できた。そのことを私はすごく強く思っていて、「立場が違うよ。そうは言っても貴方達はただの学生なんだから」と言われればそれまでなんですけど、政党の方はちょっと危機感が薄いんじゃないのと思っています。私たち学生の、特に SEALDs に参加して政治へ歩み始めた人にとってみれば、ポケットの中に 30 円しかなくて、「給料日はあさってなんだけどゴハンどうしよう」みたいな時に、民主党がいいか共産党がいいかなんて、どうでもいいんですよね。そうした現実感というのを、もう少し持っていていただけないでろうかと思いつつ政治家に接しています。

【労連新研副部長・渡 義人】

時間的にあと一人、質問をお受けできると思いますが…

【中国新聞労組・金崎由美】

先ほど千葉さんがお話されていたと思いますが、ネットの言論空間って非常に…まあヘイトスピーチがそのまま乗り移ったかのようなものが多くて…まあネットだけじゃなくて、声大きい人の言い分がよく通るといことはありますが、ネットがまさにそうかなと思っている反面、じゃあ何でなのか。これはネットのせいなのかと言ったら、たぶんそうとも言い切れないところがあって、ご自分の周りの若い人達が、右傾化というか非常に保守化していると感じているかが聞きたいこととのひとつです。

もうひとつは、今度の選挙から選挙権の年齢が下がりますが、18 歳から投票できるようになると、若い人達も政治に関心が高まって、若い人も政治に関しての多様な意見を自発的に持つようになると思うかどうか。その二点をお聞きします。

【矢野和葉】

ネットの言論空間に関しては、右傾化している面ももちろんあるんですけど、まず「言論」をどう捉えるかという話もあると思います。テキストとして打ち込まれたもの、それから“いいね”とか“Share”とかそういうものも意思表示のひとつですけど、そういうものを総合して調査がなされているかということ。どうなってるのか残念ながら私は把握していませんけど、右傾化したテキストというものは確かに多くあります。ただ日常空間のタイムラインに何が表示されているかということを見ると、果たして本当に右傾化しているのかどうかというのは、もう一度考え直されてもいいと思っています。

選挙権が 18 歳になってどうかという話なんですけど、私が住んでいるところは、東京の特別区のひとつですけど、今年の 4 月に統一地方選がありまして、その時に若者世代の投票率というのが下がらなかったんですね。一方で 60 歳ぐらいの投票率は下がりました。ということで結果的にみると皮肉なことに、政治に関心がないと言われる若者世代が、投票率下げ止まりのストッパーの役割を果たしたという状況になっていたんです。それはなぜかと言うと、もう下がりようがないぐらい若者の投票率が下がっているという残念な状況があったからです。ただ一般的に初めての選挙という時に、18 歳選挙になってもおそらく、30 代 40 代 50 代 60 代と上の世代になればなるほど慣れてくるものに初めて接することになるので、ある程度は真面目に選挙を捉えようとする人が多いのではないだろうかと思います。

ただそれが果してリベラルの方に動くかと言うと、それもまた違う点で、日常的に触れる言論空間で、テキストになっているものだけを見れば右傾化していると考えた場合には、若い世代が投票に行っても、いま現在とあまり変わらない投票の傾向になるだろうと思います。

【千葉泰真】

時間が押しているので簡潔にお答えしたいと思っておりますが、ネット上の右傾化傾向の原因は、いろんな要因があると思います。単純に東アジアの国際情勢が変わったというのも、遠因なのか近因なのかわからないですけども、間違いなくそういうものもあります。

もうひとつ思うのが、90年代の後半からインターネット空間というのが形成され始めて最近に至るまで、いわゆるリベラル的な私見を持つ人達が、ネット上の言説空間をあまり重視してこなかった。そこに対する発信というものを、大学の知識人をはじめあまり重要視してこなかったということがあると思います。こういった右傾化は急に始まるものではなくて、例えば日本会議のように、つい最近までひとつの極右団体に過ぎなかったような団体が、今は政権の中枢に付いていたりとか、一朝一夕に始まるものではないし終るものでもないと思うので、ひとつは今まで放置しすぎていたのではないかなと感じています。

それで若者の右傾化傾向というのは、僕自身の周りはどうかなと思った時に、単純に“若者”とくくれないですね。ホントにいい年をした人達が多いし、特にツイッターのリプライナーの誹謗中傷に関しては、割と30代40代が多いです。若者がそうした右傾化したようなネット上の言説空間に触れやすいというのは事実ですが、若者だけがその情報に触れるというよりは、例えば2chのユーザーは30代が多いとか、そういうこともあったりして、ホントに30代40代の、その人達の投票率も20代とそんなに変わらないくらいなんですけど、若者に限らず社会全体がそうなんじゃないかなと僕は思っています。

それから選挙年齢の引き下げについては、日本の政治というよりは、ホントに教育がどういう風に向き合うかということがすごく重要だと思います。カタチだけの主権者教育とか学校での模擬投票とかは、やることは簡単だし重要かもしれませんが、そもそも何で主権者として国民が政治にかかわらなければいけないのか。それは“国民主権”という言葉覚えさせるだけではなくて、国家というものはどう成り立っているのか、どうして政治というものがなければいけないのか、政治というのは何なのか、どうして政治にかかわらなければいけないのか。そしてこれから与えられる一票に、どういった意味があるのか、どういった価値があるのか…というものを、ちゃんと学校が教えてあげなければいけない。でも少なくとも僕は教えられた覚えがありません。

だから僕達の世代だけではなくて上の世代もそうなんですけど、ちょっと学校で政治的なことを話すとすぐに問題になる。だから先生たちはそれを恐れて何も言わない。でも一方では、政治的な問題に対して学校が無言を貫くことによって、どっちかに加担してしまっている状況で、それでいて若者は政治的関心が低いとか言われても、「そりゃそうだろう」となるわけですよ。だから学校教育全体として、選挙年齢引き下げについては考えていかないといけないと思います。

それからメディアがそういったものの意義とか重要性をちゃんと発信できるか、ちゃんと届けられるかということも、本当に大事になってくるんじゃないかと思っております。

【労連新研副部長・渡 義人】

まだ質問等があると思いますが、この後お二人は交流会にもご参加いただけるということなので、また個人的にもご質問いただければと思います。これからも皆さんの活動は注目されると思いますし、我々は注目していきたいと思っています。将来への期待も込めまして、皆様からもお二人に大きな拍手をお願いします。

国家緊急権の危うさ指摘

シールズとも討論

新聞労連新聞研究部（大迫麻記子部長）は12月13日、東京都新宿区の四谷区民センターで第39回新研部長会議を開いた。全国各社の労組から約20人が参加。災害復興法制に詳しい永井幸寿弁護士（兵庫県弁護士会）が「国家緊急権」について講演したほか、安全保障関連法に反対する大学生らのグループ「SEALDs（シールズ）」のメンバー2人とディスカッションを実施した。

国家緊急権は、戦争や大規模災害時など非常事態時に国家存立維持のため人権の保障や権力分立といった憲法秩序を一時停止し、非常措置を取る権限。自民党が憲法改正草案に盛り込んでいる。

永井氏は、現行の災害対策基本法で緊急事態を宣言すれば首相に権限を集中させる規定があり、日本は事実上、国家緊急権に相当する制度を既に制定していると指摘。「災害対策の基本は事前準備だ。準備していない非常事態に対し、発生後に憲法を停止しても対処できない」と訴えた。

さらに「人間というのは権力を握れば乱用する性向がある」（英思想家ジョン・ロック）と主張。第1次大戦後のドイツのワイマール憲法で、国家緊急権を利用したナチスが独裁を確立したことなどを引き合いに出し、乱用の危険性を強調した。

一方、シールズの明大大学院の千葉泰真さんと放送大学の矢野和葉さんとのディスカッションは、渡義人・在京新研副部長がコーディネーターを務め実施。60年安保闘争時など従来の学生組織との違いがクローズアップされた。

2人はシールズの特徴について①責任を特定個人に負わせたくないのリーダーがいない②会員制交流サイト（SNS）で緩やかにつながっている③メンバーがやりたくないことは強制しない—などと説明。「自分が行きたいと思えないデモに友達は来ない」「一過性の現象として扱われなくなかった」などと語り、メディアを意識した「組織の見せ方」にも気を配っていたと組織論を展開した。

またインターネット上の言論が右傾化しているとした上で、公正な情報をきちんと社会に届けるため、新聞社など伝統メディアにネット戦略をさらに重視するよう求めた。

シールズは来年の参院選後に解散する方針。2人は「社会に対する不安や怒りの声を必要な時に誰もが上げられる社会にしたい」と、最終局面を迎えつつある活動へ抱負を述べた。

両プログラムの合間に行った部会では、「しんけん平和新聞」の在り方について協議。今後は年1回の発行から「節目に出す」と改め、次回の発行時期は在京新研部で議論を深めることを決定。代わりに、労連機関紙上で「新研コーナー」（仮称）を設け、平和やジャーナリズム論についての記事を適宜出稿することとした。

【共同通信労組・木梨孝亮】

新聞労連 第59回新研中央集会

テーマ：権力とメディア

日時：6月5日（日） 13:30 開場

シンポジウム：14:00－16:30

主催者挨拶

パネリスト ご発言

休憩

質疑応答

交流会：17:15－

講師：岸井成格さん（毎日新聞記者・ニュースキャスター）

青木理さん（元共同通信記者・フリーランスジャーナリスト）

楊井人文さん（日本報道検証機構代表・弁護士）

注一般社団法人日本報道検証機構：マスコミの報道を検証するウェブサイト GoHoo（ゴフー）を運営、管理

会場：文京区民センター 3-A会議室

東京都文京区本郷 4-15-14

都営三田線・大江戸線「春日駅」徒歩2分、

東京メトロ丸の内線「後楽園駅」徒歩5分

権力とメディア

主催 新聞労連新聞研究部

政治とメディアの関係に注目が集まる今、市民の期待に応える報道とは。政権に「モノ申してきた」論客たちが語ります。

Panelists

毎日新聞
特別編集委員

岸井 成格
Shigetada Kishii

1944年東京都生まれ。1967年毎日新聞社入社。ワシントン特派員、政治部長、主筆などを歴任。2013年から3年間、TBS「NEWS23」のアンカーを務め、16年4月からは同局スペシャルコメンテーター。主著に『政治家とカネ』『政治原論』（毎日新聞社）など。

ジャーナリスト、
ノンフィクションライター

青木 理
Osamu Aoki

1966年長野県生まれ。1990年共同通信社入社。社会部、ソウル特派員などを経て、06年からフリー。ルポやノンフィクションを発表する一方、テレビやラジオのコメンテーターとしても活躍。主著に『日本の公安警察』（講談社現代新書）、『青木理の抵抗の視線』（トランスビュー）など。

日本報道検証機構代表
弁護士

楊井 人文
Hitofumi Yanai

1980年大阪府生まれ。産経新聞記者を経て、2008年弁護士登録。日弁連人権擁護委員会「人権と報道に関する特別部会」委員。12年、マスコミ誤報検証・報道被害救済サイト「GoHoo」、一般社団法人日本報道検証機構を創設し、代表に就任。Yahoo!ニュース個人にも寄稿している。

Coordinator

新聞労連委員長
新崎 盛吾
Seigo Arasaki



1967年生まれ。沖縄県出身。1990年共同通信社入社。社会部で警視庁公安、国土交通省などを担当し、イラク戦争、北朝鮮などの取材にも関わった。2014年7月から新聞労連委員長。

2016年

6月5日(日)

文京区民センター(3-A会議室)

文京区本郷4-15-14 03(3814)6731

参加費 500円

お申し込み、お問い合わせ

新聞労連 03-5842-2201

一般公開

定員200人

※事前にお電話で
お申し込みください

開場13:30/開会14:00
閉会16:30

【大迫】

今日はお忙しい中、たくさんの方にお集まりいただきましてありがとうございます。私は労連の新聞研究部の部長をしております、毎日新聞記者の大迫と申します。今日は司会を勤めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

新聞労連というのは、新聞社と通信社の労働組合で作っている団体です。その中に新聞研究部というところがございまして、そこで新聞のあり方等を皆で話し合っております。新聞研究部は毎年一回この新研集会を開いております、その時々の特ピックを決めて集会を開かせていただいております。今年も集まって何をしようかと話し合ってきたんですけども、今年はテーマを決めるのは苦労しませんで、みなさん御承知のようにテレビのキャスターの皆さんの交代ですとか、高市大臣の電波停止発言等々ございまして、テレビによる政治報道のあり方に注目が集まりました。ということで今年は、じゃあ表現の自由を考えさせられることが多かったんで、それをテーマに集会を開こうということにすぐ決まりました。

今回、そのキャスターの一人である岸井さん、それからこの問題を深く取材しているジャーナリストの青木さん、それから報道にお詳しい楊井弁護士、皆さんにお声かけさせていただきましたところ、ぜひ皆さんにお話ししたいということで、ご多忙の方ばかりなんですけれども、ご快諾くださってこのシンポジウムを開くことができました。私も新聞記者なんですけれども、報道はどうあるべきか。それから私達メディアが読者・市民の皆さんのためにどういった役割を果たすべきかということを考える集会にしたいと思っております。

この新研集会は毎年開催しておりますので、今日を有意義な午後にしていただいて、また来年も参加していただけたらと思います。ちょっと例年になくたくさんの方に集まっていたいただいて私も部長として本当にうれしい限りです。今日は本当にありがとうございます。

では、4人の皆様に入っていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【新崎】

本日はどうもお集まりいただきまして、ありがとうございます。新聞労連の委員長をしております新崎と申します。共同通信労組の出身でございます。新聞労連と新聞研究部のご紹介は最初に大迫の方からさせて頂きましたけれども、今日は“権力とメディア”ということで、このシンポジウムを開催することに致しました。

今日は6月5日。国会周辺では総がかり行動実行委員会の人たちの一斉行動もございません。残念ながらこちらの方が先に日程が決まっていた関係で、同じ日程・時間に開催をさせていただくということは大変心苦しくもあるわけなんですけれども、私共の書記長は新聞労連の誇りを持って、いま国会前に行っているということを報告させていただきたいと思っております。それでは討議に入らせていただきます。

私は共同通信で約25年間記者をしておりました。そして一昨年夏から2年間の任期で新聞労連の委員長を務めています。共同通信時代は、主に社会部で仕事をしておりました。そしてこの新聞労連の委員長というのは、共同通信のほか、毎日新聞、朝日新聞などが2年交代で委員長を務めて、そして役員を全国の85の新聞社、新聞関連の組合が担うという仕

組みになっております。

それで今日は“権力とメディア”ということで、先ほど主旨を大迫が説明したように、今いろいろな意味でメディアに対する風当たりが強く、そしてこの世の中がいろいろモノが言いづらくなっているのではないか、メディアの力が弱くなっているんじゃないか、そういういろんな指摘を受けます。国連の「表現の自由」特別報告者であるデビット・ケイさんから、日本の報道は危機的という指摘がありましたし、そして秘密保護法とその影響が色濃く出ているのではないかと。

世界の報道の自由度が下がっているということがございます。じゃあその中で、私たちは今何ができるのか、そして何をしていくべきなのか、それを今日はお話しできればと思っております。

それでは今日のパネリストの方々をご紹介します。一番手前が、毎日新聞の特別編集委員で、先日まで NEWS23 のアンカーを務めておられました、岸井成格さんでございます。

そのお隣が、ジャーナリスト、ノンフィクションライターとして今テレビやラジオのコメンテーターとしても活躍していらっしゃいます青木理さんです。元々僕と同じ共同通信で、同期の入社です。

それから一番向こう側が、日本報道検証機構を代表していらっしゃいます楊井人文さんです。楊井さんは元産経新聞の記者でございまして、弁護士として日本の報道についていろいろ検証するという活動をされている方です。

では、この 3 人の方々でこのディスカッションを進めていたいと思います。まず岸井さんの方から、自己紹介と今日の思いみたいなものを語っていただければと思います。

【岸井】

ご紹介いただきました岸井でございます。すでにご承知だとは思いますが、3 月いっぱい 3 年間務めていた TBS の NEWS23、夜中の 11 時からの番組ですけれども、これを終えまして、現在また TBS のスペシャルコメンテーターとして、日曜日の朝にサンデーモーニングのコメンテーターを引き続きやるのと、それから 1 週間に 1 回、金曜日の夕方に堀尾さんが司会をやっている N スタという番組で、やっぱりコメンテーターをやらせてもらっています。そして毎日新聞では引き続き特別編集員の仕事は続けているということでもあります。

今日のこの会議に来て、話しておかなければいけないことは、やっぱり今メディアが置かれている状況っていうのが、客観的に見ても、私自身の置かれた立場から見ても、非常に危機的な状況という感じがするんです。ものすごく息苦しいメディアの状況というのがある。なぜそうなってきたかということについて、できるだけ率直にお話もさせていただきたいと思います。ただ、かなりドンピシャっていう部分がないものですから、新聞の見出し的に言うと、結構デリケートな発言を余儀なくされるようなことがあるかもしれませんが、その辺もいろいろ考えながらも話さなきゃならないところがあるかなと思っています。場合によってはそういうのが出てくるかもしれませんが、少なくとも NEWS23 のアンカーを辞めた経緯はお話します。

それからもう一点は、ご存知かもしれませんが、私自身が毎日新聞では、論説委員長という社論の責任者と、主筆という紙面・出版全体の責任者もやってきたんですね。そうい

う中で毎日新聞の紙面づくり、あるいは新聞社としての毎日の姿勢というものも、そういう意味では、自分でいろいろリードしてきたという立場があります。だからそういう立場から言いますと、本当に今メディアの置かれた環境というのは混沌としてきたなと思います。なかなか思った通りに繋がることできない、そんな状況が今生まれつつあるのかな。それはなぜかということをちょっと今日はお話しができればなと思っています。また、いろんなご意見も伺いたいなと思っています。

【新崎】

ありがとうございます。では続いて青木さん、よろしくをお願いします。

【青木】

僕は今日、岸井さんをサポートするために来たんじゃないかな、という気もしているんですけども、それはともかくとして、岸井と問題意識は全く同じで、現政権についてですよ。高市大臣の発言、それから自民党の選挙の時に「公平公平にやれ」という文書の問題とか、あるいは沖縄の新聞などを潰せとか、あるいはNHKの経営委員とか会長にいわゆる“お友達”を送り込んだ実態も含めて、権力側というか政権側の振る舞いに大いに問題があります。これは未曾有のメディアに対する恫喝である・・・という問題意識はあった方がいいというお話しなんですけれども、ただ今日は新聞労連の新研集会という場なので、むしろメディア内部の方の問題というか、メディア側の問題というのを少し・・・まあ楊井さんも話されると思うんですけども、僕は話さなくちゃいけないのかなという風には思っています。

先日、デビット・ケイさんという国連の人権理事会が指名した特別報告者の聞き取り調査っていうのを、僕もある人に頼まれて受けたんですね。その時にデビット・ケイさんとお話をしていたら、この日本の調査の前にどこか別の超独裁国家の調査をしたそうなんです。そこは政権が完全にメディアを統制していて、何故言論の自由がないのかというのが非常にわかりやすく、ある意味報告するのは楽なんだけれども、日本は非常に難しいと。なぜなら、自民党とか安倍政権が、いろんな事を言ったりとかやったりしてるのはわかるけれども、でもメディアの人たちがそんなものは蹴飛ばせば済む話じゃないか・・・って言われたんですね。知らんぷりして蹴飛ばしておけばそれで済むじゃないかと。これがなんでメディアを自粛・萎縮させることに繋がるのか？・・・というあたりが、デビット・ケイ氏は分析するのが難しいと言ってました。つまり簡単に言うと、今のメディア問題っていうのは、メディア内部の問題なのかなという気もしています。労連の新聞研究の集会ということなので、その辺も少し率直にお話しできればいいなと思っています。よろしくをお願いします。

【新崎】

ありがとうございます。では、楊井さんお願いします。

【楊井】

私はこの中では唯一、ジャーナリストではなくて弁護士であります。先ほどご紹介がありましたように、産経新聞には2年ほどしかおりませんでしたので、ほとんど1人前のジャーナリストにならずに、その後転職して弁護士になったわけですけども、その中で4年前

から日本報道検証機構というものを立ち上げて、主にメディアの誤報を検証する活動をしていました。

ではなぜそんなことをするようになったのかということは、また追々機会があればお話したいと思います。誤報の問題だけではなくてこれは全部に通じる問題なんですけれども、私の問題の関心としては、第一にメディア自身の問題ですね。もちろん外部の要因とか、たとえばその時々々の政権の動きとか色々あると思いますが、それは今に限ったことではないと僕は考えています。

もちろん、私は当事者ではないので、当事者の方の感じるものはまた違うものがあると思うので、ぜひいろいろと今日はお話を伺いたいと思うんですが、私はあくまで、ある意味皆さんと同じ読者というか一般国民の立場で、この社会が少しでも良くなるために、メディア、ジャーナリズムが期待される役割を果たしているのかどうか・誤報の問題はその内の一つですよね。正しい情報を国民に伝えなきゃいけないというのは当たり前のことですが、本当は正確な報道を誰だって期待してるわけですから、間違えた報道があればきちんと直すっていうのは当然のことなので、そういう役割も一つありますね。

それだけではなくて、やはり真実を追求していく姿勢がきちんとあるのかどうかっていうこともあります。実は日本報道検証機構っていうのは、主にウェブサイト GoHoo(ゴフー)っていうのをインターネットで開設しまして、4年間で約1000本の記事を出してきました。その中でも誤報の問題以外にも、そういったメディアの姿勢というか新聞各社の報道を比較して、どこがきちんと書いているのかっていうことも検証してきましたし、そういった問題意識で今までやってきましたので、今日はそういった話ができればと思います。よろしくお祈りします。

【新崎】

今日お集まりの皆さんは、朝日新聞と毎日新聞の記事を見て来られた方が大半だと思うんですけども、この GoHoo というのをご存じだという方、手を挙げてもらえますか？・・という感じですので、じゃあまず楊井さんになぜ GoHoo を立ち上げられたのか、どういう記事を出してきたのかというところを、もう少し補足で説明していただけますか？

【楊井】

はい、わかりました。まあほとんどの方がご存じないということでかなりショックだったんですけど、是非今日私の話を聞いてちょっとでも興味を持っていただければ、インターネットで調べていただければすぐ出てきます。

本当にたくさんの記事を出してきたんですが、そもそもなぜそういうことをやろうと思ったのか。それはいろんな要因はあるんですか、直接的なきっかけは3.11 原発事故でした。一般的に日本人はメディアを信頼する傾向が強いと思うんですが、やはりあの3.11以降にメディア不信っていうのが深まったと思うんですね。それとやはりインターネット環境の大きな変化で、私も実は産経時代の同期の記者に、今もよくいろんな話を聞いたりしますけれども、やっぱりだんだん働く環境も厳しくなっていると聞いております。

そういった中で誤報が起きやすくなっているというのがありますが、一番最初に私がこの GoHoo というウェブサイトで発表したのは、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワ

ークシステム)に関する報道の検証でした。どういうことかと言うと、当時のメディアは、事故の直後に SPEEDI というものを使って予測計算をしていた事実を、取材をしてきちんと掘っていたにもかかわらず、それを国民に知らせなかったばかりか、故障しているとか使えなくなっているという誤報も流していた。これに非常に衝撃を受けましたね。

私の人生の中にはやっぱり・・・特に3月15日は、皆さんもその日何をしていたかが記憶にあるんじゃないかというくらい、日本が破滅の一步寸前だった。その時に日本のメディアは一体何をしてたのかということを検証しなければならない・・・と思ったんです。そしていろいろ調べて取材をして、その SPEEDI というものは、一部問題はあったけれどもきちんと計算をしていた。にもかかわらずそれを活用していなかった、公表していなかったということも明らかにしました。そういう活動をしておりました。

それだけではなくて、分野を問わず、政治、経済、それから事件報道・・・そういったあらゆる分野を網羅的に検証して、それも産経、読売、朝日、毎日と、新聞社を問わずまんべんなく検証してきました。

【新崎】

ありがとうございます。では、やはり岸井さんがいるとこれを聞かなくちゃいけない。先ほどご自分でもお話をされていましたが、やはり NEWS23 を降板するに至った経緯ですね。やはりいろんなメディアの圧力があつたんじゃないか・・・と指摘をされているわけですが、この点は、ちょっとご自分の思われている見解みたいなものをいただければと思います。

【岸井】

はい。いきなりズバッと聞かれました。私の立場で申し上げますと、まず一点は私個人に対しては少なくとも一回も圧力とか、辞めるべきだとか、そういう話は全くありませんでした。ただ私の耳にも官邸サイド・・・つまり、「安倍総理や安倍総理周辺が、岸井さんのやってる NEWS23 の、とりわけ安保法制の報道は非常に偏ってるんじゃないかという不満、不快感を漏らしてますよ」っていうのは、私もそれなりに昔から取材の対象で、官邸や自民党の幹部に取材で会いますから、そういう声は聞こえてました。聞こえてましたけど、「そんなこと言ったってどうにもならんんじゃないか。私は全然間違っただけを言ってるつもりはないし、むしろ言うべきことをちゃんとと言わなきゃいけないのが放送だし番組なんだ」っていう気持ちでいましたから、よもやそれが圧力とは全く思いませんでした。

それから、おそらく私の性格をテレビ局や新聞社の皆さんは知ってますから、もしそんなことがあれば、私は番組で必ず言っちゃいますよ。「なんか圧力が来たらしいんですけど、皆さんどう思いますかねこれ」っていうようなことを言ってしまいますから、おそらくそういうこともあって、一切耳に入れなかったということが、ひょっとしたらあるかもしれないですね。そういう声は聞こえてるわけですからね。

そして、経緯をはっきり申し上げますと、11月14日、15日に産経新聞と読売新聞に2日連続で、全面カラーの大きな意見広告が出たんですね。私も最初何の広告かなと思って、目が二つ光ってるしちょっと気持ち悪い広告だなと思いつつながらそれの中を見たら、全部、最初から終りまで私を批判しているんですね。「NEWS23 の岸井は完全に放送法4条違反である。

偏向報道である」というような広告でした。ちょっと今まで聞いたことないよね、そういう広告って。異常なことが始まったなど。

そうしたら局の経営幹部から、

「岸井さん。実は、岸井さんの人事も含めてもう決まっています」って言うから、

「何を」って言ったら、

「いや、今度の春に交代をしていただくことになってます」って。

「それはどういうことだ」って聞いたら、

「あの広告とか圧力とは全く関係ありません。通常の営業、編成の判断として、ちょうど交代するには良い時期ではないかな」と。

そこに別にとってつけたわけでもなんでもないと思うんですけど、相手方のキャスターをやった膳場貴子さんがちょうど産休に入ることになったと。産休そして出産ということになると、なかなか夜中の番組っていうのは大変なんじゃないかな。そうするとどうしても、膳場さんもその辺で交代になるかもしれないので、どうせだったら一新したい。そういう意味で思い切って新しい番組作りをやりたいっていうのが、営業と編成からの強い要請でありました・・・ということなんですね。たださすがに私も突然なもんだから、ちょっと頭にきまして、

「何だその話は。そんなこといくら言ったって、通用するわけがない。俺はただちに今から記者会見をやる。おかしいぞそれは」って言ったんですけど、

「それだけはちょっと待ってほしい。そうじゃないんだ」と言うので、

「じゃあ、一旦は人事を戻したらどうですか」と言ったら、

「いや、時期的に完全にもう新しい編成で、後任までもう決まりました。そしてこれから、本当なら遅いくらいのスポンサーへの説明がもう始まるんです。だから何とかそこは納得していただきたい」と。

こういう経緯です。ただ私もうかつだったんですけども、私に聞こえてきたくらいですから、いろんな声が・・・不快感とか不満の声っていうのが官邸・自民党サイドからずっとあったわけですね。これはご存知かどうかわかりませんが、政治記者を相手に官邸・自民党幹部っていうのは連日、朝、夕方、あるいは夜・・・夜討ちと言って家でもそうですけど、懇談っていうのをやるんですね。そしてこの懇談の中で、「岸井が・・・」っていうのがあちこちで出るわけですね。それを担当記者は全部メモを上げるわけですよ。でも私のところには全く上がって来ないです。だけどそういうのがどんどん上に上がっていったということは、だんだんそういう営業サイド、編成サイドも何らかの経緯がありますね。影響があったんだろうなっていうことを後になってわかる、あるいはそういう情報を聞くっていうことがありました。

ただそこは後でいろんな話が出てくるとは思いますけど、官邸にしても自民党にしても、圧力をかけたっていう痕跡は残さないでやるんですね。非常にそこは私に言わせると巧妙ですね。非常にソフトにそういうやり方をするということですね。ですから、「圧力をかけたわけじゃない。不満は言ったよ。でも最終的に決断したのは放送局側だよ」と、こういう形を全部にとってますね。

ただ、その後いろいろ聞いていると、私にしてもそうですけど、NHKの国谷さんもそうですよね。それからテレ朝の古舘さんも。共通項は全部“安保”でしたね。去年、2015年の安保

法制を巡る報道について、共通にいろいろ不満や批判が政府・自民党サイドにあったということはありませんね。

後で残りの話で言うんだけど、もう一つ大きいのはやっぱり原発ですね。安保と原発について批判的な報道は許さない。おそらくそういう基本方針がこの内閣にはあった。今もあるんじゃないか・・・というように私は確信はしています。

【新崎】

はい、ありがとうございます。局から人事については、これは全く関係がないんだと、普通の人事なんだというご説明がありましたけれども、この辺の経緯というのは、青木さんもいろいろ取材をされてるかと思うんですが、どういう風に見ていらっしゃるんですか？

【青木】

僕は全然取材もしてないですし、それは全く知らないです。ただ、岸井さんと同じ番組でお世話になったりとか、若干は新聞ではないテレビの世界やラジオの世界で仕事をさせてもらっているんで、雰囲気はわかるんですけどね。雰囲気なんて僕の推測ですから、絶対に真相はこうだということではないわけですけども、僕の見た印象で言うと、先ほどデビット・ケイさんが難しいって言ったように、たとえば「岸井をやめさせろ」なんていう風に官邸がTBSに圧力をかけたとか、あるいは「古舘はうるさいからなんとかしろ」という風に自民党がテレビ朝日に言ったとか、あるいは安倍首相がNHKに「あの国谷をやめさせるんだ」みたいなことを言ったとか、そんなことはおそらくないとは思いますが。

ただし、いわゆる国民的な番組というか、誰もが知っているニュース番組の看板キャスターが3人・・・膳場さんも含めれば4人ですけども、一斉に交代するっていうのは一体なぜなのだろうか、これは偶然なのだろうかということについては、僕は偶然じゃないとは思いますが。

どうしてこういうことが起きてるかっていうと、僕の推測ですけども、国谷さんに関してはおそらく間接的な圧力ですね。つまり、麻生さんのお友達をNHKの会長に送り込み、それから安倍さんのお友達を経営に呼び込む・・・という中で、じんわりとこの番組を、あるいは国谷氏を外す方向に持っていった。菅さんと呼んでかなり激しい討論があったようなこともあったようですから、こういうことがあったんだろうと推測します。

ただ構図としてはこういう事ではないかなと思うんですね。つまり、政権が極めてメディアに対して・・・これは新聞も含めてですけども強圧的に出てきていると。それで、これは話すと長くなっちゃうので端折りますけれども、一昨年は朝日新聞があれほど叩かれたと。もちろん、誤報で新聞が批判されるのは当然なんだけれども、一方で「反日である」とか「売国である」とか「国益を損ねた」みたいな感じで、猛烈に叩かれたというようなことも起きているし、それからメディアがある程度分断されてしまっていて・・・新聞もテレビも、系列化されてるからそういうことが起きるわけですけども、もう政権を応援するっていうところは、かなり旗幟鮮明に政権を応援しているわけですね。そういうテレビ局のニュース番組っていうのは、はっきり言って無事故・無違反なんです。誰も文句を言わない、誰も噛みつかない、何の事故も起きない。つまり、面白おかしくやっていたら、それなりの数字も取れて、問題化することもない。ところが一方、報道ステーションなんかが典型ですし、

クローズアップ現代もそうだったけれども、とんがっていると、多少のスリップ事故みたいなことを起こすと、物凄い勢いで文句を言われるわけですね。たとえば報道ステーションでコメンテーターが勝手にフリップを出すっていう事件・・・これを事件というかどうか別として、そういうことがあると、官邸から呼びつけられてガンガンやられると。00:30:31

そうすると、僕もそうですし皆さんもそうだと思うんですけども、基本的にサラリーマンですから。サラリーマンじゃなくても同じようなところはあると思いますが、「めんどくさいことやって、あるいはとんがって叩かれるくらいだったらもうちょっと無難にやろうよね」っていうようなムードは・・・そこはまあどんな組織でもそうだと思うんですけども、テレビ局とかにもかなり広がっていて、そう考えると、たとえば岸井さんのケースで言えば、番組改変っていうのを機にして、「もう少し無難な路線にしておいた方が、めんどくさくなくていいよね」っていうようなことが起きた。それがたまたま・・・たまたまって言い方でしたらアレですけども、2016年の春に起きたんじゃないか。

つまり、直接的な圧力ではないけれども、政権が極めて強圧的にメディア側を睨みつける、恫喝する。思い通りに動かしたい・・・ということを中心に露骨に言っている中で、メディア側もそれに・・・メディア内部の理由なんかも含めて、萎縮し自粛しこういうことが起きたんだろうと。広義の強制性と狭義の強制性っていうのが慰安婦問題で議論になりましたけれど、これも広義の圧力と狭義の圧力で言うと、広義の圧力による現象ということは言えるのかなという気はしますけどね。

【新崎】

はい。楊井さんは先ほど、読者の立場からというところからあえてお話をされてましたけれども、一連の岸井さんも含めたキャスターの交代については、どのように見ていらっしゃいますか？

【楊井】

もちろん、圧力があつたのかどうか、それは私は当事者ではないのでわかりませんが、今おっしゃった岸井さん、それから先日も古舘さんが朝日新聞のインタビューに答えていらっしゃいましたよね。「圧力はあつたんですか?」「全くありません」と断言してましたね。私も弁護士というか法律家の立場で言えば、やっぱり確たるエビデンスがなければ、当たり前のことながら事実を認定できないですよ。

それで、デビット・ケイさんのこういう言葉を僕は紹介したいと思うんです。この前の外国特派員協会の記者会見での言葉です。「こういうメディアに対する攻撃というのは、民主主義の国では普通に起きるんです。それは普通のことです。政府なり権力側とメディアとが緊張関係にあるというのは、それはむしろ正常なことであり、健全なことなんです」と言っています。

仮に、岸井さんを NEWS23 から降ろせというような、本当に露骨な介入があつたのであれば、それはもちろん絶対に許されません。表現の自由の問題もありますし、報道の自由の侵害以外の何物でもないわけです。ただ、気に食わないとか不平不満を言う・・・たとえば安倍首相が街頭インタビューについて文句を言いましたよね。でも、文句を言う権利は当然政治家

にもあるわけです。文句も言うし、当然、時の権力者っていうのは権力維持のためにあらゆることをやろうとするわけです。合法的である限り・・・ですね。それが違法なことであれば、それはもうアウトですけれども、違法でなければ可能なことは全てやるというのが政治権力というものであって、政治権力がメディアに対して不平不満を言ったり、いろいろ強圧的な態度をとってきたっていうのはけしからんっていう前に、それは権力の本質だということを認識しておく必要があると思います。

それを踏まえてメディアはやはりきちんと独立性・・・これは、デビット・ケイさんは「日本は報道の自由が侵害されているわけではない。たとえばインターネットが全く検閲されてないという事では日本は非常にすばらしい」とおっしゃっています。それに対して彼が問題提起したのはメディア・インディペンデンスについてです。「報道の自由ではなくて、独立性の問題です。みなさんそこを考えてください」ということを訴えていたんですね。だからそこが僕の問題意識とは重なる部分であります。

【新崎】

はい。では、岸井さんには・・・今楊井さんがおっしゃいましたけど、要は政治家とか権力はやっぱり文句を言っている法則があるんだと。それで、一番最初の発端になった安保法発言への新聞の意見広告で、岸井さんは攻撃されていたわけですけども、その辺の絡みからどういふようなことがあるのか、もし何か補足でおっしゃりたいことがあればお願いします。

【岸井】

そうですね。お話したいことはたくさんあるんですけど、やはり権力っていうのをどう見るか・・・というところのアレがあるかもしれませんね。私は毎日新聞のそういう紙面の責任者をやって・・・毎日新聞の場合、自分たちの勝手なアレかもしれませんけど、一貫して中庸リベラルと。とりわけ戦前の経験から、とにかく我々が先輩から受け継いだ基本的なもの、ジャーナリズムの基本って何だっていうのは、権力は必ず腐敗し、時に暴走する。絶対的権力は絶対的に腐敗し暴走するんですね。だからこれを見誤っちゃうと、とんでもないことになって、後になって取り返しがつかないことになる。気が付いた時にはもう遅い・・・ということを我が国は経験してきた。しかもその中にメディアが積極的に参加してきた。これだけは二度と繰り返してはならない・・・というのが戦後のメディアの使命ですね。ですからある意味で権力の腐敗はもちろんそうですし、そして暴走っていうのにどうやってブレーキをかけるのか。つまり、権力の監視役がどれだけできているかが、メディアやジャーナリズムの基本的な生命線なんですよ。これがだんだん崩れているっていうことに私はもう・・・。

だからさっきから楊井さんが言ってるケイさんもそうですけれども、ケイさんには私も会いましたけれども、彼が言ったのを私は違った受け止め方をしましたね。ちょうどあの時はワシントン・ポストの社説を書きました。どういう社説かというと、いま日本の権力のメディア規制は非常に異常だと。これが結論なんです。これはやっぱりなかなか海外メディアは厳しい目で見えますけれども、そういう中でも相当なものです。

「日本の戦後の一番の成功例が何かと言えば、あの奇跡の経済復興・・・これもすばらしいことだけどそれではない。あの戦前の絶対的体制から民主主義の国家を作り上げた、そのこ

とが日本の戦後の一番の誇りじゃないか。そういうところで、権力がメディアに介入するなんてことは絶対許されない」と書いてるんですよ。

だからそういう流れの中で、デビット・ケイさんも我々に言ったのは何かっていうと、まああいうところで、一番大事な点は今言われた独立性が非常に求められるのでありますけれど、彼はこういう言い方をしてるんですね。「権力に、口実に使われるんだったら放送法 4 条はない方がいいんじゃないか」と。あれは元々倫理規定です。政治的公平性というのは権力側が判断することじゃない。国民が判断する。そしてメディアが判断する。放送法 4 条というのは、そういう自立的な規範であり道徳的規範なんです。これは誰でも・我々メディアの人間は皆そう思ってたんですよ。それを、最近そうじゃないって言い出したんです。とりわけ安倍政権になってからそれは露骨に表に出てきたっていうことですよ。そこは、ケイさんの言い方は、まさにメディアの自立性の問題が絡むと、いろんなものがあるんですよ。

とりわけ NEWS23 は今考えると、非常にいろんなことがありすぎましたね。まあとにかく自民党で出入り禁止になったり、先ほど楊井さんが紹介した総理が生出演で、「これはえらくおかしい」って言って、2 日後に自民党が各テレビ局の報道局長宛てに、公平公正って具体的にこういう行動をしなきゃダメだっていう要望書を突き付けたり、私にはあえて意見広告っていう形でね。

まあそういう中で、特に官邸・自民党サイドが NEWS23 で一番気に障ったってというのは、私に言わせればウチは何の瑕疵もないですよ。それはアーミテージっていうアメリカ日米同盟のドン、あるいはジャパン・ハンドラー(日本を操る男)と言われる人が、本当に嬉しそうに NEWS23 のインタビューに答えてくれた。「安保法制って本質は何なんですか」って言ったら、「戦後初めて、自衛隊がアメリカ軍のために命をかけて、血を流していくと約束してくれた。それがこの本質ですよ」と彼ははっきり断言したんですよ。それが仇となって彼は非常に問題視されている。だけど、その本質を一切国会で議論しない。それはおかしいんですよ。だからそれをおかしいって報道して何が悪いんですか。それが偏向してますかね。私は絶対偏向してると思わないですね。だからそういうものを偏向ととらえるような政権って何なんですか。これが日本で今起きてることの本質だと私は思いますけどね。

【新崎】

はい、ありがとうございます。青木さん、楊井さん、何か今の意見に付け加えることはございますか？

【楊井】

今、放送法の話が出ました。せっかくなので、デビット・ケイさんはどういう風に言っていたかというところ、当然彼はアメリカの方ですから日本の放送法 4 条が倫理規定なのか法規範性があるのか述べたわけではない。実は私は日弁連の、報道と人権特別部会というところにも所属してまして、デビット・ケイさんもヒアリングに来ました。なので私もその現場にいましたけれども、そこでおっしゃってたのは、「いろんなメディアの人に会って、圧力を感じた感じだと言うんだけど、ファクトがないんですよ。何か弁護士の皆さんはご存知ですか？」と言うわけですね。それで、やっぱり弁護士の皆さんも、3 人のキャスター

が立て続けにこうなったんだから何かあるんだろうという推測で終わるわけです。

それで結局、話が圧力の問題になりますが、私は直接的な圧力はあってはならない。たとえば文書を送ってきたりとかいうこともあります。ただ問題は、間接的な圧力にとどまるものに対して、あまり過剰に反応して大げさに言うことによって、逆にメディアが国民に弱さを見せてしまっているんじゃないかと。それはある意味、もしかしたら政権側の思惑通りかもしれないですね。「いま安倍政権は強圧的なんだよ」という雰囲気を感じてもらえれば、それは好都合なわけですよ。「そんな圧力は全然ないよ。どこに圧力があるの？」と言われた方が、圧力をかけている側は「あれ？全然効き目がいいのかな・・・」って感じになるわけですよ。「いま圧力が効いてます、効いてます」となると、たいした直接的圧力はかけてないにもかかわらず、「この程度のことで皆ビビってるのか、なるほど」という風になってしまうと思うんですね。その辺はどうでしょうか。つまり、間接的なレベルでの圧力についてあまり問題視すると、逆に思うつぼになるんじゃないでしょうか。

【新崎】

今、メディア側の問題というような指摘がありましたけど、最初に青木さんがその点について、やはり政権の振る舞いに問題もあるけれど、メディア側の問題もあるとおっしゃっていましたが、その辺のお考えをちょっとお願いします。

【青木】

もちろんメディア側の問題も話しますが、ただその前に、いま楊井さんがそういうお話をされたので、あえてちょっと言おうかなと思ったのが、政権が強圧的であると言うのは、まあそれはそうなんですけれども、それと同時に、非常に知性に欠けているわけです。

どういうことかと言うと、例えば先ほど街頭インタビューで安倍首相がブチ切れたという話が出ましたけれど、ああいう場でブチ切れるというところに、僕は基本的な知性の欠落を感じるわけです。普通に考えれば、首相がテレビに出演すれば・・・これは岸井さんに聞いた方がいいかもしれないけど、首相をテレビに出すっていう振る舞い自体が、僕はメディアとしてどうなのかという思いもあるわけです。かつてはダメだったんです。これは悪しき記者クラブの伝統でもあったんですけども、内閣の記者会には、総理大臣に関しては、一社が独占インタビューするとかテレビに出すとかっていうのはやめようね・・・という暗黙の決まりがあった。この決まりがあったのが良いか悪いかは別として、首相が特定のテレビ局とか特定の新聞のインタビューを受けるっていうのはできなかつたんです。

それを蹴破ったのが実を言うと安倍さんなんですよ。それをうまく使われてしまっていて、各局とも首相に出演してもらいたい、というのが萎縮や自粛が広がるひとつの要因になってしまっているんだけど、それはともかくとして、つまり首相がテレビに出ることの是非っていうのはとりあえず置いたとしても、普通に考えたら、どんなプロデューサーだろうかどんなテレビ制作者だろうが、首相が出演した番組で街頭インタビューを流すなら、政権に批判的なものを集めて放送しますよね。首相を出演させた上で「アベノミクスのおかげで儲かってしょうがありません」なんていう声ばかり紹介したら、これはどこかの独裁国家のメディアと変わらない。むしろあえてでも批判的なものを集めて、「首相、これはどうなんですか」ってぶつけて、首相側は、間違っていれば「間違ってます」、あるいはそうじゃ

ないんだったら「そうじゃありません」と言って、「いや、これからはこうするんだ」「だったらこうする」とか言う。あえてすごく冷めた言い方をすれば、これが権力者とメディアの役割です。それがわかってないというのは、為政者として重大な知性の欠落だと僕は思うんです。

それからもうひとつ例を挙げさせてもらおうと、これを僕は結構あちこちで喋ってるので、聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、後藤健二さんが亡くなりました。ISに殺されたと言われてます。その直後、オバマ大統領が声明を出したんですね。アメリカの大統領が、1人の日本人の死に際して声明を出すっていうのは極めて珍しいと思います。オバマ大統領の声明の中には、こんな一文が入っていたんです。「後藤さんは報道を通じて、勇気をもってシリアの人々の窮状を外部世界に伝えようとした」と。ところが、同じ時に安倍首相も声明を出したけど、そんなこと一言も言っていない。「テロは許さない」などという勇ましい言葉ばかりで、後藤さんのジャーナリストとしての活動に敬意を表するようなセリフは一つもない。

その後、ご存知の通り、日本政府はシリアに入ろうとした新潟のカメラマンのパスポートを取り上げました。ところが同じ時期、アメリカでは、国務省が紛争地ジャーナリズムに関わる者を集めて勉強会をやっているんです。その場でケリー国務長官は概略こう言ってます。「紛争地で取材をするジャーナリストの危険性をゼロにすることはできない。唯一方法があるとすれば、それは沈黙することだ」と。つまり取材をしなければ安全だというわけですが、しかしケリー国務長官は続けてこう言うわけ。「でも、沈黙するっていうことは、圧政者とか独裁者とかに力を与えてしまう」。アメリカの国務大臣がよく偉そうにそんなことを言えるなど皮肉の一つもいいたくなりますが、しかしこれはかなり立派なジャーナリズムの大原則です。だから沈黙などしてはいけません。しかもケリー国務長官は「政府にできることがあったら言ってくれ」という趣旨のことも付け加えている。

アメリカがなんでもかんでもいいなんて欠片も思わないけど、この違いにはため息が出ます。メディアとジャーナリズムの機能に関する基本的な原則を、たとえ建前であっても、肝心な時に大統領なり国務長官という立場にある者が口にできる国に比べ、この国ではそんなことを首相が一言も言わず、おそらく知りもせず、挙げ句の果てにはパスポートを取り上げてしまっても大した議論も起きない。あえてメディア側の批判を僕も含めてすれば、そういった原理原則、メディアとかジャーナリズムのごく当たり前の機能っていうのを、メディアがきちんと発信してこなかったせいもあるんじゃないかとも思うんです。だからこの国ではメディアとジャーナリズムの原理原則が一般的に共有されていない。だから政権が、あれだけ反知性的なことを言ってもたいした文句が起らない・・・という状況が起きてるわけですね。00:48:49

それからもうひとつ、僕が強調しておきたいのは、メディアが分断されてるということなんです。政権ヨイショに徹している新聞やテレビ局があって、そこはほとんど問題にもされないわけです。一方、たとえばTBSにしてみれば、岸井さんがこういう場に出てきて、あれこれ発言するっていうこと自体が、社にとってはあまり好ましくないわけです。ところが、政権ヨイショに徹している局ではそういうことが全く起きていない。悪い意味での安全運転。それが結局、各局をどんどん安全運転の方に引っ張っていくような原因になっている。

その上で敢えて言えば、楊井さんがおっしゃっているように、基本的にやっぱりこの問題

ってというのはメディア内部の問題なんですよ。蹴飛ばせばいいんです。「何を言ってるの」「政権がまたおかしいことを言ってるよ」って笑って蹴飛ばして、平気で二の矢、三の矢を放てば、それだけで済む話なんですよね。

あるいは、岸井さんを攻撃する広告を出した連中というのは、僕は全部の人を知ってるわけじゃないですけども、確かその事務局長っていう人は、安倍首相の提灯本を書いて一躍有名になった人です。しかもフライデーなどに書かれていますけれど、その本を安倍首相の事務所に大量に買い取ってもらっているんですよね。

そんな連中が岸井さんの発言が偏向してるとかなんとか、あるいは放送法に違反してるとかなんとかなんて言っている。バカバカしい話で、そんな連中が言ってるのは鼻で笑って蹴飛ばしておけば済む話なんだけれども、それがなんとなくじわりじわりと内部で自粛とか萎縮の傾向を強めてきているっていうのは・・・これはやっぱり新聞労連の新研の集会だからあえて言うんですけども、基本的には僕はメディア内部の問題として考えるっていう方が必要なんじゃないかとは思いますが。

【新崎】

今、首相をテレビに単独出演させないっていうのは、これは記者クラブの中で要するにメディアを政治利用させないというための決め事だったわけですよね。

【青木】

僕は政治部にいたことがないのでつぶさには知りませんが、究極の公的存在である首相への取材にかんしては抜け駆けはやめようよね・・・ということだったんでしょう？

【岸井】

そういうこと、そういう事です。

【新崎】

じゃあ、岸井さん。

【岸井】

今お話があった通りで、要するに日本の場合、外国メディアから日本の記者クラブ制度はおかしいんじゃないかって批判されることがあるんで、なかなか全部擁護するわけにはいきませんが、日本の記者クラブ制度って歴史がそれなりにありまして、ああやって役所の中でもとにかく入って行って、そこでネタを取っちゃってますからね。今までだったら取れないような情報も取れるという、そういうメリットがないこともなかったんですよね。だけど、それはだんだん記者クラブの既得権益みたいになって行って、いろんな取り決めをしている中の一つが、抜け駆けをさせない。特に総理大臣の抜け駆けはさせないという・・・だから話し合いによって決めましょう、持ち回りにしましょう、番組も持ち回りでやりましょう・・・というのがずっと出来てたんです。それを安倍さんがやめちゃったんです。

はっきり言うと、もう 2015 年の安保報道以来、とにかく安倍さんをはじめ政府与党の幹部は TBS 系には一切出てません。それだけもう選別されちゃってるんです。もうあそこは出ないと。だから現場は大変だと思います。やっぱりそれなりに出て欲しいという現場も

あるでしょうしね。一方の方から言えば、なんで政府側はそういうのをちゃんとやらないんだと、こうなっちゃいますね。だから、なかなかやっかいな問題をはらんでいますけれどもね。

ただ先ほど出た、総理が出演した時のあれはもう選挙直前なんですよ。だから言いたいこともあったんでしょうけども、あの時は総理だけじゃなくて各党トップもやっぱりそれぞれ呼ぶっていう、そういう全体の選挙報道が直前の流れではあったんですね。そういうところに総理が出て来られて、町の声・・・これがたまたまと言うか、アベノミクスについての不満あるいは、実感がありませんよっていう人に対して安倍総理が「これは町の声を選んで。そんなわけがない」とこう言われて、それで2日後に自民党サイドから各系列の全報道局長宛てに要望書が出たと。しかも中身が非常に具体的で、公平公正とはこういうものであると。それぞれ出る人間の数、時間、全てそれをちゃんと平等にせよっていう、そういう要望書が出たんですね。そういう経緯でした。

ただもう一点、先ほど楊井さんが言われた中で、エビデンスの問題。これはなかなか難しいですよ。難しいけれども、たとえば先ほどあった変な広告についてはしよっちゅう、今でも公開討論に応じてくれって言ってきますよ。だから知性とか、そういう意味で言うと品性の欠片もない人達です。彼らとやりあっても何の意味もないですから。だけど、権力がメディアを統制しようとしている、その布石をどんどん置き始めたっていうことについては、黙っているわけにはいかない。これは絶対に許せないという立場ですね。

そういう点ではメディアですから、あえて申し上げますと、安倍さんっていうのはそれに成功経験があるんですよ。NHKの番組改編っていうのを2001年に官房副長官の時にNHKに乗り込んでいってやってるんですね。それでいろんな経緯がありましたと、結局、内容を全部を変えさせている。これは従軍慰安婦の問題です。変えさせたわけですよ。これは一つの大きなエポックと言いますかね、メディアが官邸に負けた。その後は裁判にもなってますからから。

そして先日、その時のプロデューサーに会いました。それで話を聞きました。これが今なるほどと思う彼の証言でした。永田浩三さんっていう方です。最近、クローズアップ現代のプロデューサーもやっておられる方ですけど、彼に言わせると、安倍さんはこう言ったそうです。「番組のここをどう変えろと言ったら圧力になるから、それは絶対俺は言わない。だけど、『これだけ言ってるんだから、よーく考えろな』とは言ってくる」。変えろとは一切言っていない。ところが永田さんに言わせると、ものすごく具体的に全部変えさせられてきたそうです。表向きそうやって来たから。今激しいのはNHKですよ。私が見てても、「このままでNHKは大丈夫かい？」と本当に思うくらい、会長が変わってから変わりましたよ。あそこは報道番組が弱いというからね。ニュース7もニュースウォッチ9もね。そのキャスターがニュース9の大越さんが変わるって話がありましたね。要するに成功体験があるんですね。NHKは会長を変えれば変えられるという成功体験が本当にあるっていうことがよくわかりました。

【新崎】

楊井さん、その辺をどういう風に見ていらっしゃいますか？

【楊井】

そうですね、ちょっと私は共感する部分もあれば、疑問に思った部分もあります。議論になればと思うので、僕が思ったところを述べたいと思いますけれども、知性に欠けるといってご指摘がありました。私は別に“視聴者の会”の人は知りませんし、別にそれに対して特段の立場も持っていないんですが、まず一般論として言えば、本当に民間人が政府から独立した立場であれば、メディアを検証すること自体は何も問題はないと思っています。むしろ大いにやるべきだとは思っています。私自身はやっていますが、私はたいしたパワーはありませんし、お金もありません。

でも、今回これだけたくさんの方がお集まりになったのは、メディアの問題やジャーナリズムの問題に危機意識をお持ちの方が、これだけ集まって考えようということになったからだと思うんですが、これまでジャーナリズムとはどういうものなのか・・・ということについて、日本人の中での議論というのはあまりなかったと思うんですね。それで、きちんとメディアがどうあるべきかっていうことをウォッチする。それは、普通の民主主義の国であればやってることなんですね。どの国でも、民間レベルでいろんな形で検証しています。アメリカなんかはメディア・ウォッチドッグっていうのは箭のようにたくさんあります。それで、保守系の市民団体はリベラルなメディアをチェックして攻撃するし、その逆もあるわけですね。いろんなタイプがあって、非常に中立的な団体もあります。

そういった形でいろんな団体が、いろんな方法を使ってチェックして、いろいろ意見を言う。そしてそれに対してメディアに考えてもらうっていうのは、それは民主主義の国ではごく当たり前のことで、日本がやってこなかっただけのことなんです。したがって、メディアはあまり・・・週刊誌とかは色々叩いたりするかもしれないけれども、大手メディアはどうも批判というものに対してあんまり免疫がないんですね。だから、今回の“視聴者の会”のようなものにびっくりされてる方も多いかもしれません。

“視聴者の会”はどういうものなのか・・・私もまだそこまで深く調べたわけではないんですが、もちろん青木さんがおっしゃったように、小川榮太郎さんという事務局長は安倍首相の『約束の日』という本を書いて、安倍首相に非常にシンパシーを持ってらっしゃる方だというのは間違いないですね。でも、そういう方がメディアを検証してはいけないかって言ったら、そんなことはないわけですよ。問題は、その中身の正当性ですよ。中身が不当であれば、どういう理由であなた方の検証はここが事実とは異なります、あるいは根本的な理解が間違っていますとか、きちんと理を示して反論すればいいと思うんです。

ただ私が今ちょっと気になったのは、そんなのは相手にしなくていいんだよっていう風にしても、現に意見広告も出ているわけだし、いろんな形で今後も活動していくでしょう。そして私もちょっと見てみましたが、なかなか細かく時間をかけて検証をしていますよ。私も報道検証という活動をしていますけれども、ものすごく大変なんです。別に特定の立場をなにか攻撃したり擁護したりするっていうことではなくて、検証をしようとする、非常に時間と手間がかかります。“視聴者の会”は毎週番組レポートみたいなのを出していますね。その番組レポートが正確な検証なのかどうか、それはわかりません。ただ、もしおかしいのであれば、メディアが“視聴者の会”のデータはおかしいとか、この指摘は的外れにいるとかそういうことで反論していけばいいことであって、僕はそれをほったらかしにする・・・こんなのは反知性的だから相手にしない方がいい・・・というのは、僕はちょっとどうなのか

なって思ったりします。

この前、田原総一郎さんが討論に応じておられましたけれども、かみ合っていない部分もあればかみ合っている部分もあったと思うんですね。全く相容れないかっていうと、そうではないと思うんです。お互い人間ですから、考えが違う部分もあればどこか接点もあるわけですね。それを初めから異邦人扱いしてしまうっていうのはどうなのか・・・まあ異邦人扱いしているとは言いませんけれども、そういうことはちょっと気になりました。

【岸井】

反論が大いにあります。

【新崎】

どうぞ。

【岸井】

それほどの反論ではありませんけど、さっき言ったように、ああいうのを相手にしてたらどうしようもないですよ、ジャーナリストを放棄することになりますよ。私には私なりのジャーナリストの立場がありますからね。信念がありますから、ああいうのは相手にしないんです。相手にしたら同じ土俵に立っちゃう。同じレベルになっちゃう。そんな相手にするような相手じゃないですよ・・・と、私は思っちゃう。それはジャーナリストとしての、あるいはジャーナリズムとしての立場を崩すことになる。何よりメチャクチャなんですよ。

【楊井】

どういうところがメチャクチャなのか、具体的に・・・

【岸井】

なんで放送法4条違反なんですか、私は。当たり前のことを言っていることが。そうでしょ？おかしいじゃないですか。

【新崎】

はい、じゃあ青木さん仲裁プランを(笑)

【青木】

僕も“視聴者の会”から内容証明が送られてきたんです。これは、記者会見したジャーナリスト全員に送られてきたようなんですが、2度にわたって内容証明が送りつけられてきた。しかも僕の場合、連載コラムを執筆している週刊現代の編集部に送られてきたんです。連載の担当編集者から電話が来て、「青木さん、内容証明が来てます」と。週刊誌っていうのは、新聞社もそうですけど、内容証明が来るっていうのはだいたい抗議か訴訟を起こすよっていう手紙なんです。だから、あれ俺なんかそんなこと書いたかなと思って、「ちょっと開けてみてもらえる？」って言ったら、連中からの「公開討論の申し出」ですよ。

常識的に考えて、公開討論の申し出だったら、少々調べれば僕の連絡先はわかるわけだか

ら、こういうのをやりたいんだけども送るからね、ご検討をお願いしますね・・・っていう風に手順を踏んで、僕の仕事場か僕のところに送ってくるのが最低限の礼儀でしょう。だけどいきなり僕の寄稿先に、そんなものを内容証明で2通も送るなんていうのは、営業妨害ですよね、はっきり言って。

しかも、その内容を見ると、とにかく3人代表者を出して公開討論に応じろと。それで公開討論の場所は、NHKに放映するようにもう申し入れてあると。NHKの日曜討論だとかを指定し、NHKに放映するように私どもから申し入れた、なんて書いてある。その上、日本のメディア80社・・・そんなに僕は日本にマスメディアがあるかどうかよく知らないんですけど、メディア80社と立場を異にする400人の識者の方々に、この手紙は事前に送ってあります、なんて書いてある。挙げ句の果てには、会見に名を連ねたジャーナリストの一人の田勢康弘さんの名前が間違ってるんです。

はっきり言って、人に公開討論を申し入れる者の態度じゃない。礼を失しているっていう以前に、怪文書みたいな内容だったんです。とてもじゃないけど、僕はそんなものを受けるつもりはない。付き合っているほどヒマでもない。岸井さんがおっしゃっていることとはちょっと違う意味で、「申し訳ないけど、僕は他にやらなくちゃいけない仕事がたくさんあるので、そんなところにリソースを振り分けてる余裕はないですよ」っていうのが正直な気持ちです。あと、実は田原総一朗さんは、逆の意味で偉いなあと思うんだけど、小川某さんからの申し入れがあったのを受けて、月刊Hanadaっていう・・・右翼ヘイト誌だって僕は思ってるんですけど、それはともかくとして、僕は先日、花田さんとラジオが一緒でしたけれども、花田さんのところで田原さんは対談をやったんです。その時に花田さんって本当にすごいなって思ったんですけど、僕に電話をかけてきて「青木さんも来ませんか？」って言われて、「申し訳ないけど僕はお断りします」って言って行かなかった。だからそういうところにリソースをかけているような余裕もないし、そもそも基本的な礼すらしないような人たちと話してもしょうがないな、というのが僕のとても正直な気持ちではありますけどね。ちょっと話を横にずらしたような感じもしますけれども、

【新崎】

要は、民間人が普通の立場で指摘していることには検証をすべきだっていうのが楊井さんのお立場で、これは政治運動のような形で利用されて、デモンストレーションでやられてるんだったら、それは相手にすべきではないっていうのが岸井さんや青木さんの立場なんだろうなっていう風に解釈をして、次に移ってよろしいでしょうかね。

【楊井】

せっかくなので一言いいですかね。私は今メディアのひとつの・・・メディアというかメディアだけではないんですが、日本社会の問題を・・・これは日本だけではないかもしれません、アメリカもそうかもしれませんし、全世界的にある意味そうかもしれません。要するに、社会の分断っていう現象がいろんなところで起きてる。全く価値観が相容れないような、社会を二分するようなそういうような問題がいくつも出てきて、相互に対話も行われないので、友か敵かっていうような関係になってくるんですね。

それで、本来メディアというものの立ち位置・・・これはもちろん政党でもありませんし政

治団体でもありません。で、メディアはやはり不偏不党をまがりなりにも掲げているわけですね。

この社会にはいろんな価値観の人がいるわけです。それは違う立場の方から見れば反知性的に見える。お互いがお互いをそういう風に決めつけあうと、対話が行われなわけですが、本来メディアはそこで対話の糸口を作る役割がある。政府や他のところにはできなくて、メディアが唯一違う立場同士の橋渡しを本来できるはずなんです、やはりそこを放棄してしまうといけないんじゃないでしょうか。

もちろん皆さんお忙しいというのはわかります。ただ、問題は全く解決しないと思います。つまり、どうなるかわかりませんが、ほったらかしにすると、皆さんにとって反知性的と思われる団体の活動がより活発になっていくでしょう。なぜならば、全く検証されないからです。対話をすることによって初めて検証ができるんです。対話を拒めば、相手も検証されないし、どこがどうおかしいのかも社会に知らせることはできません。

だから、ある意味増長していく可能性もありますしね、わかりません。だから僕が思うのはやっぱり、こういう時代だからこそ・・後でご紹介があるかもしれませんが、実は私が今日皆さんにお配りしているパンフレットの中に、憲法 9 条という社会を二分している問題について、立場を超えて党派を超えて対話をしましようという場をあえて作っているんですが、そういう問題意識があるということ、一応皆さんにお伝えしたいなと思います。

【青木】

僕、誤解されたようなんできちんと言っておきますけど、僕は小川某さんとかそういう人たちが反知性的だから切り捨ててるわけではありません。先ほど僕が申し上げたかったのは、知性が欠落しているという言葉を出したのは、安倍首相とか現在の日本政治についてのことであって、メディアとジャーナリズムの原則っていうこと自体を基本的にどうもご存じない。つまり、共有認識とされていないという状況について、あるいはそういう政権について反知性的、知性に欠けてるっていう風に申し上げたんです。

それから放送法 4 条の問題についても申し上げておきます。これをどう解釈するかって問題は、総務省の解釈と我々の解釈は違ってるんだけど、あれは法規規範ではなくて倫理規定という風にとらないと憲法違反になりますよね。あれを根拠にして、政府の権限で電波を止める、放送を止めてしまうということになると、あきらかに検閲であって、憲法違反になってしまいます。それが僕らの考えであって、これについて議論をしようじゃないかっていうのを別に拒むつもりも何もないんですけど、これについては反知性的だからと言って僕は切り捨ててるんじゃない。先ほど来、僕が申し上げているのは、一つは彼らの実態です。安倍首相に提灯本を大量購入してもらって売り出したような人物が団体の事務局長であり、しかもそんな連中から突然のように内容証明が、それも僕の寄稿先に何の予告もなく送りつけてくるような、基本的な礼も失したような申し入れをしておいて、なぜ僕に限られた時間やリソースや力をそんなところに使わなくちゃいけないのか。申し訳ないけど僕は付き合いきれませんと。そういうことです。

【新崎】

はい、ここは岸井さんにもやはり考えてもらいます。

【岸井】

彼らをこのまま無視してるとどんどん勢いづきますよ・・って言われたけど、私は逆だと思ってたんですよね。無視されて、本当に彼らは予定が狂っちゃって追い詰められたんですよ。だからそういう意味で、田原さんは人が良すぎる。そんなところで勢いづいちゃったらダメなんだよね。それに応じるもんだから。私は、ジャーナリストとして絶対応じちゃいけないひとつの意味っていうのは、今日、流れの中でやりますけど、ずっと戦前の反省であって、二度と繰り返しちゃいけないっていう・・これはもう明確な理由がわかるんですよ。1931年の満州事変、それから1937年の支那事変、この間にいろんな事がありました。メディアもいろんな事がありました。

そういう中で、こういうことを見過ごしちゃいけないんだっていう右翼の動きっていうのがあるわけですよ。それで、そういうところで支那、朝鮮って言うとなんかそれを懲らしめなきゃいけない。それを擁護すると売国、反日っていう風になくなっていく。そういうものをずっと当時のメディアが認めてきちゃった。それが利用されちゃうんですよ。あ、それがもう始まったな。彼らはその生き残りで、最初にその一翼を担って出てきたんだな。そこは積極的に意図を持ってると・・と思ってます。そういう意図を持った集団なんですよ。だからこれだけはやっぱり許しちゃいけないし、我々もそう簡単に応じて、同じ誤りをやってはいけない。

【楊井】

ちょっとお伺いしたいのは、放送法4条が倫理規定だというお立場はわかります。私は一応法律家なので、法律に書いてあるものを、全く法規範性がないというふうに言い切るのはなかなか実務家としては難しいです、残念ながら。法律に書いてあるものを法規範性がなく、倫理的な効力しかないっていうのはなかなか難しいです。

それはいいとして、放送法4条を削除した方がいいとデビット・ケイさんは提言しました。そもそも放送法の構造は、総務省の直接の規制のもとにしていること自体が、日本の放送業界の根本的な問題であって、海外ではどこの国だって独立した規制機関があるわけですよ。それはもう調べればお分かりになると思います。日本はそういう特殊な放送規制になってるんですよ。その放送法の問題を抜本的に見直すという、またとない議論のチャンスにもかかわらず、なんでそのことをメディアは取り上げないんでしょうか。

【新崎】

放送法の話だったら・・岸井さんに伺いましょうか。

【岸井】

簡単に言いますと、憲法9条にも近いような動きなんですよ。皆誰でもわかっているように、なかなか具体的に詰めて今まで考えてこなかった。私はずっと新聞なものですから、放送法についてはそんなには真剣に考えたことはなかったですね。だけど、あれは倫理規定ですよと言われてたら、それはそうでしょうね。まさにそこが戦前の反省になっているんですよ。絶対に権力に介入させちゃいけないと。だからこそ自主的にそういうことを決めてい

ると。だから自主的に公平公正を心がけなきゃいけない、こういう規定だっということですね。だから、よくわかるんですよ。法律家ってそうなんですよ。“ヤメ検”（検事を辞めて弁護士になった人）って特にそうですよ。だから、法律に何にも触れてなきゃいいじゃないかっていう風に、最近の舛添でも甘利さんでもそうだけどね。だからそうじゃないんですよ。9条って何ですか。それだけ矛盾があるのに、わかっているのに平和憲法を作ったんですよ。それがこの国の反省であって、そうじゃなきゃダメだ。必ず権力は暴走しちゃうんです。だから法律にあえてする。倫理規定でも法律にしておく、これが大事なこと。だからそこに、メディアやジャーナリズムの一番大事なところがある。それが今の政権は本当にわかっていないということです。

【青木】

楊井さんはわかってて訊いてると思うんですけども、メディアって・・・特に日本のメディアはその傾向が強いと思うのですが、自分に関わることってというのは、とたんに訥弁になってしまう訥弁になってしまうところがあるんですよ。

つまり、放送法がまさに焦点になり、高市総務大臣がああいう発言をしたのに、テレビのニュース番組では多少やってみましたけれども、たとえばきちんとした検証番組で反論なり、検証なりをやった局は基本的にはなかったですよ。一部のテレビ局は、ニュース番組でそれなりの時間を割いて取り上げてましたけど・・・、でも本当だったらもっと怒って、まさに楊井さんがおっしゃるように、「放送法なんかなくせばいいじゃないか」「少なくとも4条は削除せよ」とかっていう議論をしても大いにかまわないと僕は思うんだけども、なかなかそういう議論をしない。

それは別にテレビに限った話じゃなくて、新聞だってそうですよね。この間の軽減税率の時ってというのは本当に惨めでした。食品に軽減税率をかけるっていうような議論を延々とやって、与党内の調整作業などは大々的に報じているくせに、新聞に軽減税率をかけるっていう話は全然書かないわけですよ。それでほとんど決着がついてから・・・確か朝日が一番早かったと思うんですけど、一面で“新聞も軽減税率に”と。読者は、「えっ」と思ったと思うんです。食品はわかるけど何で新聞だけそこにくつつくの？と。じゃあ出版はどのなの？書籍はどのなの？雑誌はどのなの？夕刊紙はどのなの？・・・っていう話になってくるんだけども、「新聞だけ決まりましたよ」と、さらっと書いて恥もしない。

あの時も・・・これは新聞労連の集会ですから、あえて僕はフリーランスとして問題提起すれば、おそらくかなり早い段階から新聞業界はそこに期待をしていた。あるいは、そこを逆に上手く首根っこを掴まれて、新聞は身動きが取りにくくなっていた・・・というふうに見られても仕方ない状況があった。自分のことに関して、特に自分の下半身というか、経営とかあるいは自分たちの損失にかかわることってというのは、まあ圧力もあるんだろうけれども、一気にシュンとなってしまっても何もしなくなってしまう・・・ということが起きる。これは、僕はフリーランスだから偉そうに言ってますけれども、それは組織にいるジャーナリストというか、ジャーナリズム組織の社員であれば、これはみんなそうなるんだろうな、非常にこれはよろしくないことだなと思います。

本来はここは大いに議論するべきことだし、そもそも新聞に軽減税率を入れるんだったら、書籍とか雑誌とかをどうするべきか、あるいはインターネットのなんとかサイトの課金

だってそうだし、あるいはもっと言えば、知識課税を許さないっていうのであれば、映画とかそういうものはどうするんだっていうような議論もするべきなんですよ。その中で新聞がどうするのかっていう議論になる。じゃないと、さっき岸井さんと楊井さんがおっしゃってましたけど、政権にしてみると、しめしめと。これで新聞は取り込めたわいと。ある意味、分断の材料をメディア側が与えちゃってるっていうようなところはあるのかなという気はします。

【新崎】

はい、ありがとうございました。今前半のこの議論を聞いて、皆さんの方も色々ご質問等あると思います。それを質問用紙に書いてスタッフに渡していただければ、後半の議論の中でこちらの材料として使わせていただきたいと思います。

【新崎】

それでは時間になりましたので再開します。いろいろと質問をお寄せいただきましてありがとうございました。時間の関係で全部はできませんが、前半の議論からつながるカタチでいくつかとりあげて、議論を進めていきたいと思います。

まず最初は岸井さんへの質問ですが、『新聞とテレビには、報道の自由という意味での違いというのが、何かあるんでしょうか?』という質問です。

【岸井】

そうですね、やっぱりメディアの違いがありますから、それなりに違いがあるんだろうなというのがありますが、私は今度の経緯でいろいろ学んだことは、一つは広告というものの比重の違いでしょうね。ブラックユーモアのようなネーミングの自民党の“文化芸術懇話会”ね。中堅・若手の会で「とにかくマスコミを懲らしめるには広告を止める、これが一番だ。経団連に頼んでそれをやろう」と。それを本当に、いろんなことをやっているんですよ。それで降りちゃったスポンサーもいますよね。そういう点で言うと、新聞の広告を私も担当したことがありますけど、その辺の比重は違うかなと思います。

テレビの営業というものの判断と、新聞の営業というものの判断。それにもう一つのジャーナリズムというものの判断。そのどちらを取るかということでしょうね。そこから差が出るんじゃないかなという、それは私の危惧ですけどね。そういう事はあり得るということです。

【新崎】

青木さんはもともと共同通信で働いていらして、最近をよくテレビ・ラジオ等でお仕事されています。その状況の中で同じ質問ですが、新聞とテレビの違いについて、思うことがあれば教えていただけますか？

【青木】

まあそれはいろいろありますよね。岸井さんがおっしゃったスポンサーとの兼合いとか、そういうトコロを気にするというのもある。テレビ局の番組によっては、台本の中に番組のスポンサー名が書いてあるものもありますからね。別にそれについてしゃべってはいけないなんて言われなくても、それを見て「ああこれがスポンサーか」と思えば、もちろん不必要な事は言わないようにしようかなとも思うし・・・。

それからラジオもまたちょっと違うのですが、新聞とテレビとの一番の違いを体験的に言えば、やっぱり視聴率ですよ。僕なんかは通信社の記者だったので、新聞の方も多分同じだと思うのですか、日々の部数や売り上げなんて頭がない。「今日の一面トップは、売れ行きを考えてこれにしよう！」なんて発想はないですよ。それが正しいか正しくないかは別として、これが重要ニュースだと考えるもの、あるいは新聞社チックに言うところの「これが今日の特ダネだ！」と思えるもの、そういうものを一面トップに置いたり社会面の頭

に置いたりする。社内の力学とかデスクと整理の力関係なんていうことがさまざまに働くことはあっても、少なくとも「売れるから一面トップに置く」なんていう発想は一般紙にはないですよ。

ところがテレビというのは、もう秒単位で数字が出るわけです。最近で言うと・・・、東京都知事の舛添要一氏の政治資金問題は僕もひどいなとは思いますが、これはちょっと叩きすぎじゃないかなと言うか、悪の軽重判断が少し狂っているんじゃないかなと僕なんかは思っていますけれど、テレビはさんざんやっただけ。例えば、同じ時期に甘利明・前経済再生担当大臣を東京地検特捜部が不起訴にして、この方がよほど重大な政治資金問題じゃないかと思うんだけど、それはあまり問題視されない。石原都政だって、舛添都政に輪をかけてひどかったのに、これもほとんど問題視されなかった。なのに舛添氏ばかりさんざん叩かれる。なぜかと言うと、視聴率が跳ね上がるんです。それがもの見事に視聴率のグラフに出てくる。

テレビ局のスタッフと話したんですが、舛添さんがどうしてこんなに叩かれるかと言えば、「あまりにも大きな悪とかあまりにも偉そうな悪というのは実感がわかないけれど、セコい悪には心底から腹が立つ」って（笑）。まあ、そういう事なんだろうと思います。もちろん都知事は権力者であり、批判すべきは批判すべきですが、なんだか悪の軽重判断が狂ってしまっている。

だけどテレビで仕事をしている人たちに言わせれば、視聴率がこれほど如実に上がると意識せざるを得ない。もちろんニュース番組と情報番組、ワイドショーなどによってスタンスは違うのですが、分単位の数字を意識せざるを得ないというのは、やはりテレビというメディアの大きな独特性でしょうね。

それから影響力が桁外れだ・・・というのがありますよね。新聞がいくら何百万部とはいえ、テレビを見ている人の数はさらに桁違いで、活字を読んでいる人とはまた少し違う脊髄反射のような批判が飛んでくる。それもテレビメディアの特性かな、という気はします。

【新崎】

ありがとうございます。それでは楊井さんは、読者というか視聴者の立場とか、そういう研究者の立場から、新聞とテレビとのメディアの違いみたいなものを・・・まあ、それぞれに何を期待するかでも。

【楊井】

まあメディアの違いについては、お二方がおっしゃった通りだと思いますので、それほど付け加えることはないのですが、私はテレビにしる新聞にしる共通しているのは、一般国民というか読者が何を期待しているのか。それはやはり、我々がこの社会にどういう問題があるのかを考える。その為の考える材料を、ジャーナリストとしてメディアに専従している方々が、忙しい国民の代わりに代表としてチェックをして、そして事実を掴んできて国民に知らせると。出来るだけそうした判断材料を提供するという役割が求められていると思うんですね。その判断材料を踏まえて、例えばこの政策は正しいのか正しくないのかとか、こういう言動は正しいのか正しくないのかは、それは国民が判断することであって、メディアが結論を押し付けることではないと思うんですね。

最近僕は“メディアの機関紙化”という言葉を使っています。それはメディアがまるで機関紙のように、自分達の社論というものを報道にも反映させてしまっ、自分たちの社論にとって都合のいい材料は提供し、都合の悪い情報はあまり提供しないということが、どのメディアにも共通の現象として見られるのではないかなと思います。

やはりこの社会というのは、複雑で単純に割り切れる問題というのではないと思います。物事には両面というものが当然あって、我々はその両面を見て、こっちに行くべきがあっちに行くべきかという選択を選挙の際などに示していかなければならないわけです。でもその両面ではなくて、それぞれのメディアが片面だけを強調するとどうなるか。

皆さんもお忙しいと思いますし、私もそうですけど、すべてのメディアをいちいち網羅的にチェックしているわけではありません。やっぱり、自分の嗜好に合うメディアを読む傾向があると思いますから、テレビの番組にせよ新聞にせよ。・・例えば産経新聞って、民進党の、あるいは旧民主党の悪口ばかりが書かれているんですね。それから自民党については、そういうことはもちろん書かれてないわけです。「民進党って感じ悪いよね」とか、そういうのが堂々と出てくるような、そんな媒体を読んでいたら、当然結論はどうなるか・・どういう考えに傾いていくかはわかりますよね。

一つのメディアの中に多様な意見があった方が、僕はいいのではないかなと思います。その方が異なる意見の対話ということを経験してできる。憲法の問題にせよ放送法の問題にせよ、問題は複雑なんですから、立場を超えてどうすればよりよく改善できるのか、問題を解決していけるのかという視点も僕は必要だと思います。メディアには、こういう政策をやれというような提言をする必要まではありませんが、読者にそうした視点での判断材料を提供していくことが求められているのではないかなと思います。

【新崎】

今、メディアの機関紙化という話がありましたけど、この質問中にも、『一部の新聞はメディアとしての機能を失っているのではないかな？なぜ組織は上から下までこうも一丸になれるのか？』という質問も来てまして、岸井さんもその辺の話をされようとしていましたか？

【岸井】

そうですね、機関紙化というのはなかなか難しいと思うのですが、言われているのは業界機関紙化、あるいは、その中だけで通用する論だけを表に出す。あるいはそれを主張者が読者に押しつける。そのことは本来のメガメディアがすべき役割じゃないのではないですか・・という疑問だと思うんです。ただ私はあえて言えば、それをやるべきだと思うんです。むしろ今の新聞・テレビの恐さというのは、政府機関紙化しちゃってるんです。ホントに。そっちの方が恐いんです。だからこそ、それに対してそうじゃないということを行わなきゃいけない。

問題は、さっきのスポンサーの問題もありますけど、私の場合、ニュース 23 が睨まれた理由が何かあると思うのですが、“変わりゆく国・安保法制”という（ニュース 23 での）番組を 40 回シリーズでやった。それは問題点を全部洗って、こういうものですよと。こちらの立場からは過不足なく、いい事も悪いことも全部やった。しかし全体として、「こ

これはもう憲法違反だからダメだよね」「憲法違反だけじゃなくて問題が多すぎるよね」「このまま法律を通すわけにいかないよね」というのが私の結論だったから、それを言ったんですよね。それが偏向報道だということになっちゃった。

もうひとつ大問題だったのが、これは営業的なことになりますが、“安保”となると数字が取れなくなってしまう。これは私としては情けなかったね。でもTBSという会社は40回、毎回ちゃんとやらせてくれた。そこはジャーナリストとして大事だと思うんですね。

【新崎】

はい。じゃあ青木さん、どうですか。

【青木】

お二方のおっしゃった話はそれぞれ納得するんですが、一部メディアの御用メディア化は実に深刻な問題だと僕は思います。もう一つだけ付け加えると、もともと僕も通信社の記者だったから特にそう思うんですが、最近、オピニオン面というのがものすごく充実してきていますね。もちろん、それは悪いことじゃないと思うんです。朝日が先鞭をつけたんでしょうけど、長文のオピニオン記事は非常に読み応えがあるし、いろんな方のいろんな論が出ていて非常に参考になる。あるいは毎日新聞もオピニオン面があるし、若干読売は弱いかもしれない。まあ、産経は全面がオピニオンみたいなどころもあるんだけど、僕はそれはそれで否定してないし、僕も非常に勉強になって、各紙のオピニオン面が好きで読んでいるんですけど、ファクトファインディングというか、「特ダネで勝負するんだ！」というような意識が、逆に弱まっているのかなという気がするんです。

特に新聞発の目立った特ダネというのが最近・・・これは僕も通信社にいたので偉そうに批判してばかりもいられませんが、目を見張るような新聞発の特ダネが少なくなっていないか。「理屈はどうでもいい。安易な意味づけもオピニオンもいらない。この事実を受け止めろ」というような特ダネが、かつてよりも減っているのかな、と感じます。事実発掘を第一義とすべき新聞としてこれはどうなのか。

それから、安保法制にしても特定秘密保護法にしても、反対とか賛成の社論を掲げることはあるでしょう。僕はいずれも反対だけれど、社論とは関係ないところで・・・例えば政権の内側で何が起きていたのかというドキュメントのような深い記事が、昔はもっと出ていたような気がするんです。特定秘密保護法に関して言うと、これは僕も取材してあちこちに書きましたけれど、法案の叩き台をつくり、裏で手を引いていたのは内閣情報調査室ですよ。内閣情報調査室というのはどういう組織かというと、基本的には公安警察の別働隊のような組織なんですね。その内閣情報調査室がどのように動き、内幕では政界との間でどのような駆け引きや妥協などがあったのか、ファクトを持って語るようなドキュメント記事がほとんど出なかった。これは社論が特定秘密保護法に賛成だろうが反対だろうが、それとはまったく別の位相でできる仕事なはずですよ。

つまり、賛否の社論や、それに合わせた論者のオピニオンはたくさん出たけれど、深い取材に基づく“内幕ドキュメント”みたいなものを提示する能力が落ちてきてしまっているのではないかな。これは自分の反省も含めてですが、非常に気になるな・・・という気はしていますけど。

【新崎】

今の話で言いますと、確かにファクトがまず第一だというのは、最初に楊井さんがおっしゃっていた通りファクトのエビデンスですかね。そこが大切だというのはもちろんあるし、そして岸井さんのように、今こういうような時代だからこそちゃんと主張を出すべきだ・・・というのもその通りだと思います。新聞労連の場合はやはり・・・産経は残念ながら新聞労連には入ってないのですが読売までが入っていて、それで、私がよく新聞労連で話をしているのは、多様なジャーナリズムの為には多様なメディアが必要である・・・ということも申し上げています。そしてどのメディアを読むかという選択は国民にあること。そのことも重要だと思っています。そういうところまで加えさせていただいて次の質問に移ります。

岸井さんに伺いたいのですが、『新聞人と首相との会食というのは、外国にはあるんでしょうか?』という質問です。よく首相動静欄を見ると、誰々と会食というようなメディア関係者の名前が登場することが多いかと思うのですが、その辺をちょっとお伺いできますでしょうか?

【岸井】

外国というと広くて、はっきりしたことは言えませんが、会食そのものは一般的に行われているのではないかな・・・という気はします。例えば、アメリカはそういう事はあまり表には出ていませんが、私がワシントン特派員時代に一番悔しかったのは、当時はレーガン大統領でしたけど、レーガン大統領は非常に親しい記者たちだけの会食・・・朝食会とかをやるんですよ。そういうところに我々はいれないんですよ。「ああ辛いな。ここはやっぱりお国柄が違うな」と思いました。逆に言えば、外国人特派員の人達は、日本のメディアが総理と会食するところには入れませんよね。

そういう点では、それぞれに閉鎖的なところがありますし、メディアとして気にするのは、それが癒着になったらどうしようもないと。メディア側から言いますと、やっぱり直接会って直接いいネタを取りたいと。特にそれが食事の席だったら絶対取れるわけですよ。何か言うわけですね。そのまま書けるかどうかは別にして。私も政治部の現役の時には、何とかして総理公邸にたった一人で入って行って、総理とそれが寝てる最中であろうと起こして話を聞く・・・というのが私の最大の目的で、いつもそれを心がけてやっていたわけですよ。そうすると「飯を食う」「会う」というのが、いいとか悪いとかという事とちょっと違って来るんですね。

私はだいたい歴代総理と、夜中に総理公邸で一人で会ったりしましたよ。それをやるのはなかなか大変です。それは変な話ですけど、日本マスコミの政治部には変な伝統がありまして、“ナントカ番”と言いますよね。私も何人かの“幹事長番”とかもやりました。そうすると、各社ともまずは“玄関番”から始まって、その通り方によって差をつけられるんですよ。玄関まででいい人。玄関からすぐ横の控え室まで入れる人。お茶の間まで入れる人。キッチンや食卓まで入れる人。寝室まで入れる人。そして最後は風呂場まで入れる人なんですよ。これをいつも私なんかは狙っていましたね。

だけどそういう人間関係を作っていくということが、どこかで、ジャーナリストと取材権という関係を超えて・・・そうすると“定番”と言いますからね。それから政争が激しい

時は、政治部に記者が帰ってきたとき、自分が担当している政治家とライバル関係の政治家担当記者とが帰ってきて、お互いの情報が全然違ったりするとケンカになるんですね。

「お前の情報はおかしい。どこから取ってきたんだ!」「こっちの情報がホントだ!」なんてね。だから情報の取り方も一線を引かなければいけないし、誰ともできるだけ近づいて本音を取る。これがいわゆる“夜討ち朝駆け”と言われてる事ですね。“夜討ち朝駆け”をなぜやるか。その前提は怒られるかもしれませんが、先輩から「政治家や官僚、とりわけ捜査機関は絶対に本当の事は言わない。時には嘘をつくからね。それをチェックして暴くのがジャーナリストだよ。新聞だよ」ということを、我々はだいたい教え込まれてきました。これがいいかどうかね。「政治家とかはいつも嘘ばかりついてる」と考えることがいいのかどうかはありますが、ただ私は基本的にそれは間違っていないと、今でもそう思っています。だいたい本当の事は言いません。隠します。会食というのがそれを暴く一つの手段だ・・・ということはあると思いますね。ちょっと言い過ぎですか？

【新崎】

ありがとうございます。別の質問の中に『記者クラブという特権を持っている大新聞は、この存在についてどう考えているのでしょうか。記者クラブにもたらされる政府の発表しか報道しないということもあるのではないですか』というのがありますが、この記者クラブの効用とか取材手法みたいな話を、青木さんにご見解をお聞きしたいのですが。

【青木】

何でそういう一番しゃべりにくいことを僕に聞くんですか？（笑）

【新崎】

岸井さんには政治部の現実みたいなものを披露していただいたので、社会部・外信部で取材経験のある青木さんはどうかな・・・ということで聞きたかったのですが。

【青木】

僕は主に社会部と外信部、つまり国際報道を担当するセクションに長く在籍して、外信部や特派員には所属する記者クラブなどないんですけど、社会部時代には悪名高き警視庁の記者クラブに3年ほど籍を置きました。非常に閉鎖的で、排他的で、フリーランスの立場になったいまはそれを痛感しています。だって、記者クラブに所属していなければ、当局者への取材アクセス権そのものを制限されてしまっているわけですからね。警視庁クラブに所属している捜査1課担当の記者は毎日のように捜査1課長に接触していますが、現在の僕が捜査1課長にインタビューしようとしてもほぼ不可能に近い。

その上で記者クラブ制度についてどうすべきかといえば、本当に理想的に運営されるのなら、当局の中に記者が常駐できるようなスペースがあるというのは、これは悪いことじゃない。むしろ良いことだと思うんです。警視庁の記者クラブに在籍していれば、警視庁の内部をあちこちほつつき歩いて様子をうかがうことができる。どこもかしこもというわけじゃもちろんないけれど、本気で権力監視をするつもりがあるのなら、これは絶好の環境でもあります。だから、こうしたメディアの拠点を日常的には大手の新聞やテレビが常

駐しながら守り、いざとなれば外部のフリーランスや外国メディアも喜んで迎え入れる、というような運営ができるのなら、記者クラブ制度は決して悪いものじゃない。

ただ、現状の記者クラブ制度に関して言うと、そうした理想的な運営にはほど遠いし、権力監視機能も果たしているとは言い難い。むしろ排他的な既得権益機関と化してしまっていますよね。だからこそ古くから盛んに批判され、新聞界も制度を改善するんだと言っているけれど、なかなか改善される気配がない。最近はメディア不信の温床の一つになってしまっています。ならば、これはもはや廃止した方がいい。それがフリーランスの記者としての率直な意見です。

それから先程の会食の話で思ったことがあるんですが、記者というのは、とにかく情報を取りたくてしょうがない生き物です。誰も知らない情報をとにかく掴みたい。これは別に政治思想は関係ない。ネタ取って何ぼ・・・というところがある。その情報は、ディープなものであればあるほど、情報源の懐に飛び込まないとネタなんて取れない。ただ、抱かれてしまったら記者ではなくなってしまう。このあたりの間合いというのが本当に難しく、おそらくは記者一人一人で価値観が違うんでしょう。僕から見れば「お前は完全に向こう側の人になっている」と思われる記者もいるし、「もっと飛び込まなきゃダメじゃないの」と思う人もいる。そもそもこうした記者の手法自体をアクセスジャーナリズムと言って批判の対象にもなっている。

だから一概には言えないんですが、間違いなく言えることも一方である。例えば僕が安倍首相から「メシ食わない？」と言われたら、僕は行くかもしれません。最高権力者から直接話を聞ける機会なんですから。まあ、誘われなくてもしょうけれどね（笑）。他方、ここが現下日本メディアの問題点だと思うのですが、経営と編集の分離がいまひとつ不明確だということです。つまり、メディア組織の経営側にいる者が首相とメシを食うなんてことは絶対あってはならないことなんです。だって、この国の最高権力者である首相は、メディアの記者たちにとって最大の監視対象でしょう。そんな人物とメディア組織の経営者がメシを食えば、現場の記者たちはいろいろ憶測する。「何を話したのか」「軽減税率のことか」って憶測して、自粛や萎縮が広がってしまいかねない。市民だって、そのメディアに対する懐疑心を強めるでしょう。

つまり、メディア組織の経営者が権力者とメシを食うなんていうのは百害あって一理なし。絶対にあってはならないことなんです。ところが日本の場合はそれが平気で横行してしまっている。なぜかといえば、岸井さんはよくご存知でしょうけれど、大手新聞ではほとんどが政治部とか経済部の出身の人が社長になるんです。そういう記者が社内で出世の階段を上り、いつからか経営の側に回っていく。つまり経営と編集の分離が非常に不明確なんです。読売新聞なんかはちょっと前までトップが「グループ本社代表取締役会長兼主筆」ですからね。経営と編集の分離もクソもあつたものじゃない。

本来、メディア組織は経営と編集をきちんと分離しなくてははいけないんです。所詮は営利企業ですから完全に分離することは不可能でしょうが、本来はこれを分けて、経営側は経営に専念してもらって取材源には一切接触しない。編集の方は編集でやりますから・・・というようなシステムを、もうちょっときちんと整理をして作らなくてははいけないんです。

朝日新聞バッシングの時に一つだけいい傾向だなと思ったのは、編集と経営の分離ということであつたんですよね。あの時は、池上彰さんのコラムを掲載すべきかど

うか社長も判断したことが問題になった。コラムを掲載するか否かは編集の問題であって、ここに経営トップの社長の判断が入り込むのはマズい。そんな議論が巻き起こったんですね。それは良かったかなと僕は思ったんです。

要するに、メディア組織の経営者が首相とメシを食うなんて論外。一方、政治部の記者が首相とメシを食うのは、一概にダメというのがどうなのか。さまざまな意見があるところでしょう。もちろんメシ代をきちんと支払うのは最低条件だし、メシを食った上でヨイショ記事ばかり書いているなら、その記者は御用記者だなと蔑まれるべきでしょうけれどね。

【岸井】

それに関して二点確認しておきたいのですが、一つは、我々が伝統的に先輩からずっと言われ続けてきたことがあって、それは「総理であろうと誰であろうと、会食したら必ず奢り返せ」と。借りがある感覚のままではダメだから、もし料亭で接待されてメシを食ったら、例え縄のれんでもいいから必ず奢り返せと。まあ、どこまでやれるかというのがありますけど・・・いつも給料天引きされている立場からは、なかなかそれが出来ないということもありましたけどね。

それから経営と編集の独立ということに関して、もう40年以上前の話ですが、私は新研部長の立場で仲間と毎日新聞綱領というのを作りました。その中に「編集と経営を独立させる。その為の主筆を作る」ということを、一番強く主張したのは私なんです。それがわざわざ入った編集綱領は、社員手帳の中に全部入っています。

「主筆は経営あるいは権力から独立する。それを守るための仕事为主筆だ」それをあえて明記したという経緯があります。それがないと、やはり現場というのは変わらないですね。かつてそういうことで頑張ってきてよかったなと思っています。自分が主筆になるなんて思わなかったですからね。かなり昔の話ですけど、そういうことがありました。

【新崎】

今の経営と編集の独立ということで、朝日新聞バッシングの話は青木さんがしましたけど、やはりその時の「池上コラムを載せない」という上の判断に対して、現場からはかなりの異論がガンガン上がったんですね。これはやっぱり朝日新聞というのはしっかりした会社だなと。現場で考えている記者がちゃんとして、これから朝日新聞が勢いを取り戻してくる原動力になるだろうな・・・と思って見ていました。

上からの指示と違ったことを現場の記者が言いづらいという状況が、いまの新聞業界のいろんなところで目につくようになってきていて、そこに対しても、新聞労連というのは物申していかなければいけないな・・・ということを感じているところです。

というところで、記者クラブとか取材の手法みたいな現場の話が出ました。もちろん楊井さんも記者経験はあるわけだけれど、今は逆の立場というか、取材の成果を見る立場にいらっしゃるわけですけど、今のお話を聞いてどのように思われますか？

【楊井】

アクセスジャーナリズムという言葉があります。しかしながら日本のジャーナリズムの

教科書、辞典には載っていない言葉なんですね。アクセスジャーナリズムというのは、まさに権力側・情報源側に接近しすぎる。そこからネタを取ってくる。権力側からネタを取ってくることに一番の重きを置くジャーナリズムというのは、これはダメなんだという風に言っているのが、アメリカのジャーナリズムにはあります。なので、これをデビット・ケイさんも記者会見で、アクセスジャーナリズム・記者クラブは廃止すべきであるという提言をしています。にもかかわらず、これを報道したのは東京新聞と朝日新聞のデジタル版だけでした。なぜか朝日新聞のデジタル版では、きちんとデビットさんの発言を引用したのに、紙面版では消えていました。それで毎日、読売、産経、日経の各紙は、記者クラブの廃止提言については一切触れていませんでした。

私が思うのは、今日は「メディアと権力」というタイトルだったと思いますけど、おそらく皆さんのイメージでは、「メディア対権力」だったと思うのですが、私のイメージでは、「メディアと権力はまさに一体化している。むしろメディアというのは権力の一部なのではないか」ということが一番の問題です。

先ほど記者クラブの話もありましたが、確かに官庁の中をウロウロして・今はそれが出来なくなっていると思うのですが、かつては引き出しを開けるなんて事も出来たかもしれませんが、そういうことも要するに官僚と一体化しているわけです。全くのインナーサークルであって、お友達になっていたわけです。さすがに今は、そういうことが出来なくなっているという変化はありますけど、それでも記者クラブ制度というのは存続してしまっている。そしてせっかく優秀な人材のリソースの大半、メディアの膨大な人員を記者クラブに張り付かせてしまっているんです。

なのでどうしても、ニュースソースがそういう行政機関などに偏り、そこがどういう動きをしているか・・・というような情報ばかりになってしまっている。社会で何が起きているのか。その行政機関の外に出て取材するという、そういうリソースが少ないわけですね。いないわけじゃないけれど、“遊軍”というような人達が少ないわけですね。僕は「記者クラブを廃止しろ」とまでは言いません。残してもいいのですが、少なくともそのリソースを記者クラブに重きを置くのではなくて、そっちは最小限にして、もっと社会で何が起きてるかを取材して、そして、記者クラブにもたらされる情報が、ホントなのかどうかということをしちゃんと検証しなければならない。それがあまりにも記者クラブに張り付いていると、それが検証出来なくて、それをそのまま流してしまうということになってしまふわけです。だからメディアは、行政側とかの情報を検証するために、もっと記者クラブの外にでなければならないのではないかと思います。

【新崎】

青木さん、どうぞ。

【青木】

僕も通信社の記者としていくつかの記者クラブに在籍していましたから、自分のことを棚にあげるなという批判は甘んじて受けるつもりでお話しするのですが、例えば警視庁の記者クラブというのは、朝日、毎日、読売、東京、日経、産経、共同、時事、NHK、民放各社・・・といったメディアがのきなみ加盟していて、各社10人ぐらいの記者を常駐させ

ているんです。つまり、警視庁という首都警察組織だけに一社10人、合計すると100人を超える記者が張り付いているわけです。

僕は特派員として韓国に長く駐在しましたが、首都警察のソウル市警の担当記者は、大手紙でもせいぜい一人か二人ですよ。それも若手です。聞くところによると、ニューヨークあたりでも市警の担当記者は一人か二人だそうです。つまり、首都警察にこれほど大量の記者を日常的に張り付かせているというのは世界的にもすごく異例なんですね。

歴史的に理由をひもとけば、日本の大手紙というのは、世界的にいうクオリティペーパーというより、むしろ大衆紙に近くて、米国で言えばニューヨークタイムスやワシントンポストとイエローペーパーが合体したような、そういう巨大な大衆紙だから、やはり事件・事故の記事というのが、それなりの読者がいたりして重宝されていた。それはそれで理解できなくもないんですが、昨今は新聞社の経営環境がどんどん厳しくなっている。あるいはデジタル対応で記者がものすごく忙しくなっている。あるいは調査報道こそがやっぱり大切なんじゃないかとか、何よりもこれだけ記者クラブが批判されていて、それがメディア不信の原因になっている・・・こういう状況を考えれば、かつてのように余裕のあった時代ならともかく、僕は警視庁の記者クラブに張り付ける記者の数をせめて半分にして、残りの5人を調査報道とか他の取材に回すとか、せめてそういう改革をやってもいいんじゃないかと思うんです。この程度のことだったら、新聞協会などで記者クラブのあり方を根本的にあらためるなんていう難しい問題ではなく、どこか一社の編集局長なり社会部長が決断すれば、明日にだってできる。

もう一つ言えば、これに関してはたぶん、楊井さんも岸井さんも新崎君も僕も、全員に共通して言える話だと思いますが、どこの新聞社、通信社に入社しても、最初は地方の支局に行ってサツ回りをさせられるんです。これはたぶん大半の地方紙も基本的に同じでしょう。このサツ回り体験というのが、なんだか新聞記者の郷愁を誘うような共通体験になっている。それは外信部の記者だろうが、政治部の記者だろうが、文化部の記者だろうが、社会部の記者だろうが、世界各国に駐在している特派員だろうが・・・若い頃にサツ回りしたというのが、一番の原初体験になっているんですよ。

だけど新聞の経営状態とか、既存メディアを取り巻く状況がこれだけ悪くなったり、メディア不信が高まっている中、これも根本的に見直してもいいんじゃないか・・・という気がするんですよ。最初に地方支局に出すところまでではいいとしても、サツ回りさせることにどれほどの意味があるのか。守秘義務を課された警察官は取材の壁が高いから新人記者の訓練になるとか、警察は巨大な権力機関だから監視しなければならないとか、あるいは頭でっかちの大卒記者に事件事故の現場を学ばせるんだとか、新聞社内ではその“効能”がいろいろ語られてはきた。納得できるところがないわけじゃないけれど、サツ回りが警察権力の監視役を務めているなんていうのはほとんどなくて、逆に警察権力に飼いならされてしまっているのが実情なのは多くの人に見破られてしまっている。これも見直すべき時期に来ていると思います。

【岸井】

特に付け加えることはないんですけど、記者クラブ制度というのはホントに限界がきたなと。やっぱり抜本的に見直さなければいけないという、そういう時代になったなという

感じがします。ただこれにもいろんな要素があって、よほど慎重にやる必要があるでしょうね。先ほど引き出しを開けるとい話がありましたけど、だけど私が役所を回っていた頃は、さっきも話したように先輩からは「役所というところは絶対に本当のことは言わない。大事な事は隠す」と言われていた。つまり記者クラブで人間関係を作る最大の目的は、内部告発を取る事なんです。そうすると中には、わざわざ連絡してくれて「俺がいない時にその書類を持っていってくれ」という事があるんですよ。それを盗みにいくんですよ。その為に私は何回、記者クラブを追放されたか、除名になったか(笑)。書いちゃいけないことを書いたからです。それは日々接している連中だからできるんですよ。こういう面もあったんです。だけどそんな事をいつまでも言っているかもしれないな・・・ということは感じますね。

【楊井】

皆さんもどこかで聞いたことがあるかもしれませんが、“出禁”(出入り禁止)という制度があります。まさにこれは権力側がメディア側に圧力をかける、一つの重要なツールになっていたわけですね。しかしながら全くメディアは、今まで記者クラブにいる以上、“出禁”になったら仕方ないし、それがいずれは解除されて元通りになるわけですね。そういうくり返しの中でやってきているので、それが当たり前だと思って、国民にも“出禁”になりました・・・とはあまり知らせないわけですね。

この前、産経新聞がNPBだったかな、プロ野球の賭博問題で書いて“出禁”になったことを一面に書いたんですね。なぜそういう事を今までやってこなかったのか。別にメディアは、自分達が取ってきた情報に、報道する価値があると思えば報道すればいいわけで、それを出入り禁止という制裁を被るいわれはない筈です。まあ違法行為をすればもちろんダメでしょうけど、でも認められた範囲内でやることは出来るわけです。

しかしながら、そういう圧力を受けてきたということを、国民に知らせないまま、インナーサークルで“なあなあ”でやってきた・・・というところがあって、それが結果的に、国民の知る権利を侵害している。つまり、“出禁”にならないように「ここは書かないでおこう」とか、そういう自主規制というのが始まるわけですよ。そういう事がずっと無意識のうちに積み重なっていく。

だから先ほどメディア幹部の“会食”といった話もありましたけど、皆さん、会食の内容を聞いたことがありますか？国民に知らされましたか？国民にその内容が全く知らされないのだったら、いったい何のために会食しているんですか。知る権利には何の貢献もしていないわけじゃないですか。そこで聞いた話はすぐには書けないにしても、じゃあどういう風にして国民に還元しているんですか。ただ単に食事しているんな話して「成る程この政治家はこういう風に考えているのかな」という風に、記者自身はいろんな知識が入ってきて自己満足しますよ。でも結局、国民には知らされないわけですよ。

“国民に知らせて何ぼ”というのがジャーナリズムなのに、それでは何の為のジャーナリズムなのか・・・という事を、記者クラブや会食の問題で聞きたいと思いますね。

【青木】

楊井さんはわかっておっしゃってると思うのですが、“出禁”というのは、厳密に言う

と2つのパターンがあって、記者クラブ内の決めごとを破った場合、これは記者クラブが“出禁”にするケースがまずあるわけですね。ある時点で一斉に報じると決めたのに、これを破ったのはけしからんというのが代表的なパターンです。これは正当な場合と不当な場合があって、例えば外交文書の公開なんていう報道では、文書が大量だったり分析が必要だったり事前の取材が必要だったりするものを、事前に文書を示してもらった上で「この日に報道しましょう」という事を決める。業界用語でいう“黒板協定”とか“シバリ”という制度です。それを破った場合に“出禁”になる。

この程度は決して不当とはいえないと思うんですが、明らかに不当な場合もあって、今でもたぶん一部の地方などで行われていると思うけど、「これはウチも知っているし、オタクも知ってるでしょう。だったら無駄な抜き合いはやめてシバっちゃいましょう」なんていって報道を自主制限してしまうこともある。これを破って一社が“特ダネ”として書いて、「あのヤロウ、抜け駆けっしやがってずるい」と言って“出禁”になるケースもある。

一方で、当局が“出禁”にするケースもある。社会部なんかで一番よくあるのは、東京地検特捜部・検察の捜査をめぐる報道ですね。検察という組織はメディアの取材報道にひどく強圧的なところで、「特捜部の調べでわかった」と書くだけで“出禁”になっちゃう。だから最近の記事は「特捜部もこの事実を把握している模様だ」なんてボヤかして書く。一般読者には「模様」ってどういうことだって思われるでしょうけれど、そう書くことで“出禁”を回避する。

しかも検察が一部メディアを“出禁”処分にする際も軽重があって、地検出入り禁止、地検と高検出入り禁止、全庁出入り禁止・・・とか、いろんな“ランク”があったりする。あまりに処分が乱発されるものだから、各社の記者同士で助け合うことも起きる。「お前のところも“出禁”になったら助けるから、今回は俺のことを助けてくれ」なんていってライバル社の記者同士が情報交換をしたりね。

そんなことも起きてはいるわけですが、これは今度は俺のところを助けてくれ」とか言いながら、そこは何とか情報を取るんです。これは当局が出入り禁止にすることで、まさに楊井さんがおっしゃるように圧力なんですね。しかも検察とメディアの力関係は圧倒的だから、こんなみつももないことが平気でまかり通ってしまう。

余談ですが、メディアのカメラというのは一般に傍若無人であって、どこにでも突っ込んでいってカメラを回すしシャッターを押すんだけど、ほとんどカメラが入れない役所というのが二つあって、警視庁と検察庁がそうです。この2つの役所には、カメラがほとんど入らない。例えば検察が大物政治家・金丸信を捕まえました、田中角栄を捕まえました、と言ったような時でも、東京地検特捜部長とか検事総長などが記者会見した、なんていう映像は見たことがないでしょう。本来であれば、逮捕会見をしてくれと要求すべきなんだけど、そんなことすら行われなかった。

警視庁もそうです。地方の県警なんかは、重要犯人を逮捕すれば、捜査一課長なんかがうやうやしく記者会見をして、「本日誰それを逮捕しました」なんてやってますけど、警視庁でそういう記者会見が行われたというのは、僕の知る限りでは、オウム真理教の麻原彰晃を逮捕した時と、その前だと、連続企業爆破事件の被疑者を一斉検挙した時に警視総監自らが記者会見したぐらいでしょう。

他の記者クラブ、たとえば官邸だったり、経済官庁だったりの記者クラブなら、外国メ

ディアなどの“外圧”もあって一定程度は開放されているけれど、警視庁や検察の記者クラブというのはまさに閉じられた空間の中で、外国メディアもいない、フリーランスもいない、そういう中で既存メディアと当局が密やかに癒着してしまっているという状況になっている。

繰り返しますが、僕もそこにいたわけだから偉そうなことは言えません。ただ、記者クラブ制度の問題は、いい加減に真剣な改革をしないといけないんじゃないでしょうか。

【岸井】

そこでね、いろんなことも慎重に考えなければいけないところもあると。基本的には会食も記者クラブも、抜本的に見直すべきだというような話ですけど、今の状況というのは、もうひとつ全く違う状況なんですよね。それは特定秘密保護法が成立してしまったということです。これどうやって取るんですか？こないだ野党が要求したTPPの交渉資料は、全部真っ黒けのシミ塗りでしょう。そして国会に政府が報告したら、何が秘密かそれが秘密だと。ホントにこれからの取材は大変ですよ。だからこの壁をどのように突破して本当のことを取材するかといたら、会食でも何でもやる。それをやって、内部告発を取るしかないんですよ。しかしそれがわかっちゃったら相手も罰せられますからね。すごい命がけになるんですよ。そういう時代に入っちゃったということを、同時に考えておかななくてはいけない。

【新崎】

特定秘密保護法に関しては新聞労連の方でも、法案が作られる段階からずっと反対を続けて、今も廃止を求めて運動をしています。これはいま岸井さんが、昔のよき時代の取材手法の話をしていただきましたが、やはり特定秘密保護法というのは、記者が萎縮するんじゃないかな・・・ということがよく言われてましたけど、実際にいま何が起こっているかと言うと、記者よりもむしろ取材先の萎縮なんです。

内部告発という話がありましたけど、これは聞いてる話ですけど、防衛省担当の記者がいて、今までは官僚の人達と酒を飲みながらいろんな話が聞けた。そして中には、情報の端緒をくれる人もいた。だけどそれがやはり、特定秘密保護法ができてから、一切情報が漏れてこなくなった。そして酒を飲んでた人も「新聞記者と付き合っていると俺の立場がまずいんだ」と言って、酒の席にすら来なくなった・・・という状況が生まれています。これが今の秘密保護法の問題点だと思うんですね。

これはデビット・ケイさんの指摘にもありましたが、日本の権力とメディアという時に、一番根本にある、権力がメディアをコントロールしている一番の根幹の部分になっている問題だ・・・ということは、指摘をしておきたいと思います。

次の質問に参ります。放送法の話がありましたけど、『日本では放送局の監督権限は総務省が持っているんですが、アメリカのように独立した委員会が監督する仕組みが必要じゃないでしょうか』という質問です。青木さん、岸井さんはもちろん、テレビにはかかわっているけどももとは新聞業界の方です。そこで今日はこの会場に、民放労連の書記次長をされていて、私が議長をしている日本マスコミ文化情報労組会議という共闘組織の事務局長もやっていただいている岩崎さんがお見えですので、ちょっとその辺のお話をし

てもらえればと思います。

【岩崎】

民放労連の本部におります岩崎と申します。私はメディア総合研究所の事務局長もやって、放送レポートという雑誌の編集もやっております。放送の独立行政委員会方式というのは、議論にもあった通り世界の常識です。それで日本も1950年に放送法が制定された時に、同時に、電波監理委員会設置法という法律が作られまして、これが実際に独立行政委員会というカタチでした。それでこの電波監理委員会は、放送局に対して免許停止とかのペナルティを与えると。それで放送局の側から苦情とか異議の申し立てがあったら、それを受けつけて審議する・・・という仕組みになってました。それが1952年の吉田茂内閣の時にアメリカから独立したとたんに廃止ということになって、その仕組みが欠けたまま今日まで来ているというところで、放送法の4条の解釈で、電波法の運用停止の規定を動かすという、非常に無理な解釈を60年以上とってきたということだろうと思います。

民放労連としても、少なくとも政府が放送に免許を与えたり取りあげたりというように直接に影響が及ばないようにコントロールしていくというのは世界の常識だから、まずそれを議論すべきじゃないかということで、制度要求として取り組んでいるところです。こんなところでよろしいでしょうか。

【新崎】

ありがとうございました。次の質問ですが、岸井さんに『今後はどのような場で活動されるんですか？会社からの圧力はないのですか？テレビメディアは継続が出来ますか？』というような質問です。

【岸井】

圧力は一切ありません。TBSからも毎日新聞からも一切ありません。まあ私の性格を知っているという事もあるんでしょうね。なんか変なことを言えばね(笑)・・・そういうことは、噂ではいろいろ言われますけど、ホントに何にもないですよ。ただこういう立場になったので、個人的に言いますと、夜中に終る仕事をするので、その後、家に帰ってからがなかなか眠れなくなるんですよ。ヘタすると翌日に仕事がある時なんて、ホントに大変なんです。

そういう意味で、3年間続いたそういうところから開放されたというので、割りと昼間の時間を自由に使えるようになるのかな・・・と期待はしてます。ただこの問題があって、ひとつのターゲットになっているものですから、当面は、弁護士会と学者の会でのゲストとか基調講演が、ズラッと今年いっぱい続きます。最近、学生たちがデモをやる時もぜひ来てくださいと言うんだけど、ちょっとそこら辺はまだね。体力的にもいろいろ。私はガンを2回やっていますからね。だからそういう意味でも、体力とも相談しながらですけど、当面は弁護士会と学者の会との共闘的なカタチで、とにかく電波停止という高市・・・まだ彼女は大臣の席にいるんですからね。そんなことが許されるはずがない。こんな事は絶対に許しちゃダメだ・・・というのが第一ですね。

当面は選挙でこの問題を大きく・・・安保の問題と電波停止発言。これを大きな争点にす

べきだと。これもちゃんとメディアの一員として言うべきことだ・・・ということで、頑張
っていきなと思っっています。(大きな拍手)

【新崎】

そろそろ時間になってきましたので、手短にしたいと思っいます。『18歳選挙権など、若
者の政治参加が話題になっていますが、今日の集会には若者がほとんどいないのですが、
その現状をどうお考えですか？(笑) また若者に“メディアと権力”について、何を伝え
たいと思っいますか？』という質問が来ています。どなたかどうでしょうか。

【岸井】

だいたい釈迦に説法ですけど、国の将来って若者の肩にかかっていますからね。一番心配
なのは、若い有権者の投票率が非常に低いということですね。だから出来るだけ投票所に
足を運んでもらう。なぜそれが必要なのか。権利であると同時に、責任と言うんですかね。
義務と言うとなかなか異論があるかもしれません。今日はチラシを社から持ってきたらし
いんだけど、私自身の宣伝をするわけじゃないですよ。とにかく今、何をやってもらいた
いかと言うと、若者向けに「何で選挙をやらなければいけないか」「政治とは何なのか」と
いう、教科書的なイロハみたいなそういう本を作ってくれと言われて、「そんなヒマはない
よ」と言っただけで、とにかく口述筆記して、選挙前にそれを出そうということにな
って、さっきその最終的なゲラ刷りを見てたんですけどね。とにかく今の若者がどうして
政治というのは難しいかと、最初から思い込んでいるのか。なぜ選挙が大事なのかとい
うことを、ホントにイロハからずっと・・・特に日本の戦後政治の中での若者の役割。将来
にその役割が大きいか・・・ということのアレします。ただ表題がね。政治家からすると
「なんだ！」と思うかもしれんけど、“政治家の品格”という題なんですね。その裏には、
「最近なんでこんなに政治家の品格が落ちたんだ。信じられないよ」という思いがあるの
で、「そこだけはよく若者も見抜いてくださいよ」という意味が入っています。

【新崎】

今の質問と同じような質問ですけど、『18歳選挙権がスタートしますが、若者に対し、
メディアや教育は、どんなアプローチをすべきと考えますか？』という質問が来ています。
この中では一番若い楊井さんは、どうお考えですか？

【楊井】

そうですね。それは非常に重要な問題だと。まあメディア・リテラシー(メディア教育)
というのは、日本にはないんですね。あえて言えば政治リテラシーというか、政治につ
いてもあまり教育現場では議論しないことになっている。だから当然若者は、メディア・政
治に対してアチラの世界の話ということになってしまっっているわけですね。自分達の世
とは異なる別世界の話と思っっている人が、若者の大半なんだろうと思っいます。何か言っ
ても何かが変わるわけでもないし・・・ということで、それなら自分達の目の前の生活の方
を楽しくやっっていけばいいと、そういう事になっていると思っうんですね。

ただそうは言っっても、これだけ世の中にいろんな問題が山積してっいて、社会を二分する

ような問題が次から次へと出てくる現状では、若者の中にも行動する人は出てきていると思います。私もその感覚はよくわかるんです。どういう事かと言うと、いろんな問題はありますが、批判をしても始まらないんですね。世の中は変わりません。もちろん、批判するのは大事なことだし必要なんですが、それだけでなくその先にどうするのか・・・対案を見つけていく作業というのにも必要になってくるわけですね。もちろんメディアには対案を出せという、そういうところまでは求められてはいないと思います。それだったらメディアがシンクタンクみたいになっちゃいますからね。

日本の現状に非常な危機感を持っている若者は多いと思います。それをいろんな社会活動・・・例えば、僕と全く同年代でNPOフローレンスというところで病児保育の問題で社会起業をしている人もいるし、そういう若者がどんどん出てきています。私もメディアを批判していてもメディアは変わらないので、メディアをきちんと検証して、そして意味のある情報発信をしていこうという事で行動を起こしてきました。そういう若者が出てきています。

メディアはそういった中で、やはりきちんと社会と対話する窓口を開くというか、批判とか異論とか、そういったものをきちんと受け止めていかないと、若者の新聞離れ、メディア不信というのは、今後、どんどん深まっていく可能性は高いですね。若者から見て、魅力のあるメディアというのがどういう事かと言うと、やはり、それは単なる批判とか単なる論ではなくて、アッと驚くような事実や情報だと思いますね。そうすると認識が変わるわけです。社会に対する見方とか、そういうものを変えるような驚くべき情報を提供する。まあ週刊文春は日本社会をどんどん揺らしたスクープを連発しましたがけれども、新聞もテレビもそういったことをしていけば、若者も「なるほど、メディアや報道にはそういう価値があるのか」ということで、もっと関心が高まると思うんですね。今のままだったらどんどんメディア離れも進むし、かといって、メディア・リテラシーが身に付くわけでもない・・・というような、非常に悪い方向に向かっていくんじゃないかと思います。

【新崎】

ありがとうございます。青木さん、どうですか？

【青木】

いや、僕は別に18歳の若者に偉そうに語るようなものはないですからいいです。(笑)

【新崎】

じゃあ、終了予定時刻を回りましたので・・・

【飛び入り質問者】

すみません。一つだけ質問させてください。

【新崎】

会場からの質問は出来れば・・・

【飛び入り質問者】

それはメディアらしくないのではないですか？（笑）

【新崎】

じゃあお一人だけどうぞ。

【飛び入り質問者】

僭越で大変失礼いたしますが、どうも期待した話が聞けなくてがっかりしました。これは正直な意見です。こんな初歩的な当たり前のことを、なんでこんな議論をしなければいけないの？私が思うにはね、いま財界で、大会社で起こっている事件・・・

※会場内から「質問をしてください」の声。それに対して「無視！」の声。

【飛び入り質問者】

当たり前のことを、組織の中で当たり前にやれば、こういう問題は防げたはずですよ。例えばメディアでいう「天下の剣を抜いて政権に闘いに行く」これがメディアの究極的な仕事だと思いませんか。それを認めるのはメディアの社長ですよ。「俺が責任を取るから思いっきり闘ってこい」と。それが当たり前じゃないでしょうか。なんでこんなに、枕を並べてメディア各社が討ち死にしているんですか。新聞もテレビも。それを証拠にそういう本質的なことを・・・

【新崎】

質問ということをお願いします。

【飛び入り質問者】

なぜそれを果せないのか。誰も果たさないからああいう事件が起こっている。政界も同じ。メディアもそういった機能を果たしていない。いくら安倍という強面がいても、それに対して正当な剣を抜いて闘うのが仕事じゃないですか。それなのに組織が悪いとか法律が必要とか、私は関係ないと思います。

※会場内から「帰っていいぞ！」の声。

【飛び入り質問者】

それをどう考えるか・・・ということに教えてください。

【新崎】

この集会の主催者ですので、お答えになるかどうかわかりませんが、要するに、私達がなぜ“権力とメディア”という集会をやろうとしたのかは、私達が労働組合だからです。やはり会社の経営に対して、もちろん新聞の編集方針等に対して、いろんなところに私達も疑問を感じています。そしてその疑問を、皆さんと一緒に考えようという機会として、この場を設けさせていただいています。

新聞労連というのは、新聞社の現場で働いている労働者の8割が加入する組合であり、そこにはいろいろな論調を持つ新聞社があるわけです。その個々の論調に対してまで何か言えるのか・・・ということは、私達の立場というものは当然ありますけど、でも、ジャーナリズムの為に多様なメディアを確保するということは、私達は必要だと考えています。そのために、少しでも皆さんと一緒に考えていく材料を集められれば。そしてこの議論から、読者の皆さんにもいろいろ考えていただいて、連携していくことが出来ればと考えています。(拍手)

【岸井】

あえて一言、私の希望として付け加えれば、先ほどちょっと主筆の問題に触れましたけど、いまの質問で社長とおっしゃいましたけど、やっぱりこれは究極的に無理ですよ。経営の責任を持っている社長では、そういう判断はなかなか難しいと思います。そうすると、やっぱり経営と分離して、ジャーナリズムあるいはメディアの役割を貫くと。

【飛び入り質問者】

そうすると、ノブレス・オブリージュというのはないんですか？

【岸井】

そうなるべくとね・・・それよりも、あえて言いたいのは、社長に全権限を・・・とおっしゃるのであれば、それはかえって難しいかな。主筆、そっちが責任を持つと。

【飛び入り質問者】

それでもいい。

【岸井】

うん、全責任を持つと。

【新崎】

じゃあすみません。もう終了時間になりましたので、最後に、三人の方々に一言、いい残したことをお話ください。楊井さんからお願いできますか？

【楊井】

最後に、なぜメディアはしっかりならないのか・・・という問いかけがありました。ただこれは僕も、現役の記者などから話を聞きます。みんな危機感を持っています。例えば私の誤報を検証する活動に、応援してくれている現役の方は沢山います。なぜそういう方がいるのか。現場では危機感をもっています。ただ声を発することが出来ないんですね。そして、日々の忙しいルーティンワークの中で、先程の記者クラブにみんな張り付かされていますから、基本的にはそれ以外の管轄外の事は書けません。そういう縦割りの構造になっています。ですからなかなか難しいのですが、やはり内部の皆さんの危機感を、外にいる市民の方々と、メディア出身の岸井さんや青木さんなど、ジャーナリストのOBの方々が

結集して、それは新聞労連でもいいですし、それ以外の何か新しい組織を作ってもいいですから、ジャーナリズムというものを根本からきちんと考えて提言していく。あるいは、チェックして検証していく。

さっき私は、「一般の民主主義の社会では、メディアを検証する民間団体はいくらでもあ
るし、それが普通なんです」と言いましたが、日本にはないんです。もしかしたら新聞労
連がそういう役割を担ってくれるのかもしれませんが、新聞労連もやはりメディア側の組
織なので、もっとメディアから独立して、そしてちゃんとジャーナリズムをわかっている
人達が、その中に多く参画して、しっかりと今のメディアの問題点をチェックして、ここ
はおかしいんじゃないか・・・ということを、ジャーナリストの方々がもっと声をあげてい
く。それをみなさんもきちんと支持をして、関心をもって参画していただくと。そして、
メディアを変えていかなければならない・・・という世論を作っていくということが、迂遠
もないかもしれないけど、そういう行動を、少しずつでもやっていくしかないんじゃない
でしょうか。

私はその一翼を担う覚悟はありますし、微力ながらすでにもう4年間やっています。で
すから、そういう事をやっていくしかないんじゃないでしょうか。(拍手)

【飛び入り質問者】

タチバナさんみたいな、立派な人もいないですか。

【楊井】

もちろんいらっしゃいます。そういう方々が・・・

【飛び入り質問者】

どうしてそういう風に真似が出来ないんですかね。

【青木】

会場から飛び入りで質問された方、おっしゃる事には同意する面もありますが、こうい
う形のシンポジウムを、新聞労連の新研部はかなりのタブーを犯してやっています。それ
を“がっかりした”と安易に一刀両断にするようなことはおっしゃらないでください。(拍
手)

それから僕の最後の一言ですが、今日はこの事を絶対に言おうと思ってここに来ました。
つい最近も、新聞は一体どうしてしまったんだろうと感じたことがあったんです。いわゆ
る盗聴法の改正・強化の問題です。僕は、現在の盗聴法ができた’99年に社会部にいまし
たから、野党もメディアもものすごい反対の声をあげたことをよく覚えています。僕もそ
ういう記事を何本か書きました。盗聴法は通信の秘密を保障した憲法に反するものだし、
このような権限を警察組織に与えてしまっているのかという議論が巻き起こったんです。
だからこそ現行の盗聴法はかなり抑制的な内容になった面もある。

しかし、先の国会でこの盗聴法を大強化する改正案が成立してしまった。僕に言わせれ
ば、“盗聴捜査の全面解禁”といえるほどの内容です。なのに、ほとんど議論が起きなかつ
たし、新聞もほとんど問題視しなかった。取り調べの可視化とセットだったからとか、他

にもいろんな問題があったのかもしれませんが、この鈍さはいったいどうなってしまったんでしょうか。僕は心底落胆しています。

取り調べの可視化だって、本当の意味で捜査の歯止めになるかは大いに疑問なのですが、それはとりあえず置きます。盗聴法が大強化され、詐欺や窃盗といった一般刑事犯までが盗聴捜査の対象になってしまうわけですが、メディアの記者はこれをもっと深刻に捉えるべきです。少し考えてもらいたいんですけども、僕達が事件取材をする際には、当たり前ですが警察や検察側の取材をする一方、被疑者とされた側にも可能な限り話を聞こうとしますよね。被疑者とされた側の言い分も伝えるのはメディアの基本的な役割であるし、同時に、そこから捜査の問題点なども浮かび上がってくるかもしれない。ひょっとしたら冤罪かもしれない。しかし、今回の盗聴法が施行されたら、かなりの被疑者は盗聴捜査の対象とされるでしょう。そうすると、記者と被疑者の間の通話なども盗聴され、警察側に筒抜けになりかねない。つまり、メディア規制につながりかねないような面もあるわけですが、今のメディアが、特に新聞がほとんど反発をしなかったというのは、いったい新聞界はどうなってしまったのだろうか、正直言って感じました。これは現場記者の皆さんにぜひ考えてもらいたいと思います。

それから、この6月4日に、NSA（米国家安全保障局）の大規模な通信情報収集を暴露したエドワード・スノーデンとネットでつないでインタビューするというシンポジウムが開催されて、僕も参加して話もしてきました。彼はなかなかのインテリで、「国家とか政府とか権力者とか大企業とか、都合の悪い事は全部隠したがる。それは当たり前だ」という話をしていました。その上で、「これはアメリカもロシアも中国も日本もそうだが、都合の悪いことを隠させないためには、外部からの監視機能が必要だ。積極的な監視機能を担うのは、結局のところメディアしかない」とスノーデンが言ったんですね。

まったくその通りだと僕も思います。僕は組織を離れ、いまはフリーランスという立場ですが、メディア業界の片隅で仕事をしているという意味では、新聞労連のみなさんと基本的には同じ立場です。権力の監視機能を僕たちがどれほど果たせるか。お互いに切磋琢磨しつつ、頑張っていきましょう。（拍手）

【岸井】

今の盗聴法にちょっと触れます。私も「岸井さん、聞かれていますよ。スマホに代えたらいいけど、スマホは使わない方がいいですよ」と言われたことがあるんです。それはアメリカの記者の中では、もう当たり前になっているんですね。もうアメリカの記者はみんな、何フォンって言うの？ レンタル？ プリペイド？ なんです。「自分の携帯をそのまま持っている記者なんていないよ」と言われて、「えっ、そこまで進んでるの？」と驚きがありましたけどね。だけど同時進行として、そういう事も進んでいるんだことはやっぱり・・・だけどさっきのエビデンスでいうと、じゃあエビデンスはあるの？ と言われると、今は何がどこでどうやって盗聴されているかわかりませんからね。

もう一点その関係で言うと、ここのところ、海外メディアの日本のメディアに対する目は非常に厳しいですね。さっきワシントンポストの社説も紹介しましたが、この間までニューヨークタイムスの東京支局長をやっていたマーティン・ファクラー。彼が最近出した本“安倍政権にひれ伏す日本のメディア”。もう恥ずかしい限りですね。誤解もあるし、

それが全部正しいとは思わないけど、だけど少なくとも向こうから見てるとそう見える。これはよっぽど我々は心してかからないと、これは大変なことになっちゃうな・・・そう思っています。(拍手)

【新崎】

どうも三人の皆さん、ありがとうございました。時間もございますので、いろいろ他にもご質問をいただいておりますが、すべてお答えできなかった点はお詫びいたします。ただ今日はいろいろとご批判もありましたけど、わかっていたきたいのは、どんな組織であっても、現場で「なんとかこの状況を変えなきゃいけない。そして記事を通じてそれを変えたい」という、熱い思いで頑張っている人間はまだまだ沢山いるんです。ただそれが表に出てくるのが出来づらくなっている・・・そういう時代になっていることは間違いありません。

そして、その現場の記者を代表するカタチで新聞労連というのがありますから、その現場の記者がいかに仕事がやりやすい環境がつかれるのか。抗議の声をあげられるような環境をいかに応援していくのか。そういう立場で、今後も活動を続けていきたいと思えますし、この集会もそういう意味を持っているということをご理解いただければ幸いです。

今日はどうもありがとうございました(拍手)

新聞労連機関紙 7月1日号

「権力とメディア」を議論
新聞研究シンポに300人

ジャーナリズムのあり方や言論の自由について考える新聞労連主催の公開シンポジウム「第59回新研中央集会」が6月5日、都内で開かれ、「権力とメディア」をテーマにした議論に、市民やマスコミ関係者ら約300人が耳を傾けた。

政権に批判的だったテレビキャスターの相次ぐ交代や、高市早苗総務相の「電波停止」発言などを受け、TBS「NEWS23」のアンカーを今春降板した毎日新聞特別編集委員の岸井成格（しげただ）さんをパネリストに招いたほか、元共同通信記者でフリージャーナリストの青木理（おさむ）さん、元産経新聞記者でマスコミ誤報検証サイトを運営する弁護士で日本報道検証機構代表の楊井人文（やない・ひとふみ）さんも登壇。新崎盛吾委員長がコーディネーターを務めた。

集会では、岸井さんが「権力がメディア統制のための布石をどんどん置き始めている。黙っているわけにはいかない」と訴えると、青木さんは「直接的な圧力はなくとも、たたかれるのは面倒だという意識が広がっている。メディアの萎縮が問題」と指摘。楊井さんは「理のない主張には、メディアとしてきっちり反論することが必要。ほったらかしにしている問題も解決しない」と語った。

権力監視を再確認 新研中央集会

政権側は巧妙だ 岸井さん
自粛、内部の問題 青木さん
危機感を検証へ 楊井さん

「ものすごく息苦しい」毎日新聞特別編集委員の岸井成格さんは第59回新研中央集会で、今のメディアが置かれた状況に危機感をあらわにした。

今春、TBS「NEWS23」のアンカーを降板。岸井さんは「（降板を働き掛ける）直接の圧力は全くなかった」と断言したが、放送局へ自主的に判断させるよう、政権側が番組への不満や批判を漏らし続けていたとし、「痕跡は残さない、非常に巧妙なやり方」と振り返った。

ジャーナリストの青木理さんも「現政権がきわめて強圧的ににらみつける中、メディア側の自粛や萎縮が起きたのが今年の春だった」と話した。一方で、「表現の自由」に関する国連特別報告者のデービッド・ケイさんが今春に来日した際、「政権にいる

いろいろ言われても、メディアが蹴飛ばせば済む話。なぜそれが自粛や萎縮につながるのか」と言われたという。

青木さんは「これはメディア内部の問題として考える必要があるのではないかと投げ掛けた。

日本報道検証機構代表の楊井人文さんは「権力とメディアが緊張関係にあるのがむしろ正常」とした上で、「文句を言う権利は当然政治家にもあり、それは権力の本質でもある。それを踏まえて、メディアは独立性について考える必要がある」と話した。

議論は、政治的公平性を定めた放送法第4条をめぐる問題にも及んだ。

岸井さんは「あれは倫理規定で、政治的公平性は権力側が判断することじゃない。国民が、そしてメディアが判断すること。権力に介入される口実に使われてしまうなら、4条はない方がいい」と訴えた。

これに対し、楊井さんは「法律家としては、法律に書いてあるのに倫理的な効力しかない、というのはなかなか難しい」と指摘し「総務省の直接の規制下にあること自体が根本的な問題なのに、なぜメディアは一体となって闘わないのか」と疑問を呈した。青木さんは「日本のメディアは、自分の経営とか損失に関わることになると、一気にしゅんとなる。分断の材料をメディア側が与えてしまっている面もある」と応じた。

後半は会場からの質問に答えた。

「なぜメディアは権力と闘わず、枕を並べて討ち死にしているのか」との参加者の声に、楊井さんは「現役の記者から話を聞くと、みんな危機感を持っているのに、声を発することができない。そういう内部の危機感を、外にいる市民の皆さんと一緒に考え、検証していく。今のメディアを変えていくには、そんな行動を少しずつでもやっていくしかない」と説明。

青木さんは「国家や政府の積極的な監視機能は、結局メディアにしかない。その役割をこつこつと果たしていくしかない」。岸井さんは「海外メディアが、日本のメディアを見る目は非常に厳しくなっている。恥ずかしい限りだが、我々がよほど心してかからないと、日本は大変なことになってしまう」と身を引き締めていた。

新崎盛吾委員長は「現場には今の状況を変えたい、という熱い思いを持って頑張っている人間がまだまだたくさんいる。現場の記者が仕事をしやすい環境をつくるための活動を今後も続けたい」とまとめた。

【朝日新聞労組・渡義人】



しんけん言うトピア 2015年度の活動



日本新聞労働組合連合

〒113-0033 文京区本郷 2-17-17 井門本郷ビル 6F
電話 03-5842-2201 FAX 03-5842-2250